

特別区の現状と課題（参考資料）

- I 都区制度改革の経緯と現行制度の概要
- II 都区間財源問題と都区のあり方検討
- III 特別区児童相談所の設置に向けた検討
- IV 都区財政調整制度と協議の現状
- V 地方分権改革と特別区のこれから

特別区長会事務局
2024. 4. 24

目 次

I 都区制度改革の経緯と現行制度の概要

○ 23区域の変遷	2
○ 昭和7年東京市（大東京市）の市域	2
○ 23区の変遷	3
○ 都区制度改革の変遷	4
○ 特別区の変遷イメージ	4
○ 制度改革の歩み	5
○ 都区制度に関する規定等	6
○ 都と特別区、都道府県と市町村に関する規定の対比	7
○ 都区制度の概要	8
○ 都と区市町村との分担関係	8
○ 道府県と市・区の手当関係	9
○ 指定都市等の事務と特別区の手当の比較	10
○ 大都市人口の比較	11
○ 区域内の市町村財源と行政需要の比較	11
○ 平成12年の都区制度改革	12
○ 平成12年改革で確認された原則	12
○ 国会答弁にみる都区制度改革の趣旨	13
○ 政令指定都市制度と都区制度の比較	17
○ 特別区間の協議・共同機関	18
○ 「都区財政調整」及び「都区のあり方検討」に係る検討体制について	20

II 都区間財源問題と都区のあり方検討

○ 平成12年改革以降の都区制度をめぐる検討の経緯	22
○ 都区のあり方検討の経緯と現状のポイント	23
○ 平成12年改革後の協議で目指したもの	25
○ 未完の都区制度改革	25
○ 主要5課題に関する都区協議の概要～主要5課題の確認から当面の配分率の決着まで～	26
○ 都が行う「大都市事務」の分析結果	28
○ 都区財政調整「主要5課題」協議決着の構図	28
○ 都区のあり方検討委員会	29
○ 都区のあり方に関する検討の方向	29
○ 検討対象事務の選定基準と項目数	30
○ 移管すべき事務の選定基準	30
○ 都区の事務配分の検討結果（23年1月）	31
○ 事務配分の検討状況（例）	31
○ 事務配分に関する都区の考え方（例）	32
○ 都区のあり方検討 移管検討対象事務（53項目）一覧	33
○ 区域のあり方について	35
○ 分権の受け皿論	35
○ 都区のあり方検討 「区域のあり方」の取扱い	36
○ 東京の自治のあり方研究会	36
○ 東京の自治のあり方研究会「最終報告」について	37
○ 東京の人口の推移	38
○ 東京の将来人口推計（年齢3区分別）	39
○ 税財政制度について～区が示した「論点」～	40

Ⅲ 特別区児童相談所の設置に向けた検討

○ 平成28年児童福祉法改正までの検討経過の概況	42
○ 平成28年児童福祉法改正後における取組の概況	43
○ 平成28年児童福祉法改正までの検討経過（年表）	47
○ 平成28年児童福祉法改正後の取組状況（年表）	49
○ 児童相談所のあり方検討資料	59
○ 特別区児童相談所移管モデルのポイント	61
○ 「特別区児童相談所移管モデル」の具体化について【概要版】	62
○ 新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会報告案について【会長コメント】	64
○ 新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会報告（提言）【概要版】	66
○ 新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会報告について【会長コメント】	68
○ 児童福祉法等の一部を改正する法律の概要	69
○ 児童福祉法等の一部を改正する法律の成立について【会長コメント】	70
○ 「児童相談所運営・児童相談所設置市事務にかかる勉強会」開催概要	71
○ 「特別区児童相談所の設置に向けた広域調整に係る検討会」	72
○ 児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律附則【抜粋】	74
○ 世田谷区及び江戸川区を児童相談所設置市に指定する政令の閣議決定について【会長コメント】	75

Ⅳ 都区財政調整制度と協議の現状

○ 2つの財源保障（財政調整）制度	77
○ 都区財政調整制度が必要な理由	77
○ 特別区に関する財政制度上の特例措置	78
○ 市町村税等の都区配分の状況	79
○ 都区間の一般財源配分の状況	80
○ 特別区財政調整交付金の規模	80
○ 都区財政調整制度のあらまし	81
○ 特別区財政調整交付金算定の仕組み	85
○ 都区財政調整交付金の算定方法	86
○ 基準財政需要額及び基準財政収入額の算定例	87
○ 普通交付金区別算定額	88
○ 歳入決算額と財調算定額との関係	88
○ 都区財政調整関係協議の主な経緯	89
○ 都区財政調整基準財政需要額の推移	90
○ 都区間配分割合変更の考え方	90
○ 都区財政調整協議等の流れ	91
○ 令和6年度都区財政調整区側提案事項	91
○ 令和6年度都区財政調整協議結果のポイント	92
○ 都区協議会における特別区長会会長発言概要	94
○ 特別交付金に関する特別区の主張	95
○ 特別交付金の算定に関する運用について	96
○ 令和5年度特別区財政調整交付金（特別交付金）交付額一覧	102
○ 特別区都市計画交付金に関する特別区の主張	103
○ 都市計画決定の権限移譲について	104
○ 都市計画の種類及び決定区分と基礎自治体への移譲事務	105
○ 都市計画税について	106
○ 令和6年度都区財政調整（フレーム対比）	107
○ 都区財政調整制度の算定方法等の規定状況（概要）	108
○ 都区間の税配分の特例と都区財政調整制度の概要	109
○ 都区財政調整制度の運用上の課題（例）	110
○ 道府県分と市町村分の組替えによる財源超過額の試算	111

V 地方分権改革と特別区のこれから

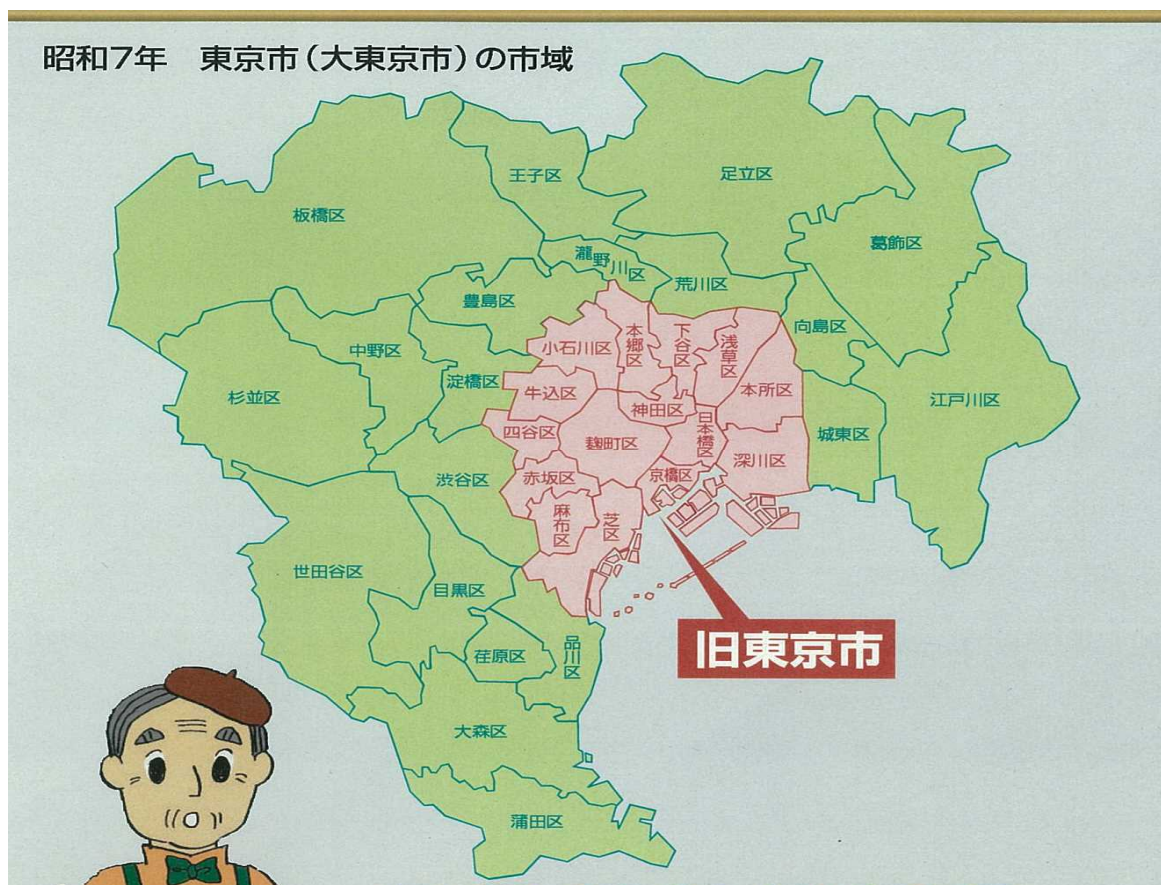
○ 地方分権改革と特別区の将来像に係る動きのポイント	113
○ 国、地方公共団体間の役割分担に関する地方自治法の規定（抜粋）	115
○ これまでの地方分権改革の成果	116
○ 「個性を活かし自立した地方をつくる」＜概要＞	119
○ 大都市制度のあり方をめぐる各団体の主張	120
○ 基礎自治体連合構想と都区制度の現状・課題（説明メモ）	123
○ 「とりまとめに向けた考え方について（その2）（案）」に対する意見等【説明メモ】	129
○ 第30次地制調第18回専門小委「都と特別区に関する検討の視点」に対する特別区の考え方	131
○ 「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」の要点	135
○ 第30次地方制度調査会「答申」に対するコメント（抜粋）	135
○ 第30次地制調「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申（抜粋）」	136
○ 第30次地方制度調査会答申を受けた取組状況について	145
○ 大阪「都」VS特別自治市	146
○ 参考「特別市」について	146
○ 大阪における特別区の制度設計（いわゆる「大阪都構想」）の概要	147
○ 道州制関連の動き	149
○ 道州制ビジョン：東京圏をどうするのか（レジюме）＜一部省略＞	150
○ 道州制と東京の扱いの議論	153
○ 大都市地域における自治制度の論点	154
○ 基礎自治体と広域行政	154
○ 「都の区」の制度廃止と「基礎自治体連合」の構想（概要版）	155
○ 東京自治制度懇談会報告「議論の整理」	159
○ 第二次特別区制度調査会報告	159
○ 東京や大都市制度に関する記述等	160
○ 当面する特別区の重大課題（例示）	162
○ 特別区長会会長就任あいさつ	163
○ 地方法人課税見直しに関する提起	164
○ 不合理な税制改正による特別区への影響	165
○ 税源偏在是正措置に対する特別区緊急共同声明	166
○ 不合理な税制改正等に関する要望について	167
○ 「ふるさと納税制度」に対する特別区緊急共同声明	173
○ 「ふるさと納税制度」に関する要望について	175
○ 「ふるさと納税制度」に関する要望について	176
○ 不合理な偏在是正措置について	177
○ 「ふるさと納税」制度の抜本的な見直しに関する共同要請	178
○ 不合理な税制改正等に対する特別区の主張（令和5年度版）【概要】	179
○ 特別区全国連携プロジェクト	181
○ まち・ひと・しごと創生法の概要	184
○ まち・ひと・しごと創生総合戦略（2018改訂版）全体像	185
○ 都道府県・市区町村人口順	186
○ （参考）特別区の基礎データ	187

I 都区制度改革の経緯と現行制度の概要

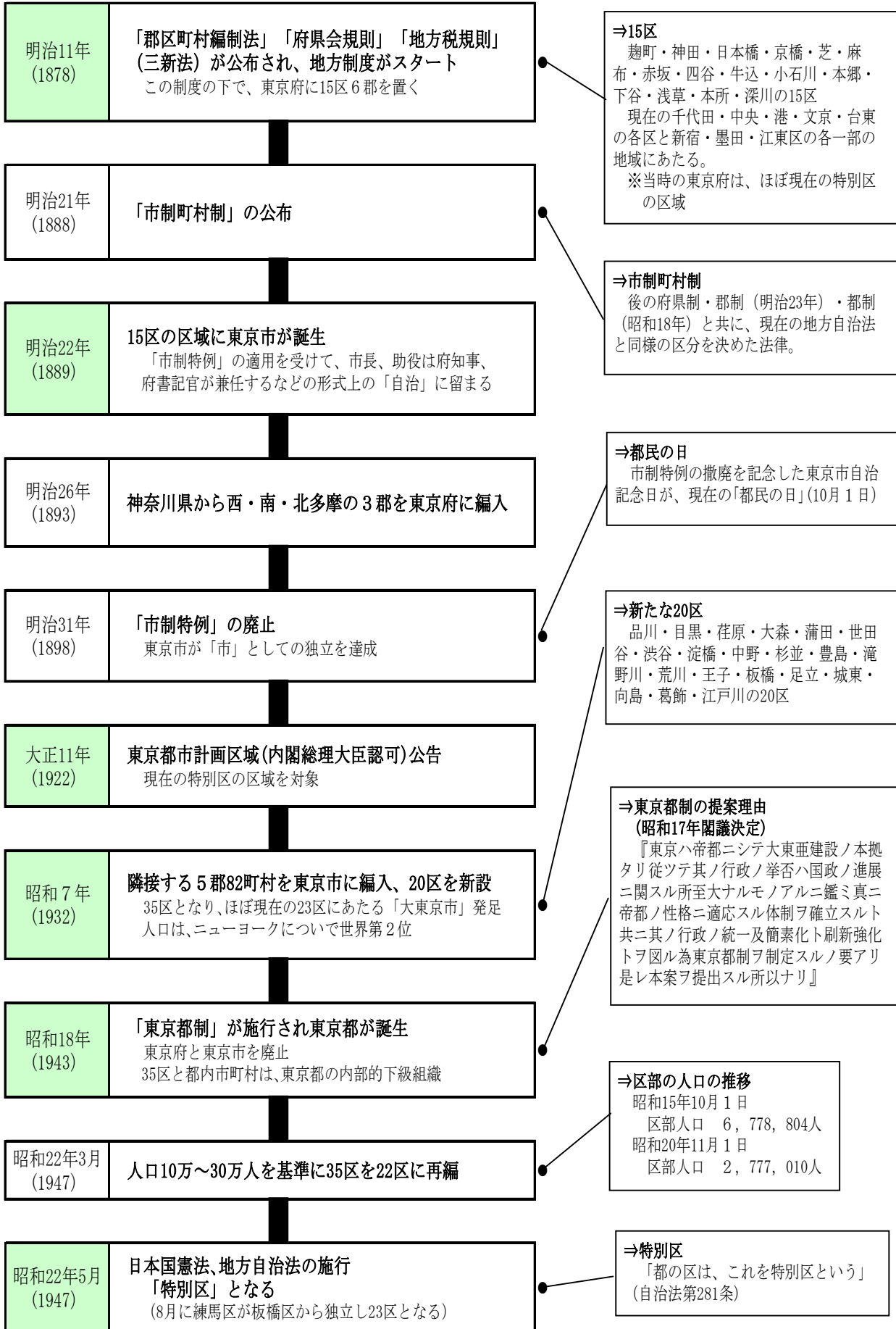
23区域の変遷



明治11年 (1878年)	「郡区町村編制法」制定 ⇒ 東京府区域に15区6郡 (ほぼ現在の特別区の区域)
明治21年 (1888年)	「市制町村制」制定 ⇒ 15区の区域をもって「東京市」を設置 ⇒ 6郡の389町村を85町村に合併(明治の大合併)
明治26年 (1893年)	神奈川県から西・南・北多摩の3郡を東京府に編入
大正11年 (1922年)	東京都市計画区域(内閣総理大臣認可)公告 (= 現在の特別区の区域)
昭和7年 (1932年)	隣接の5郡82町村を東京市に編入し、 20区を新設 ⇒ ほぼ旧東京府の区域に35区の「大東京市」が発足
昭和18年 (1943年)	「 東京都制 」施行(←東京府と東京市を廃止) ⇒ 35区 & 都内市町村は東京都の内部的下級組織
昭和22年 (1947年)	人口10万~30万人を基準に 35区を22区に再編 (8月から 23区) 「地方自治法」制定 ⇒ 都の区は「特別区」となる



2 3 区 の 変 遷



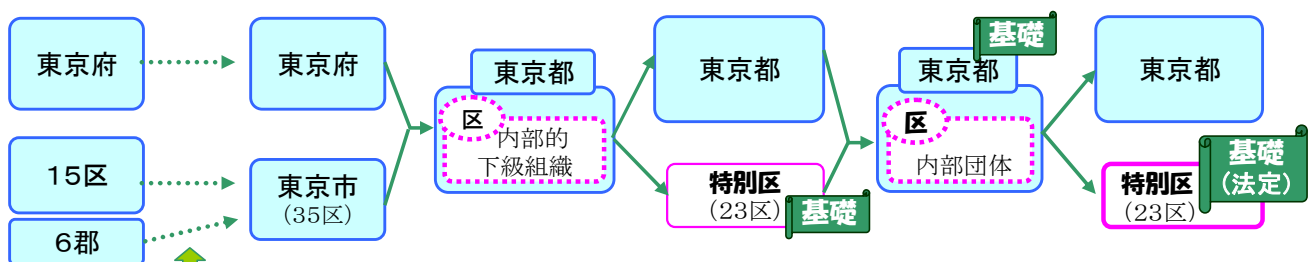
都区制度改革の変遷

大都市の一体性を確保しつつ
身近な自治を強化

地方自治法	改革のポイント	改革の背景
昭22施行	都区2層制(特別区は「基礎」) ⇒実態的権限なし	戦後民主化の徹底 ※都区の紛争激化
昭27改正 (同年施行)	特別区は都の内部的団体に ⇒都が「基礎」、区長公選廃止、 事務の限定列举、都が調整権	強力な「基礎」の存在が 戦災復興を「阻害」 ※改革悲願の始まり
昭39改正 (昭40施行)	特別区の権限を拡大 ⇒福祉事務所等移管、課税権(都 が調整)、都区協議会設置	「市」の事務の重圧で 都の行財政が麻痺 ※大都市問題の激化
昭49改正 (昭50施行)	特別区に「市」並み自治権付与 ⇒区長公選、人事権、事務配分 原則の転換(保健所等の移管)	大都市における自治 意識の高まり ※引続き都が「基礎」
平10改正 (平12施行)	都区2層制の復活(法定) ⇒都区の役割分担、財源配分 原則明確化(清掃等の移管他)	地方分権、都区の行政 責任明確化の要請 ※都区制度の到達点

<参考> ●特別区の変遷イメージ

明治11年 昭和7年 昭和18年 昭和22年 昭和27年 平成12年
 1878年 1932年 1943年 1947年 1952年 2000年
 (区の誕生) (隣接郡町村編入) (戦時体制) (戦後の民主化) (戦後復興優先) (地方分権)
 【郡区町村編制法】 【大東京市発足】 【東京都制施行】 【地方自治法制定】 【改正自治法施行】 【改正自治法施行】



明治11年以降昭和7年までの間の変遷については、2ページ上段の表をご参照ください。

制 度 改 革 の 歩 み

昭和22年	特別区の誕生 原則として市と同一の機能 地方自治法制定（昭和22年5月3日 日本国憲法と同時施行） ・基礎的自治体である特別地方公共団体に位置づけ ・区長は公選 ・事務の多くは都に留保
昭和27年	区長公選制廃止など自治権が大幅に制限 自治法改正により、昭和27年9月1日から ・都の内部的団体に位置づけ ・区長公選制廃止（都知事の同意を得て区議会が選任） ・事務が制限列举（それ以外の事務は都）
昭和39年	事務権能が強化 自治法改正により、昭和40年4月1日から ・福祉事務所等列举項目が10から21に増（一部は概括例示へ） ・地方税法上の課税権を獲得する ・ごみの収集・運搬は特別区の手務（別に定める日まで都が処理）
昭和49年	区長公選復活、事務の処理は原則として市並み 自治法改正により、昭和50年4月1日から ・都が処理する事務（消防・水道・清掃等）を除く「市」の事務、保健所設置市の事務等に移管 ・都配属職員制度の廃止
昭和56年8月	「『特例』市の構想」を提示（特別区政調査会答申） 特別区を普通地方公共団体に改めることを提言
昭和61年2月	「都区制度改革の基本的方向」を都区合意 特別区を普通地方公共団体に位置づけ、清掃事業をはじめとした事務の移管を合意
平成2年9月	第22次地方制度調査会答申 特別区を基礎的自治体（特別地方公共団体）に位置付け、事務事業の移譲等一括実施を答申
平成4年10月	都区制度改革に関する中間のまとめ 地方制度調査会答申を踏まえて検討した途中経過を都区で発表
平成6年1月	「新しい23区」実現大会開催 地方分権が叫ばれる中で開催、自治大臣が大会に初出席
平成6年5月	清掃移管を都が提示 特別区に清掃事業の全責任、特別区は大筋において了承
平成6年9月	「都区制度改革に関するまとめ」を都区合意 「都区制度改革に関するまとめ（協議案）」を都区間で正式に合意
平成6年12月	自治大臣へ法改正要請 関係者間の合意も得、自治大臣に正式に法改正を要請し受理された
平成7年2月	特別区制度改革実現決起大会開催 住民代表が、国会議員に対し法改正を要請
平成10年	特別区を「基礎的な地方公共団体」に位置づけ 自治法改正により、平成12年4月1日から ・特別区の内部団体性の払拭 ・一般廃棄物の収集、運搬、処分等の事務の移管 ・都区財政調整制度の改正等財政自主権の強化
平成12年3月	都区制度改革実施大綱の決定 都区協議会において実施大綱を都区双方で確認のうえ決定
平成12年4月	制度改革の実現 基礎的な地方公共団体

昭和22年3月17日 第92回帝国議会貴族院特別委員会補足説明

●鈴木俊一政府委員（内務省行政課長）
 都内の区なり市町村と云うものは、矢張り是が基礎的な団体であつて、他の府県の市町村と同じ性格のものである。都は其の上に立つ所の複合的な団体である。即ち性格として道府県と同じものであると云う風に規定して居るのであります。

昭和27年6月18日 第13回国会参議院地方行政委員会

●岡野清蒙国務大臣
 地方自治法制定の際は、特別区は憲法上の地方公共団体として発足したものでありますが、その後の特別区の制定に鑑みまして、都道府県市町村とはその性格が異なっておりますので、今回改正を加えまして、憲法上の本来の地方公共団体ならざるものとして立案いたしましたのであります。従いまして区長公選制を廃止いたしましても憲法違反の問題は起こらないと存じます。以上の見解は……政府の統一解釈として申し上げる次第であります。

昭和49年5月16日 第72回国会衆議院地方行政委員会

●林忠雄政府委員（自治省行政局長）
 政府といたしましては、今回の改正によって特別区の性格が変わるという、従前憲法上の自治体でなかったものが憲法上の自治体になるとは考えておりません。……従来の性格の延長と考えつつ、……憲法上の性格そのものは変えないという考えの上に立って対処した次第でございます。
 ●同政府委員
 （特別区は）今回相当独立性を強めたが、……大都市行政の一体性の上で非常に支障がでるということになれば逆の方向も考えなければいけない。そういう意味で、……これは一つの試みと考えざるを得ないので……

平成2年9月20日 都区制度改革に関する答申について

●鈴木俊一都知事コメント
 ……答申は、特別区の自主性・自律性を強化する方向での改革を提言しており、なかでも都と特別区が強く要望していた特別区の性格変更について「都の特別区の存する区域における基礎的な地方公共団体」として明らかにしている。また、住民に身近な事務の特別区への移譲や特別区に関する特例措置の見直しも大筋で都区合意に沿ったものであり、全体的にみて評価できるものである。……

平成10年4月7日 第142回国会衆議院地方行政委員会

●上杉自治大臣
 ……今回の改正で、特別区は、基礎的な地方公共団体として位置づけられ、市町村と同じような扱いを受ける、……都の内部団体としての性格が払拭をされたわけでございます。また、大都市の一体性、統一性の確保の要請に配慮しつつ、原則として市町村の処理する事務を受け持つ、…昭和22年の制度改正の意図は基本的に達成をされたものと認識をいたしておるところでございます。

都区制度に関する規定等

○地方自治法

(都と特別区との役割分担の原則)

第 281 条の 2 **都**は、特別区の存する区域において、特別区を包括する広域の地方公共団体として、第 2 条第 5 項において都道府県が処理するものとされている事務及び特別区に関する連絡調整に関する事務のほか、同条第 3 項において市町村が処理するものとされている事務のうち、人口が高度に集中する大都市地域における行政の一体性及び統一性の確保の観点から当該区域を通じて都が一体的に処理することが必要であると認められる事務を処理するものとする。

2 **特別区**は、基礎的な地方公共団体として、前項において特別区の存する区域を通じて都が一体的に処理するものとされているものを除き、一般的に、第 2 条第 3 項において市町村が処理するものとされている事務を処理するものとする。

(特別区財政調整交付金)

第 282 条 都は、都及び特別区並びに特別区相互間の財源の均衡化を図り、並びに特別区の行政の自主的かつ計画的な運営を確保するため、政令で定めるところにより、条例で、特別区財政調整交付金を交付するものとする。

2 前項の特別区財政調整交付金とは、地方税法第五条第二項に掲げる税のうち同法第七百三十四条第一項及び第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定により都が課するもの（※1）の収入額と（中略※2）と地方税法附則第六十六条第三項の規定により交付すべき固定資産税減収補填特別交付金の額（※3）との合算額に条例で定める割合を乗じて得た額で特別区がひとしくその行うべき事務を遂行することができるように都が交付する交付金をいう。

（※1）固定資産税、市町村民税法人分、特別土地保有税

（※2）法人事業税交付対象額

（※3）固定資産税減収補填特別交付金は、令和 8 年度までに限る。

(都区協議会)

第 282 条の 2 都及び特別区の事務の処理について都と特別区及び特別区相互の間の連絡調整を図るため、都及び特別区をもつて都区協議会を設ける。

2 前条第 1 項又は第 2 項の規定により条例を制定する場合には、都知事は、あらかじめ都区協議会の意見を聴かなければならない。

(参考)

○ 現行制度は、都の広域的な地方公共団体としての役割の純化が図られたものであり、特別区の基礎的な地方公共団体としての地位をできる限り充実・強化したものである。しかし、かかるシステムが真に効果的かつ民主的な大都市行政をもたらすかどうかは、その実際の運用にかかっている。

とりわけ重要なことは、一方では特別区の自主性・自立性を強めながら、他方では大都市行政の一体性・統一性を実現することである。

この課題は、二律背反の要素を含むものであって、その成就のためには、賢明な行政運営が要請されるところである。

○ 都が特別区に係る市町村事務を処理するのは、特別区における全体としての一体性及び統一性の確保が要請されるためである。・・・しかしながら、当該事務について、一体性及び統一性の確保の要請があれば、即、都による直接の処理が認められるものではない。まずは、特別区相互間で連携し、また、都が特別区に対して許容される限りで調整機能を行使することにより対応すべきである。こうした対応では足りず、一の統一的な意思決定の下、事務を処理しなくてはならない必要がある場合に、はじめて都がとりこむ形で一体的に事務を処理することとなるものである。

——「逐条地方自治法」（松本英昭著）の第 281 条の 2 に関する記述から抜粋

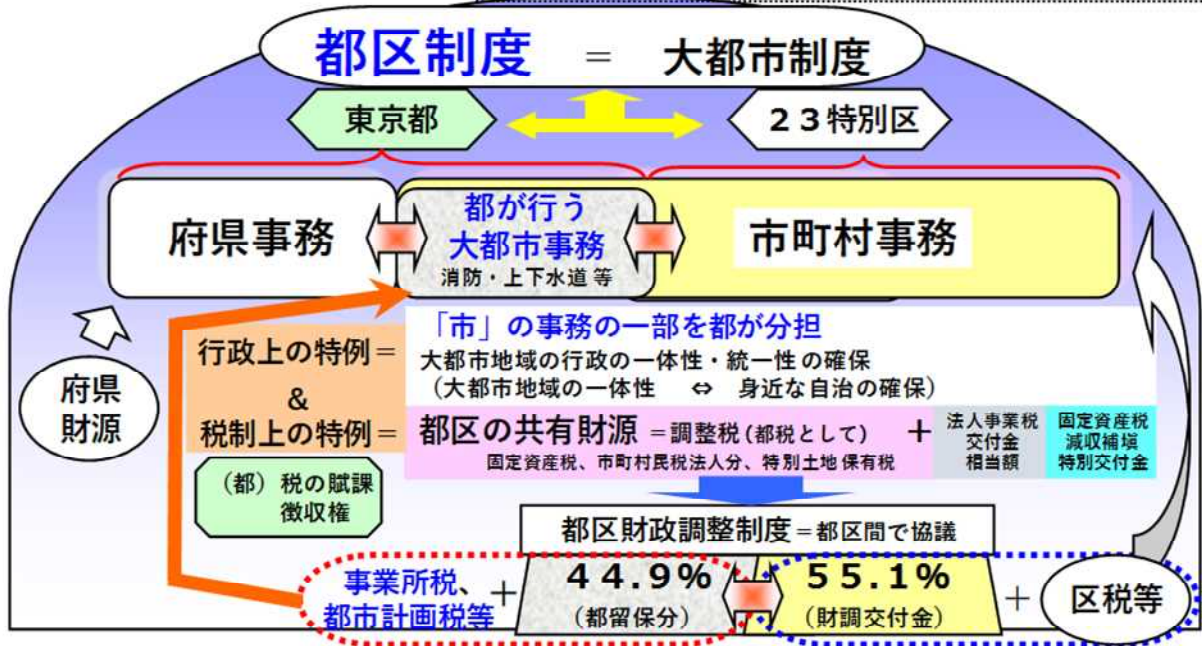
○都と特別区、都道府県と市町村に関する規定の対比

都と特別区に関する規定	都道府県と市町村に関する規定
<p>○地方自治法 (特別区)</p> <p>第 281 条 都の区は、これを特別区という。</p> <p>2 特別区は、法律又はこれに基づく政令により都が処理することとされているものを除き、地域における事務並びにその他の事務で法律又はこれに基づく政令により市が処理することとされるもの及び法律又はこれに基づく政令により特別区が処理することとされるものを処理する。</p> <p>(都と特別区との役割分担の原則)</p> <p>第 281 条の 2 都は、特別区の存する区域において、<u>特別区を包括する広域の地方公共団体として、第 2 条第 5 項において都道府県が処理するものとされている事務及び特別区に関する連絡調整に関する事務のほか、同条第 3 項において市町村が処理するものとされている事務のうち、人口が高度に集中する大都市地域における行政の一体性及び統一性の確保の観点から当該区域を通じて都が一体的に処理することが必要であると認められる事務を処理するものとする。</u></p> <p>2 特別区は、<u>基礎的な地方公共団体として、前項において特別区の存する区域を通じて都が一体的に処理するものとされているものを除き、一般的に、第 2 条第 3 項において市町村が処理するものとされている事務を処理するものとする。</u></p> <p>3 都及び特別区は、その事務を処理するに当たっては、相互に競合しないようにしなければならない。</p>	<p>○地方自治法 (地方公共団体の法人格とその事務)</p> <p>第 2 条</p> <p>2 普通地方公共団体は、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものを処理する。</p> <p>5 都道府県は、<u>市町村を包括する広域の地方公共団体として、第 2 項の事務で、広域にわたるもの、市町村に関する連絡調整に関するもの及びその規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でない</u>と認められるものを処理するものとする。</p> <p>3 市町村は、<u>基礎的な地方公共団体として、第 5 項において都道府県が処理するものとされているものを除き、一般的に、前項の事務を処理するものとする。</u></p> <p>4 市町村は、前項の規定にかかわらず、次項に規定する事務のうち、その規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でない<u>と認められるものについては、当該市町村の規模又は能力に応じて、これを処理することができる。</u></p> <p>6 都道府県及び市町村は、その事務を処理するに当たっては、相互に競合しないようにしなければならない。</p>
<p>○地方自治法 (特別区財政調整交付金)</p> <p>第 282 条 都は、<u>都及び特別区並びに特別区相互間の財源の均衡化を図り、並びに特別区の行政の自主的かつ計画的な運営を確保するため、政令で定めるところにより、条例で、特別区財政調整交付金を交付するものとする。</u></p> <p>2 前項の特別区財政調整交付金とは、地方税法第五条第二項に掲げる税のうち同法第七百三十四条第一項及び第二項(第二号に係る部分に限る。)の規定により都が課するもの(※1)の収入額(中略※2)と地方税法附則第六十六条第三項の規定により交付すべき固定資産税減収補填特別交付金の額(※3)との合算額に条例で定める割合を乗じて得た額で特別区がひとしくその行うべき事務を遂行することができるように都が交付する交付金をいう。</p> <p>(※1) 固定資産税、市町村民税法人分、特別土地保有税</p> <p>(※2) 法人事業税交付対象額</p> <p>(※3) 固定資産税減収補填特別交付金は、令和 8 年度までに限る。</p>	<p>○地方交付税法 (この法律の目的)</p> <p>第 1 条 この法律は、地方団体が自主的にその財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能をそこなわずに、その財源の均衡化を図り、及び地方交付税の交付の基準の設定を通じて地方行政の計画的な運営を保障することによつて、地方自治の本旨の実現に資するとともに、地方団体の独立性を強化することを目的とする。</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 地方交付税 第 6 条の規定により算定した所得税、法人税、酒税、消費税及びたばこ税のそれぞれの<u>一定割合の額で地方団体がひとしくその行うべき事務を遂行することができるように国が交付する税をいう。</u></p> <p>(都の特例)</p> <p>第 21 条 都にあつては、道府県に対する交付税の算定に関しては<u>その全区域を道府県と、市町村に対する交付税の算定に関してはその特別区の存する区域を市町村と、それぞれみなして算定した基準財政需要額の合算額及び基準財政収入額の合算額をもってその基準財政需要額及び基準財政収入額とする。</u></p>

都区制度の概要

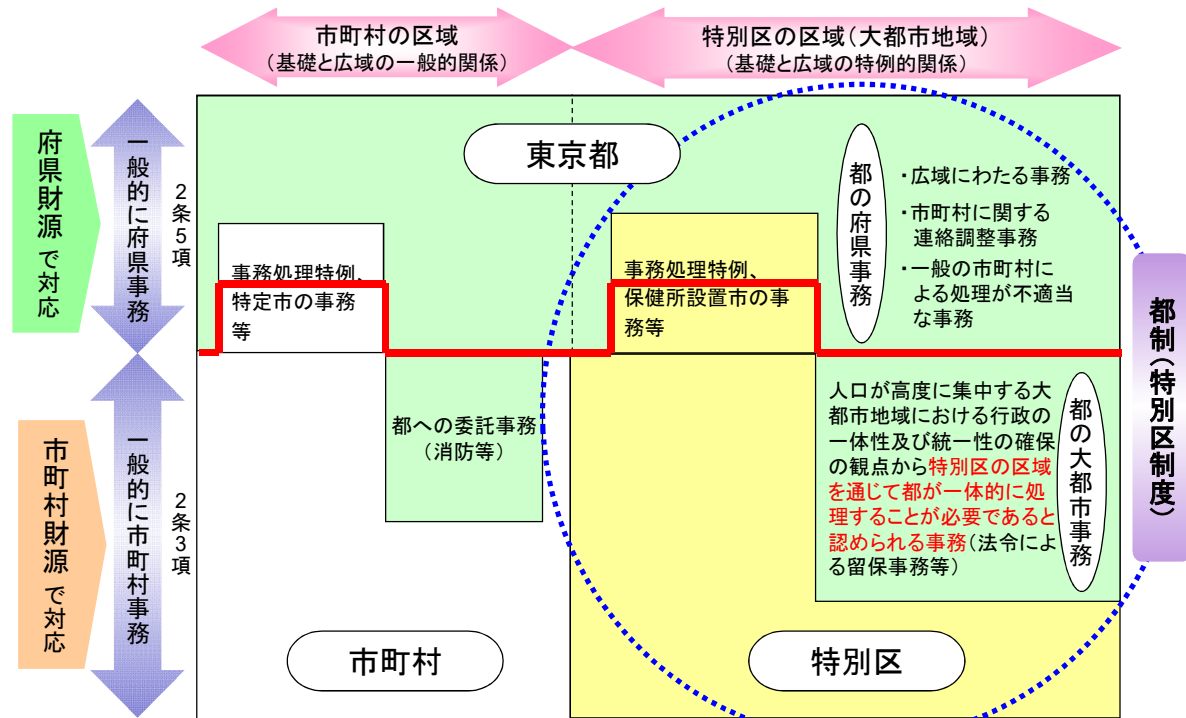
大都市地域に複数の基礎自治体が併存

- 政令指定都市制度では対応できない大都市地域に適用
- 大都市地域における身近な自治と行政の一体性を共に確保
 - ・複数の基礎自治体と広域自治体の特別な役割分担で対応
 - ・大都市制度としての特例（事務分担、税配分、財調制度）
- 役割分担、財源配分は、法定の原則の下に、都区協議で調整



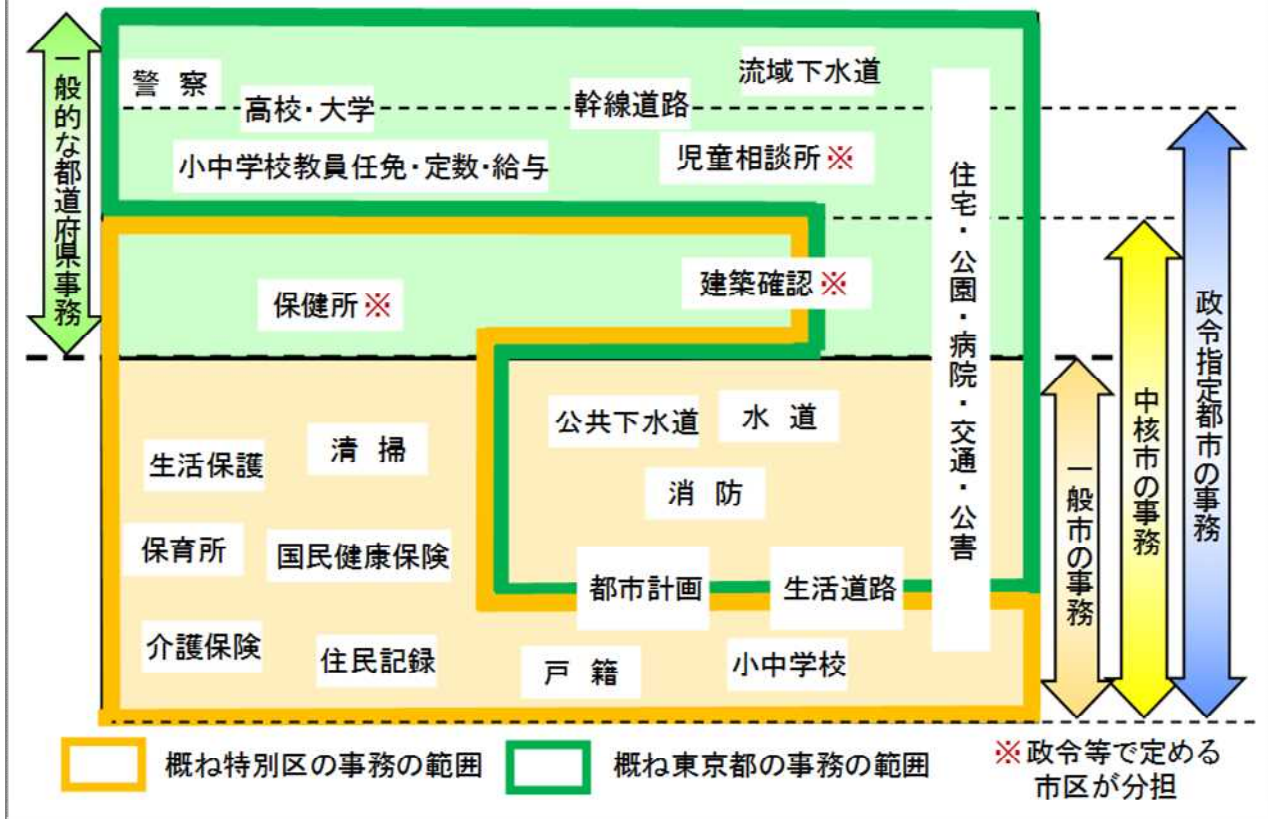
※地方交付税は都区合算で算定 ※財調交付金（区間財源調整）＝基準財政需要額－基準財政収入額
 ※事務処理特例（府県事務の移譲）、都市計画交付金（都市計画事業に対する都から区への交付金）の標記は省略

都と区市町村との分担関係（イメージ）



※図中、太線が府県財源と市町村財源の境界線
 ※図中、条文は地方自治法

都道府県と区・市の分担関係（イメージ）



(参考) 通常市が処理する事務で都が実施又は特別区の連携で対応している例

都が処理しているものの例

上水道・公共下水道の設置管理、消防事務、一定規模以上の都市計画決定

特別区が共同で又は連携して処理しているものの例

- ・清掃事業の中間処理（一部事務組合：平成 12 年度清掃事業移管時から）
⇒ 2 1 清掃工場他 各区の収集運搬事業と連携、最終処分場共有（都が管理）
- ・生活保護施設の設置・管理（一部事務組合：昭和 42 年度から）
※福祉関係事務移管時（昭和 40 年度）は、各施設の所在区による運営
⇒ 更生施設 8 所、宿所提供施設 9 所、宿泊所 4 所、路上生活者関係施設 5 所
- ・国民健康保険料の自主調整（平成 11 年度以前は都が調整）
⇒ 基礎的な行政サービスである国民健康保険制度の性格を踏まえて、23 区間の協議により自主的に保険料を調整（同じ所得、世帯構成であれば同額）

指定都市等の事務と特別区の事務の比較

指定都市・中核市・特例市が処理する主な事務と、そのうち特別区が実施しているもの（ 網掛けした部分）を以下に示した。

- <注> ・「※1」は、法令に基づき特別区が実施している事務。
 ・「※2」は、条例による事務処理特例制度に基づき特別区が実施している事務（「県費負担教職員の研修」は一部実施）。
 ・「※3」は、政令で定める市・特別区が処理する事務。

令和5年4月13日現在

指定都市の区域においても都道府県が処理する主な事務

(教育)

- ・私立幼稚園・専修学校・各種学校に関する認可、指導等 ※2

(治安・安全・防災)

- ・警察（犯罪捜査、運転免許等）

指定都市が処理する主な事務

(保健衛生)

- ・精神障害者の入院措置
- ・動物取扱業の登録

(福祉)

- ・児童相談所の設置 ※3
- ・児童福祉施設の設置認可・監督 ※3

(教育)

- ・県費負担教職員の任免、給与の決定、定数の決定、給与等の負担、小中学校学級編成基準の決定

(環境)

- ・建築物用地下水の採取の許可

(まちづくり)

- ・都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（一つの指定都市の区域内の都市計画区域に係るもの）
- ・都道府県道、産廃施設、流通業務団地等に関する都市計画決定
- ・市街地再開発事業に関する都市計画決定
- ・市内の指定区間外の国道の管理
- ・区域区分に関する都市計画決定
- ・市内の県道の管理

中核市が処理する主な事務

(保健衛生)

- ・保健所の設置 ※1
- ・飲食店営業等の許可 ※1
- ・浄化槽設置等の届出 ※1
- ・温泉の供用許可 ※1
- ・高度管理医療機器（コンタクトレンズ等）販売業等の許可 ※1

- ・民生委員の定数決定、指導訓練等

(教育)

- ・県費負担教職員の研修 ※2

(環境)

- ・ばい煙発生施設の設置の届出
- ・一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設の設置の許可

(福祉)

- ・身体障害者手帳の交付
- ・母子・寡婦福祉資金の貸付け ※2
- ・保育所、特別養護老人ホーム、生活保護施設の設置認可・監督
- ・介護サービス事業者の指定

(まちづくり)

- ・屋外広告物の条例による設置制限
- ・サービス付き高齢者向け住宅事業の登録

施行時特例市が処理する主な事務

(まちづくり)

- ・市街化区域又は市街化調整区域内の開発行為の許可 ※2
- ・土地区画整理組合の設立の認可 ※2
- ・宅地造成の規制区域内における宅地造成工事の許可 ※2

(その他)

- ・計量法に基づく勧告、定期検査

(参考) 市町村が処理する事務のうち都が一体的に処理する事務

(まちづくり)

- ・上下水道の整備・管理運営
- ・都市計画決定（上下水道、用途地域等関係）

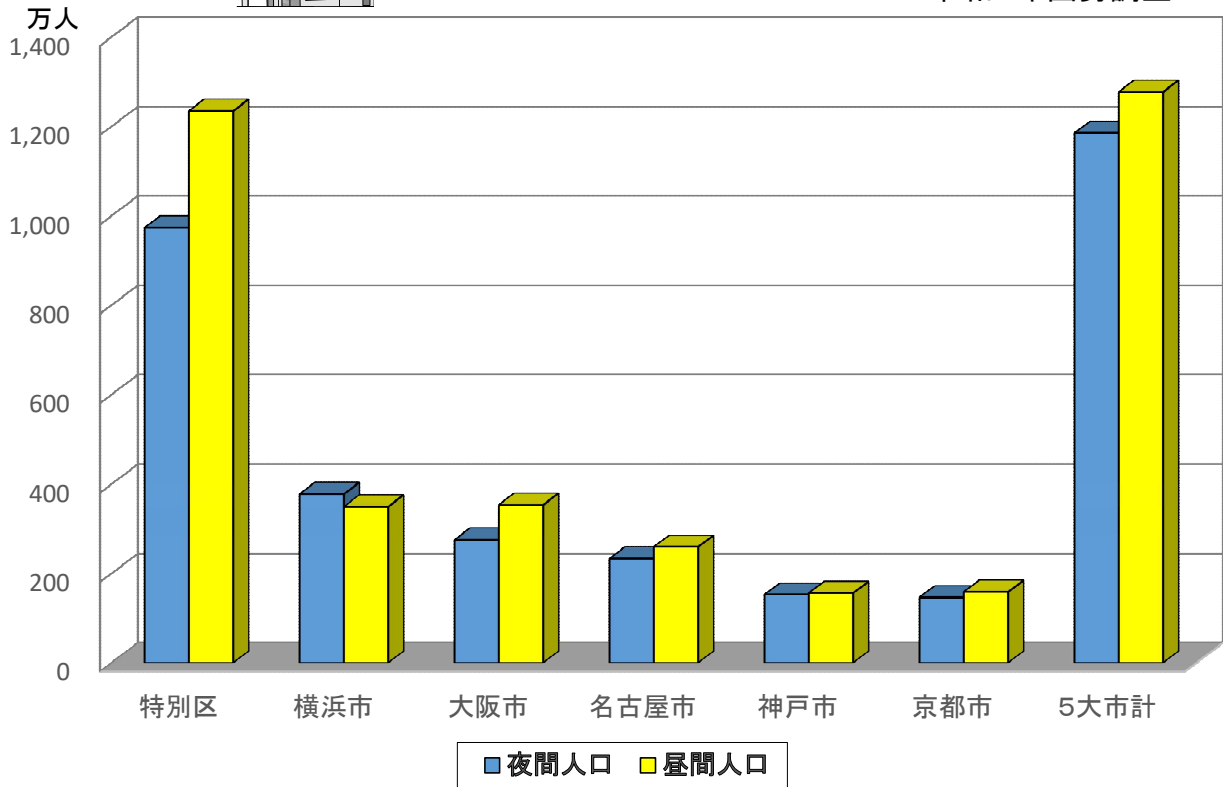
(治安・安全・防災)

- ・消防・救急活動

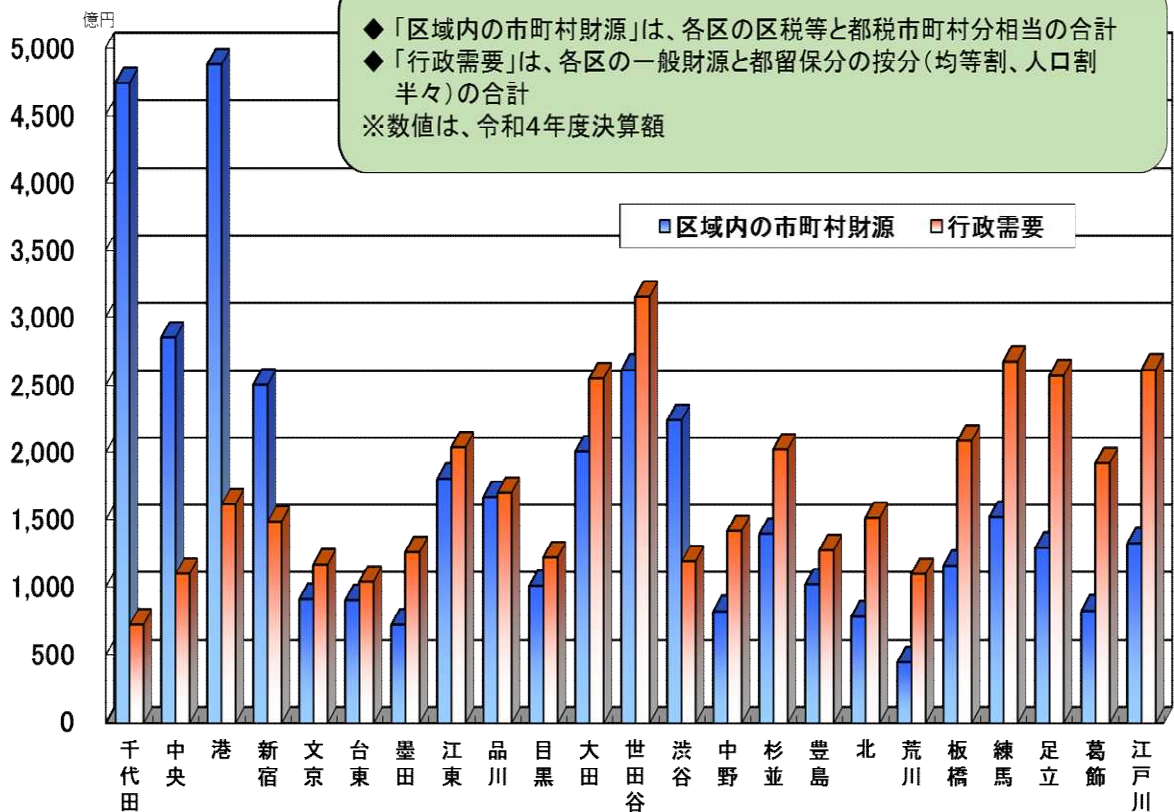


大都市人口の比較

令和2年国勢調査



区域内の市町村財源と行政需要の比較(粗い試算)



12年の都区制度改革



都区の法的位置づけの確立

特別区＝都の内部的団体
からの脱却！



都：広域の地方公共団体
区：基礎的な地方公共団体

財政自主権の強化

都から区への税源移譲 & 財調

(ゴルフ場利用税交付金、入湯税等)

法律による
財源保障

- ・財源配分割合の見直し
(区：44%→52%)
- ・総額補てん、納付金制度
の廃止 等

都区の役割分担見直し

都区の役割分担、
行政責任の明確化！！



都が行う市町村事務は限定！
住民に身近な事務は23区へ
⇒清掃事業 など

平成12年改革で確認された原則

《都と特別区の役割分担の原則》

- 特別区は身近な行政を都に優先して行う
- 都の「市町村事務」は限定される
- 法令に根拠のない事務の分担については、都区の協議
によって決まる



《都と特別区の財源配分の原則》

- 特別区がひとしくその行うべき事務を遂行することができる
ように調整税の一定割合を配分する
- 都に留保される事務の財源を都に留保する
- 配分割合については、都と特別区の「市町村事務」の分担
割合に応じて、都区の協議に基づいて定める

積み残し
の課題

都区の役割分担に
応じた財源配分が
未決着



財源問題の協議を経て
都区のあり方検討へ

国会答弁にみる都区制度改革の趣旨

－ 都と特別区との役割分担と財源配分について －

※平成10年地方自治法等の一部を改正する法律案に関する国会答弁

都区の役割分担の原則

①特別区は身近な行政を都に優先して行う

- <法改正の中で、都と特別区の位置付けをどのように明確にしたのかという趣旨の質問に対して>特別区が基礎的な地方公共団体として位置づけられますと、まず、特別区は、一般の市町村と同様に、住民に身近な地方公共団体ということで、住民に身近な行政を、いわば広域団体である都に優先して行うという役割分担の原則が明確にされるものと考えております。

[鈴木行政局長(衆4/2、下村博文)]

②都の「市町村事務」は限定される

- 都と特別区の役割分担、特に、都道府県としての都でなくて、市町村が処理する事務のうち都はどの部分を担うのか、こういうことにつきましては、今度の改正におきまして都と特別区の役割分担の原則を定めております。特別区の存する区域における行政の一体性、統一性の観点から、要するに、特別区の存する区域を通じて一体的に処理することが必要であるかどうか、必要であると認められる事務に限って都が限定的に事務を担当する、特別区はそれ以外のものを一般的に担う、こういう考え方でございます。

[鈴木行政局長(衆4/7、太田昭宏)]

- <特別区を基礎的な自治体として位置づけ、都から特別区への事務・権限と財源の移譲をして特別区の自治権を拡充するという今回の法改正の趣旨は尊重されるべきで、大都市の一体性・統一性の観点からの都が行う事務というのは、今後出てきたとしても非常に限定されたものになると思うがいかがかという趣旨の質問に対して> 今のお話の趣旨に沿いまして、大都市の一体性、統一性の観点から都に留保される事務は限定的であるべきだ、このように考えております。

[鈴木行政局長(衆4/7、中島武敏)]

③法令に根拠のない事務の分担については、都区の協議によって決まる

- まず、二百八十一条の二の、一体的に処理する必要がある事務かどうかということにつきましては、特別区が基礎的な地方公共団体として、一つは、一般的に市町村が処理する事務を処理するという観点、もう一つは、大都市行政の一体性、統一性の確保の観点、この二つを踏まえまして客観的に判断されるべきものでありますが、法令に根拠を要する事業につきましては、当該法令の趣旨、目的等を踏まえた上で、この原則の上に立って法令において明らかに規定する、こういうこととなります。

なお、法令に根拠のない一般公共事務でございますが、それにつきましては、新たにこの二百八十一条の二の役割分担の原則に沿って客観的に判断されるべきものでありますが、具体的には、都と特別区間の協議によって決まってくる、このように考えております。

[鈴木行政局長(衆4/7、中島武敏)]

都区の財源配分の原則

①特別区がひとしくその行うべき事務を遂行することができるように調整税の一定割合を配分する

- 今回の法改正におきましては、具体的には二百八十二条の第二項でございますが、この都区財政調整制度は、特別区がひとしくその行うべき事務を遂行することができるように都が交付する

のだということを法律上明記いたしております、こういうことから申しますと、今委員がおっしゃいましたような事務事業の移管とかあるいは将来の財政需要の変化に対応いたしましても、こういう規定を置くことによりまして、都区財政調整制度において財源保障がされることになると思います。

具体的には、この特別区に配分される割合が、もちろん事務事業の移管とかあるいは将来の財政需要の変化に対応して変更されるということになると考えますので、そういう意味でも財源保障はされるのではないかというふうに考えておる次第でございます。

[二橋財政局長（衆4／2、畠山健治郎）]

②都に留保される事務の財源を都に留保する

- <都区財政調整制度は、特別区の財源保障とともに都が行う市町村事務の財源を保障するためのものと考えて良いのかという趣旨の質問に対して>今回の改正で特別区は基礎的な地方公共団体として位置づけられることとなりますが、なお、消防あるいは上下水道等の事務は法令で都に留保されることとなります。この都に留保される事務につきましては、本来的には市町村税をもって充てられるべき性格のものでございまして、したがって、そのために都と区の間で財源配分を適切に行う必要がございます。

そういうことから、調整三税を原資とする都区財政調整制度が、それぞれ市町村の事務を都と特別区で分担する割合に応じて財源配分がされるわけございまして、そういう意味で、御指摘のとおり、都に留保される、一般であれば市町村が行う事務の財源としてこの調整三税の、要するに都に留保される分がそういう財源保障の機能を持つということでございます。

[二橋財政局長（衆4／7、中島武敏）]

③配分割合については都と特別区の「市町村事務」の分担に応じて、都区の協議に基づいて定める

- 今回、都区財政調整制度の基本的な仕組みは存続されるわけでございますが、そのときに、いわゆる調整三税、これにつきましては法律で明確にするという形にいたしております、これは、この制度自体の安定性あるいは特別区の財政運営の自主性といいますか、安定性を図る上でそのことが望ましいという趣旨で法律に書くということにいたしておるわけでございます。そのことで、かえって硬直的になりはしないかという御懸念でございますが、御案内のように、調整三税を最終的に都と特別区で、分担する市町村の仕事に応じてどのように分けるかという調整割合、これは都区間の協議に基づいて条例で定めるということになるわけございまして、今後の事務の変動あるいは移管ということが行われます場合には、それに応じて都区間で適正に協議がされて、必要な財源が調整割合の変更という形で担保されていくものというように考えております。

[二橋財政局長（衆4／7、石井紘基）]

- いわゆる調整三税の調整割合を定めるということが都分と特別区分とのシェアを分けることになるわけでございますが、これにつきましては両者間で十分な話し合いを行って、あくまでもその基本となりますのは実際に行います事務分担に応じてその財源の配分を行うということでございますので、そういう実際に分担する事務分担を前提として十分な話し合いを行っていただきたい、その結果で調整割合を定めていくということになろうかと思っております。

自治省といたしましては、この都区財政調整制度の運用に当たりまして、今回の法改正の趣旨も踏まえまして、特別区の自主的な財政運営に支障が生ずることがないように、地方自治法の二百八十二条で、助言・勧告等を行うという規定が自治大臣にございます。そういうことによりまして適切に対応してまいりたいというふうに考えております。

[二橋財政局長（衆4／7、太田昭宏）]

都区の基本的性格等に関する平成10年地方自治法等改正の趣旨(国会質疑抜粋)

平成10年4月2日 第142回国会 衆議院地方行政委員会議録第10号から抜粋

○西川太一郎委員 …今回新たに281条の2が設けられたわけでありましてけれども、これによって都区の役割の分担に指針が与えられたというふうに理解をいたすわけでありまして。

これまで、都と特別区の役割分担というのは、行政責任がある意味では不明確であった、こういうふうには言えると思います。これの新設によって大きな効果を持つというふうに感ずるわけでありまして、この新しい条文の中で、特別区は基礎的な地方公共団体と明確に位置づけられている。このことは非常に大事でありまして、これによって特別区は東京都の内部団体的な性格を払拭されて、名実ともに基礎的な地方公共団体になる。言わずもがなのことでありましてけれども、これに対して御所見を伺いたい、こういうことでありまして。

○鈴木政府委員(自治省行政局長) お答えいたします。

特別区が基礎的な地方公共団体としてそういう実質を備えるということと考えてみますと、二つの要件があると思います。一つは、都の内部団体としての性格が払拭されること、もう一つは、原則として、法制度上、住民に身近な事務を処理する地方公共団体として位置づけられること、この二つが必要であると考えております。

今回の制度改革後の特別区につきましては、今ほど大臣から御説明ございましたが、廃置分合、境界変更の発議の権能が特別区に付与される。また、都の調整条例というものの規定が廃止される。またさらに、いわゆる区長委任条項というものが廃止される。さらに都区財政調整制度の見直しが行われ、自主性、自立性の観点からの改正を行うということでもございまして、立法面から、また行政面から、また財政面から、いずれにいたしましても、一般の市町村と遜色のない状態に至るということでもございまして、都の内部団体としての性格は払拭されるものと考えております。

また、事務の面でも、改革後の特別区に対しましては一般廃棄物の処理に関する事務などが移譲されまして、大都市の一体性、統一性の確保の観点から都に留保される事務はございましてけれども、一般の市町村が処理する事務は、大半特別区が処理するということになります。

こういうことで、特別区は、基礎的な地方公共団体としての実質を備えるということでもございまして、いわば自己決定、自己責任ということで、それだけ責任も重いものであると考えております。

○西川(太)委員 …同じ条文の中で、今度は東京都について、特別区を包括する広域の地方公共団体という位置づけをされたわけでありましてけれども、これは、従前の都の性格と変わるものなのではないでしょうか。どういう理解をしておりますでしょうか。

○鈴木政府委員 今回の都区制度改革におきましては、特別区の性格の変更を行いまして、今ほど申し上げましたように、地方自治法上、特別区を基礎的な地方公共団体として位置づけようとするものでございまして。これに伴いまして、都は、特別区の存する区域において、基礎的な地方公共団体ではなく、特別区を包括する広域的な地方公共団体としての性格に徹することになるものである、このように考えております。

○西川(太)委員 ただいま二つの質問に対する局長の御答弁を伺いますと、今回の改正によって特別区の自主性、自立性が強化される、これは大変意義深い重要なことである。

しかし一方で、一つの大都市としての一体的に発展してきた経緯というものが二十三区にあるわけですが、これが都区制度を論ずる上には非常に大事だと私は思っております。また、大都市としての一体性や統一性の確保ということを欠いてしまった都区制度改革というのは、これは困るわけでございます。

この大都市の一体性、統一性の確保というものに対して今回の法改正ではどういう御配慮をなさったのか、改めて伺いたいと思います。

○鈴木政府委員 今回の都区制度改革におきまして、大都市行政の一体性、統一性の確保という観点から申し上げますと、例えば消防、上下水道などの事務は引き続き都において処理することといたしております。また、都知事の特別区に対します必要な助言・勧告の制度、また都区協議会というものの制度を残しまして、都と特別区の間、また特別区相互間の十分な連絡、連携、調整のもとに事務が円滑に処理されるようにしているところでございます。

あわせて、特別区の財政運営の自主性を高めるための見直しを行った上で、都区財政調整制度につきましてもこれを残しまして、特別区相互間に著しい税源の偏在がある中で、大都市行政の一体性、統一性を確保するため、行政水準の均衡を図ること、このようにいたしております。

政令指定都市制度と都区制度の比較

	政令指定都市制度	都 区 制 度
広域自治体の役割	<p>府県事務 - 指定都市への移譲事務</p>	<p>府県事務 + 一体的処理が必要な市町村事務の一部 - 府県事務の一部 (一般的に市町村が行う事務の範囲： 消防、水道等) (保健衛生等)</p>
基礎自治体の役割	<p>市町村事務 + 府県事務の一部 (福祉、保健衛生、道路等)</p>	<p>市町村事務 - 一体的処理が必要な市町村事務の一部 + 府県事務の一部 (保健衛生等)</p>
基本的な特徴	<p>大都市としての一体性・統一性確保のため、単一の基礎自治体が大半の事務を処理</p>	<p>複数の基礎自治体が基本的に事務を処理するが、広域自治体が、府県事務のほか、大都市としての一体性・統一性確保のため単一の意思により一体的に処理すべき市町村事務を処理</p>
財 源	<p>道路財源及び教職員の給与費負担財源(※)を基礎自治体に移譲するほか、交付税算定で調整</p>	<p>財源は、広域自治体が府県財源のほかに市町村財源の一部を持ち、都区間及び特別区間の財源を調整</p>
制度適用の要件	<p>人口 100 万人程度の規模で、相応の面積規模を持った大都市地域 (R3.4.1 現在 20 都市)</p>	<p>指定都市制度では対応しきれない規模で、1 つの基礎自治体で対応するには問題がある大都市地域 (人口数百万程度で一体となった社会的実態がある区域)</p>

※教職員の給与費負担財源については、通常「道府県民税 4%、市民税 6%」となっている個人住民税所得割に関し、道府県民税の 2%分を政令指定都市に税源移譲されている。

特別区間の協議・共同機関

(1) 特別区間の共同処理機関等

- 特別区長会（区長会、副区長会ほか）
- 特別区議会議長会
- 特別区人事・厚生事務組合
（人事行政の企画、共同研修、特別区人事委員会、生活保護関係施設、ほか）
- 東京二十三区清掃一部事務組合（一般廃棄物の中間処理）
- 東京二十三区清掃協議会（廃棄物収集・運搬に係る請負契約事務の管理・執行、連絡調整）
- 特別区競馬組合（競馬の開催）
- 東京都後期高齢者医療広域連合（後期高齢者医療制度：都内62区市町村）
- 公益財団法人特別区協議会（自治に関する調査研究・普及啓発、東京区政会館の管理運営、区事業の支援、ほか）
- 公益財団法人東京都区市町村振興協会（宝くじの収益金等を活用した区市町村への貸付事業等、区市町村を支援する事業：都内62区市町村）

(2) 特別区長会の概要

- 1 設立年月日 昭和22年5月1日
- 2 設立目的 特別区間の連携を図り、もって特別区政の円滑な運営と特別区の自治の進展に資する。
- 3 会の性格 特別区23区長が組織する任意団体
- 4 役員等

役職名	定数	任期	選出方法	根拠規定
会長	1名	2年	総会において選挙	規約§6、7、8
副会長	3	2	同上	同上
幹事	5	1	ブロックで各1名推薦し、総会で決定	同上
会計監事	2	1	役員を除く区長から選出	監事規程§2、3
顧問			会長の経験を有し、現に区長の職に在る者の中から会長が委嘱	規約§6

- 第1ブロック 千代田 中央 港 新宿
- 第2ブロック 文京 台東 北 荒川
- 第3ブロック 品川 目黒 大田 世田谷 渋谷
- 第4ブロック 中野 杉並 豊島 板橋 練馬
- 第5ブロック 墨田 江東 足立 葛飾 江戸川

5 会議・検討体制

	組織名称	内 容	構 成
会 議	総 会	本会の目的を達成するために必要な事項を審議する。	全区長
	役員会	総会に付議すべき重要な案件を審議する。	役員区長（会長、副会長、幹事）
	ブロック会	ブロック内の連絡調整及び意見集約を行う。	当該ブロックに属する区長
検 討 体 制	部会等	大都市制度部会、税財政部会、政策課題部会、公務員制度部会、防災・まちづくり部会*、就労支援研究会*	各ブロック選出の区長をもって構成。 （*については、全区長をもって構成）

6 会議の開催

総会及び役員会は、原則として月1回開催する。

(原則として役員会は10日、総会は16日に開催)

7 事業

- (1) 特別区に共通する課題についての連絡調整及び調査研究
- (2) 特別区の自治の進展を図るため必要な施策の立案及び推進
- (3) その他本会の目的を達成するために必要な事業

8 予算

168,958千円(令和6年度当初予算額)

各区分担金 1区2,300千円

9 事務局

事務局を設置する。(規約 § 22)

事務局に事務局長を置き、任期は2年間、但し再任を妨げない。

(事務局設置要綱 § 3、5)

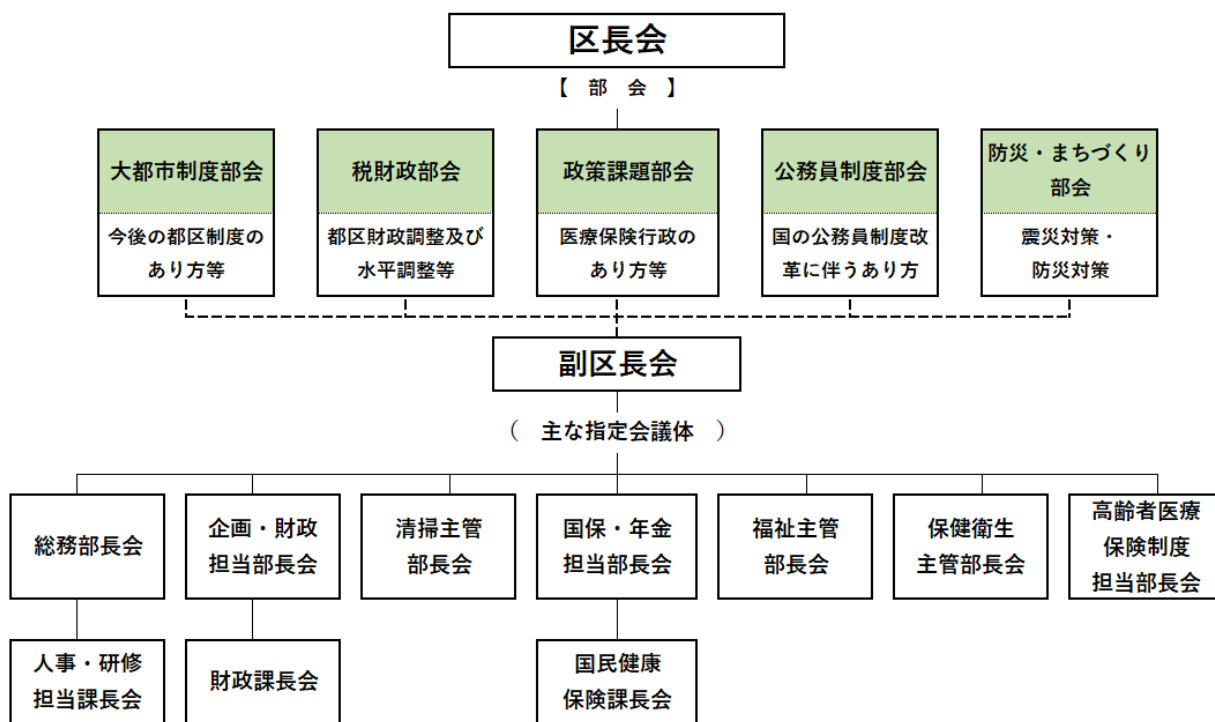
事務局の組織は、調査第1課、調査第2課とする。(同上 § 2)

事務局に次長を、課に課長、主査及び職員を置く。(事務局処務規程 § 2)

事務局に参事、担当課長、副参事、主査及び参与を置くことができる。(同上)

- 事務局長は、特別区人事・厚生事務組合常勤副管理者が兼務し、その他事務局職員は同事務組合職員が兼務している。

区長会の検討体制



「都区財政調整」及び「都区のあり方検討」に係る検討体制について (R5.5.15 現在)

都区協議会	
都側委員	区側委員
知事 副知事 4人 政策企画局長 総務局長 財務局長	特別区長 同 副会長 3人 同 幹事 5人

地方自治法

第282条の2 都及び特別区の事務の処理について、都と特別区及び特別区相互の間の連絡調整を図るため、都及び特別区をもって都区協議会を設ける。

2 前条第1項又は第2項の規定により条例を制定する場合においては、都知事は、あらかじめ都区協議会の意見を聴かなければならない。

3 省略

【都区財政調整】

下命

【都区のあり方検討】

下命

都区財政調整協議会	
都側委員	区側委員
総務局長 同 行政部長 財務局主計部長	特別区副区長 会長 同 副会長 2人 同 幹事 5人 協議会が指名するもの 特別区長 会長 事務局長

下命

都区のあり方検討委員会	
都側委員	区側委員
副知事 4人 総務局長	特別区長 会長 同 副会長 3人 特別区長 会長 事務局長

下命

都区財政調整協議会幹事会	
都側委員	区側委員
総務局行政部 区政課長 同 区政課課長代理 (行政担当) 同 区政課課長代理 (都区財政調整担当) 同 区政課課長代理 (税務担当) 同 区政課課長代理 (財政担当) 財務局主計部 財政課長 幹事会が指名するもの	特別区財政課長 幹事長 同 副幹事長 1人 同 幹事 6人 幹事会が指名するもの 特別区長 会長 事務局調査第2課長 同 副幹事

都区のあり方検討委員会幹事会	
都側委員	区側委員
委員会が指名するもの 総務局長 総務局行政部長 財務局主計部長 政策企画局自治制度改革推進担当部長 総務局企画担当部長 同 都区制度担当部長 同 行政部 区政課長	委員会が指名するもの 区長 3人 副区長 2人 企画・財政担当部長 1人 特別区長 会長 事務局次長

Ⅱ 都区間財源問題と都区のあり方検討

平成 12 年改革以降の都区制度をめぐる検討の経緯

年次	特別区	東京都
H12年4月	<p style="text-align: center;">地方自治法の一部改正（施行）</p> <p style="text-align: center;">・都を広域の地方公共団体、特別区を基礎的な地方公共団体に法定</p>	
H15年3月	<p style="text-align: center;">「都区財政調整主要5課題」の協議</p> <p>・法定された都区の役割分担に基づく財源配分等の財源問題が未決着 ・平成17年度までの解決を目指して都区協議</p> <p><協議内容></p> <p>①役割分担を踏まえた財源配分 ②都に留保した清掃関連経費の取扱い ③小中学校改築需要への対応 ④都市計画交付金の配分 ⑤状況に応じた配分割合の変更</p> <p><主要5課題の協議決着> H18.2.16 都区協議会合意事項</p>	
H18年2月	<p>・新たな検討組織を設置し、今後の都区のあり方について、根本的、発展的に検討（事務配分、特別区の区域のあり方（再編等）、税財政制度） ・その結論に従い、役割分担を踏まえた財源配分を整理</p>	
H18年5月～11月	<p style="text-align: center;">都区のあり方に関する検討会（H18.5～H18.11）</p> <p>・都区のあり方検討に係る今後の検討の大枠を整理</p>	
H19年1月～	<p style="text-align: center;">都区のあり方検討委員会・幹事会（H19.1～）</p> <p><検討項目></p> <p>・都区の事務配分・特別区の区域のあり方・税財政制度 ※H23までに事務配分444項目の検討の方向付け終了（事後の対応未定）</p>	
H19年11月	<p>特別区制度調査会報告（H19.12.11）</p> <p>・「都の区」の制度廃止と「基礎自治体連合」の構想</p>	<p>東京自治制度懇談会報告（H19.11）</p> <p>・議論の整理 （都が大都市経営の担い手）</p>
H19年12月		
H20年6月～	<p style="text-align: center;">特別区制度懇談会（H20.6～）</p>	
H20年8月～	<p style="text-align: center;">特別区制度研究会（H20.8～）</p> <p>・第1期（H20.8～H22.3） ・第5期（H28.5～H30.3） ・第2期（H22.5～H24.3） ・第6期（H30.4～R2.3） ・第3期（H24.5～H26.3） ・第7期（R2.4～R4.3） ・第4期（H26.5～H28.3） ・第8期（R4.4～R6.3）</p>	
H21年11月～H27年3月	<p style="text-align: center;">東京の自治のあり方研究会（H21.11～H27.3）</p> <p>・将来の都制度や東京の自治のあり方について調査研究 （都・区・市・町村共同設置）</p>	
H24年2月～H28年5月	<p style="text-align: center;">児童相談所のあり方等児童相談行政に関する検討会（H24.2～H28.5）</p> <p>・現行の課題と対応策 ・児童相談行政の体制のあり方 ※H28 児童福祉法の一部改正により特別区も児童相談所を設置可能に</p>	

都区のあり方検討の経緯と現状のポイント

◇検討に至る経緯

- 平成 12 年都区制度改革時に、改正自治法の原則に則った役割分担の明確化と役割分担に基づく安定的な財源配分を確立する根本課題が積み残し
- 財源問題（主要 5 課題）協議の結果、都の事務のうち「市」の財源を充てるべき範囲をめぐって、都区の見解は大幅に乖離
 - ※都 1 兆 2 千億円、区 6 千 8 百億円（平成 15 年度決算）
- 財源配分のあり方は、都区のあり方検討の結果で整理することで暫定決着
 - ※都区のあり方検討委員会設置（平成 19 年 1 月から）＜事務、区域、税財政など＞
 - ※三位一体改革等で 5 5 %に（平成 19 年度から）＜分担変更時等以外は当面安定化＞

◇検討に臨む方針（H19.6.15 区長会総会）

- 事務配分は、基礎自治体優先の原則を踏まえ都が実施する事業を例外なく検討
- 区域のあり方は、都が示す考え方を参考に、特別区が主体的に判断
- 税財政は、事務移譲に応じた財源移譲及び特別区の主体性の強化等を目指す

◇検討の状況等

○事務配分

- ・内部管理事務等を除き、都の全ての事務を対象に検討（4 4 4 項目）
- ・検討対象事務について検討の方向付けを完了（H23.1）
 - ※ 区に移管：5 3 都区の役割見直し：3 0 引き続き検討：1 0 1
 - 都に残す：1 8 4 検討対象外：7 5 税財政制度の課題として整理：1
- ・区に移管する方向で一致した事務の具体化等、事務配分の今後の取扱いについては、都が特別区の区域再編の議論抜きに進められないとしているため、未定

＜参考＞ 都の考え方

都区の事務配分の検討と特別区の区域のあり方の検討はセットで検討すべき。都の評価は、特別区が人口 5 0 万人以上の規模となった場合を想定した評価。ただし、これをもって移管の前提条件とするものではない。

○区域のあり方

- ・都区双方から論点等を出し合い検討。都は、再編を含む区域のあり方について議論が必要と主張、区側は、それぞれの区が主体的に判断するものと主張し、議論が噛み合わず
- ・議論の中で、当面、将来の都制度や東京の自治のあり方について、学識経験者を交えた、都と区市町村共同の調査研究の場を設けることとし、その結果を待って、必要に応じ議論することに
- ・「東京の自治のあり方研究会」が設置され、調査研究を開始（H21.11）、地域別の将来人口推計（500mメッシュ）等のデータに基づき、地域ごとの課題を踏まえた最終報告がとりまとめられた（H27.3）が、この報告の取扱いは未定
- ・区長会は、研究会報告に関して、各区で今後議論する際の参考として受け止めるが、特別区の区域のあり方について、都区間で直ちに検討する必要があるとの提言になっていないことから、従来どおり、各区が主体的に判断する課題とし、都から具体的な提案があった場合に対応することを確認

○税財政制度

- ・区側から論点を示したが、今後の検討課題の議論の推移を踏まえて整理

○児童相談所のあり方等

- ・都区のあり方検討委員会と切り離して、**都区間の連携や体制等について幅広く検討**することを都区間で確認
- ・**児童相談所のあり方等児童相談行政に関する検討会設置**（H24.2.13）
- ・検討会で特別区が求める児童相談所の移管について大きな進捗が見られない中で、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律が成立（H28.5.27）、公布（H28.6.3）
- ・この改正により、**政令で定める特別区が児童相談所を設置できる**ようになり、併せて、政府が、法施行後**5年**を目途として、中核市・特別区が児童相談所を設置できるように必要な支援を実施すると規定

○都区のあり方検討委員会の協議再開に向けた区長会の取組

- ・平成27年6月の区長会総会で、都に対して、平成23年12月の書面開催を最後に中断されている都区のあり方検討委員会の協議再開を求めることを確認
- ・これを受けて、都への予算要望等の機会（※）をとらえて、協議を再開するよう要請

※ 区長会役員就任挨拶（H27.6、H29.6、R1.6、R3.6、R5.7）

都の施策及び予算に関する要望（H27.7、H28.8、H29.8、H30.7、R1.7、R2.8、R3.8、R4.7、R5.8）

都区協議会（H28.2）

都予算編成に関する知事ヒアリング（H29.11、H30.11、R1.11、R2.12、R3.12、R4.11、R5.12）

知事との意見交換会（H30.2、H31.1、R2.11）

平成12年改革後の協議で目指したもの

○都が限定的に行う大都市事務の具体的な整理により、改正自治法の原則に則った役割分担の明確化と役割分担に基づく安定的な財源配分を確立する

《特別区優先、都の事務の限定、役割に応じた財源配分》



○住民に対する都区の行政責任の明確化

○基礎自治体である区の行財政基盤の強化と都が広域的課題に専念できる体制の強化

○都区の真のパートナーシップ確立による住民福祉の向上と大都市東京の発展

未完の都区制度改革

➤ 財源問題(主要5課題)協議の結果、都の事務のうち「市」の財源を充てるべき範囲をめぐって、都区の見解は大幅に乖離

※都1兆2千億円、区6千8百億円(15年度決算)

➤ 財源配分のあり方は、都区のあり方検討の結果で整理することで暫定的に決着

※都区のあり方検討委員会設置(19年1月から)

(事務、区域、税財政など根本的かつ発展的に検討)

※三位一体改革等で55%に(19年度から)

(税制改正、分担変更等が無い限り当面安定化)

主要5課題に関する都区協議の概要 ～ 主要5課題の確認から当面の配分割合の決着まで ～

(1) 都区財政調整「主要5課題」の確認

平成12年4月1日施行の都区制度改革により新たなスタートを切った都区制度であったが、法に定められた都区の役割分担に基づく財源配分の問題等については、都区で合意に至らず、課題として積み残された。平成12年2月10日開催の都区協議会において、都区で確認した「都区財政調整主要5課題」である。

これ以降、清掃事業の特例的対応期間が終了する平成17年度までの解決をめざして、都区協議が行われることとなった。

「主要5課題」の内容

- ①今回財源配分に反映させない清掃関連経費については、区の財源配分に反映させる課題として整理し、都の実施経費を踏まえて平成17年度までに協議する。
- ②今後の小中学校の改築需要急増への対応について、実施状況等を踏まえて協議する。
- ③今回の配分割合は、清掃事業について一定期間特例的な対応を図ること等をふまえたものであり、都区双方の大都市事務の役割分担を踏まえた財源配分のあり方については、今後協議する。
- ④都市計画交付金について、都区双方の都市計画事業の実施状況に見合った配分が行われるよう検討する課題とする。
- ⑤清掃事業の特例的な対応が終了する平成17年度の時点で配分割合の見直しを行うことは当然として、それまでの間、大きな制度改正やどうしても対応できない事態が発生した場合には、配分割合の変更について協議を行う。

(2) 主要5課題の暫定的整理

主要5課題を事務的に検討する場として平成15年に都区検討会（大都市事務検討会、清掃関連経費検討会、小中学校改築経費等検討会）が設置される等、都区協議が進められたが、各課題とも双方の見解は大きく乖離し、協議は難航を極めた。しかし、協議の最終年度である17年度に入り、都区検討会の検討結果を踏まえた都区財政調整協議会での検討を経て、11月以降に行われた区長会正副会長と都副知事とのトップ交渉等が行われた結果、平成18年2月16日の都区協議会において、主要5課題の暫定的な整理の合意を見るに至った。

主要5課題の整理についての都区の合意事項

- 1 今後の都区のあり方について、事務配分、特別区の区域のあり方（再編等）、税財政制度などを根本的かつ発展的に検討することとし、協議が整い次第、このための検討組織を都区共同で設置する。

都区の大都市事務の役割分担を踏まえた財源配分のあり方については、この検討

を行う中で、その結論にしたがい整理を図る。

- 2 平成 18 年度都区財政調整協議において、清掃関連経費及び小中学校改築に係る課題を整理することとし、都は財政調整交付金とは別に 200 億円の特別交付金を平成 18 年度に限り設ける。

特別区都市計画交付金については、対象事業に市街地再開発事業（再開発組合等への助成）を追加する。

- 3 「三位一体改革の影響」への対応として都から提案された調整率の 2%アップ（19 年度以降）については、影響の全体像を見極め、平成 19 年度財調協議において合意できるよう努力する。

この合意に基づき、平成 18 年度から都区のあり方に関する検討が始まり、平成 18 年 11 月 14 日に、都区協議会の下に都区のあり方検討委員会が設置された。

(3) 当面の配分割合の決着

平成 19 年度都区財政調整協議は、都区間の配分割合改定に向け、各区の三位一体改革の影響額を調査したうえで行われた。しかし、三位一体改革の影響の範囲や、都区財政調整交付金不交付区における影響額の取扱い等について都区の見解が相違し、協議は難航した。

最終的には、都の補助事業の一部を区の自主事業に振り替える分も含め、区側の配分割合を 3%アップすることで合意し、都区のあり方に関する検討の結論が出るまでの間は、大規模な制度改正や役割分担の変更がない限り、都側 45%、区側 55%の配分割合をもって財政調整が行われることとなった。

また、平成 19 年度に、特別区財政調整交付金総額に対する特別交付金の割合を 2%から 5%に変更し、交付対象を拡大するほか、不交付区における三位一体改革の影響に対する激変緩和措置をとることとなった。

配分割合変更等に関する都区の合意事項

- 1 都区間の配分割合の変更

平成 19 年度から、都区の配分割合を東京都 45%、特別区 55%に変更する。

○三位一体改革の影響への対応

三位一体改革の影響に係る都区財政調整上の対応については、配分率を 2%アップすることで整理する。

○都支出金の一般財源化

東京都の補助事業の一部を特別区の自主事業とし、配分率を 1%アップすることで整理する。

- 2 普通交付金と特別交付金の割合の変更

交付金総額に対する特別交付金の割合を 2%から 5%に変更する。

（普通交付金 95%、特別交付金 5%）

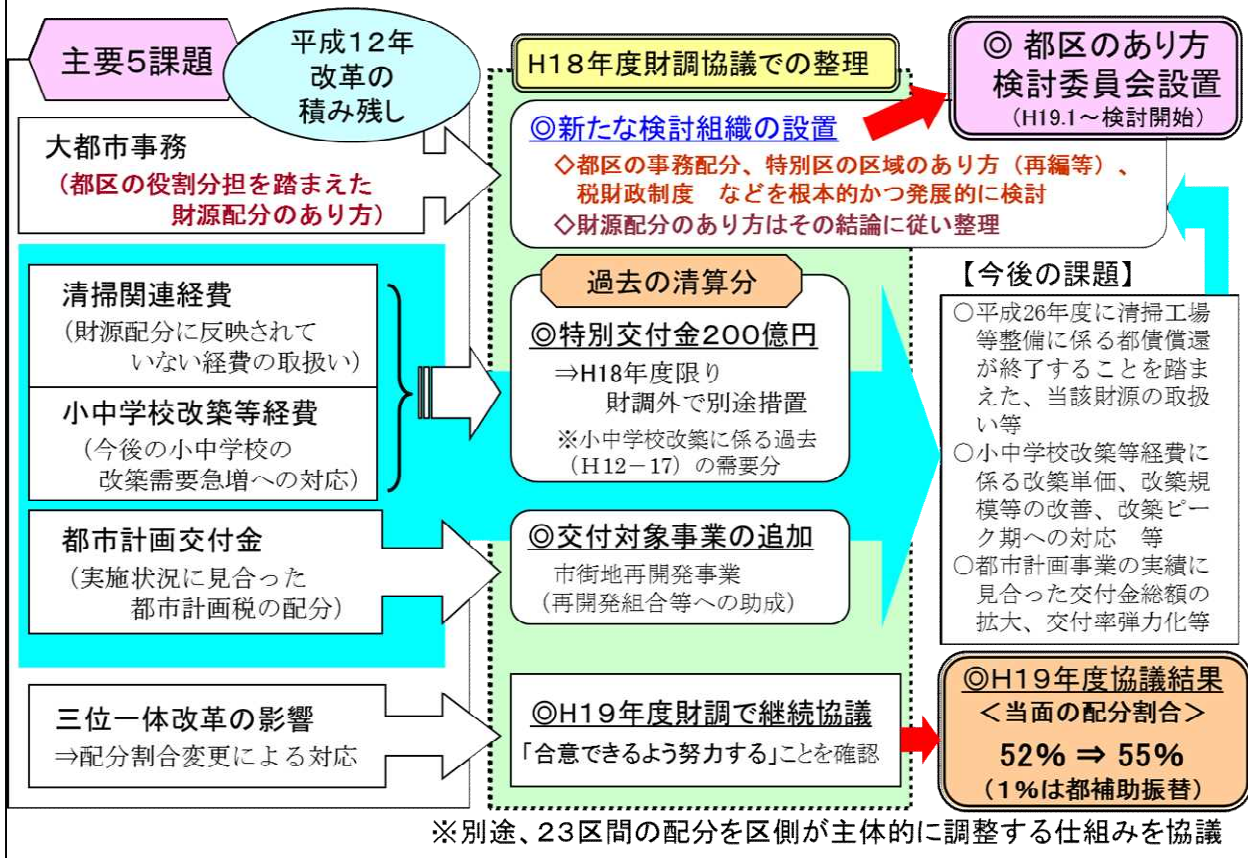
都が行う「大都市事務」の分析結果(17.6.10現在)

項目	事務数	一般財源所要額(単位:億円)		
		都案	区案	都案-区案
大都市事務(一部を含む)とするもの	28	5,741	5,109	632
法令留保事務	4	4,175	4,171	4
法令留保事務以外	24	1,566	938	628
府県事務とするもの	204	2,783	0	2,783
「政令指定都市」が行う事務等 (法令上の府県事務)	110	995	0	995
その他	94	1,788	0	1,788
総係の管理経費	5	3,440	1,918	1,522
財調基金充当分	—	0	△224	224
合計	237	11,964	6,803	5,161
大都市一般財源		10,699	10,246	452
所要額 - 大都市一般財源		1,265	△3,443	4,709



※「項目」と「事務数」は、区案で分類
 ※「一般財源所要額」は、都が行う「大都市事務」の経費

都区財政調整「主要5課題」協議決着の構図



都区のあり方検討委員会

- 今後の都区のあり方について、事務配分、特別区の区域のあり方、税財政制度などを根本的かつ発展的に検討する。
- 都区の大都市事務の役割分担を踏まえた財源配分のあり方については、この検討を行う中で、その結論に従い整理を図る。

18.2.16 都区協議会合意事項

- 平成19年1月から検討開始

<検討委員会>

・都側:副知事(4名)、総務局長、区側:区長会正副会長(4名)、事務局長

<幹事会>

・都側:総務局長、行政部長等7名、区側:区長(3名)、副区長(2名)等7名

- 事務配分の検討結果(都の実施事業全体の仕分け 対象444項目)

区移管:53 役割見直し:30 是非を引続き検討:101 都:184

税財政の課題に移行:1 対象外:75

都区のあり方に関する検討の方向

19.6.15 区長会総会

検討の基本的枠組み

- 当面、現行法制度の下でなしうる根本的な都区関係の改革を検討
- 現行法制度自体の改革は、都区双方の今後の検討を踏まえ、別途検討



① 都区の事務配分について

基礎自治体優先の原則を踏まえ、都が実施しなければならないもの以外は特別区が担うことを基本に、都が実施する事業を例外なく検討し、都区の役割分担のあり方を整理

③ 税財政制度

都区の事務配分の見直しによる
事務移譲に応じた財源移譲

- ・財調交付金の配分率変更
- ・事務処理特例交付金の交付

特別区の主体性の強化等

② 区域のあり方

都区の事務配分のあり方を踏まえ、都が示す考え方を参考に、
特別区が主体的に判断

検討対象事務の選定基準と項目数

検討対象とする事務（444項目）

23区を含む区域内で行っている事務

法令に基づく事務（336項目）

- ①法令で都が処理する市町村事務
 - ・一般市の事務(上下水道、消防等)
 - ・建築主事設置市、保健所設置市の事務
- ②政令指定都市等が処理する事務
- ③他府県で事務処理特例制度で処理する事務
- ④その他の府県事務(都区が指定するもの)

任意共管事務（108項目）

(公営住宅、都市公園、公立高校等)

視点

検討対象は、
府県事務を
含め、幅広く
選定！

検討対象外（54項目）

- ・都議会関係事務
- ・都全体の組織運営等事務
- ・国・他団体との連絡調整事務
- ・23区域外の法令事務
- 任意共管事務

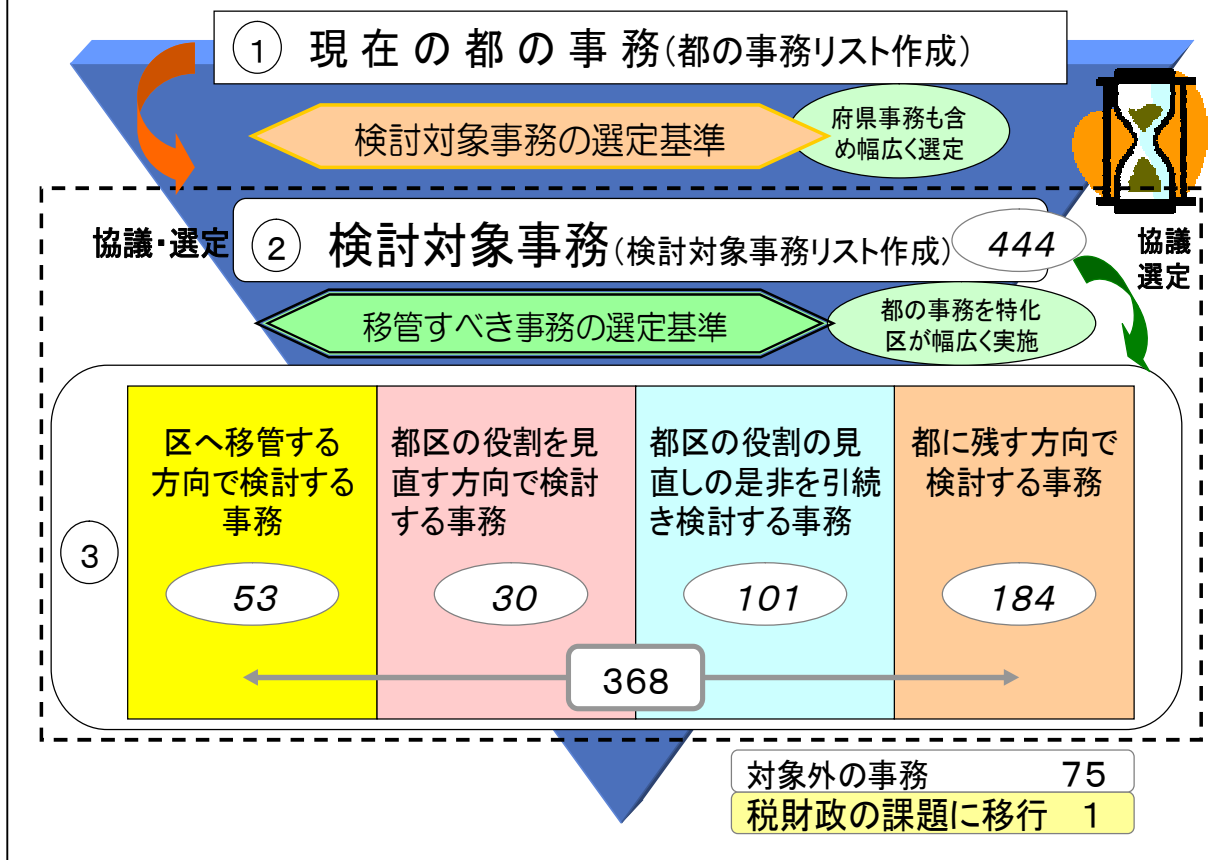
移管すべき事務の選定基準

基本的方向

- 都は、広域自治体として、大都市東京のさらなる発展を支えるための施策の展開にできる限り特化
- 特別区は、基礎自治体として、より幅広く地域の事務を担う

- (1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか
- (2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか
- (3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか
- (4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか
- (5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか
- (6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか
- (7) その他特段の事情があるかどうか

都区の事務配分の検討結果（23年1月）



事務配分の検討状況(例)

事 務 名		評 価		
		都評価	区評価	結果
一般的に市が実施	都市計画決定に関する事務(特定街区で面積が1haを超えるものなど)	都	区	継
	上水道の設置・管理に関する事務	都	都区	継
	公共下水道の設置・管理に関する事務	都	区	継
	消防に関する事務	都	区	継
特定の市が実施	延床1万㎡超の建築物にかかる建築確認等の事務	都	区	継
政令指定都市等が実施	児童相談所設置など児童福祉に関する事務	区	区	区
	指定区間外国道管理などに関する事務(特例都道含む)	都区	都区	継
	県費負担教職員の任免、給与決定などに関する事務	区	区	区
	一級河川の管理などに関する事務	都区	都区	継
任意共管事務	都市高速鉄道の建設助成に関する事務	都	都	都
	都営住宅の供給に関する事務	都	都区	継
	医療費助成に関する事務	都	区	継

(注)「評価」欄の「都」「区」は役割分担の方向。「都区」は、当該事務を分担して担う方向。「結果」欄の「継」は、都区の見解の相違又は役割分担の考え方を調整する必要から、引き続き検討するものとして整理したもの。

事務配分に関する都区の考え方（例）

公共下水道の設置・管理事務

区の考え方（区に移管）

下水道（枝線管きよ等）の設置・管理に関する事務

- 法令上、**特別区の事務**（協議が整うまでは都が実施）
- 区道との一体的な管理や窓口の総合化など、**住民の利便性の向上、事業執行の効率化等**が期待できる。

幹線管きよなど・終末処理場の設置・管理に関する事務（流域下水道）

- 一般的には**府県事務**であるが、現行の処理区単位で複数区による**共同処理**が可能

都の考え方（都が一体的に処理）

- 区部の下水道は、**全体を一体の施設として整備**されており、**処理区ごとに分割すれば効率性が低下し、サービスも低下**
- 共同処理方式では、**住民自治が後退し、効率性、事業効果、専門性も低下**
- 基礎自治体優先の原則のみで判断すべきではなく、**都が一体的に行うことが都民区民の利益に合う**

相違

- ・下水道の流れ：家庭など⇒枝線⇒幹線⇒（ポンプ所）⇒水再生センター⇒川など
- ・区部10処理区、水再生センター13か所等（監理団体への移転、民間への委託化を推進）
- ・都は、多摩26市3町1村の区域で流域下水道事業を実施

事務配分に関する都区の考え方

法令上区への移譲が可能とされている事務（第11回幹事会）

区の考え方（区に移管）

特定計量器、犬・ねこの引取りに関する事務

- 施設の偏在を踏まえつつ、各区間の連携等により対応
- 地域の实情に応じた**効率的できめ細かな対応**が期待できる

汚水、ばい煙、ダイオキシンなど公害関係の事務

- 地域の实情に応じた**迅速できめ細かな対応**が期待できる

方向は一致

都の考え方（区に移管）

特定計量器、犬・ねこの引取りに関する事務

- 区が**一定以上の規模**になることにより、人材、施設を確保すれば可能

汚水、ばい煙、ダイオキシンなど公害関係の事務

- 区にも**専門職員**がいるが、**区が一定以上の規模**になることで、より**効果的効率的な執行**が可能

相違

《都の考え方》特別区が人口50万程度以上の規模になった場合、どんな事務が移管できるかという前提をおいて、事務の掘り起こしを行った。政令指定都市並みの規模であれば、支障なく事務の遂行が可能であろうという意味合いである。50万でなければ駄目というわけではなく、規模も要素の一つということである。

都区のあり方検討 移管検討対象事務（53項目）一覧

《法令上都の事務のうち、「区に移管する方向で検討する事務」として都区が一致した事務》

1 生活文化スポーツ局（3項目）

- (1) 「③-1 特定計量器に係る定期検査、勧告などに関する事務」
- (2) 「⑤-20 適正計量管理事業所の指定などに関する事務」
- (3) 「⑤-48 販売事業者に対する立入検査などに関する事務」

2 都市整備局（11項目）

- (1) 「④-30 住宅街区整備事業の認可などに関する事務」
- (2) 「④-33 賃貸住宅の建設・管理に関する計画認定などに関する事務」
- (3) 「④-37 高齢者向け賃貸住宅整備計画認定などに関する事務」
- (4) 「④-50 宅地造成工事規制区域の指定などに関する事務」
- (5) 「④-56 流通業務地区公共施設都市計画決定などに関する事務」 ※
- (6) 「④-75 特定建築物の基準適合報告などに関する事務」
- (7) 「④-76 マンション建替組合の設立の認可などに関する事務」
- (8) 「④-79 交通結節機能高度化構想の作成及び国土交通大臣との協議などに関する事務」
- (9) 「④-81 地域住宅計画に記載された配慮入居者への特定優良賃貸住宅の全部又は一部の賃貸の承認などに関する事務」
- (10) 「④-82 雨水浸透阻害行為の許可、条件の付加などに関する事務」
- (11) 「④-87 特定優良賃貸住宅を特定入居者に賃貸することの承認に関する事務」

3 環境局（8項目）

- (1) 「③-2 汚水等を排出する特定施設の設置届の受理などに関する事務」
- (2) 「③-3 ばい煙の排出の規制及び粉じんに関する規制などに関する事務（工場に係るものを除く）」
- (3) 「④-25 ばい煙の排出の規制及び粉じんに関する規制などに関する事務」
- (4) 「③-4 公害防止統括者等の届出の受理などに関する事務」
- (5) 「③-5 ダイオキシン類を発生する特定施設の設置届の受理などに関する事務」
- (6) 「③-6 土壤汚染状況調査の実施の命令などに関する事務」
- (7) 「④-52 指定区域内建築物用地下水採取許可などに関する事務」
- (8) 「⑤-44 ガス事業者などの事業場への立入検査などに関する事務」

4 福祉保健局（22項目）

- (1) 「②-3 狂犬病予防員の設置、犬の登録、犬の捕獲などの事務」
- (2) 「③-7 犬及びねこの引取りに関する事務」
- (3) 「④-67 動物取扱業者の登録などに関する事務」

- (4) 「④-1 児童相談所設置など児童福祉に関する事務」
- (5) 「④-2 民生委員の推薦など民生委員に関する事務」
- (6) 「④-4 保護施設設置など生活保護に関する事務」
- (7) 「④-5 行旅病人等に関する費用弁償に関する事務」
- (8) 「④-13 墓地経営の許可など墓地、埋葬等の規制に関する事務」 ※
- (9) 「④-6 施設届出受理など社会福祉事業に関する事務」
- (10) 「④-8 資金貸付など母子家庭及び寡婦の福祉に関する事務」
- (11) 「④-9 居宅生活支援事業届出受理など老人福祉に関する事務」
- (12) 「④-83 構造改革特別区区域内の特別養護老人ホーム不足区域における特別養護老人ホーム設置認可申請の審査などに関する事務」
- (13) 「④-10 指定養育医療機関の指定など母子保健に関する事務」
- (14) 「④-16 事務費用補助など結核の予防に関する事務(結核指定医療機関の指定など)」 ※
- (15) 「④-42 社会福祉法人設立に係る定款審査などに関する事務」 ※
- (16) 「④-57 非課税証明書の発行などに関する事務」
- (17) 「④-66 貸付金償還免除などに関する事務」
- (18) 「⑤-62 広告事項の許可などに関する事務」
- (19) 「⑤-72 有料老人ホームの設置者等に対する質問及び立入検査などに関する事務」
- (20) 「⑤-73 介護老人保健施設の開設の許可などに関する事務」
- (21) 「⑤-74 指定障害福祉サービス事業者への勧告などに関する事務」
- (22) 「⑥-59 教育、保育等を総合的に提供する施設の認定などに関する事務」

5 産業労働局（4項目）

- (1) 「④-22 特定工場の新設届出受理などに関する事務」
- (2) 「④-31 農住組合の土地交換分合計画認可などに関する事務」
- (3) 「④-36 大規模小売店舗新設届出受理などに関する事務」
- (4) 「④-88 第一種大規模小売店舗立地法特例区域の指定などに関する事務」

6 教育庁（5項目）

- (1) 「④-21 県費負担教職員の任免、給与決定などに関する事務」
- (2) 「⑥-116 県費負担教職員の定数の設定などに関する事務」
- (3) 「⑥-117 県費負担教職員の給与の負担などに関する事務」
- (4) 「④-41 重要文化財の現状変更許可などに関する事務」
- (5) 「⑤-77 発掘に関する指示及び命令などに関する事務」

（注）網掛けは、事務配分の検討の方向付け終了後に、地方分権一括法等により特別区に移譲されている事務（※は、検討対象事務の一部が移譲されているもの）

(R3. 10. 1 現在)

区域のあり方について

都が示した「検討の視点」（第6回幹事会）

- 生活圏拡大の視点 生活圏に比べ区域が狭く、行政サービスの受益と負担が不一致
- 行財政基盤強化の視点 事務の効率的な執行の必要性から規模拡大の要請が働く
- 行政改革推進の視点 人口規模が小さい場合や区域が狭い場合、行政運営が非効率
- 税源偏在是正の視点 特別区の行財政基盤強化のためには、税源偏在の是正が必要

区が示した参考論点<抜粋>（第8回幹事会）

- ✦ 生活圏に比べて区域が狭いと言っても、特別区だけの問題ではなく、東京圏全体の問題であり、生活圏と行政区域を一致させるとすれば、基礎自治体の再編よりも広域自治体のあり方を議論すべきではないか。
- ✦ 特別区は、一定の規模や行財政能力を有しており、都区財政調整制度による財源の均衡化も含めて考えれば、今後の分権改革の中で基礎自治体に期待される役割を担えるだけの受け皿を持っており、通常言われている合併のメリットは働きにくいのではないか。
- ✦ 特別区の区域はひとつの大都市地域として形作られてきた沿革から、個々の区域ごとに見れば財源が偏在しているのは当然のことであり、再編によって偏在を是正することはできないのではないか。

分権の受け皿論

平成の大合併収束でも極小規模の自治体は多数存在



今後の選択は、自主合併、広域連携、広域補完

	団体数	構成比	人口 (令和2国調)	構成比	面積 (km ²)	構成比
50万人以上	35	2.0%	37,306,395	29.6%	14,654	3.9%
30万人以上50万人未満	51	2.9%	19,693,903	15.6%	14,822	4.0%
20万人以上30万人未満	44	2.5%	10,863,404	8.6%	11,990	3.2%
5万人以上20万人未満	395	22.7%	38,306,293	30.4%	93,675	25.1%
1万人以上5万人未満	685	39.3%	17,468,369	13.8%	134,514	36.1%
1万人未満	531	30.5%	2,507,735	2.0%	103,304	27.7%
全国計	1,741	100.0%	126,146,099	100.0%	372,959	100.0%

※福島県双葉町は、1万人未満に含めている。
 ※面積は、境界未定地域を除く。
 ※小数点以下を四捨五入しているため、構成比の合計が100.0%にならない場合がある。

都区のあり方検討 「区域のあり方」の取扱い

《都の考え》

都区の事務配分の検討と特別区の区域のあり方の検討はセットで検討すべきである。都の評価は、特別区が人口50万人以上の規模となった場合を想定した評価である。ただし、これをもって移管の前提条件とするものではない。

《区の考え》

区域の再編の問題は、それぞれの区や地域のあり方に係わるものであり、23区が統一的な見解を持ちうる性格の問題ではなく、今回の都区のあり方検討を通じて、都区の役割分担のあり方を整理した上で、それぞれの区が基礎自治体としての自らのあり方を構築する中で主体的に判断するものである。

東京の自治のあり方研究会

特別区の区域のあり方については、引き続きの課題とするが、当面、都区のあり方検討とは別に、将来の都制度や東京の自治のあり方について、学識経験者を交えた、都と区市町村共同の調査研究の場を設けることとし、その結果を待って、必要に応じ議論する。

—— 21.2.2 都区のあり方検討委員会 幹事会への下命事項

- 将来の都制度や東京の自治のあり方について、学識経験者を交えた、都と区市町村共同の調査研究の場
- 東京都、特別区長会、東京都市長会、東京都町村会の4者共同で「東京の自治のあり方研究会」を設置
- 学識経験者7名、行政実務者10名(都4名、区2名、市2名、町村2名)で構成
- 平成21年11月から研究会の検討を開始
- 平成25年6月に研究会の下に行政実務者(各団体から2名ずつ)を中心とした部会を設置

東京の自治のあり方研究会「最終報告」(平成27年3月)について

▽東京の自治のあり方研究会の設置

平成21年2月の都区のあり方検討委員会、「特別区の区域のあり方については、引き続きの課題とするが、当面、都区のあり方検討とは別に、将来の都制度や東京の自治のあり方について、学識経験者を交えた、都と区市町村共同の調査研究の場を設けることとし、その結果を待つて、必要に応じ議論する」ことを確認。同年11月から調整研究を開始

▽部会の設置

2050年までの500mメッシュ単位の将来人口分析を実施

▽中間報告で示した3つの論点について、最終報告とりまとめ

- (1) 都と区市町村の役割分担のあり方
- (2) 住民自治(自治の担い手)のあり方
- (3) 効率的・効果的な行財政運営のあり方

1. 人口動向を踏まえた地域ごとの将来の姿と課題

【高齢者の急激な増加と高齢化の進展】

- ◇ 都内では、2030年代中頃以降、急激に高齢化が進展し、2050年には75歳以上人口は倍増。特に区部で急速に高齢化が進展。また、区部では、高齢化の進展の状況にばらつきが大きく、高齢化率が40%以上の地域も存在。
- ◇ 一方、生産年齢人口の減少幅は全国と比べて緩やかであるが、区西部や西多摩、島しょ地域では、2050年までに4割以上減少し、税収入等に大きな影響を及ぼすことが推定。
- ◇ こうした将来の人口構成や財政環境の変化に伴い、今後都内では、現在の行政サービス水準の維持・存続が困難となる地域が発生することが予想。

【高齢者単身世帯と空き家の急増】

- ◇ 2050年における都内の総世帯数に占める割合は、高齢者単身世帯が2割、これに「老老世帯」を加えた高齢者のみが生住する世帯が約3割に達する。
- ◇ 2008年時点で約75万戸あった都内の空き家は、約40年後の2050年には倍増し、170万戸を超える見通し。また、空き家率も全ての地域で上昇し、多くの地域で2割超。
- ◇ こうした地域においては、地域での見守り機能が弱くなるほか、治安の悪化等を招き、ひいてはコミュニティの維持・存続が困難となる恐れ。

【東京における少子化の更なる進展】

- ◇ 都内の出生数は、1970年には23万人にのぼったが、現在は11万人に半減。さらに、東京都の合計特殊出生率は1.13で最下位にあり、人口置換水準の2.07を大きく下回る。
- ◇ 人口減少の問題は、「東京対地方」という単純な構図で論じるのではなく、東京をはじめとする大都市において、重点的・集中的に少子化対策を実施することにより、低出生傾向の改善が図られなければ、東京と地方はともに消滅することに。

2. 東京の自治のあり方の方向性

◎ 全国の他地域と比較すると、東京の人口構造は比較的緩やかに変化していくと推計されてい

るため、危機的な状況が迫っていることについて認識が遅れることも懸念され、都や区市町村は危機意識を共有しながら、将来に向けた対策を適切に行っていくことが重要。

- ◎ 東京の進むべき方向性を考えるにあたっては、東京と地方が共存し、共に発展していくために、東京がどのような役割と責任を果たしていくことができるのかといった視点も重要。
- ◎ 将来東京が直面することが見込まれる危機的な状況をあらかじめ想定し、厳しい環境にも対応しうる具体的な自治のあり方をただちに検討していく必要。
- ◎ 都内自治体の人口規模は、町村部のほか、5万人規模から50万人を大きく上回る区市まで様々。また、面積規模は、平均30km²程度にとどまっておき、特に区部及びその近隣区域には、市街地が連担した地域に小規模面積の自治体が数多く存在。今後の東京の自治のあり方を検討するにあたっては、こうした特性を踏まえる必要。

(1) 都と区市町村の役割分担のあり方

- ◎ 事業の性質や各地域が抱える課題等を考慮しながら、今後の都と区市町村の役割分担のあり方について検討する必要がある。
- ◎ 都内における今後の人口減少社会の到来や少子高齢化の更なる進展を踏まえ、広域自治体として都が、今後どのように対応していくのかについても、検討が求められる。

(2) 住民自治(自治の担い手)のあり方

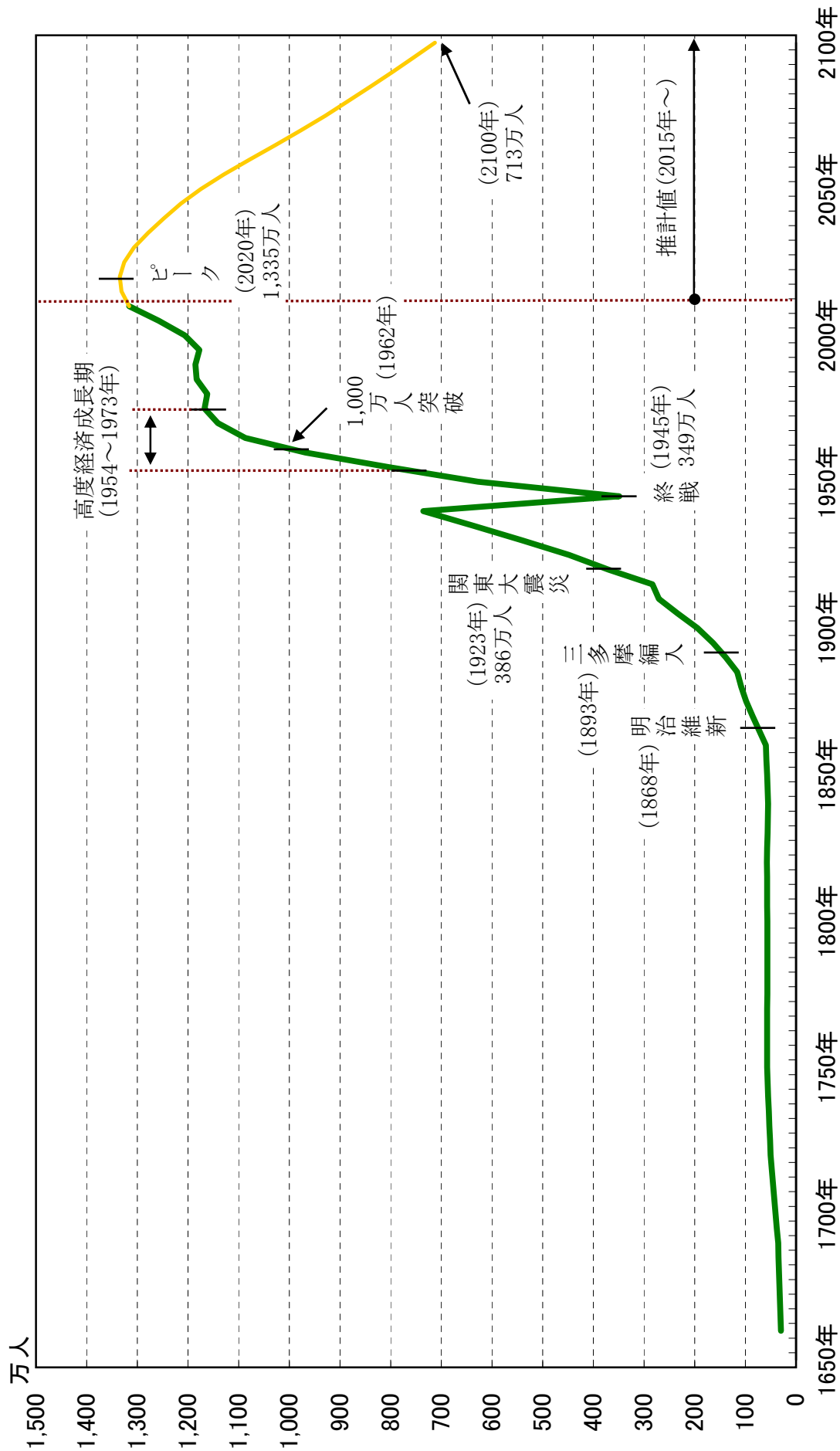
- ◎ 町内会や自治会等の活動を基盤とした既存のコミュニティを再構築していくことはもとより、NP Oや企業、ボランティア団体などの地域の様々な活動主体との協力によって、新しいコミュニティの形成を支援していく必要。
- ◎ 様々な年代層がそれぞれの課題意識や経験・ノウハウを地域課題の解決に有効に活用し、地域の担い手として活躍できるよう、各区市町村は、多様な支援策をこれまで以上に積極的に講じていくことが重要。

(3) 効率的・効果的な行財政運営のあり方

- ◎ 今後、変化・増大する行政需要に的確に対応し、安定的な行政サービスを提供していくためには、既存の行政体制の維持・存続にとらわれず、早急に見直しを検討していくことが必要。
- ◎ **各区市町村は**、将来の状況を直視し、人口動向や財政環境等の変化により、十分な行政サービスが提供できなくなるなど**危機的な状況に陥る前から、合併、共同処理制度の活用、基礎自治体間での相互補完や機能分担等、多様な選択肢について、地域特性や住民意思等を踏まえながら、主体的に検討、判断していく必要。**
- ◎ 合併・連携それぞれにメリット、デメリットの両面があることを念頭に、地理的状況、人口規模、人口や産業の集積の状況、地域の連担、面積など、その地域特有の様々な状況を踏まえ、合併・連携等の多様な選択肢の中で、どのような手段がより有効であるのかについて、具体的な一タ等に基づき、**関係自治体間で議論していくことが重要。**

- ◎ 自治体間における連携が増大していく場合には、既存の体制の維持・存続にとらわれない行政体制のあり方を検討することが求められる。

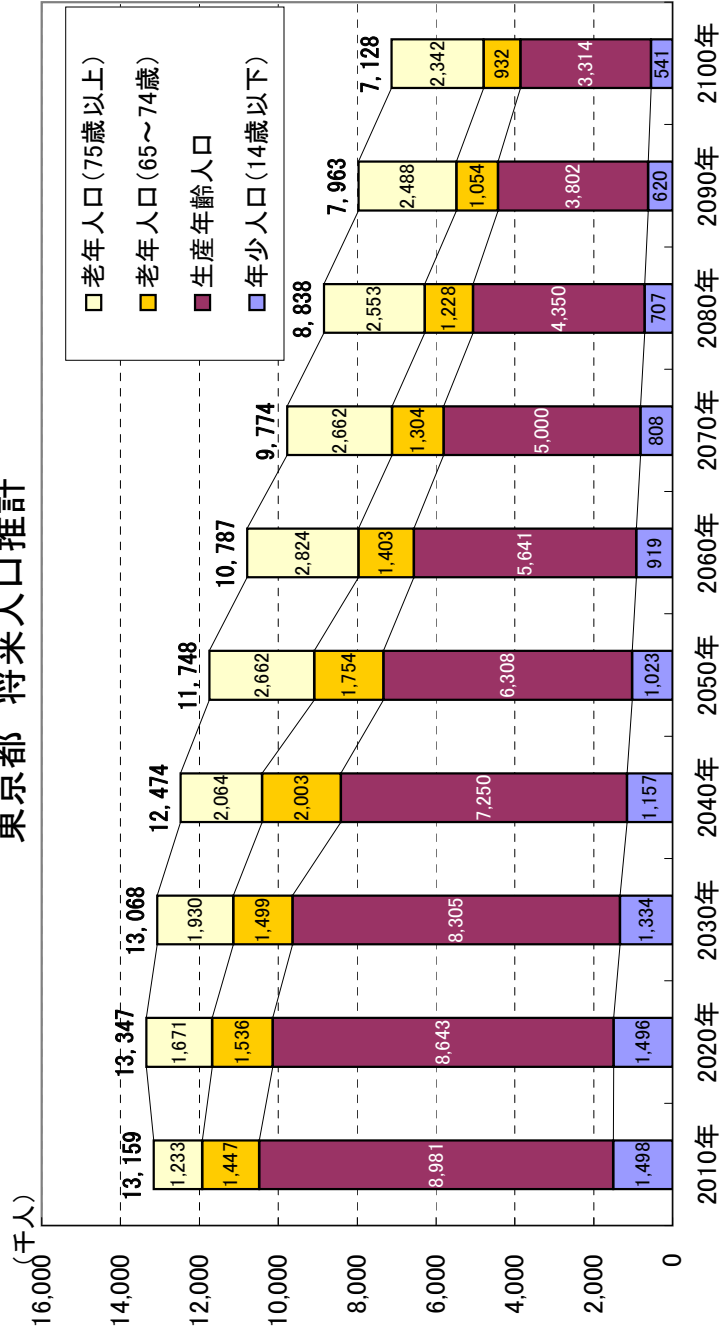
東京の人口の推移



※1867年以前(江戸時代)は『大江戸まるわかり事典』(大石学編・時事通信出版局・2005.7)より作成(ただし江戸の町人口のみ)
 ※1872年~2035年は東京都統計部「東京都の人口(推計)」より作成、ただし2015年~2035年は推計値
 ※2035年以降は「東京の自治のあり方研究会」による推計

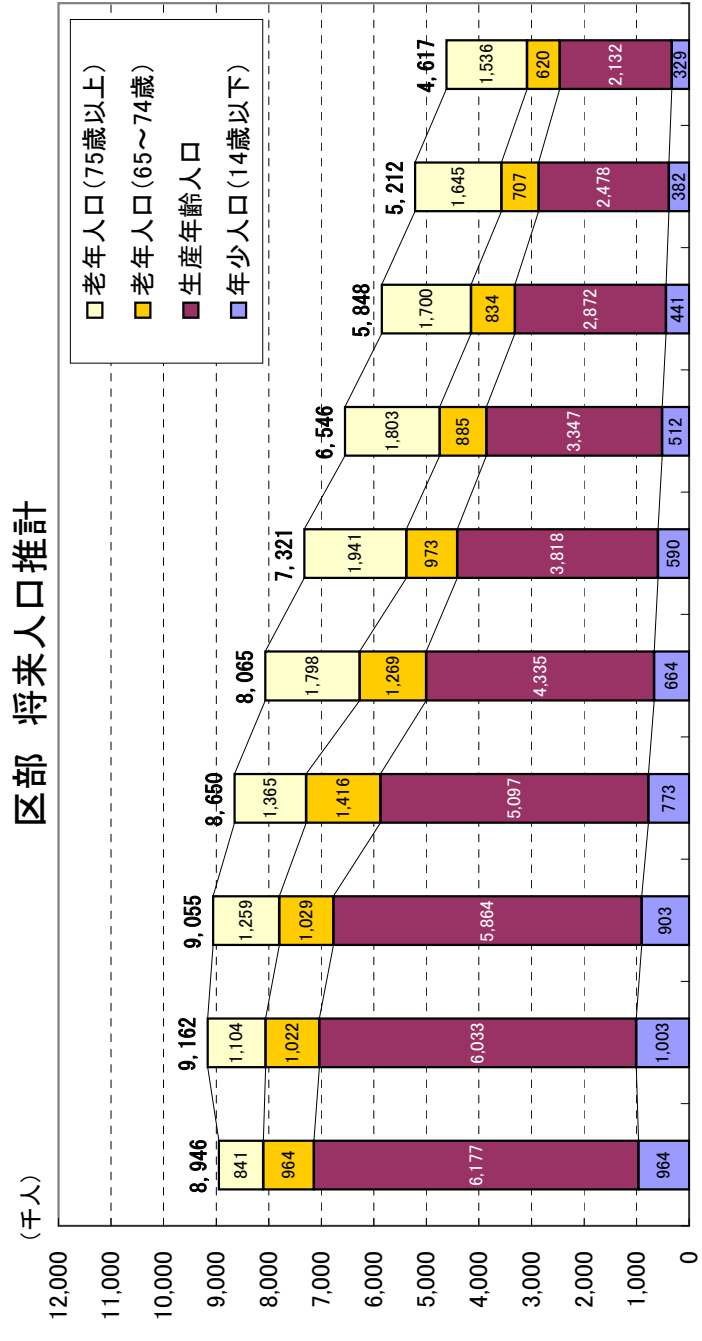
東京の将来人口推計(年齢3区分別)

東京都 将来人口推計



	2010年	2020年	2030年	2040年	2050年	2060年	2070年	2080年	2090年	2100年
年少人口比率	11.4%	11.2%	10.2%	9.3%	8.7%	8.3%	8.0%	7.8%	7.6%	7.6%
生産年齢人口比率	68.2%	64.8%	63.6%	58.1%	53.7%	52.3%	51.2%	49.2%	47.7%	46.5%
老年人口(65~74歳)比率	11.0%	11.5%	11.5%	16.1%	14.9%	13.0%	13.3%	13.9%	13.2%	13.1%
老年人口(75歳以上)比率	9.4%	12.5%	14.8%	16.5%	22.7%	26.2%	27.2%	28.9%	31.2%	32.9%

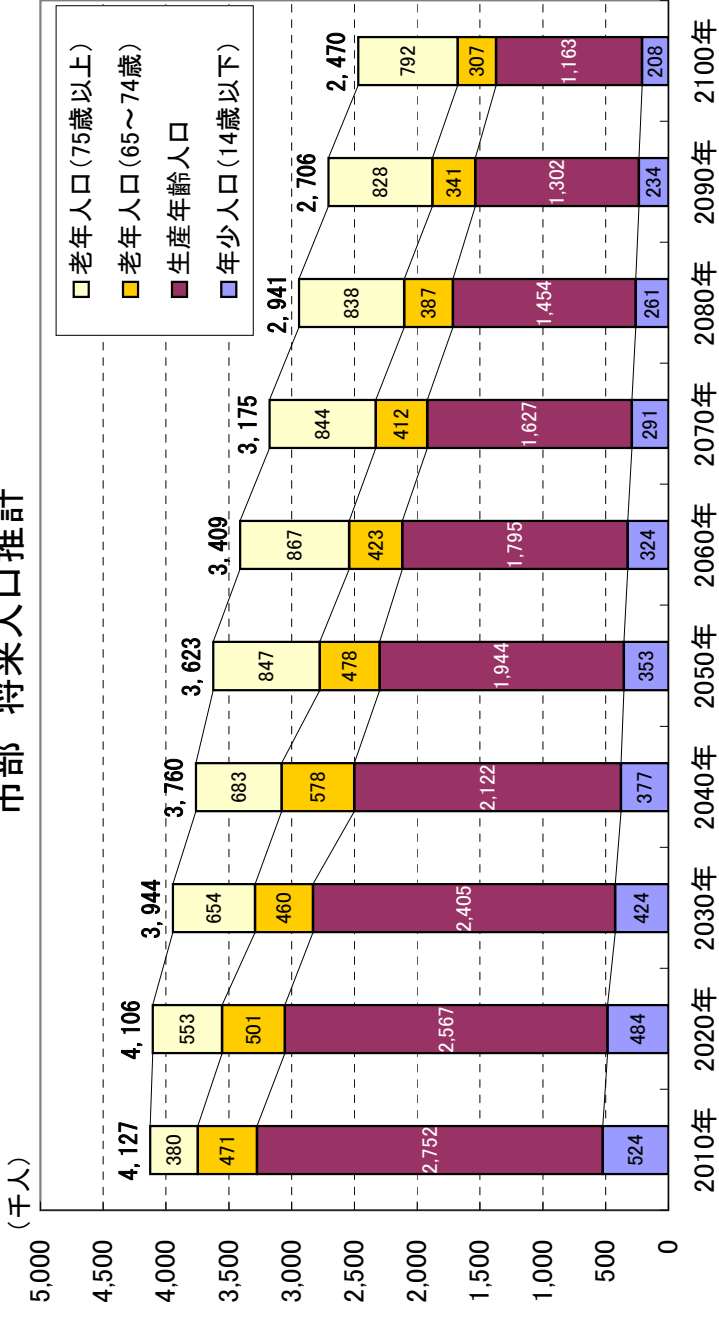
区部 将来人口推計



	2010年	2020年	2030年	2040年	2050年	2060年	2070年	2080年	2090年	2100年
年少人口比率	10.8%	10.9%	10.0%	8.9%	8.2%	8.1%	7.8%	7.5%	7.3%	7.1%
生産年齢人口比率	69.0%	65.8%	64.8%	58.9%	53.7%	52.1%	51.1%	49.1%	47.6%	46.2%
老年人口(65~74歳)比率	10.8%	11.2%	11.4%	16.4%	15.7%	13.3%	13.5%	14.3%	13.6%	13.4%
老年人口(75歳以上)比率	9.4%	12.0%	13.9%	15.8%	22.3%	26.5%	27.5%	29.1%	31.6%	33.3%

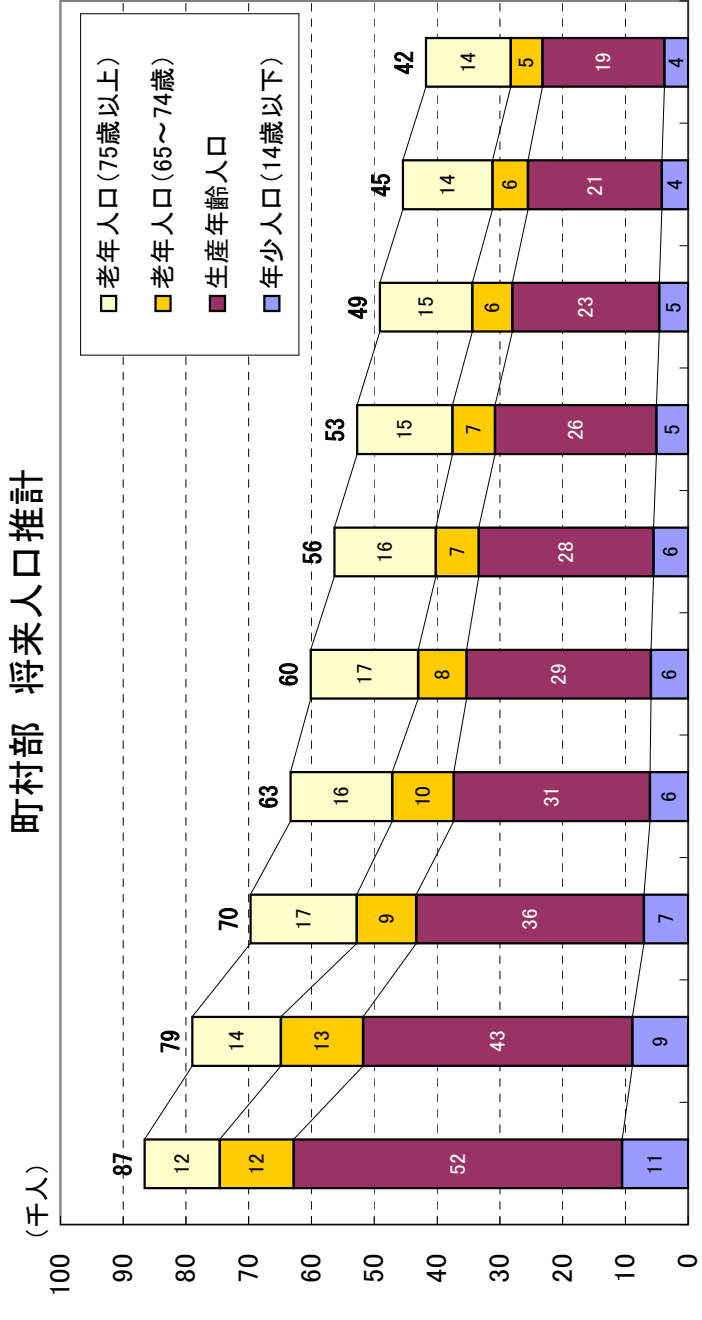
※「東京の自治のあり方研究会」による推計

市部 将来人口推計



	2010年	2020年	2030年	2040年	2050年	2060年	2070年	2080年	2090年	2100年
年少人口比率	12.7%	11.8%	10.8%	10.0%	9.8%	9.5%	9.2%	8.9%	8.6%	8.4%
生産年齢人口比率	66.7%	62.5%	61.0%	56.4%	53.7%	52.7%	51.3%	49.4%	48.1%	47.1%
老年人口(65~74歳)比率	11.4%	12.2%	11.7%	15.4%	13.2%	12.4%	13.0%	13.2%	12.6%	12.4%
老年人口(75歳以上)比率	9.2%	13.5%	16.6%	18.2%	23.4%	25.4%	26.6%	28.5%	30.6%	32.1%

町村部 将来人口推計



	2010年	2020年	2030年	2040年	2050年	2060年	2070年	2080年	2090年	2100年
年少人口比率	12.2%	11.2%	10.1%	9.6%	9.8%	9.6%	9.3%	9.3%	9.2%	9.0%
生産年齢人口比率	60.4%	54.3%	52.0%	49.3%	48.9%	49.4%	48.8%	47.7%	46.9%	46.5%
老年人口(65~74歳)比率	13.6%	16.5%	13.6%	15.5%	12.8%	12.1%	12.9%	13.0%	12.5%	12.1%
老年人口(75歳以上)比率	13.8%	17.9%	24.3%	25.6%	28.5%	28.7%	28.8%	30.0%	31.4%	32.3%

税財政制度について
～区が示した「論点」（第13回幹事会）～

● 財源の移譲に係る指針の整理

- (1) 事務移譲に応じた財源の移譲
(当該事務の執行に充てられていた金額と等しい財源の移譲)
- (2) 事務の性格に応じた財源移譲の方法
(財調交付金配分率、事務処理特例交付金、都市計画交付金)

● 財源移譲後に想定される課題の整理

- (1) 特別区の主体性の強化
(協議のあり方、政策税制協議、調整税の会計上の取扱い)
- (2) 法令改正を伴う事項の検討
(税源移譲、税制改正等を踏まえた財調制度の見直し等)

MEMO

Ⅲ 特別区児童相談所の設置に向けた検討

1 平成28年児童福祉法改正までの検討経過の概況

(1) 都区のあり方検討委員会における検討

- 平成20年6月の都区のあり方検討委員会幹事会で、児童相談所は、「区へ移管する方向で検討する事務」と整理されたが、江戸川区で児童虐待死事件が発生したことを受けて、平成22年6月の幹事会において、区から、児童相談所のあり方について、他に先行して実務的な検討の場を設け、議論を進めることを提案した。
- 平成22年10月の都区のあり方検討委員会幹事会で、区の提案に対し、都から、今後、検討方法や検討体制などの詳細を事務的に調整したい旨の回答があった。
また、平成23年1月の幹事会で、都から、児童相談所の問題は緊急を要するというので、できるだけ早く検討体制等を調整して、実務的な課題の整理から始めることを確認しているのので、是非その方向でやっていきたい旨の表明があった。
- その後、東日本大震災が発生し、都区の検討は見送られることになったが、区では、都との検討に備えて、区側の検討メンバー（部課長級職員）による勉強会を実施し、児童相談所移管の意義や、移管に伴う課題と解決策の整理、児童相談所の視察を行った。
- このような経過を経て、平成23年12月の都区のあり方検討委員会で、都区間の連携や体制等について幅広く検討すべき課題として、検討委員会とは切り離して都区間で協議していくことが確認された。

(2) 児童相談所のあり方等児童相談行政に関する検討会における検討

- 平成23年12月の都区のあり方検討委員会における確認事項を受けて、都区の実務者で構成する「児童相談所のあり方等児童相談行政に関する検討会」が設置され、平成24年2月から、①現行の役割分担の下での課題と対応策、②児童相談行政の体制のあり方、について検討が開始された。
- 平成25年1月の検討会で、一つ目の検討項目である「現行の役割分担の下での課題と対応策」について整理が行われた。その際、都から、体制の議論に当たっては、区が児童相談所を担う場合の具体的なイメージが必要である旨の発言があった。
また、平成24年12月の区長会において、児童相談所を移管した際の青写真を作成することが確認された。
- これを受けて、子ども家庭支援センター一部会を中心に検討を行い、平成26年3月の検討会で、区から、『特別区児童相談所移管モデル』を提示した。
その後、検討会の中で、以下のようなやり取りが行われた。
 - ◇平成26年5月、都が、『「特別区児童相談所移管モデル」にかかる都の見解』を提示。
 - ◇平成26年11月、区が、『「特別区児童相談所移管モデル」にかかる都の見解に対する特別区の意見』を提示。
 - ◇平成27年5月、区が、『「特別区児童相談所移管モデル」の具体化について』を提示。
- このような検討を経た後、平成27年6月から11月にかけて、二つ目の検討項目である「児童相談行政の体制のあり方」について検討を行ったが、区が求めていた児童相談所の移管に関しては、大きな進捗は見られなかった。
- 検討会と並行して、「特別区児童相談所移管モデルの具体化」の検討の中で、23区共通の課題として挙げられた事項について、関係部課長会で検討が行われた。また、区長による児童相談所及び児童養護施設の視察が実施された。

(3) 児童福祉法の改正と区長会の対応

- 都区の検討会で議論が行われている中、国においても、児童虐待の急増や自立が困難な子どもが増加している状況を踏まえて、社会保障審議会児童部会に設置された専門委員会で、新たな子ども家庭福祉のあり方について検討が行われた。
平成28年3月、専門委員会は、「現在の児童相談所設置に関して特別区を加え、特別区でも児童相談所を設置できる規定とする必要がある」とする内容を含む報告（提言）をとりまとめた。
- 専門委員会の報告（提言）を受けて、平成28年5月、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律が成立した。
この改正により、平成29年4月から政令で定める特別区が児童相談所を設置できるようになり、併せて、政府が法施行後5年を目途として、中核市・特別区が児童相談所を設置できるよう必要な支援を実施することとされた。
- 区長会では、「改正法により、国が5年間を目途に行う児童相談所の設置に係る支援等の必要な措置が講じられている間に、準備が整った区から、順次、児童相談所設置を目指す」ことを確認し、現在22区が児童相談所の設置に向けて検討を進めることを表明している。
- 令和元年6月、児童の権利擁護、児童相談所の体制強化、関係機関の連携強化など、児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律が成立した。
この改正の中で、児童相談所の設置促進を図るため、政府が法施行後5年間を目途に、中核市及び特別区が児童相談所を設置できるよう、施設整備、人材確保・育成の支援等の措置を講ずるものとし、その支援を講ずるに当たっては、関係地方公共団体その他の関係団体との連携を図ることとされた。

2 平成28年児童福祉法改正後における取組の概況

(1) 特別区児童相談所移管準備連絡調整会議の設置等

- 平成28年7月の区長会で、児童相談所の移管準備を進めるため、「特別区児童相談所移管準備連絡調整会議」（以下「連絡調整会議」という。）を設置することを確認し、関係部課長会で抽出・整理した課題のとりまとめ、児童相談所の移管に向けた全体のロードマップの作成等について、下命が行われた。
- 連絡調整会議等でとりまとめ、区長会等に報告された主な事項は、以下のとおりである。
 - <児童相談所の設置に係る政府の支援に対する要望>
 - ◇平成28年9月、「児童相談所の設置に係る政府の支援に対する設置希望区からの要望」を整理し、区長会に報告。
 - ※ 同年同月、厚生労働省に要望
 - <児童相談所移管に係る課題の検討>
 - ◇平成28年11月、関係部課長会で抽出した「児童相談所移管に係る課題の検討」を整理し、区長会に報告。
 - ※ 課題は、「各区課題」・「共通課題」・「都協議課題」に区分
 - ◇平成31年2月、関係部課長会で検討した「児童相談所移管に係る課題（「共通課題」・「都協議課題」）の対応策」をとりまとめ、区長会に報告。
 - ◇令和2年1月、平成31年2月の区長会報告後に継続して検討が行われた課題（一

時保護所・里親等の都区間の相互利用（委託）、区立母子生活支援施設の区間の相互利用等）の検討状況について、区長会に報告。

＜児童相談所開設に向けたロードマップの作成＞

- ◇平成28年11月、設置希望区が作成した「児童相談所開設に向けたロードマップ」をもとに、設置希望区全体のロードマップをとりまとめ、区長会に報告。
 - ◇都児童相談所等への派遣研修について、各区の希望数と実際の派遣数に大きな乖離が生じていることなどを踏まえ、平成28年11月に設置希望区が作成したロードマップを見直し、これをもとに設置希望区全体のロードマップの再整理を行い、平成30年2月、区長会に報告。
 - ◇平成30年2月に設置希望区で見直したロードマップを改めて見直し、これをもとに設置希望区全体のロードマップを更新し、令和元年10月の区長会に報告。
- ※ 令和2年度以降の設置希望区全体のロードマップの作成は、福祉主管部長会で対応。（R2.9、R3.9、R4.9、R5.9 更新）
- 令和2年2月の区長会で、令和2年度に3区（世田谷区、荒川区、江戸川区）が児童相談所を開設することを踏まえ、令和元年度末をもって連絡調整会議を廃止し、今後、関係部課長会間での連絡調整が必要となった場合に備え、関係部課長会の会長及び幹事長等で構成する「特別区児童相談所設置等に関する連絡会」を設置することを確認した。

（2）児童相談所設置に向けた共同研修の実施

- 平成28年度から、人材の専門性強化を図るための専門研修「児童虐待への対応」、「児童家庭福祉」、「児童心理」を実施した。
- 平成30年度から、法定研修「児童福祉司任用前講習会・指定講習会」の研修カリキュラムを作成し、研修を実施するとともに、新たに「児童心理（入門・実践）」、「司法面接」、の専門研修を実施した。
また、専門研修「児童家庭福祉」について、テーマ別にカリキュラムの拡充を行い、年間3回に分けて実施した。
さらに、一時保護所の人材育成における課題、研修到達目標の明確化及び児童相における心理検査・心理療法について理解を深めるため、23区職員を対象とした自主勉強会を実施した。
- 令和2年3月に「児童相談所関連研修計画」を策定し、令和2年度以降は、法定研修である「児童福祉司任用後研修」「児童福祉司スーパーバイザー研修」等に加え、職種別に設定した課題別研修や試行研修を実施している。
- 令和4年度に、児童相談所関連研修を専門に担当する教務第2課を新たに設置した。

（3）児童相談所職員の確保に向けた採用制度の見直し

- 平成29年度から、児童相談所の設置に向け、福祉分野における専門人材を確保するため、各区等が採用選考を実施していた職種「心理」の採用について、特別区人事委員会による競争試験を開始するとともに、経験者採用試験・選考における対象職種を拡大し、職種「福祉」を追加した。
- 令和元年度に、経験者採用試験・選考における受験資格の上限年齢を60歳未満に引き上げるとともに、採用区分を2区分（1級職、2級職（主任））に見直した。
さらに、児童相談所（一時保護所を含む。）の円滑な開設・運営に向けた体制

強化を図るため、児童相談所等での有用かつ専門的な職務経験を有する人材の確保を目的として、児童相談所等での経験を求める採用制度を5年間限定で導入し、採用区分に3級職（係長級）を加えるとともに、試験・選考区分に「児童福祉」「児童指導」「児童心理」の3区分を追加した（令和6年度から5年間実施期間が延長された。）。

- 児童相談所等での経験を求める採用制度に係る令和2年度以降の経験者採用試験・選考について、受験対象者拡大の観点から、受験資格（業務経験の内容及び年数）を見直して、実施している。

<見直しの内容>

①業務経験の内容

- ・児童福祉区分は、「児童相談所（一時保護所を含む）又は児童福祉施設における相談援助業務」とする。
- ・児童心理区分は、「児童相談所（一時保護所を含む）等の福祉、医療、司法又は教育に関する機関や施設における心理判定、心理療法又はカウンセリングの業務」とする。

②業務経験の年数（3区分共通）

- ・2級職については、3年以上とする
- ・3級職については、5年以上とする。

（4）児童相談所等への職員派遣

- 平成29年度から、児童相談所の設置に向けて、児童福祉司をはじめとする専門職員等を育成するため、特別区全体で調整を行い、都の児童相談所への派遣研修を開始した。
- 平成30年度から、都の児童相談所に加え、近隣自治体（埼玉県、千葉県、神奈川県、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市等）の児童相談所への派遣研修を開始した。また、各区の個別調整による近隣自治体以外の児童相談所への派遣研修を実施している。さらに、都の児童相談所への課長級職員の派遣等を実施している。

（5）児童相談所設置計画案のモデル的確認作業の実施

- 平成29年6月、開設予定時期の早い3区（世田谷区、荒川区、江戸川区）（以下「3区」という。）と都の間で「児童相談所設置計画案のモデル的確認作業」が開始され、3区の調整状況を他の設置希望区にフィードバックしながら、各区で設置準備が進められた（世田谷区：8回、荒川区：7回、江戸川区：8回）。
- 平成30年11月から、3区と各所管児童相談所との間でケースの引継ぎが行われた。また、平成31年3月から、3区と都の所管部署との間で児童相談所設置市事務の引継ぎが行われた。

（6）特別区児童相談所の設置に向けた広域調整に係る検討会における協議

- 平成30年5月、児童養護施設等の入所施設、里親、一時保護所の広域的調整に関する事項を協議するため、「特別区児童相談所の設置に向けた広域調整に係る検討会」（以下「検討会」という。）を設置し、都との協議が開始された。
- 令和元年12月までに9回にわたる検討会を開催し、3区の開設に向けて基本的事項の検討を行い、都区で確認した事項を協議結果としてとりまとめた。
- 特別区児童相談所の設置後は、運用や取扱いの変更が必要になった事項、当初想定していなかった課題等について、都区で確認した内容を整理し、協議結果の改訂版をとりまとめている。（R3.4、R4.4、R5.4、R6.4）

(7) 3区における児童相談所設置市の政令指定に向けた厚生労働省との協議

- 平成30年11月、3区と厚生労働省との間で、児童相談所設置市の政令指定に向けた協議が開始された。
- 平成31年4月、3区が厚生労働省に対し、児童相談所設置市に指定することを要請し、令和元年8月、令和2年度に3区を児童相談所設置市に指定する政令が公布された。

(8) 東京都における児童相談体制の検討

- 目黒区で女兒虐待死事件が発生したことや、特別区において児童相談所が設置されること等を踏まえ、都と区市町村合同で「東京都児童相談体制等検討会」（以下「検討会」という。）を設置し、令和元年5月から検討が開始された。
- 人材育成の共同推進、連携の拠点作り、専門的見地からのバックアップ機能強化、相談体制の強化について検討が行われ、令和6年2月、令和5年度の検討結果と令和6年度の取組事項等がとりまとめられた。

(9) 児童虐待防止対策に係る体制強化の在り方に関する国と地方の協議の場における検討

- 令和元年に成立した児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律の規定等に基づき、児童虐待防止に向けた課題を整理し、国、都道府県及び市区町村における体制強化を進めるため、国と都道府県等との協議の場が設置され、令和元年8月から検討が開始された。

(10) 児童相談所関連経費に係る都区財政調整協議

- 令和2年度における児童相談所関連経費の都区財政調整上の措置について、令和2年1月の都区協議会で、令和2年開設の3区の所要額等を算定するとともに、区の配分割合を特例的に0.1%増やしたうえで、令和4年度に改めて配分割合のあり方を協議することで合意された。
- 令和4年度における配分割合のあり方に係る協議は、都区の見解が大幅に乖離し協議が中断。その後、区長会で議論を継続。都側から「財調に関する今後の議論の進め方」としての「区立児童相談所の事務の財調上の位置付けに関する都区PTの設置」の提案があり、区長会で了承。また、令和5年度都区財政調整方針案が示され、協議の中断を長引かせることは、都区の連携を発展させていくうえで望ましくないという判断のもと、今後も協議を継続し早期に結論を出すということを前提に了承。現在、都区PTで「区立児相の事務の財調上の位置付け」を議論。

3 平成28年児童福祉法改正までの検討経過（年表）

昭和61年 2月	○「都区制度改革の基本的方向」の中で、児童相談所に関する事務の移譲を都区で合意。
平成 6年 9月	○国に提出する最終案として都区合意した「都区制度改革に関するまとめ（協議案）」で、それまでの都による国との折衝で移管が困難と判断される事務（政令指定都市の事務等）のひとつとして児童相談所の移管を断念。



平成20年 6月	○第13回都区のあり方検討委員会幹事会において、児童相談所設置などに関する事務について、区へ移管する方向で検討することで一致。
平成22年 1月	○江戸川区で小学生の男児が両親から虐待を受け、死亡する事件が発生。
6月	○第25回都区のあり方検討委員会幹事会において、児童相談所のあり方について、他に先行して実務的な検討の場を設け、移管とした場合の課題とその解決策、都区の連携のあり方等について議論を進めることを区から都に申入れ。
10月	○第27回都区のあり方検討委員会幹事会において、平成22年6月の第25回都区のあり方検討委員会幹事会で区から提案した児童相談所の協議について、都が今後検討方法や検討体制などの詳細を事務的に調整したいと回答。
平成23年 1月	○第28回都区のあり方検討委員会幹事会において、都が児童相談所の問題は緊急を要するというので、できるだけ早く検討体制等を調整して、実務的な課題の整理から始めることを確認しているのので、その方向でやっていきたいと表明。
平成23年3月、東日本大震災が発生。	
平成23年 4月 ↓ 平成24年 1月	○児童相談行政のあり方に関する都区の検討会に備えて、区側メンバー（部課長級職員）による勉強会を実施。 ・横須賀市児童相談所の視察 ・勉強会での検討状況（特別区が児童相談所を持つ意義、児童相談所を移管する際の課題と対応の方向性など）を整理、とりまとめ、区長会に報告 *別紙1
平成23年12月	○第13回都区のあり方検討委員会において、児童相談行政のあり方について、都区が協力し、都区間の連携や体制等を幅広く検討すべき課題となっており、都区のあり方検討委員会とは切り離して、今後の検討の進め方等について都区間で協議し、別途整理していく必要があると確認。
2月	○児童相談所のあり方等児童相談行政に関する検討会を設置し、①現行の役割分担の下での課題と対応策、②児童相談行政の体制のあり方について検討を開始。
1月	○第2回児童相談所のあり方等児童相談行政に関する検討会で、現行の役割分担下での課題と対応策について、部会の検討結果を確認。都から、体制の議論にあたっては、区が児童相談所を担う場合の具体的なイメージが必要との発言。

平成25年 6月	○第30次地方制度調査会の「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」の中で、「都から特別区に移譲すべき事務としては、例えば児童相談所の事務などが考えられるが、専門職を適切に確保する等の観点から小規模な区の間では連携するといった工夫を講じつつ、移譲を検討すべき」と記述。
11月	○区長会総会で、「特別区児童相談所移管モデル」を了承。 *別紙2
平成26年 3月	○第3回児童相談所のあり方等児童相談行政に関する検討会で、区から『特別区児童相談所移管モデル』を提示。
5月	○第4回児童相談所のあり方等児童相談行政に関する検討会で、都から『「特別区児童相談所移管モデル」にかかる都の見解』を提示。
10月	○平成25年11月に策定した「特別区児童相談所移管モデル」を基本に、各区で具体化に向けた検討を行い、その結果をとりまとめ、区長会総会に報告し、了承。
11月	○第5回児童相談所のあり方等児童相談行政に関する検討会で、区から『「特別区児童相談所移管モデル」にかかる都の見解に対する特別区の意見』を提示。
平成27年 3月	○「特別区児童相談所移管モデル」の具体化に向けた検討の中で、23区共通の課題として挙げられた事項について、関係部課長会で検討を行い、区長会役員会に報告し、了承。
5月	○第6回児童相談所のあり方等児童相談行政に関する検討会で、区から「特別区児童相談所移管モデル」の具体化について説明し、以下の事項について確認。 *別紙3 ①「児童相談行政の体制のあり方」について検討を開始し、具体の検討は、課長級メンバーによる部会を中心に行うこと ②部会には、必要に応じてメンバーを追加できること
6月	○児童相談所のあり方等児童相談行政に関する検討会部会で、「児童相談行政の体制のあり方」について検討を開始。3回にわたり都区双方の考え方についてフリートーキング。
7月	○区長による児童相談所及び児童養護施設の視察を実施。 ・東京都児童相談所（児童相談センター、足立児童相談所、江東児童相談所） ・児童養護施設（クリスマス・ヴィレッジ、希望の家、東京家庭学校）
12月	○区長会正副会長が、厚生労働大臣及び雇用均等・児童家庭局長と面会し、意見交換。 ○区長会意見書「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会報告案（たたき台）について」を提出。 *別紙4
3月	○国の社会保障審議会児童部会に設置された「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会報告（提言）」の中で、「原則として中核市及び特別区には児童相談所機能をもつ機関の設置を求め、財政的負担が大きいことや専門職の確保の困難さから設置をためらうことがないよう、国及び都道府県は中核市及び特別区の人的・物的基盤を積極的に援助する必要がある」と記述。 *別紙5 ○区長会会長コメント「社会保障審議会児童部会新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会報告について」を発表。 *別紙6

	○国は、「政令で定める特別区は、児童相談所を設置するものとする」という改正を含めた「児童福祉法等の一部を改正する法律案」を閣議決定し、国会へ提出。
4月	○区長会総会で、「改正法により、国が5年間を目途に行う児童相談所の設置に係る支援等の必要な措置が講じられている間に、準備が整った区から、順次、児童相談所設置を目指すこと」を確認。
5月	○「児童福祉法等の一部を改正する法律」が成立し、政令で定める特別区が児童相談所を設置することが可能に。 *別紙7 ○区長会会長コメント「児童福祉法等の一部を改正する法律の成立について」を発表。 *別紙8

4 平成28年児童福祉法改正後の取組状況（年表）

（1）区長会における取組等

平成28年 5月	○区長会総会で、「児童福祉法等の改正内容を踏まえ、26年度に各区で検討した「特別区児童相談所移管モデル」の具体化の検討について改めて調整を行い、あわせて、それぞれの区が想定するロードマップを作成すること」を確認。
6月	○区長会総会で、「児童相談所移管準備を進めるため、副区長会の下に、特別区児童相談所移管準備連絡調整会議（以下「連絡調整会議」という。）を設置し、当面、以下の事項について整理するとともに、都との協議体制等について調整すること」を確認。 ① 児童相談所を移管するに当たっての課題の抽出・整理 ② 児童相談所の移管に向けた具体化検討の再調整、ロードマップの作成
7月	○副区長会の下に、区の関係部課長等で構成する連絡調整会議を設置。 <所掌事項> ・ 関係部課長会との連絡調整に関すること ・ 東京都との協議に関すること ・ 児童相談所を移管するに当たっての課題に関すること ・ 児童相談所移管に向けた全体のロードマップに関すること
9月	○連絡調整会議で集約・整理した児童相談所の設置に係る政府の支援に対する「設置希望区」からの要望について、区長会へ報告。厚生労働省へ要望。
11月	○以下の事項について、連絡調整会議で集約・整理、とりまとめのうえ、区長会へ報告。 ① 児童相談所を移管するに当たっての課題の抽出・整理 ② 児童相談所の移管に向けた具体化検討の再調整 ③ 児童相談所開設に向けたロードマップの作成 ○区長会正副会長等が川澄副知事と面会し、児童相談所の設置が円滑に進むよう、支援と協力を要請。
12月	○都から、「特別区の児童相談所の設置計画について（確認の進め方）（案）」が提示。その内容について、区長会へ報告。 <都の提案概要> ・ 区の計画案を確認するに当たっては、2～3区をモデル的に対応していくことが適当。当該区から計画案を提出してもらい、子供の最善の利益を確保するという観点から、当該区と都で一つひとつの課題について実務的に検証し、確認作業を進める。 ・ 当該区の調整状況については、適宜、他の設置希望区にフィードバックする。

	<p>○区長会正副会長が東京都予算に対する知事ヒアリングに出席し、児童相談所の円滑な移譲に向けた積極的な支援と協力を要請。</p>
平成29年 2月	<p>○区長会総会で、平成28年12月に都から提示のあった「特別区の児童相談所の設置計画について（確認の進め方）（案）」について、以下のとおり対応することを確認。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世田谷区、荒川区、江戸川区の3区をモデル的確認実施区として、計画案の確認作業を開始する。 ・モデル的確認実施区の拡大、広域調整が必要な事項等に関する都と設置希望区全体との協議の場の設置、人材の確保（都児童相談所への派遣研修の受入枠の拡大、児童相談所開設当初における都職員の区への派遣等）などについて、都へ要請する。 <p>※同年3月、上記区長会確認事項に基づいて、都に対して回答。</p> <p>○知事と特別区長との意見交換会（テーマ：「都民ファーストでつくる『新しい東京』～2020年に向けた実行プラン～」について）において、児童相談所の設置に対する協力を要請。</p>
4月	<p>○3月の区長会の回答を受けて、都から、「児童相談所設置計画の確認の進め方等について」が回答。</p> <p><都の回答概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・3区（世田谷区、荒川区、江戸川区）との計画案確認作業を具体的かつ実務的に進めていく中で、調整等が必要な課題の共有が図られるため、まずは3区との計画案確認作業を着実に実施することを優先する。 ・平成30年度以降における都児童相談所への派遣研修の受入枠については、効果的な人材育成を実施するため、平成29年度の受入枠が上限となる。 ・児童相談所開設当初における都職員の区への派遣について、児童相談所の運営に必要な人材は、設置自治体が責任をもって確保・育成することが基本。国の職員配置基準見直しに伴い、都では現在、児童福祉司・児童心理司の大幅増員を図り、新任職員の育成に注力しているところ。まずは、3区との計画案確認作業を進めていく。
6月	<p>○3区（世田谷区、荒川区、江戸川区）と都との間で、「児童相談所設置計画案のモデル的確認作業」を開始（平成30年12月までに各区概ね8回実施。）。併せて、都が全区を対象に「児童相談所運営にかかる勉強会」を開始。*別紙9</p> <p>○区長会正副会長による川澄副知事への新役員就任挨拶において、児童相談所設置計画案のモデル的確認作業の円滑な実施や、広域調整が必要な事項等に関する都と設置希望区全体との協議の場の設置などについて要請。</p>
8月	<p>○平成30年度国・都の施策及び予算に関する要望活動において、正副会長等が児童相談所の設置促進について要請。</p> <p>○関係部課長会で抽出・整理した課題の対応策にかかる平成29年7月末時点の検討状況について、連絡調整会議において、整理・とりまとめた結果を区長会へ報告。</p> <p>○その際、区長会から「人材の確保・育成について、福祉部門においても、具体的な検討を行う」よう指示。</p>
11月	<p>○人材の確保・育成方策等について、区長会へ報告。</p> <p>○その際、平成28年11月に策定したロードマップについて、「今回の検討結果や各区それぞれの状況を踏まえながら一定の見直しを行い、その結果を集約する」ことを確認。</p>

	○区長会正副会長等が東京都予算に対する知事ヒアリングに出席し、児童相談所の設置促進について要請。
平成30年 2月	○関係部課長会で抽出・整理した課題の対応策にかかる平成30年1月末時点の検討状況について、連絡調整会議において、整理・とりまとめた結果を区長会へ報告。 ○設置希望区で見直しを行ったロードマップについて、連絡調整会議において、集約・整理した結果を区長会へ報告。 ○都区協議会において、都区財政調整における児童相談所関連経費について、会長から「初めて提案した児童相談所関連経費は、都側から明確な見解が示されず、議論に至らなかった。早期の決着に向けて前向きな対応をお願いしたい」旨発言。 ○知事と特別区長との意見交換会（テーマ：「区と都が連携して取り組むべき課題について」）において、児童相談所設置にかかる課題解決のための都区の連携体制の構築等について要請。
5月	○都区間での入所施設や一時保護所の広域調整に関する協議を行うため、都区の課長級メンバーで構成された検討会を設置することについて、区長会へ報告。同年同月から検討を開始。 *別紙10
7月	○平成31年度都の施策及び予算に関する要望活動において、正副会長等が児童相談所の設置促進について要請。
8月	○平成31年度国の施策及び予算に関する要望活動において、正副会長等が児童相談所の設置促進について要請。
11月	○区長会正副会長等が東京都予算に対する知事ヒアリングに出席し、児童相談所の設置促進について要請。
平成31年 1月	○都から、都と区市町村合同で児童相談体制の検討を行うことについて、区長会に提案があり、了承。 ○都区協議会において、都区財政調整における児童相談所関連経費について、会長から「児童相談所関連経費の財調上の取扱いについて、議論を前進させることができなかった。特別区が児童相談所設置市として政令指定を受けた際の所要経費は、当然に財調の算定内容に反映されなければならない」旨発言。 ○知事と特別区長との意見交換会（テーマ：「区と都が連携して取り組むべき課題について」）において、児童相談所の開設に係る支援等について要請。
2月	○関係部課長会で抽出・整理した課題の対応策にかかる平成31年1月末時点の検討状況について、連絡調整会議において、整理・とりまとめた結果を区長会へ報告。
4月	○3区（世田谷区、荒川区、江戸川区）が厚生労働省に対し、児童相談所設置市として政令指定することを要請。
令和元年 5月	○都と区市町村合同で「東京都児童相談体制等検討会」が設置され、検討を開始。
6月	○「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」が成立し、政府が、施行後5年を目途に、中核市及び特別区が児童相談所を設置できるよう、施設整備、人材確保・育成の支援等の措置を講ずるものとし、その支援を講ずるに当たって、関係地方公共団体等の連携を図るものと規定。 *別紙11 ○区長会正副会長等による小池知事への新役員就任挨拶において、児童相談所の設置に向けた支援について要請。

7月	<p>○区長会総会で、平成30年2月に見直しを行ったロードマップについて、「設置希望区が、それぞれの準備状況を踏まえ、改めて見直しを行い、共有する」ことを確認。</p> <p>○令和2年度都の施策及び予算に関する要望活動において、正副会長等が児童相談所の設置促進について要請。</p>
8月	<p>○児童虐待防止に向けて、国と都道府県等との協議の場が設置され、特別区も構成員として参画。</p> <p>○世田谷区・荒川区・江戸川区を児童相談所設置市に指定する「児童福祉法施行令の一部を改正する政令」が公布。</p> <p>＜施行期日＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世田谷区及び江戸川区（8月27日公布）：令和2年4月1日 ・荒川区（8月30日公布）：令和2年7月1日 <p>○区長会会長コメント「世田谷区及び江戸川区を児童相談所設置市に指定する政令の閣議決定について」を発表。*別紙12</p> <p>○令和2年度国の施策及び予算に関する要望活動において、正副会長等が児童相談所の設置促進について要請。</p> <p>○令和3年度開設予定の2区（港区、中野区）と都との間で、「児童相談所設置計画案の確認作業」を開始。</p>
10月	<p>○以下の事項について、区長会へ報告。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①福祉主管部長会を中心に整理した特別区児童相談所設置に伴う都補助金等の取扱いの方向性 ②設置希望区で改めて見直しを行ったロードマップをもとに更新した全体のロードマップ
11月	<p>○区長会正副会長等が東京都予算に対する知事ヒアリングに出席し、児童相談所の設置促進について要請。</p>
令和2年1月	<p>○平成31年2月の区長会報告後に継続して検討を行った児童相談所移管に係る課題（一時保護所・里親等の都区間の広域調整等）の検討状況について、区長会へ報告。</p> <p>○都区協議会で、令和2年度における児童相談所関連経費の都区財政調整上の措置について合意。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年開設の3区の所要額等を算定 ・区の配分割合を特例的に0.1%増やしたうえで、令和4年度に改めて配分割合のあり方を協議
2月	<p>○区長会総会で、令和元年度末をもって連絡調整会議を廃止し、今後、関係部課長会間での連絡調整が必要となった場合に備え、「特別区児童相談所設置等に関する連絡会」を設置することを確認。</p> <p>※全体のロードマップの作成は、福祉主管部長会で対応。</p>
3月	<p>○東京都児童相談体制等検討会でとりまとめられた令和元年度の検討結果、令和2年度の取組事項等について、区長会へ報告。</p>
4月	<p>○世田谷区及び江戸川区の児童相談所が開設。</p>
7月	<p>○荒川区の児童相談所が開設。</p> <p>○港区が厚生労働省に対し、児童相談所設置市として政令指定することを要請。</p>
8月	<p>○令和3年度国・都の施策及び予算に関する要望活動において、正副会長が児童相談所の設置促進について要請。</p>
10月	<p>○港区を児童相談所設置市に指定する「児童福祉法施行令の一部を改正する政令」が公布（10月23日）。</p> <p>※施行期日：令和3年4月1日</p>

1 2月	○区長会正副会長等が東京都予算に対する知事ヒアリングに出席し、児童相談所の設置促進について要請。
令和 3 年 1月	○令和 4 年 7 月開設予定の板橋区と都との間で、「児童相談所設置計画案の確認作業」を開始。
3月	○東京都児童相談体制等検討会でとりまとめられた、令和 2 年度の検討結果、令和 3 年度の取組事項等について、区長会へ報告。
4月	○港区の児童相談所が開設。
5月	○令和 5 年 2 月開設予定の豊島区と都との間で、「児童相談所設置計画案の確認作業」を開始。
6月	○中野区が厚生労働省に対し、児童相談所設置市として政令指定することを要請。
8月	○令和 4 年度国・都の施策及び予算に関する要望活動において、正副会長が児童相談所の設置促進について要請。 ○中野区を児童相談所設置市に指定する「児童福祉法施行令の一部を改正する政令」が公布（8月6日）。 ※施行期日：令和 4 年 4 月 1 日
9月	○板橋区が厚生労働省に対し、児童相談所設置市として政令指定することを要請。
1 2月	○板橋区を児童相談所設置市に指定する「児童福祉法施行令の一部を改正する政令」が公布（1 2月 1 日） ※施行期日：令和 4 年 7 月 1 日 ○区長会正副会長等が東京都予算に対する知事ヒアリングに出席し、児童相談所の設置促進について要請
令和 4 年 1月	○豊島区が厚生労働省に対し、児童相談所設置市として政令指定することを要請 ○令和 5 年 1 0 月開設予定の葛飾区と都との間で、「児童相談所設置計画案の確認作業」を開始
2月	○児童相談所の設置基準を定めた政令等に基づき、練馬区内に都の児童相談所を新たに設置するとの都からの説明を受け、特別区が児童相談所の設置を進める中で、事前に相談がなかったことに言及。児童相談行政を都区が連携して進めるためには、東京の児童相談体制のあり方について、都区で議論する必要があるとの意見があり、協議の場の設置を要請
4月	○中野区の児童相談所が開設 ○東京都児童相談体制等検討会でとりまとめられた、令和 3 年度の検討結果、令和 4 年度の取組事項等について、区長会へ報告。2月の区長会で協議の場の設置を求める要請があったことを受け、本検討会において、「児童福祉法改正等を踏まえた相談体制のあり方」を検討項目に追加
6月	○豊島区を児童相談所設置市に指定する「児童福祉法施行令の一部を改正する政令」が公布（6月 1 7 日） ※施行期日：令和 5 年 2 月 1 日
7月	○板橋区の児童相談所が開設 ○令和 5 年度都の施策及び予算に関する要望活動において、正副会長が児童相談所の設置促進について要請。
8月	○令和 5 年度国の施策及び予算に関する要望活動において、正副会長が児童相談所の設置促進について要請。

10月	<ul style="list-style-type: none"> ○区長会総会で、平成29年11月に申し合わせた「東京都及び近隣自治体への職員派遣上限」について、特別区児童相談所の設置が進んできたこと等から、東京都児童相談所の派遣枠に空きが生じてきているため、令和4年度をもって廃止とすることを確認 ○葛飾区が厚生労働省に対し、児童相談所設置市として政令指定することを要請
11月	<ul style="list-style-type: none"> ○区長会正副会長等が東京都予算に対する知事ヒアリングに出席し、児童相談所の設置促進について要請
令和5年 1月	<ul style="list-style-type: none"> ○令和6年10月開設予定の品川区と都との間で、「児童相談所設置計画案の確認作業」を開始
2月	<ul style="list-style-type: none"> ○豊島区の児童相談所が開設 ○葛飾区を児童相談所設置市に指定する「児童福祉法施行令の一部を改正する政令」が公布（2月8日） ※施行期日：令和5年10月1日
3月	<ul style="list-style-type: none"> ○東京都児童相談体制等検討会でとりまとめられた、令和4年度の検討結果、令和5年度の取組事項等について、区長会へ報告。
7月	<ul style="list-style-type: none"> ○区長会正副会長等による小池知事への新役員就任挨拶において、児童相談体制の拡充に向けた支援について要請 ○令和7年4月開設予定の文京区と都との間で、「児童相談所設置計画案の確認作業」を開始 ○令和6年度国の施策及び予算に関する要望活動において、正副会長が児童相談所の設置促進について要請
8月	<ul style="list-style-type: none"> ○令和6年度都の施策及び予算に関する要望活動において、正副会長が児童相談所の設置促進について要請
9月	<ul style="list-style-type: none"> ○全体のロードマップを更新し、福祉主管部長会でとりまとめ
10月	<ul style="list-style-type: none"> ○葛飾区の児童相談所が開設 ○品川区がこども家庭庁に対し、児童相談所設置市として政令指定することを要請
11月	<ul style="list-style-type: none"> ○区長会正副会長等が東京都予算に対する知事ヒアリングに出席し、児童相談所の設置促進について要請
令和6年 3月	<ul style="list-style-type: none"> ○東京都児童相談体制等検討会でとりまとめられた、令和5年度の検討結果、令和6年度の取組事項等について、区長会へ報告。 ○品川区を児童相談所設置市に指定する「児童福祉法施行令の一部を改正する政令」が公布（3月8日） ※施行期日：令和6年10月1日 ○文京区がこども家庭庁に対し、児童相談所設置市として政令指定することを要請

(2) その他の取組

① 児童相談所等の視察（特別区全体による実施分）

- 区の部課長級職員を中心に、東京都、横須賀市及び金沢市の児童相談所を視察。
 - ・平成28年 5月～ 8月 金沢市児童相談所（2回）、横須賀市児童相談所
 - ・平成28年10月～11月 東京都児童相談センター（6回）

<平成23年度～平成27年度までの視察実施状況>

- ・平成23年 7月 横須賀市児童相談所
- ・平成25年 8月 東京都児童相談センター
- ・平成26年 8月 横須賀市児童相談所
- ・平成26年11月 金沢市児童相談所
- ・平成27年 5月 国立武蔵野学院（児童自立支援施設）

② 説明会、講演会の開催

- 区職員、区議会議員等を対象に、下記のとおり、説明会等を実施。

平成28年 7月	○厚生労働省「改正児童福祉法等に係る説明会」 ○東京都福祉保健局「児童相談所業務等に係る説明会」
平成29年 4月	○特別区議会議員講演会（特別区協議会主催） ・厚生労働省「児童福祉法改正の背景と概要～児童相談所の設置に向けて～」
平成29年 6月 ↓ 9月	○特別区長会講演会 ・武藤素明（社福）二葉保育園常務理事「社会的養護における現状と特別区への期待」 ・磯谷文明 弁護士「児童相談所における法的対応と弁護士の役割」 ・松原康雄 明治学院大学学長「特別区が設置する児童相談所への期待」 ・奥田晃久 明星大学特任教授「我が区の子どもは我が区が護る」
平成29年 8月	○特別区長会事務局講演会 ・川並利治 金沢星陵大学教授「地域の子どもたちを守るために～児童相談所設置市が目指すべきもの～」 ・和田一郎 花園大学准教授「いま求められる一時保護所とは」
9月	○社会福祉講座（特別区協議会主催） ・法務省 東京少年鑑別所「非行防止及び少年の健全な育ちについて－少年鑑別所の立場から－」 ・宮内珠希 二葉乳児院 里親委託等推進員、秋山恵美子 養育家庭（里親）「里親制度を知っていますか？－里親家庭を支える地域へ－」
平成30年 3月	○人事実務研修（特別区人事・厚生事務組合人事企画部） ・奥田晃久 明星大学特任教授「One for All の取り組みで我が区の子どもは我が区が守る－児童相談所設置に向けた人材の確保・育成等について－」
10月	○特別区長会事務局講演会 ・上鹿渡和宏 長野大学教授「家庭養育への移行～なぜ必要なのか、どう実現するか～」 ・渡邊守 キーアセット代表「里親委託を増やすために必要な視点」 ・岩崎美枝子 家庭養護推進協会理事「養子縁組への理解を深める」
平成31年 1月	○特別区講座（特別区協議会・特別区職員研修所共催） ・柏女霊峰 淑徳大学教授「特別区における包括的な児童福祉行政の未来～児童相談所設置区の誕生を目前に控えて～」

令和元年11月	○特別区議会議員講演会（特別区協議会主催） ・川松亮 明星大学常勤教授「子どもの虐待防止と特別区における児童相談所の設置」
令和2年1月	○特別区講座（特別区協議会・特別区職員研修所共催） ・磯谷 文明 弁護士「特別養子縁組に関する法改正について」
12月	○社会福祉講座（特別区協議会主催） ・川並利治 金沢星稜大学教授「子ども虐待防止と児童相談所のあり方」
令和3年10月	○特別区長会事務局講演会 ・大日向雅美 恵泉女学園大学学長「地域みんなで育む子どもの未来」
令和4年10月	○特別区長会事務局講演会 ・厚生労働省「改正児童福祉法等に係る説明会」
令和6年1月	○特別区長会事務局講演会 ・橋本和明 国際医療福祉大学教授「非行の理解と支援～被害と加害を扱う臨床～」

③ 国・関係団体との意見交換等

平成28年12月	○東京都児童相談所非常勤・協力弁護士懇談会と区の部課長級職員との意見交換を実施。
平成29年1月	○厚生労働省と区の部課長級職員との情報交換を実施。
5月	○東京都社会福祉協議会児童部会・乳児部会と区の課長級職員との意見交換を実施。
6月	○東京養育家庭の会（里親会）と区の課長級職員との意見交換を実施。
10月	○東京都社会福祉協議会児童部会制度政策推進部主催学習会「特別区児童相談所設置の動向と課題」に、モデル的確認実施3区の担当課長等が参加。
平成30年1月	○区の課長級等職員を対象に、東京都社会福祉協議会児童部会書記会による「児童養護施設の措置費と補助金に関する勉強会」を実施。 ○東京地方検察庁と区の課長級職員等との情報交換を実施。
2月	○東京養育家庭の会（里親会）と区の課長級職員との意見交換を実施。
3月	○東京家庭裁判所と区の課長級職員等との情報交換を実施。
7月	○東京都児童相談所非常勤・協力弁護士懇談会と区の課長級職員等との意見交換を実施。
平成31年1月	○警視庁とモデル的確認実施3区の担当課長等との意見交換を実施。
令和元年5月	○国立武蔵野学院（児童自立支援施設）とモデル的確認実施3区の担当課長等との意見交換を実施。
6月	○東京家庭裁判所とモデル的確認実施3区の担当課長等との意見交換を実施。
7月	○国立きぬ川学院（児童自立支援施設）とモデル的確認実施3区の担当課長等との意見交換を実施。
12月	○東京地方検察庁とモデル的確認実施3区の担当課長等との意見交換を実施。
令和2年1月	○都立誠明学園・萩山実務学校（児童自立支援施設）及び東京都育成支援課とモデル的確認実施3区の担当課長等との意見交換を実施。
7月	○東京都社会福祉協議会児童部会・乳児部会とモデル的確認実施3区及び令和3年度開設予定2区（港区・中野区）との意見交換を実施。

令和3年 1月	○東京都社会福祉協議会児童部会・乳児部会、東京養育家庭の会とモデル的確認実施3区及び令和3年度開設予定2区（港区・中野区）の課長級職員等との意見交換を実施
8月	○東京都社会福祉協議会児童部会・乳児部会、東京養育家庭の会と児童相談所開設4区*及び令和4年度開設予定3区（中野区・豊島区・板橋区）との意見交換を実施。 *令和3年度開設予定だった中野区が開設時期を変更

<その他の意見交換等>

- 警視庁（R2.7（港区、中野区）、R3.6（板橋区、豊島区）、R4.9（葛飾区）、R5.9（品川区））
- 東京地方検察庁（R2.12（港区、中野区）、R3.12（板橋区、豊島区）、R5.1（葛飾区）、R6.1（品川区））
- 東京家庭裁判所（R2.12（港区、中野区）、R3.12（板橋区、豊島区）、R4.12（葛飾区）、R5.12（品川区））
- 都立誠明学園（R3.1（港区）、R4.3（中野区）、R4.6（板橋区）、R5.6（豊島区）、R5.9（葛飾区））
- 都立萩山実務学校（R3.1（港区）、R4.3（中野区）、R4.6（板橋区）、R5.6（豊島区）、R5.9（葛飾区））
- 国立武蔵野学院（R2.10（港区）、R4.6（板橋区）、R4.11（豊島区）、R5.6（葛飾区））
- 国立きぬ川学院（R4.6（板橋区）、R5.6（中野区、豊島区、葛飾区））

④ 児童相談所等への職員派遣（予定を含む。R5.4.1現在）

<東京都>

職	児童福祉司	児童心理司	一時保護所職員	S V候補	事務職員	計
派遣数	25	16	24	1	2	70

<特別区>

職	児童福祉司	児童心理司	一時保護所職員	事務職員	その他	計
派遣数	25	24	32	7	2	90

<近隣自治体>

職	児童福祉司	児童心理司	一時保護所職員	計
派遣数	3	6	6	15

⑤ 児童相談所関連の共同研修の実施状況等（令和5年度）

法定研修	
令和5年 5月 12月	○「児童福祉司任用前講習会・指定講習会」（第1回、第2回）
令和5年 8月 令和6年 2月	○「指導教育担当児童福祉司任用前研修」（前期、後期）

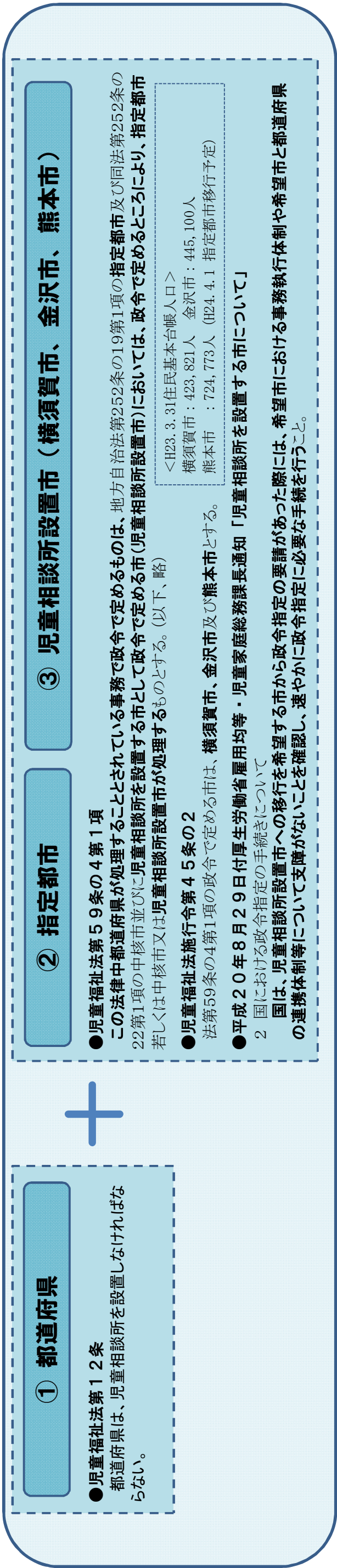
令和5年10月 11月	○「児童福祉司任用後研修」
令和6年2月	○「調整担当者研修」

課題別研修	
令和5年5月 7月 11月	○「司法面接」(第1回、第2回、第3回)
令和5年5月	○「子ども家庭支援センター職員(1～2年目)」
令和5年6月	○「児童福祉司(1～2年目)Ⅰ」(第1回、第2回) ○「児童福祉司(1～2年目)Ⅱ」
令和5年6月 令和6年1月	○「児童福祉司(3～4年目)Ⅰ」(第1回、第2回、第3回)
令和5年7月	○「動機づけ面接」 ○「一時保護所職員Ⅰ」
令和5年8月 令和6年1月	○「児童虐待への対応」(第1回、第2回)
令和5年10月	○「児童心理司リーダー研修」 ○「一時保護所職員リーダー研修」 ○「児童心理司(1～2年目)Ⅰ」
令和5年11月	○「子ども家庭福祉行政組織運営研修」 ○「児童心理司(1～2年目)Ⅱ」
令和5年12月	○「一時保護所職員Ⅱ」
令和5年1月	○「児童心理司(3～4年目)Ⅰ」(第1回、第2回)
令和5年2月	○「児童福祉司(3～4年目)Ⅱ」
令和5年3月	○「児童心理司(3～4年目)Ⅱ」

試行研修	
令和5年6月 8月	○「子どもの権利擁護」(第1回、第2回)
令和5年7月	○「児童相談所関連トピックス」(第1回)
令和5年8月	○「児童相談所関連トピックス」(第2回)
令和5年9月	○「子ども家庭支援センターリーダー研修」
令和6年1月	○「司法面接フォローアップ研修」
令和6年2月	○「子どもの安全確保に向けた児童相談所における手続きの留意点及び「立入調査」「臨検・捜索」訓練研修」
令和6年3月	○「特別区児童相談所実務者研修会」

児童相談所のあり方検討資料

1 児童相談所の設置主体



2 都児童相談所における現状の課題

東京都児童福祉審議会「児童虐待死亡ゼロを目指した支援のあり方について(江戸川区事例 最終報告)」(平成22年5月11日)より作成

- ◆課題・問題点
《児童相談所の対応について》
○子ども家庭支援センターに対して、児童の状況等についての問い合わせやフォローアップ等を行わなかった。
○区市町村によって虐待対応の成熟度は異なっているが、それを認識していながら、実態に即した適切な支援ができていなかった。
○児童相談所の職員が、子ども家庭支援センターの受理会議に出席し助言を行ったことがないなど、スーパーバイズができていなかった。
《共通した問題点》
○子ども家庭支援センターや児童相談所は、児童と直接会っておらず、小学校や医療機関も児童から直接事情を聴くことがなかった。
○子ども家庭支援センターは小学校に、児童相談所は子ども家庭支援センターにそれぞれ支援を任せきりにしていた。
○関係機関の連携が不十分で、情報が共有できていなかった。



- ◆提言
《児童相談所の取組について》
○「情報提供」ケースについても、その後の対応状況を定期的に確認するなど、進行管理を行うこと。
○子ども家庭支援センターの相談援助の実態を調査し、実情に応じた支援を実施すること。
○子ども家庭支援センターの受理会議等に参加し、助言指導を行うなど、区市町村の専門性強化を支援すること。

平成23年度第2回東京都児童福祉審議会(平成23年6月14日)資料5「児童虐待 地域・現場での対応力のさらなる強化に向けて(仮称)」より作成

- 【課題1】 増え続ける虐待相談件数、重篤化するケース内容への迅速的確な対応
○専門性を支える人材の育成(児童相談所)
⇒ 基幹職員の育成、若手職員の専門性の強化
○子供家庭支援センターの体制や対応力のレベルアップ
○警察等との連携強化

【課題2】 関係機関の埋まらない隙間で生じる重大事例

- 児童相談所と子供家庭支援センター、他県児童相談所間での連携強化
○学校、医療機関など独立性の強い機関と児童相談所・子供家庭支援センターとの連携強化
○要保護児童対策地域協議会の一層の活用

【課題3】 虐待の未然防止策が進展していない

- 乳幼児はハイリスク「生命の危機あり」
⇒ 4割が0歳児、6割が0歳～2歳児
○育児疲れ、子育て不安群のフォローの徹底(虐待要因の17%)
○特定妊婦への対応

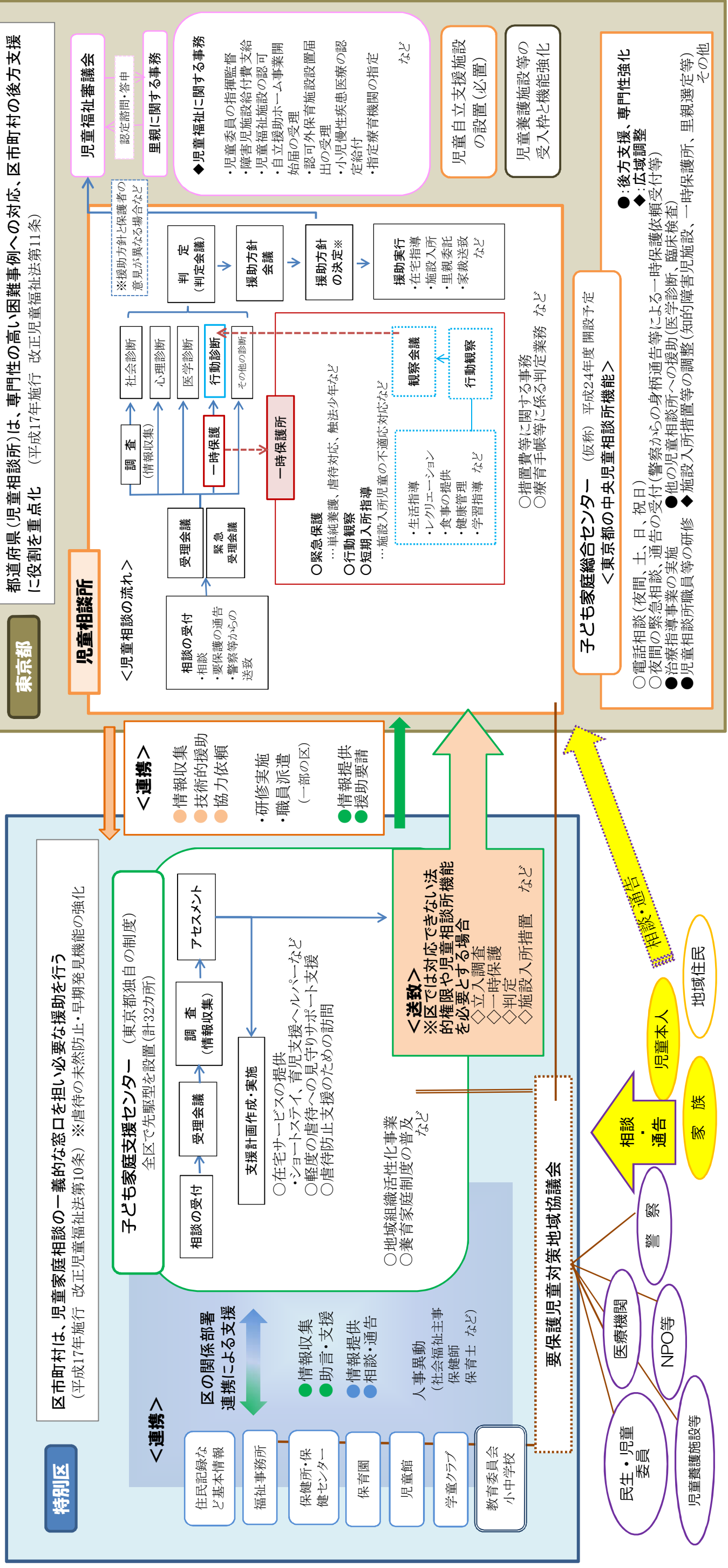
【参考】

- ◇虐待相談件数
⇒ 都: 4,450件(H22年度)
※前年度比約1.4倍
区市町村は、H21年度 5,510件)
- ◇児童相談所の体制強化
⇒ 児童福祉司
H13年度: 106名 → H23年度: 183名

3 区が児童相談所を持つ意義

- 責任が明確化し、区が主体的に一貫して、子どもの権利を守ることができる。
- 区民の視点では、区に一元化されることで分かりやすくなり、児童相談所が身近になる。行政側としても通報などの情報の錯綜が避けられ、的確に対応できる。
- 区が保有する税情報、福祉・保健サービスの受給状況などの情報を活かすことで、子どもや保護者等の状況を迅速・総合的に把握できるため、総合的な相談対応ができる。
- 一つの相談事例の中には複合的な問題があるので、保健所、保育園、学校、児童委員、福祉事務所など関係部署との連携を活かすことができ、幅広い支援体制が組める。
- 児童虐待や子どもの非行など課題の共有化が進むことで、保健、保育、教育、福祉等の各部門との連携が緊密になり、早期に総合的なアプローチを行うことができる。
- 予防の視点を持って早い段階から係わることで、重篤な虐待ケースに陥ることを未然に防ぎながら、在宅での見守りを行っていくことができる。
- 地域を熟知した区が担うことで、地域性を踏まえて子どもの状況を捉えるため、関係部署で危機感を共有しやすく、きめ細やかな対応ができる。

4 東京の児童相談の現状 ～子ども家庭支援センターと児童相談所の関係～



5 児童相談所を区へ移管する際の課題と対応の方向性

【課題1】児童相談所(本体)の設置
[現状] 都の児童相談所がある区 … 新宿(センター)、墨田、品川、世田谷、杉並、北、足立の7カ所
＜施設整備・財政負担＞
○既存施設の扱いを含めた児童相談所の整備
○新規の整備費用及び運営経費
＜子ども家庭支援センターとの関係＞
○強権発動的な機能を有する児童相談所と支援機能をメインとする子ども家庭支援センターの位置づけの整理
【対応の方向性】
区が総合力を発揮しながら一貫して相談から措置までを行うためには、1区に1所配置する。

【課題2】一時保護所の設置
[現状] 都の一時保護所がある区 … 新宿(センター)、足立、練馬(西部)の3カ所 定員112名
※都は全国的に見て定員が少なく、常に供給不足
※直営が基本で、児童福祉施設最低基準を準用
＜施設整備・財政負担＞ 児童相談所に同じ
＜施設規模と需要の問題＞
○相談業務の実効性を担保するためには、各区が自由に使える一時保護機能を持つ必要がある。
【対応の方向性】
児童相談機能の一部を担う場であることを踏まえ、相互利用や機能分担を考えしていく。

【課題3】専門的人材の確保・相談対応力の強化
[現状] 都:経験年数の浅い職員が増えている
区:子ども家庭支援センターのレベル差がある
都の児童福祉司(特別区の区役所の児相) 124名
都の児童心理司(同) 43名
子ども家庭支援センター相談担当職員 221名
うち児童福祉司任用資格者 113名
＜法定要件を満たす職員の配置＞
＜継続的な人材の育成＞
【対応の方向性】
区が保有する保健師、保育士、ケースワーカー等の活用を含め、長期的視点で人材育成を図る。
都に対して、派遣や人事交流の支援を求める。

【課題4】都との役割分担・連携
[現状] 東京都独自の制度として子ども家庭支援センターが設置され、児童相談所との連携については東京ルールに従い、虐待対応を含めかなりの部分を区が担っている。
＜施設入所など広域的な調整＞
＜中央児童相談所の専門的な支援機能の活用＞
【対応の方向性】
都と協議のうえ整理していく。

現行体制上の課題・問題点

- 1 相談件数や困難事例の増加等により、児童福祉司が不足している
- 2 一時保護所の定員が不足している
- 3 児童相談所と子ども家庭支援センターの狭間に落ちるケースがある
- 4 通告・相談先が2カ所あるため、わかりにくい
- 5 二元体制により、時間のロスと認識に温度差が生じる

特別区が目指す児童相談行政のすかた

- 児童相談所を23区すべてに設置
・児童相談所 7カ所 → 23カ所
- 児童福祉司・児童心理司の配置を充実
・児童福祉司 約120人 → 約220人
・児童心理司 約50人 → 約90人
- 一時保護所の定員を拡充
・定員 約150人 → 約260人

- すべての相談に対応
・各区に設置する児童相談所で、全ての相談に対応
- 一貫した対応
・各区に設置する児童相談所が、法的措置から家庭復帰まで一貫して対応

1 児童相談体制の充実・強化

児童福祉司・児童心理司の配置の充実、一時保護所の定員拡充、広域自治体としての東京都との連携(特に高度な専門的知識及び技術に関する相談に関する技術的援助や助言等)により、児童相談体制を充実・強化。

2 責任や窓口の明確化

区民や関係機関から通告・相談先がわかりやすくなり、児童相談所が身近に。また、通告などの情報の錯綜をなくし、責任と窓口の所在を明確化。

3 一貫した支援体制の構築

虐待の未然防止をはじめ、早期発見、相談・調査・保護・再統合、その後の見守り、里親・養護施設など社会的養護の必要な子どもへの対応等、切れ目のない一貫した支援体制を構築。

4 総合的なアプローチの実施

保健所、保育園、学校、障害福祉所管課、福祉事務所など、区の関係部署が連携した幅広い支援体制を組み、総合的なアプローチを実施。

5 地域全体による見守り体制の充実

区民に身近な特別区が地域の関係機関と連携することで、子どもの状況を的確に把握しながらきめ細かくに対応、見守り体制を充実。

移管モデル

【基本的な考え方】

- 1 移管の方法
 - 児童福祉法等の改正により、児童相談所設置市を目指す。
- 2 児童相談所
 - 1区1所。
- 3 一時保護所
 - 1区1所。ただし、必要に応じて共同設置も検討。
- 4 人材育成
 - 職員を、順次、児童相談所に派遣し、具体的な事務のノウハウを習得。移管当初は、都から児童相談所経験者の派遣を受入。
 - 児童福祉司は、子ども家庭支援センター相談員や保健師、保育士等を活用し、計画的に育成。
 - 児童心理司は、心理職を計画的に任用し、子ども関連部署で育成。
 - 23区で職員を確保。

5 児童相談所設置市の事務等

- 児童相談所設置市の事務は、各区で実施。ただし、広域的・統一的判断を要する事務や特に高度な専門的知識を要する事務等については、23区が連携して実施することも検討。
- 子ども家庭支援センターの機能のうち、虐待対応については基本的に児童相談所が担当。その他子育て支援に関することは、各区の実情に応じ、区内の関係所管課を含め、児童相談所の移管に向けた児童相談体制の見直しの中で検討。

【移管モデル(規模別モデル)】

- 23区を人口規模別に大規模・中規模・小規模の3つに分けて試算。
- 職員配置や一時保護所の定員の基準は「指定都市・児童相談所設置市の平均」。
- 主な試算項目
 - ・ 児童相談所・一時保護所の職員配置
 - ・ 児童福祉司・児童心理司の人数
 - ・ 一時保護所の定員
 - ・ 財政規模(建設費、運営経費など)

「特別区児童相談所移管モデル」の具体化について【概要版】

はじめに

- 平成26年3月の児童相談所のあり方等児童相談行政に関する検討会において、児童相談所を担うための大枠の方向性を示した「移管モデル」を提示。
その後、各区で、「移管モデル」をもとに移管の具体化に向けた検討を行うとともに、移管にあたっての23区共通課題について検討。
- 今般、各区における移管の具体化に向けた検討の状況や、移管にあたっての23区共通課題の検討結果等を踏まえ、都の見解で示された指摘項目を含め、「移管モデル」の具体化についての特別区としての考え方を整理。
今後、検討会の中で、先に示された都の見解、これに対する特別区の意見、今回提示する「移管モデル」の具体化についての特別区としての考え方を素材に、「児童相談行政の体制のあり方」について議論し、さらに検討を深めていく。

第1 人材の確保・育成について

- 1. 基本的な考え方**
 - 開設時に必要となる職員は、都の児童相談所等への派遣を通じて実務経験を積ませることにより確保・育成することを基本とするが、開設当初から一定期間(3年間を目的)は、都からの職員派遣や都職員の身分切替を要請。
 - 児童福祉司任用資格保有職員を確保するため、福祉職の採用を拡大。
 - 児童福祉司等の職員や児童相談所長は、職員のスキルアップ、人事の停滞解消等を図るため、23区間での派遣交流及び人事交流を実施するとともに、都との派遣交流を要請。
 - 児童相談所等の職員は、児童相談関連部署への異動を重視した人事ローテーションを行い、関係部署間のネットワークを強化。
 - 特別区職員研修所による専門研修の実施や都主催の専門研修等の活用により、職員の相談対応力等を向上。
- 2. 職員の確保・育成に係る基本的方向性(職種別)**
 - 《**児童福祉司、児童心理司、一時保護所の職員(児童指導員・保育士)**》
 - 開設時に中核となる職員は、子ども家庭支援センター職員、ケースワーカー、保育士等や新たに採用する職員の一定数を、開設までの4年間に、都の児童相談所等へ派遣して実務経験を積ませることにより育成。また、派遣が終了し区へ戻った職員は、児童相談所等で習得した専門知識やスキルを活かすことができる児童相談関連部署等へ配置。
 - 移管後、新たに採用する場合は、現行の採用制度の活用に加え、現行制度で実施していない経験者採用等を実施する方向で検討。

はじめに

- 《**児童相談所長**》
 - 開設時の所長は、管理職の有資格者から任用することを基本に、任期付採用や経験者採用を検討するほか、都からの職員派遣を要請。
- 《**児童福祉司・児童心理司スーパーバイザー**》
 - 開設後の児童福祉司のスーパーバイザー候補職員は、子ども家庭支援センターや生活保護ケースワーカー経験者等の中から一定数を、また、児童心理司のスーパーバイザー候補職員は、区に在職する職員及び新たに採用する心理職の職員の中から一定数を、開設までの4年間、都の児童相談所に派遣して実務経験を積ませることにより育成。
 - 開設時から一定期間は、スーパーバイザーとして、都からの職員派遣を要請し、この間にスーパーバイザー候補職員が都職員の派遣終了後のスーパーバイザーとしての役割を担うことができるように育成。

第2 社会的養護の拡充について

- 1. 基本的な考え方**
 - 国が示す「家庭養護(里親等)、家庭的養護(グループホーム等)、施設養護の各構成比を1/3にする」ことを将来的な目標として、現段階から、多様な地域資源を活用した里親登録者増加の取組や、用地の確保・提供など、都との連携・協力によるグループホーム誘致の取組等を実施し、社会的養護を充実、強化。
 - 現在、都が利用している児童養護施設等は、他道府県の先行事例を参考に、定員協定の締結等により、都と特別区で利用。
- 2. 家庭養護(里親・ファミリーホーム)**
 - 《**家庭養護(里親・ファミリーホーム)の基本的方向性**》
 - 地域ネットワークを活用できる強みを活かして里親等委託率向上のための取組を重点的に行うなど、家庭養護(里親・ファミリーホーム)を強力に推進。
 - 里親家庭に対する子育て支援サービスの充実や、児童相談所を中心に区全体で里親家庭を支援・フォローする体制を整備するなど、里親家庭が子育てしやすい環境作りを行う。
 - 《**里親登録数の向上に向けた取組、里親への支援**》
 - 保育ママやファミリーサポート、ショートステイの協力家庭の担当部署から里親に適している家庭を推薦する仕組みを作り、週末ホームステイ等の短期里親事業を実施することによって里親登録につなげていく。
 - 里親家庭が子育て支援サービスを利用しやすくなるような制度や事業を整備、実施し、里親家庭の良好な子育て環境を醸成。〔例：幼稚園・保育園の入園決定時の配慮、レスパイトケア(里親の一時的な休息のための援助)のためのショートステイ〕

3. 施設養護

《施設養護の基本的方向性》

○ 施設養護に関する各区の考え方・方針や都の推進計画等をもとに23区全体で調整し、各区が地域の実情等を踏まえて施設整備を行う。

○ 乳児院、自立援助ホームは、社会福祉法人等が行う施設整備に関する情報を共有するなど、23区間で連携・協力を図りながら、各区が施設誘致の取組を行い、入所枠を確保。

《児童養護施設》

○ グループホームを増設していくことを基本に、児童養護施設を整備。

○ 施設が所在しない区は、里親支援機関等の地域支援の拠点として新規整備することも検討。また、施設が所在する区についても、区の実情に応じて新規整備することを検討。

○ グループホームの整備にあたっては、都と連携して施設の小規模化を図り、社会福祉法人への財政支援等を実施。また、空き家の活用により、用地を確保・提供することも検討。

《児童自立支援施設》

○ 児童相談所設置市に必置の施設であるが、他道府県の先行事例を参考に、当分の間、地方自治法に規定する「事務の委託」に基づき都へ委託。

○ 都の児童自立支援施設への職員派遣等を通じて児童自立支援施設の運営ノウハウを蓄積し、将来的に23区共同で1か所設置することも検討。

第3 23区間及び都区間の連携・調整について

1. 一時保護所の共同設置

○ 共同設置を予定している8区が地方自治法に基づく「管理執行協議会」方式により、3か所の一時保護所を共同設置。また、幼児・学齢児等の種別ごとの一時保護所を整備する方向で検討。

○ 一時保護所の総定員は、共同設置を予定している8区の必要定員数をもとに57名とし、各区の定員枠を設定。各区の児童相談所が一時保護決定に基づいて入所手続を行い、各区の定員枠までは、各区の判断で入所させる。

○ 職員は、各区が定員枠に応じて派遣することを基本。施設の建設費、運営費等についても、各区が定員枠に応じて負担すること基本に、利用実績に応じて調整。また、施設の維持管理は、施設所在区が行う。

2. 一時保護所の相互利用

○ 自区の一時保護所での保護を原則として、児童の居所を秘匿することが必要な場合など、自区の一時保護所での保護が困難な場合に23区全体で相互利用を行う。

○ 各区の一時保護所（共同設置の一時保護所を含む）に相互利用のための定員枠は設定しないが、一時保護所に空きがあり、他区から相互利用の依頼があった場合には、原則として受け入れる。また、23区で相互利用を行うための協定、基本ルールを策定、締結。

3. 児童養護施設・乳児院・自立援助ホームの入所調整、利用方法

○ 現在、都が利用している施設は、都と特別区で利用。特別区の利用分は、都との協議により定員協定を締結して入所枠（協定定員）を設定。

○ 児童相談所移管後に整備した新規施設は、整備を行った区が利用することを基本として、空きがある場合には、他区や都も利用。

4. 里親委託

○ 区内の里親への委託を原則とするが、区内に適切な里親がない場合や区外への里親委託が適切な場合には、他区や23区外の里親へ委託。

5. 23区間の情報共有

○ 複数区に関わるケース対応や、統一的な判断、専門的な対応、国の制度改正など、23区全体でノウハウの蓄積等が必要な場合に、23区間で情報共有を行う。

○ 情報共有を行う仕組みとして、23区間で必要な情報を閲覧できるシステム（掲示板）を導入する方向で検討。また、児童相談所長会をはじめとする23区の会議体を設置。

6. 児童相談所設置市事務の共同処理

○ 「小児慢性疾患の医療給付に関する事務」の認定審査会は、23区合同審査や事務局の23区持ち回り等の方法により実施。

7. 23区共通の事務処理マニュアル、ルール等の策定

○ ケース対応や児童相談所の運営等に関する事項について、都が作成・使用している現行のマニュアルを基本に、23区共通の事務処理マニュアルや統一基準を作成。また、児童相談業務を行って行く中で、各区の地域特性や業務実態に合わせたマニュアルを作成することも検討。

8. 都との連携

○ 児童養護施設の入所及び里親委託は、区内・23区内を基本としながら、都と特別区が相互に入所・委託できるように連携・協力。また、都区間で職員の派遣交流を行い、都全体における専門職のスキルアップを図る。

○ 児童相談センターで実施している治療指導事業の利用、高度な専門的知識・経験が必要なケース対応等への助言・援助をはじめ、児童相談所の立ち上げ支援、児童相談所開設時における都職員の派遣・区職員の派遣受入、マニュアルの提供や都主催の研修への参加、児童福祉施設の空き状況の情報提供等について要請。

平成27年12月25日

社会保障審議会児童部会
新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会
委員長 松原 康雄 様

特別区長会会長
荒川区長 西川 太一郎

新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会 報告案（たたき台）について

平成27年11月27日の第3回新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会において、「報告案（たたき台）」（以下「報告案」という。）が提示されました。松原康雄委員長をはじめ委員各位のご努力に対し、心より敬意を表します。

報告案では、子どもの権利保障を児童福祉法に位置づけることのほか、国・都道府県・基礎自治体の役割と責任の再整理と明確化、支援対象者の年齢見直し、職員の配置・任用要件の明確化や指導的職員の資格創設、里親制度等の社会的養護の充実強化など、新たな子ども家庭福祉の構築に向けた多岐にわたる提言が行われています。

なかでも、新たな子ども家庭支援体制の整備において、基礎自治体に子ども家庭支援の拠点を整備する必要があるとし、東京都の特別区などに設置されている子ども家庭支援センター等がそのモデルとなりえると述べています。

これまで特別区は、区民に身近な基礎自治体として、子ども家庭支援センターを中心に、東京都や区の関係部署（保健所、保育園、学校、障害福祉所管課、福祉事務所など）を含めて、児童委員・民生委員、町会・自治会、警察署等の地域の関係機関との連携のもと、地域全体で子どもと家庭を見守っていく体制の構築に懸命に取り組み、成果をあげています。

言うまでもなく、子どもと家庭への支援は、住民に身近な場所で行われることが必要であり、一つの相談事例の中には、複合的な問題が潜んでいることが多く、住民生活に密着した基礎自治体が果たす役割は極めて重要であります。子ども家庭支援センターにおけるこれまでの経験を踏まえると、基礎自治体に支援拠点を整備することは、子どもや家庭への支援に、より迅速に、また適切に対応できる体制を整えることになり、大変大きな意義があるものであり、高く評価しております。

さらに、報告案では、児童相談所設置自治体を中核市及び特別区に拡大するものとし、第一段階として、特別区も児童相談所を設置できるよう法改正することが提言されています。これは、子どもと家庭への支援は、本来、その生活が営まれている身近な地域でなされるべきであるとの考え方にに基づき、基礎自治体に子ども家庭支援拠点を整備するとともに、児童相談所機能を持つ機関の拡大を企図するものであり、これまでの特別区の取組と実績を適切に評価していただいたものと深く感謝しております。

前述のとおり、特別区は、子ども家庭支援センターを中心に児童福祉の実績を着実に積み重ねてきております。また、人口規模の小さな特別区も含め、すべての区で中核市の業務である保健所の設置、運営を行い、児童相談所を担うだけの実力は備えているものと考えております。

加えて、23区相互及び東京都との間において、数多くの連携の蓄積もあり、十分な準備と移行期間があれば、児童相談所の移管は可能であると考えております。

今後も特別区は、東京都との連携のもと、子ども家庭支援センターで培ってきた経験と実績のうえに、新たな子ども家庭支援福祉像を実現するべく全力で取り組んでいく所存でありますので、是非、報告案の提言に沿って、児童相談所設置自治体を拡大する方向で検討を進めていただきますよう、お願い申し上げます。

新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会報告（提言）概要（平成28年3月10日）

※区長会事務局作成

はじめに

- 近年の状況として、虐待事例の急増、自立が困難な子どもの増加など、急速な変化に対応が追い付いておらず、その増加をとどめるに至っていない。
- 本委員会では、子ども家庭福祉の体系の再構築が急務であるとの強い問題意識の下、「全ての子どもは適切な養育を受けて発達が保障される権利を有するとともに、その自立が保障されるべきである。」という理念を実現するための方策を検討するために議論が行われた。
- 限界が生じている既存の制度を改革し、新たな子ども家庭福祉を具現化するために、児童福祉法等の抜本的な改正に向けて提言するもの。

基本的な考え方

- ◆ 子どもの権利の明確な位置付け
- ◆ 家庭支援の強化、すなわち子ども虐待の予防的観点の明確化
- ◆ 国・都道府県・市区町村の責任と役割の明確化
- ◆ 基礎自治体(市区町村)の基盤強化と地域における支援機能の拡大
- ◆ 各関係機関の役割の明確化と機能強化
- ◆ 子どもへの適切なケアの保障
- ◆ 継続的な支援と自立の保障
- ◆ 司法関与と法的・制度的枠組みの強化
- ◆ 職員の専門性の確保・向上と配置数の増加

理念

- ◆ 児童福祉法において、「養育中心」に力点を置いた子ども家庭福祉の構築を目指すとともに、これに合った理念を明確にし、今後の制度・施策の方向性を示す必要がある。

【明確にする点】

- ・ 子どもを権利の主体とする
- ・ すべての子どもは適切に養育され、発達する権利を有するとともに、自立を保障される
- ・ 子どもの最善の利益を優先する
- ・ 子どもは安全で安定した家庭で養育を受けることができる。家庭において適切な養育を受けることができないうときは、里親やファミリーホーム等の家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育を受けることができる

国・都道府県・市区町村の責任と役割

- ◆ 子どもの権利を保障するため、その担い手となる国、都道府県、市区町村の責任と役割を明確にすることが重要。特に、国の責任と役割を児童福祉法に明確に規定する必要がある。

【国の責任と役割】

- ・ 市区町村及び都道府県に対する助言や情報の提供等、全体として子ども・家庭の福祉のために必要な措置を講じる
- ・ 全国の子ども家庭福祉の質を担保(基準、資格の設定)

【都道府県の責任と役割】

- ・ 市区町村に対する助言や援助を行うとともに、入所措置等、より専門的な業務や、市区町村の区域を超えた広域的な対応が必要な業務

【市区町村の責任と役割】

- ・ 子どもや家庭に最も身近な基礎的な地方公共団体として、児童福祉法に基づいた包括的・継続的な子どもと家庭への支援

支援の対象年齢

- ◆ 不適切な養育を受けた子どもや、家庭基盤が脆弱な子どもに対する支援の対象年齢を20歳未満に引き上げるのが妥当。

※ 成人年齢が引き下げられた場合、20歳未満の親権が及ばない「成人」に対する支援のあり方に関する整理が必要

- ◆ 里親委託等の措置を受けた児童について、20歳に達するまでの間、措置延長を積極的に活用すべき。

- ◆ また、里親委託等の措置を受けていた者について、18歳(措置延長の場合20歳)到達後も、少なくとも22歳に達した日の属する年度末まで、その後の自立した生活につなげるため、引き続き必要な支援を受けることができるよう仕組みを整備する必要がある。

新たな子ども家庭福祉体制の整備

＜市区町村における地域子ども家庭支援拠点の整備＞

- ◆ 子ども家庭への支援は身近な場所で行われるべきであり、市区町村の基盤整備を行い、保育所を含めた子ども家庭福祉体制を充実させ、「地域子ども家庭支援拠点」を整備。(子ども家庭支援センターがモデル)

【地域子ども家庭支援拠点】

- ・ 子ども家庭の福祉的相談、児童相談所が行っている「分離措置を伴わない養護相談」「育成相談」「措置を伴わない非行相談」の対応

※「保健相談」:市区町村保健センター等、「障害相談」:児童発達支援センター等

- ・ 虐待事例の通所、在宅支援(養育支援、家事支援等)
- ・ 子ども子育て支援事業
- ・ 要保護児童対策地域協議会の調整機関

<特定妊婦等への支援>

- ◆ 特定妊婦のケアが適切にできるよう、情報を共有するための方策を再検討し、支援メニューの増加を図る必要がある。
- ◆ 要支援児童及び特定妊婦等を発見した場合、市区町村へ情報提供できるものとすべき。
- ◆ 母子生活支援施設、乳児院等において、特定妊婦等に対し、入所・通所によって支援できる「産前産後母子ホーム(仮称)」を整備するための枠組みを作る必要がある、モデル事業の実施により、具体的な仕組みについて検討を行うべき。

<児童相談所を設置する自治体の拡大>(報告書 P11～12 全文 ※下線は区長会事務局)

児童相談所の設置については、かつて概ね人口 50 万人に 1 か所という目標があり、現在、全国で 200 か所を超えてはいるが、虐待事例への対応が急増したため、情報共有や対応検討などを丁寧に行えなくなっており、管轄する規模を見直す必要がある。

虐待事例への対応は、政令市や児童相談所設置市以外の市区町村の場合、都道府県が設置する児童相談所と市区町村の二元体制で実施されており、それによる問題点として、両者の支援のばざまに落ちる事例があるという指摘や、時間のロスと認識の温度差が生じやすいという指摘もある。児童相談所を設置している中核市では対応機関の一元化の利点が報告されているもの、現在、中核市で児童相談所を設置している自治体は2つにとどまっており、その財政的負担が大きいことや専門性確保が難しいなどの課題があるものと考えられる。原則として中核市及び特別区には児童相談所機能をもつ機関の設置を求め、財政的理由や専門職の確保の困難さから設置をためらうことがないよう、国及び都道府県は中核市及び特別区の人的・物的基盤を積極的に援助する必要がある。

なお、地方分権、自治体の自主組織権の観点から、「必置」とすべきでないという意見もあった。

こうした意見を踏まえ、現在の児童相談所設置に関して特別区を加え、特別区でも児童相談所を設置できる規定とする必要がある。

また、5年を目途として、中核市や特別区が児童相談所を設置することができるよう、国として専門職の育成等の必要な支援を行うべきである。

<児童相談所の強化のための機能分化>

- ◆ 虐待通告の増大により、児童相談所の対応は限界にきており、機能強化が優先課題。また、保護機能と支援機能を同一機関で担うことによって、重大な事態が生じた事例がある。
- ◆ 児童相談所が有する通告受理、調査、評価、一時保護・アセスメント、措置等の機能に関して、高度に専門的な機関として担っていくためには、その機能を明確に分離する抜本的な見直しが必要である。
- ◆ 具体的な方向性として、緊急対応の必要性に関する判断能力を備えた虐待通告・相談窓口を設置(※)。通告が受理された事例の調査・評価・保護等の措置を行う機能と、措置後の事例のマネージメントを行う機能を別の機関で行うといった体制を整備。

※ 虐待関連通告・相談電話(189)窓口の一元化

- ・ 通告窓口を一元化し、集中的に電話による虐待通告・相談を受理し、緊急度を判断して、初期対応を行う機関等とその期限を決定する機関(通告受理機関)の創設について、モデル的取り組みにより検討が必要(現在の児相設置自治体に最低1か所程度)
- ・ 児童相談所から市区町村へ送致する仕組みの検討

<子ども家庭福祉への司法関与の整備>

- ◆ 全ての子どもに安全な家庭を保障するため、司法が一連の親権制限(子どもの権利制限を含む。)に対してその必要性を適切に判断するなど、司法の関与を強化する必要があり、関係機関と調整の上、可及的速やかに検討を開始すべき。
- ◆ 一時保護の場面においても司法が関与する仕組みを検討すべき。そのためには、司法関与に関する仕組み全体の前提として、児童相談所における児童福祉司の適正な配置と司法対応のための専門性の確立、弁護士による法的サポート体制の確立などが必要。

職員の専門性の向上

- <子ども家庭福祉を担う職員の配置・任用要件>
 - ◆ 児童相談所に配置することが必要な人材について、法律上明確に位置付けるとともに、任用要件で質を、配置標準で量を担保する必要がある。
 - ◆ 児童福祉司の配置標準については、児童虐待相談対応件数を考慮したものに見直すべきである。(児童福祉司は、一定基準に適合する研修を受講を義務付け)
 - ◆ 教育・訓練・指導担当児童福祉司(スーパーバイザー)、児童心理司、医師又は保健師について、法律上、児童相談所への配置を明記する必要がある。

<市区町村で支援を担う職種、任用要件、配置基準>

- ◆ 「地域子ども家庭支援拠点」には、専ら子ども・家庭の相談支援にあたる複数の職員を置くこととし、最低 1 名は児童福祉司資格を有する者とすべきであり、その他の職員についても児童福祉司資格もしくはそれに準ずる資格を所持している者の配置に努めるべき。

<子ども家庭福祉を担う指導的職員の資格のあり方>

- ◆ 指導的職員の専門性を向上させるとともに、その能力を客観的に明確化する観点から、子ども家庭に関する専門の相談員として新たな公的資格(※)を創設することを検討すべき。
※資格:一定の資格を有する者で、5年程度の児童福祉に関する実務経験を有し、試験に合格

社会的養護の充実強化と継続的な自立支援システムの構築

<就学前の子どもの代替的養育の原則>

- ◆ 就学前はもとより子どもの代替的養育は、アタッチメント形成や発達保障の観点から、原則として家庭養育とし、児童福祉法にその旨を明確にすべき。

社会保障審議会児童部会

新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会報告について

昨日、社会保障審議会児童部会「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会」が報告をとりまとめました。松原康雄委員長をはじめ、委員の皆さまが傾けられましたご努力に対し、心から敬意を表します。

報告では、国・都道府県・市区町村の責任と役割の明確化、市区町村における地域子ども家庭支援拠点の整備、児童相談所を設置する自治体の拡大など、新たな子ども家庭福祉のあるべき姿を目指し、意義のある提言が行われているものと高く評価しています。

なかでも、児童相談所の設置自治体を拡大するため、特別区も児童相談所を設置できるよう法改正することが提言されています。さらに、特別区等が児童相談所を設置できるよう、国が必要な支援等を行うよう求めています。

児童相談所の移管に向けて様々な取組を行ってきた特別区としては、大きな前進が図られたものと受け止めており、深く感謝しています。今後、報告の提言内容に沿って、早期に法改正が行われることを待望しています。

なお、報告で提言された取組の実現にあたっては、財政的な問題を含め、専門人材の確保・育成をはじめとする多くの課題に対応していかなければなりません。国においては、関係自治体の意見を十分に踏まえながら、具体的な支援策を早急に検討し、着実に実施していただくよう強く期待しています。

また、引き続き検討が必要な事項について、さらに議論を深めていただくよう要望します。

子どもと家庭を取り巻く環境は、複雑化・深刻化しており、住民生活に密着した基礎自治体の果たす役割の重要性は、より一層高まっています。特別区は、今回の報告の趣旨を踏まえ、子ども家庭支援センターで培ってきた経験と実績のうえに、引き続き全力で児童福祉行政に取り組んでいく所存です。

平成28年3月11日

特別区長会会長

荒川区長 西川 太一郎

児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）の概要

（平成28年5月27日成立・6月3日公布）

全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、母子健康包括支援センターの全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の所要の措置を講ずる。

改正の概要

1. 児童福祉法の理念の明確化等

- (1) 児童は、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障されること等の権利を有することを明確化する。
- (2) 国・地方公共団体は、保護者を支援するとともに、家庭と同様の環境における児童の養育を推進するものとする。
- (3) 国・都道府県・市町村それぞれの役割・責務を明確化する。
- (4) 親権者は、児童のしつけに際して、監護・教育に必要な範囲を超えて児童を懲戒してはならない旨を明記。

2. 児童虐待の発生予防

- (1) 市町村は、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行う母子健康包括支援センターの設置に努めるものとする。
- (2) 支援を要する妊婦等を把握した医療機関や学校等は、その旨を市町村に情報提供するよう努めるものとする。
- (3) 国・地方公共団体は、母子保健施策が児童虐待の発生予防・早期発見に資することに留意すべきことを明確化する。

3. 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

- (1) 市町村は、児童等に対する必要な支援を行うための拠点の整備に努めるものとする。
- (2) 市町村が設置する要保護児童対策地域協議会の調整機関について、専門職を配置するものとする。
- (3) 政令で定める特別区は、児童相談所を設置するものとする。
- (4) 都道府県は、児童相談所に①児童心理司、②医師又は保健師、③指導・教育担当の児童福祉司を置くとともに、弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。
- (5) 児童相談所等から求められた場合に、医療機関や学校等は、被虐待児童等に関する資料等を提供できるものとする。

4. 被虐待児童への自立支援

- (1) 親子関係再構築支援について、施設、里親、市町村、児童相談所などの関係機関等が連携して行うべき旨を明確化する。
- (2) 都道府県（児童相談所）の業務として、里親の開拓から児童の自立支援までの一貫した里親支援を位置付ける。
- (3) 養子縁組里親を法定化するとともに、都道府県（児童相談所）の業務として、養子縁組に関する相談・支援を位置付ける。
- (4) 自立援助ホームについて、22歳の年度末までの間にある大学等就学中の者を対象に追加する。

（検討規定等）

- 施行後速やかに、要保護児童の保護措置に係る手続における裁判所への関与の在り方、特別養子縁組制度の利用促進の在り方を検討する。
- 施行後2年以内に、児童相談所の業務の在り方、要保護児童の通告の在り方、児童福祉業務の従事者の資質向上の方策を検討する。
- 施行後5年を目途として、中核市・特別区が児童相談所を設置できるよう、その設置に係る支援等の必要な措置を講ずる。

施行期日

平成29年4月1日（1、2（3）については公布日、2（2）、3（4）（5）、4（1）については平成28年10月1日）

児童福祉法等の一部を改正する法律の成立について

本日、児童福祉法等の一部を改正する法律が成立しました。

本法律では、児童の福祉を保障するための原理や国と地方公共団体の役割・責務の明確化、母子保健施策が児童虐待の発生予防・早期発見に資する旨の明記、虐待発生時に迅速・的確な対応が行えるように市区町村と児童相談所の体制・権限の強化など、子どもと家庭を取り巻く深刻な状況を踏まえ、大変意義のある改正が行われました。

新たな子ども家庭福祉の実現に向けて、大きな前進が図られたことを高く評価するとともに、強力なリーダーシップを発揮された塩崎恭久厚生労働大臣をはじめ、関係者の皆さまのご尽力に対し、心から敬意を表します。

改正法では、児童相談所の設置自治体を拡大するため、政令で定める特別区が児童相談所を設置できるものとし、更に政府が、法施行後5年を目途に、中核市及び特別区が児童相談所を設置できるよう、設置に係る支援等を行うことが規定されています。この法律の成立を契機として、特別区の児童福祉行政が新しいステージへ歩みを進めたものと考えています。

政府におかれては、法改正の趣旨を踏まえた制度改正の実現に向け、必要な支援等を着実に実行していただくことはもとより、中核市及び特別区における児童相談所の設置・運営が円滑に行われるよう、関係自治体の意見を十分に反映した支援策を早期に実施していただくよう強く期待しています。

今後、特別区においては、改正法施行後、準備が整った区から、順次、児童相談所の設置を目指すとともに、住民生活に密着した基礎自治体として、これまでの実績と経験をもとに、児童福祉行政の更なる充実強化に全力を傾注していく所存です。

皆さまのご理解とご支援を衷心よりお願い申し上げます。

平成28年5月27日

特別区長会会長

荒川区長 西川 太一郎

別紙 9

「児童相談所運営・児童相談所設置市事務にかかる勉強会」開催概要

回（年月日）	テーマ
第1回 (H29. 6. 21)	児童相談所における児童虐待相談対応について
第2回 (H29. 8. 7)	児童相談所における非行相談対応について
第3回 (H29. 9. 6)	社会的養護について
第4回 (H29. 10. 5)	児童相談所における人材育成について
第5回 (H30. 1. 24)	一時保護所について
第6回 (H30. 7. 9)	児童相談所設置市事務（小児慢性特定疾病医療費助成、結核児童の療育給付、入院助産）
第7回 (H31. 1. 25)	児童相談所設置市事務（児童福祉審議会、被措置児童虐待）
第8回 (R1. 10. 4)	児童相談所設置市事務（里親、児童養護施設、乳児院）
第9回 (R1. 10. 4)	児童相談所設置市事務（里親、児童養護施設、乳児院）
第10回 (R2. 1. 31)	児童相談所設置市事務（障害児支援）

「特別区児童相談所の設置に向けた広域調整に係る検討会」

1. 検討メンバー

(令和6年3月22日現在、主要検討メンバー)

【都側】・福祉局子供・子育て支援部企画課長、家庭支援課長、事業調整担当課長、育成支援課長

・児童相談センター事業課長、保護第一課長、児童相談専門員、児童心理専門課長

・福祉局企画部事業推進調整担当課長

【区側】・港区、世田谷区、中野区、豊島区、荒川区、板橋区、葛飾区、江戸川区の児童相談所関連部門の課長級

・特別区長会事務局制度担当課長

※ 上記に加え、検討課題に応じて関係部署の課長級が参加

2. 検討事項

(1) 入所施設に関すること

◇児童養護施設・乳児院（入所枠の設定、割愛、入所状況の共有、都立児童養護施設の取扱いなど）

◇児童自立支援施設（都への委託方法、入所手続など）

◇自立援助ホーム（入所枠の設定、入所状況の共有など）

◇障害児施設（入所手続など）

◇措置費等（都区間の負担方法、施設への支払方法、都単独加算の取扱いなど）

(2) 里親に関すること

◇相互委託（里親・委託予定児童情報の共有、親担当・子担当の役割分担、委託の手続・ルール、委託費など）

◇里親転居時の取扱い（簡易な認定手続きなど）

(3) 一時保護所に関すること

◇相互利用（実施の可否、実施する場合の入所調整・費用負担など）

(4) その他、検討が必要な事項

3. 開催概要

回（年月）	検討事項等
第1回 (H30. 5)	○検討事項等の確認 ○東京都との協議事項に関する特別区の考え方等について説明
第2回 (H30. 7)	○入所施設について検討
第3回 (H30. 8)	○入所施設について検討 ○里親について検討
第4回 (H30. 10)	○入所施設について検討 ○里親について検討
第5回 (H30. 12)	○入所施設について検討 ○里親について検討 ○一時保護所について検討
第6回 (H31. 3)	○入所施設について検討 ○里親について検討 ○一時保護所について検討
第7回 (R1. 5)	○入所施設について検討 ○里親について検討 ○一時保護所について検討
第8回 (R1. 10)	○入所施設について検討 ○里親について検討 ○一時保護所について検討
第9回 (R1. 12)	○入所施設について検討 ○里親について検討 ○一時保護所について検討
10回 書面開催 〔 R3. 3. 23 ↓ R3. 3. 30 〕	○協議結果（改定版）のとりまとめ
11回 書面開催 〔 R4. 3. 25 ↓ R4. 3. 31 〕	○協議結果（改定版）のとりまとめ
12回 書面開催 〔 R5. 3. 27 ↓ R5. 3. 31 〕	○協議結果（改定版）のとりまとめ
13回 書面開催 〔 R6. 3. 22 ↓ R6. 3. 28 〕	○協議結果（改定版）のとりまとめ

児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律
 (令和元年 6 月 19 日成立、同年同月 26 日公布) 附則【抜粋】

(検討等)

第 7 条 [略]

2～5 [略]

6 政府は、この法律の施行後 5 年間を目途として、児童相談所及び児童福祉法第 1 2 条の 4 に規定する児童を一時保護する施設(以下この項及び第 8 項において「児童相談所等」という。)の整備の状況、児童福祉司その他の児童相談所の職員の確保の状況等を勘案し、地方自治法第 2 5 2 条の 2 2 第 1 項の中核市及び特別区が児童相談所を設置することができるよう、児童相談所等の整備並びに職員の確保及び育成の支援その他必要な措置を講ずるものとする。

7 政府は、前項の支援を講ずるに当たっては、関係地方公共団体その他の関係団体との連携を図るものとする。

8、9 [略]

<参考> 児童虐待防止対策の抜本的強化について(平成 31 年 3 月 19 日、児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定)【抜粋】

3 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

(2) 児童相談所の設置促進

② 中核市・特別区の児童相談所の設置の促進

- ・ 政府は、施行後 5 年間を目途に、施設整備、人材確保の状況等を勘案し、中核市及び特別区が児童相談所を設置できるよう、施設整備、人材確保・育成の支援その他の措置を講ずるものとする。
- ・ その支援を講ずるに当たっては、関係地方公共団体その他の関係団体との連携を図るものとする。
- ・ 政府は、施行後 5 年を目途に、支援等の実施状況、児童相談所の設置状況及び児童虐待を巡る状況等を勘案し、施設整備、人材確保・育成の支援の在り方について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- ・ 具体的には、中核市及び特別区における児童相談所の設置に向けて、国と中核市及び都道府県等の関係団体が参画する協議の場を国において設置するほか、児童相談所設置に向けた支援を抜本的に拡充する。

世田谷区及び江戸川区を児童相談所設置市に指定する
政令の閣議決定について

本日、令和2年4月に世田谷区及び江戸川区を児童相談所設置市に指定する「児童福祉法施行令の一部を改正する政令」が閣議決定されました。

追って、令和2年7月に児童相談所の設置を予定している荒川区についても、同様の決定が行われる見込みです。

特別区では、これまで児童相談所移管モデルの策定や児童相談所移管に係る課題の対応策の検討、人材の専門性強化を図るための児童相談所等への派遣研修や特別区職員研修所における各種専門研修の実施、東京都との児童相談所設置計画案の確認作業や児童養護施設等の広域調整に関する協議の実施など、様々な取組を行ってきました。

今回の閣議決定は、長年にわたって積み重ねてきた取組の成果と、これらの取組に関わった特別区職員の思いが結実したものであり、特別区の歴史に大きな画期をなすものであります。

これまでの特別区の取組に対し、多大なご支援、ご協力をいただいた国や東京都をはじめとする関係者の皆さまに、改めて深く感謝を申し上げます。

また、多くの特別区職員の研修を受け入れていただいている東京都、全国の県市及び児童養護施設等の施設関係者の皆さまに、心からお礼を申し上げます。

来年度から、特別区による児童相談所の設置が始まり、その後も開設する区が続くこととなります。国や東京都をはじめ、関係者の皆さまには、今後も変わらぬご支援、ご協力をいただきますよう、お願い申し上げます。

折から、虐待により幼い子どもの命が奪われる痛ましい事件が相次いで発生し、児童虐待防止対策の強化が社会的に大きな課題になっています。

国においては、本年8月、児童虐待防止に向けて、国、都道府県及び市区町村における体制強化を進めるため、国と地方団体との協議の場が設置され、特別区も構成員として参画させていただくことになりました。

また、東京都においても、改めて東京全体の児童相談体制を検討することが重要であるとの認識のもと、東京都と区市町村合同で東京都児童相談体制等検討会が設置され、本年5月から検討が開始されています。

特別区としては、こうした協議や検討を踏まえながら、東京都との連携、協力のもと、新しい児童相談行政の姿をつくっていく必要があると考えています。

特別区は、住民生活に密着した基礎自治体として、子どもと家族を地域で支え、安心して、健やかな暮らしが送れるよう、総力を挙げて取り組んでいく所存です。

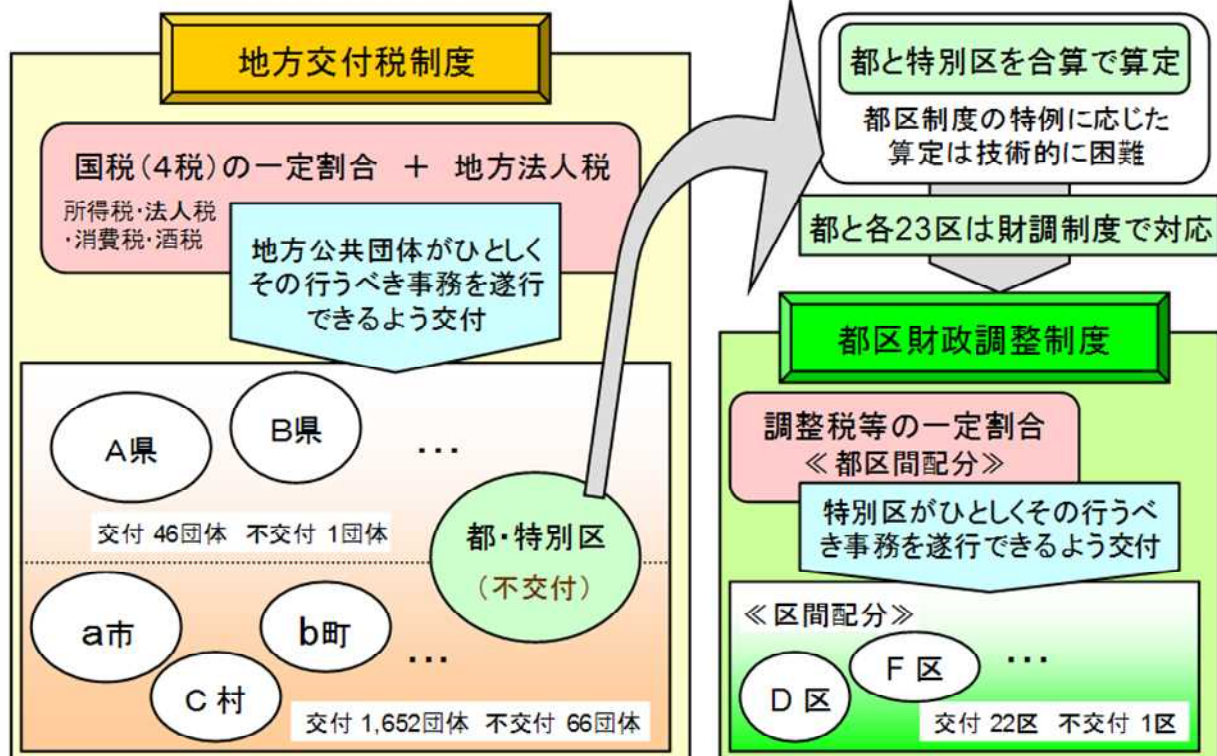
皆さまのご理解、ご支援を衷心よりお願い申し上げます。

令和元年8月22日

特別区長会会長
江東区長 山崎 孝明

IV 都区財政調整制度と協議の現状

2つの財源保障(財政調整)制度



※交付団体数は令和4年度再算定後 基準的需要－基準的收入＝交付額（※収入超過は不交付）

都区財政調整制度が必要な理由

- **大都市としての一体性・統一性を確保するため、事務配分や課税権の特例に対応した財源保障制度が必要**
- **都に留保される事務に市町村税を充てるため、都区間の財源配分が必要**
 ⇒ 都と特別区の財源配分機能
- **特別区相互間に著しい税源の偏在がある中で、行政水準の均衡が必要**
 ⇒ 特別区の財源保障機能、財源調整機能

特別区に関する財政制度上の特例措置

項 目	特別区の特例	特例が置かれている理由
市 町 村 税 (地 方 税 法)	<p>○以下の税目は都が課税 (普通税)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村民税法人分 ・固定資産税 ・特別土地保有税 <p>(目的税)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所税 ・都市計画税 	<p>○以下に該当する税を都区財政調整の財源とするため</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別区相互間において特に税源の偏在が見られる税であること ・都と特別区の財源調整を賄うに足る規模を有すること ・税の用途が制限されていないこと <p>○事業所税の目的である都市環境の整備事業は広域的な地域を視野に入れて事業展開することが必要</p> <p>○都市計画税の目的である都市計画事業のかなりの部分を都が実施、また固定資産税を都が課税</p>
交 付 金 (地 方 税 法)	<p>○以下の交付金は都に交付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国有資産等所在市町村交付金 ・国有提供施設等所在市町村交付金 	<p>○都が課税する固定資産税に関連する代替措置であるため</p>
地 方 譲 与 税 (各 譲 与 税 法)	<p>○以下の譲与税は都に譲与</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別とん譲与税 	
地 方 交 付 税 (地 方 交 付 税 法)	<p>○都区合算(特別区の区域全体を一の市町村とみなし都分と合算算定、都に交付)</p>	<p>○全国の普遍的・標準的な行政水準を確保する交付税制度の中で、都区間の事務や財源区分等の特例に応じた個別算定は技術的に極めて困難</p> <p>○交付税制度と都区財政調整制度が相まって都区双方の財源を保障</p>
財 政 調 整 (地 方 自 治 法)	<p>○以下の税目等の一定割合を財源に都が区に特別区財政調整交付金を交付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村民税法人分 ・固定資産税 ・特別土地保有税 ・法人事業税交付対象額 ・固定資産税減収補填特別交付金※ (※令和3年度から令和8年度に限る) <p>○都区財政調整に関して都区協議会で協議</p>	<p>○大都市の一体性・統一性を確保するため、事務配分や課税権の特例に対応した財源保障制度が必要</p> <p>○都に留保される事務に市町村税を充てるため、都区間の財源配分が必要</p> <p>○特別区相互間に著しい税源の偏在がある中で、行政水準の均衡が必要</p>
地 方 債 (地 方 財 政 法)	<p>○地方債を起こす場合、区の普通税以外に都の調整税についても標準税率未満である場合には都知事の許可が必要</p>	<p>○調整税は、特別区民にとって基幹的な税であり、都区財政調整制度を通じて特別区の固有財源的な性格を持つことから、世代間の負担公平の確保が必要</p>

市町村税等の都区配分の状況

(単位：千円)

区 分	都		区		備 考	
		4年度決算		4年度決算		
市	特別区民税(個人分)			○	1,121,962,317	
	市町村民税(法人分)	◎ (44.9%)	628,617,216 (282,249,130)	(55.1%)	(346,368,086)	(配分割合で按分後の数値)
	普 固 定 資 産 税		1,383,125,493			
	純 固 定 資 産 税	◎ (44.9%)	1,370,796,093 (615,487,446)	(55.1%)	(755,308,647)	(配分割合で按分後の数値)
	国 有 資 産 等 所 在 市 町 村 交 付 金	○	12,329,400			
	通 軽 自 動 車 税			○	4,577,860	
	特 別 区 た ば こ 税			○	79,168,391	
	鉱 産 税			○	0	
	特 別 土 地 保 有 税	◎ (44.9%)	0 (0)	(55.1%)	(0)	(配分割合で按分後の数値)
	法 人 事 業 税 交 付 対 象 額	◎ (44.9%)	90,341,824 (40,563,479)	(55.1%)	(49,778,345)	令和2年度より調整税等に算入 (配分割合で按分後の数値)
	固 定 資 産 税 減 収 補 填 特 別 交 付 金	◎ (44.9%)	64,368 (28,901)	(55.1%)	(35,467)	令和3年度から令和8年度の間調整税等に算入 (配分割合で按分後の数値)
	法 定 外 普 通 税			○	262,000	
	計	63.54% (28.74%)	2,102,113,434 (950,658,356)	36.46% (71.26%)	1,205,970,568 (2,357,461,113)	(配分割合で按分後の数値)
町	入 湯 税			○	331,590	平成12年4月区移管
	目 事 業 所 税	○	116,426,623			
	都 市 計 画 税	○	267,057,546			
	水 利 地 益 税					課税していない
	的 共 同 施 設 税					課税していない
	宅 地 開 発 税					課税していない
	法 定 外 目 的 税					平成12年4月制度創設
計	99.91% (99.91%)	383,484,169 (383,484,169)	0.09% (0.09%)	331,590 (331,590)	(配分割合で按分後の数値)	
合 計	67.33% (36.14%)	2,485,597,603 (1,334,142,525)	32.67% (63.86%)	1,206,302,158 (2,357,792,703)	(配分割合で按分後の数値)	
税	利 子 割 交 付 金			○	3,914,722	
	配 当 割 交 付 金			○	20,867,074	平成16年4月から区に交付
	株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金			○	16,067,855	平成16年4月から区に交付
	地 方 消 費 税 交 付 金			○	271,308,890	
	ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金			○	40,775	平成12年4月から区に交付
	自 動 車 取 得 税 交 付 金			○	659	
	自 動 車 税 環 境 性 能 割 交 付 金			○	3,707,037	平成31年4月制度創設
	地 方 特 例 交 付 金 等			○	6,717,630	
計				322,624,642		
交 付 金	地 方 揮 発 油 譲 与 税			○	3,394,620	平成21年4月から区に交付
	地 方 道 路 譲 与 税			○	0	
	特 別 と ん 譲 与 税	○	233,799			
	自 動 車 重 量 譲 与 税			○	10,160,610	
	航 空 機 燃 料 譲 与 税			○	688,063	平成12年4月から区に交付
	森 林 環 境 譲 与 税			○	1,061,508	平成31年4月制度創設
	交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金			○	895,834	
	国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	○	43,292			
計		277,091		16,200,635		
合 計	61.67% (33.10%)	2,485,874,694 (1,334,419,616)	38.33% (66.90%)	1,545,127,435 (2,696,617,980)	合計 4,031,002,129 (配分割合で按分後の数値)	

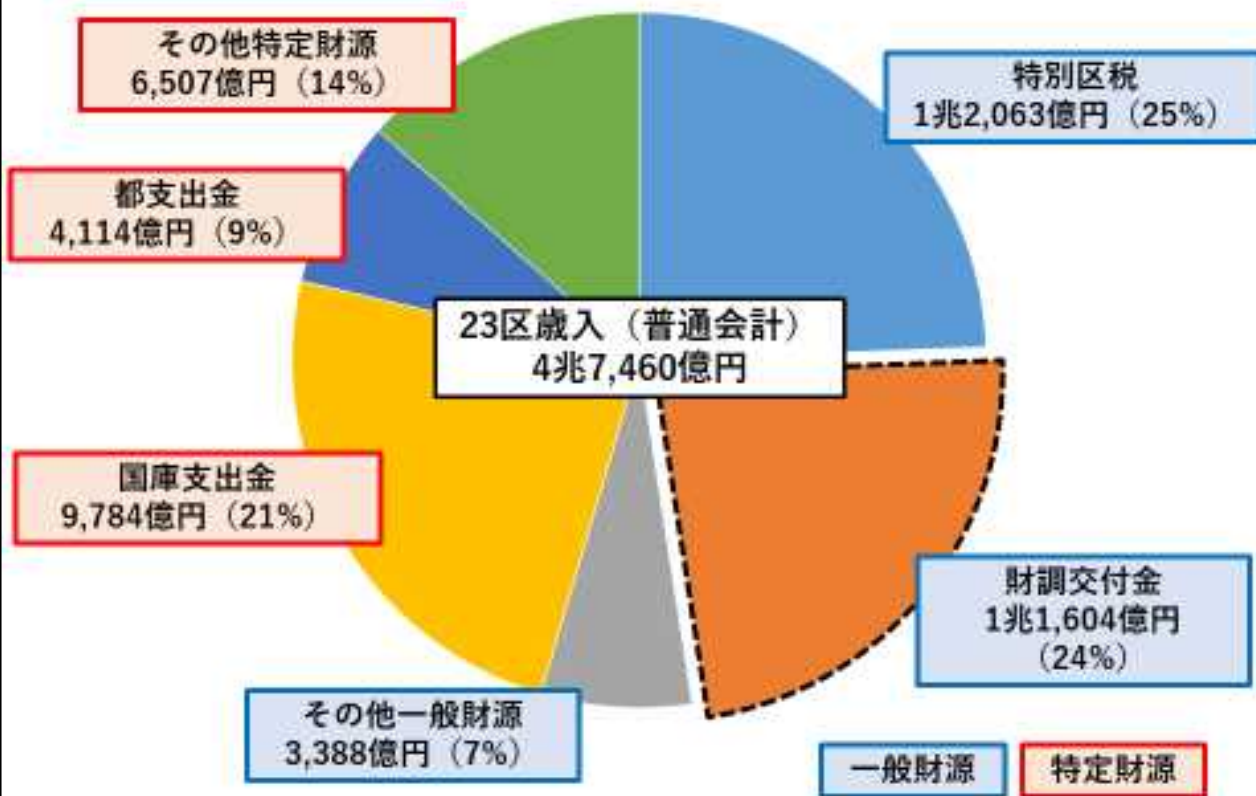
(注) ◎は都区財政調整の調整税等。参考として()内に令和4年度の都区間の配分割合で按分した数値を記載した。

都区間の一般財源配分の状況(令和4年度決算)



※数値は小数点以下第2位で四捨五入のため、合計が一致しない場合がある。

特別区財政調整交付金の規模(令和4年度)



都区財政調整制度のあらまし

1 都区財政調整制度の意義

都と特別区の間には、他の自治体には見られない、財政調整の仕組みがあります。これは、高度に人口が集中する大都市地域における行政を、広域自治体である都と基礎自治体である複数の特別区の特別な分担関係で処理する都区制度に対応した財政上の特別な制度です。

まず、通常基礎自治体が行っている事務のうち特別区の区域を通じて一体的に処理する必要のある事務（上下水道、消防等）を都が処理する特例に対応して、それに見合う基礎自治体の財源を都にも配分する必要があります。

また、個々の特別区の間には著しい税源の偏在があり、特別区の区域の行政が大都市地域としての均衡を保つためには、特別区間の財源調整を行って、必要な財源を担保する必要があります。

このため、通常基礎自治体の財源とされる税の一部を都が都税として徴収し、都区の協議により、都区間及び特別区間の財政調整を行っており、この仕組みを都区財政調整制度といいます。

平成12年に施行された都区制度改革^(注1)によって、従来政令に委ねられていた都区財政調整制度は、地方交付税と並ぶ法律上の財源保障制度として特別区の財政自主権を支えるものとなりました。

この制度は、地方交付税において都区が合算で算定されている代わりに、特別区全体及び個々の特別区の財源保障を行う役割を果たしているものでもあります。

(注1) 都区制度改革：平成12年4月、大都市地域における行政の一体性・統一性の確保に配慮しつつ、特別区の自主性・自立性を強化した改革。その結果、都は広域自治体として、特別区は基礎的自治体として法に明記され、都区間の役割分担及び財源配分の原則が定められた。

2 都区財政調整の目的

都区財政調整の目的は、①都と特別区間の財源の均衡化を図ること、また、②特別区相互間の財源の均衡化を図ること、さらに、③特別区の行政の自主的かつ計画的な運営を確保することにあります。

この趣旨に従って、都は条例で特別区財政調整交付金を交付しています。（自治法第282条第1項）

3 特別区財政調整交付金の性格

自治法第282条第2項は、都は、都が賦課徴収する市町村税のうち、固定資産税、市町村民税法人分、特別土地保有税（この三税を「調整税」という）の収入額と法人事業税交付対象額及び固定資産税減収補填特別交付金^(注2)の合算額の一定割合を、「特別区がひとしくその行うべき事務を遂行することができるように」交付することを定めています。

このことは、都と区の事務配分に応じて、調整税の収入額の一定割合を特別区の「固有財源」として保障するものです。都区制度改革により、法に明記されたことでその性格が一層明確になりました。

この特別区財政調整交付金は、特別区の一般財源であり、その用途は各区の自主的な判断に任されており、国や都がその用途を制限したり、条件をつけることはできません。

(注2) 令和3年度から令和8年度までの間、財政調整交付金の財源となる。

4 都区間の協議

都区財政調整は、都税として徴収される三税と法人事業税交付対象額及び固定資産税減収補填特別交付金を原資として、東京都の条例に基づき、特別区への配分割合と算定方法が定められ、都の予算に計上されて、特別区に交付されます。都が条例を定めるに当たっては、都区協議会^(注3)という法定の協議組織の意見を聴く必要があり、そのための事前協議の組織として、都区財政調整協議会を設けて毎年度都区間で協議を行っています。

都区協議会は、都知事をはじめとする都の理事者と、特別区の区長の代表者で構成されており、また都区財政調整協議会は、都の行政部長をはじめとする理事者と、特別区の副区長の代表者等で構成されています。なお、都区財政調整協議会の下に、実務的な検討を行う幹事会が設けられています。

東京都は、この協議での合意を受けて、条例改正、予算措置を行って、条例に基づく一定の基準により特別区ごとの需要額と収入額の計算を行い、不足分を交付します。

(注3) 都区協議会： 地方自治法の規定に基づき、「都及び特別区の事務の処理について、都と特別区及び特別区相互間の連絡調整を図るため」都と特別区が共同で設ける必置機関（自治法第282条の2）。都知事が特別区財政調整交付金に関する条例を制定する場合は、あらかじめ都区協議会の意見を聴かなければならないとされている。

5 交付金の総額

交付金の総額は、都が特別区の区域で賦課・徴収する市町村税のうち、固定資産税、市町村民税法人分及び特別土地保有税の収入額と、法人事業税交付対象額及び固定資産税減収補填特別交付金の合算額に条例で定める一定割合を乗じた額です。

配分割合は、都区間の事務配分に応じって定められるものであり、税財政制度の改革や都区の役割分担の変更等があった場合に変更することとされています。

なお、現在都が処理している事務のうち基礎自治体の財源で処理すべき範囲が明確にされていないため、都区間の役割分担の明確化とそれに応じた財源配分の整理が以前から課題とされています。

$$\text{交付金の総額} = (\text{固定資産税} + \text{市町村民税法人分} + \text{特別土地保有税} + \text{法人事業税交付対象額} + \text{固定資産税減収補填特別交付金}) \times \text{一定割合} (55.1\%)$$

6 交付金の種類

交付金には、普通交付金と特別交付金の2種類があります。

普通交付金の総額は、交付金の総額に100分の95を、特別交付金の総額は、交付金の総額に100分の5を乗じて得た額に相当する額です。

(1) 普通交付金

基準財政需要額^(注4)が、基準財政収入額^(注5)を超える区に対し交付されます。

(2) 特別交付金

普通交付金の算定期日^(注6)後に生じた災害等により特別の財政需要があるなどの事情がある区に対して、当該区の申請に基づき年2回に分けて交付されます。

(注4) 基準財政需要額：各特別区が標準の水準で行政を行う場合に必要経費のうち一般財源で賄うべき額を一定の基準により算定したものをいう。

(注5) 基準財政収入額：各特別区の一般財源収入額を一定の基準で算定したものをいう。

(注6) 普通交付金の算定期日：毎年度4月1日現在により、算定する。

7 普通交付金の算定

(1) 算定の考え方

各特別区に交付される普通交付金の額は、交付金の総額の範囲内で、地方交付税に準じた方法で算定されます。

(2) 算定方法

各区に交付されるべき普通交付金の額は、各区ごとに算定された財源不足額であり、次の式で表されます。

$$\boxed{\text{財源不足額}} = \boxed{\text{基準財政需要額}} - \boxed{\text{基準財政収入額}}$$

(3) 基準財政需要額の算定

基準財政需要額は、各特別区が標準的な行政を賄うのに必要な経費について、国庫支出金等の特定財源を充てる分は除き、一般財源で対応すべき額を算出するものです。

具体的には、特別区の平均的な規模である35万人規模の団体を想定し（これを「標準区」といいます。）、そこでどのような経費が標準的に必要となるかを設定し、これをもとに、人口規模等に応じて増減させることにより、各特別区の必要額を積算する手法がとられています。

これは、算定を合理的に行うとともに、各特別区の自主的な財政運営に支障が生じないよう、できる限り自動的、客観的な方法で算定しようとするものです。

ア 経費の種類

基準財政需要額は、経常的経費と投資的経費に分かれ、さらに民生費や土木費等の各費目に区分されています。

経常的経費には、議会総務費、民生費、衛生費、清掃費、経済労働費、土木費、教育費、その他諸費の8費目、投資的経費には、その他諸費を除く7費目があります。

イ 算定方法

具体的な算定は、費目ごとに次の式によって積算した額を合計して求められます。

$$\boxed{\text{単位費用}}^{(\text{注7})} \times \boxed{\text{測定単位}}^{(\text{注8})} \times \boxed{\text{補正係数}}^{(\text{注9})}$$

測定単位とは、それぞれの費目ごとに、最も関連すると考えられる指標（人口や道路面積等）であり、それぞれの費目ごとに標準区で設定した必要経費を標準区の測定単位で割り返したもの（測定単位が人口であれば、一人当たりの必要経費となります。）が単位費用です。

この単位費用に各特別区の測定単位の数値を掛け合わせて、それぞれの特別区の必要額を算出することになりますが、実際の必要経費は、単純に測定単位の大きさに正比例して増減するわけではありません。

そこで、実際の姿とかけ離れた算定にならないよう、一定の補正を行うのが、補正係数です。

(注7) 単位費用：標準区（特別区の標準的な人口規模である35万人の団体を想定したもの）における費目ごとの測定単位あたりの一般財源所要額。

(注8) 測定単位：費目ごとに、最も関連すると思われる指標として設定したもの（人口、道路面積、児童数等）。

(注9) 補正係数：団体の規模に正比例しない経費について、実際の所要額とかけ離れた算定にならないよう、測定単位の数値を補正する係数。

(4) 基準財政収入額の算定

基準財政収入額は、基準財政需要額に充てられる各特別区の特別区税や地方譲与税等の一般財源収入額を見込むものです。

このうち、地方譲与税等及び地方消費税交付金のうち地方消費税率引上げに伴う増収分

以外は、見込額の85%分を基準財政収入額として算定し、15%分は、各特別区が基準財政需要額に相当する経費以外の財源に使えるようにしています。

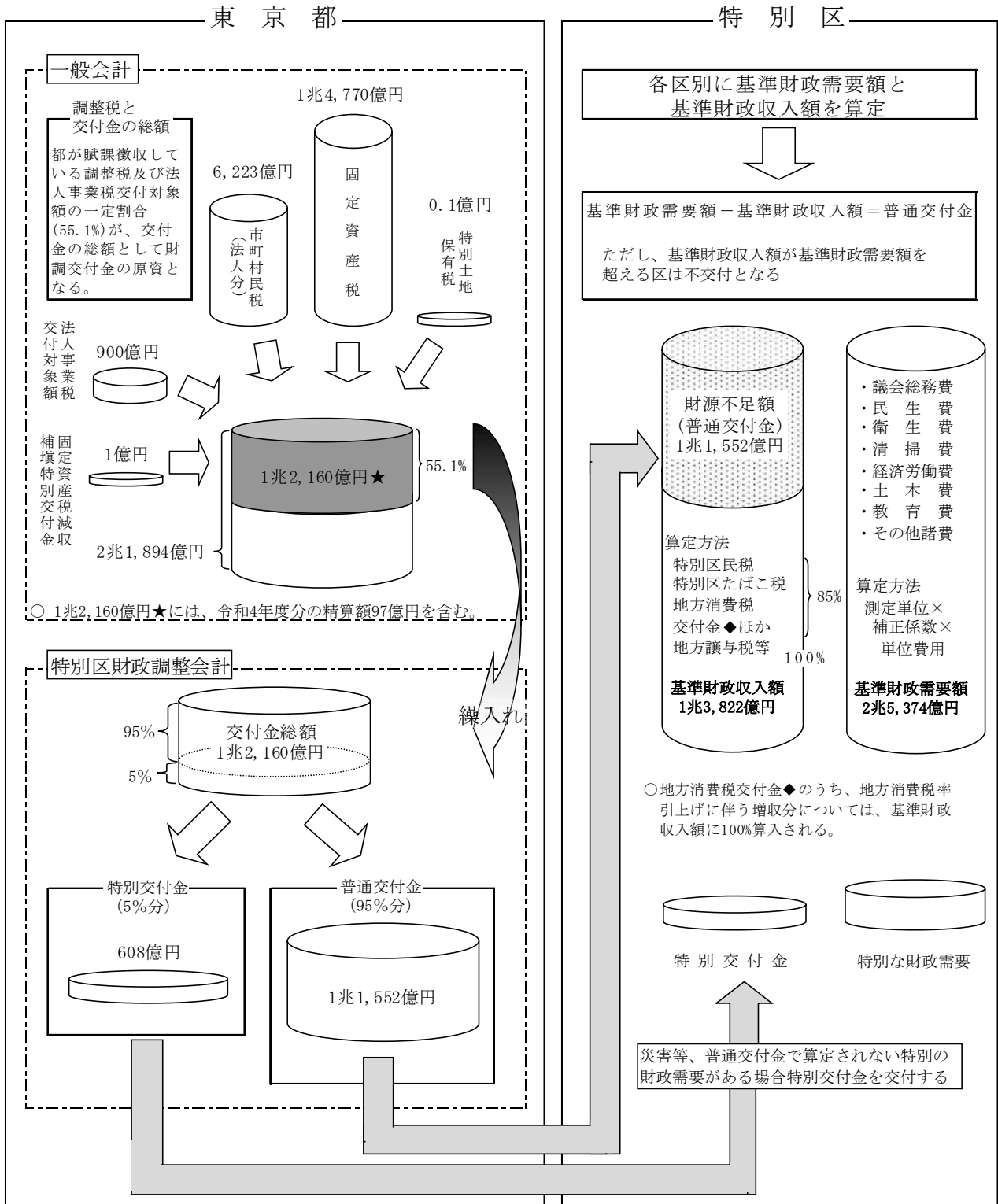
特別区全体の見込額をもとに、税目等ごとの過去3ヵ年の構成比等により各特別区の額が算定されます。

$$\boxed{\text{基準財政収入額}} = \left(\boxed{\text{標準的な地方税収入見込額}} \times 85\% \right) + \boxed{\text{地方譲与税等及び地方消費税}} \\ \boxed{\text{交付金のうち地方消費税率引上げに伴う増収分の見込額}}$$

特別区財政調整交付金算定の仕組み

特別区財政調整交付金算定の仕組み

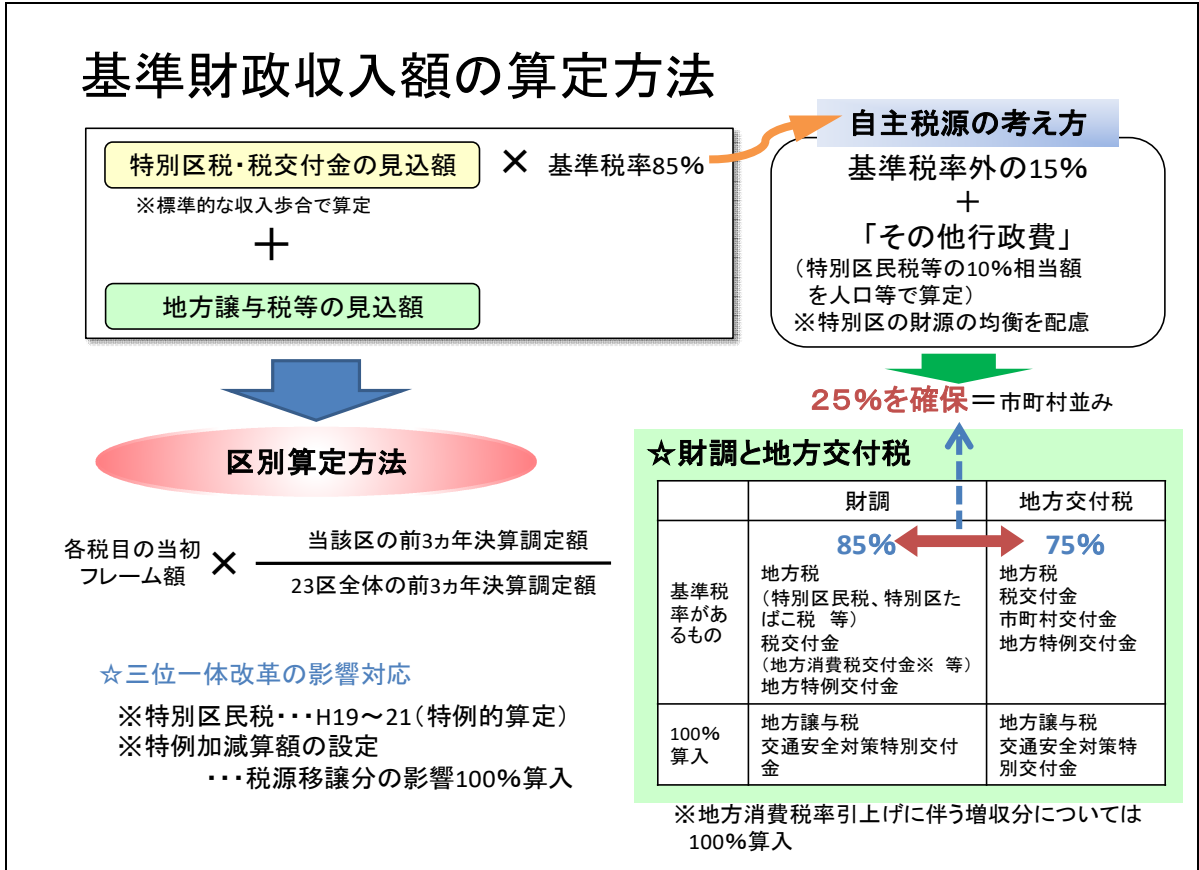
(図中の数値は、令和6年度フレーム(注)に基づく)



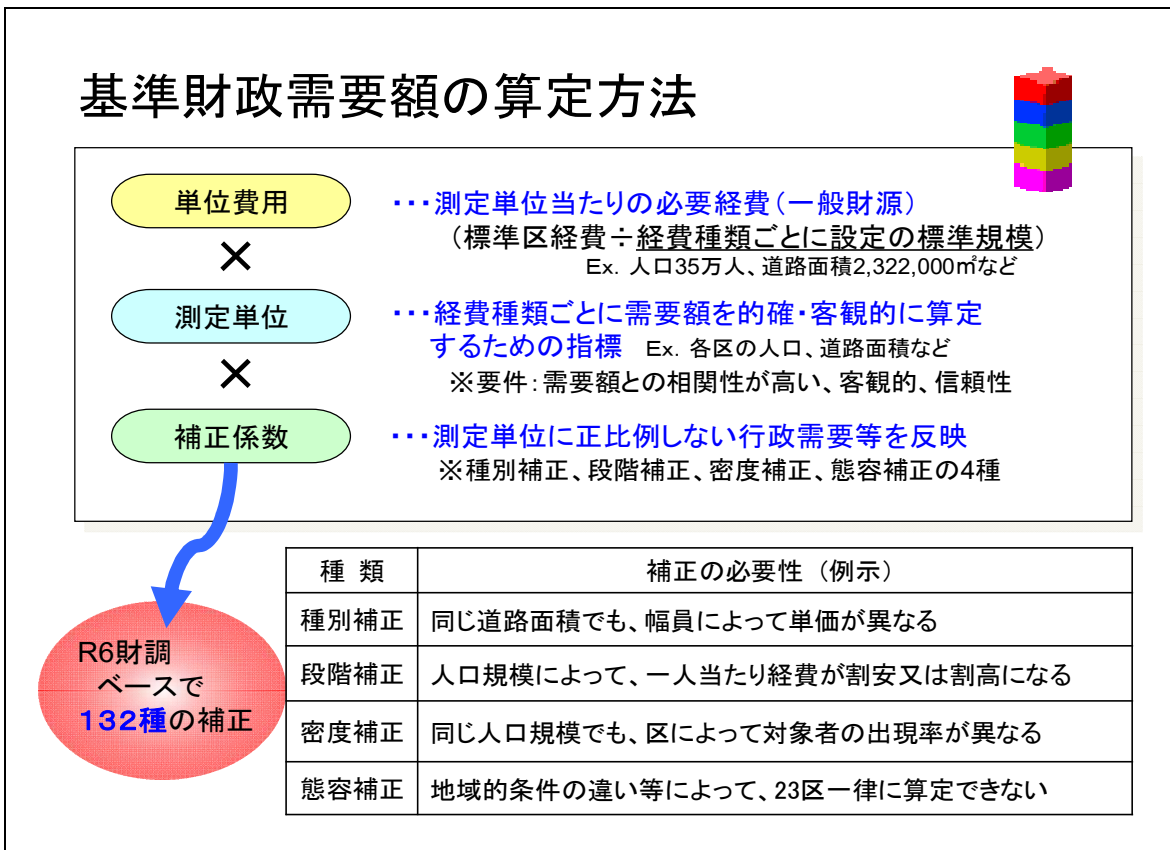
※端数の調整により合計が合わない場合がある。
(注)フレーム: 都区財政調整方針に基づく算定見込額

交付金の算定方法

① 基準財政収入額



② 基準財政需要額



基準財政需要額及び基準財政収入額の算定例

(令和5年度)

【標準区】…人口35万人の特別区を想定

(例) 経常的経費 民生費 社会福祉費

基準的経費		
社会福祉総務費		667,447,338円
地域福祉計画作成		1,485,940円
	基準的経費合計 A	10,850,326,302円
特定財源		
分担金及び負担金		26,080,087円
国庫支出金		3,710,749,000円
	特定財源合計 B	5,590,370,087円
	差引一般財源 C = A - B	5,259,956,215円
	測定単位の数値 D	350,000人
	単位費用 E = C / D	15,028円

標準区とは、単位費用を算出するために、人口等の測定単位が23特別区の平均に近い標準的な行政規模をもつと想定した架空の特別区である。

- 次の補正係数の連乗加算
- ・ 段階補正係数(a)----- 1.039
固定費の影響を補正
 - ・ 密度補正係数 I (b)--- 0.990
心身障害者福祉手当及び難病手当支給件数の多少による経費の増減を補正
 - ・ 密度補正係数 II (c)--- 1.011
自立支援医療（更生医療）のうち生活保護受給者のレセプト件数の多少による経費の増減を補正
 - ・ 態容補正係数 I (d)--- 1.000
福祉型児童発達支援センターの管理運営経費を加算
- ↓
- ・ 連乗加算の方法
 $a + (b-1) + (c-1) + (d-1)$

【A区（人口217,233人）の基準財政需要額】

(例) 経常的経費 民生費 社会福祉費

$$\boxed{\text{単位費用}} \times \boxed{\text{測定単位}} \times \boxed{\text{補正係数}} = \boxed{\text{算定額}}$$

$$\rightarrow \boxed{15,028\text{円/人}} \times (\boxed{217,233\text{人}} \times \boxed{1.040}) = \boxed{3,395,156\text{千円}}$$

補正後の測定単位の数値
225,922人

R5.4.1現在
日本人人口+外国人人口

経常的経費	
議会総務費	7,139,283千円
民生費	
社会福祉費	3,395,156千円
老人福祉費	3,581,526千円
生活保護費	3,613,626千円
	投資的経費
	合計
	65,666,326千円

【A区の基準財政収入額】

23区全体の基準財政収入見込額	×	A区の決算調定額のシェア	
特別区民税	945,169,146千円	×	シェア
軽自動車税環境性能割	300,619千円	×	シェア
	合計		22,849,544千円

【A区の普通交付金算定】

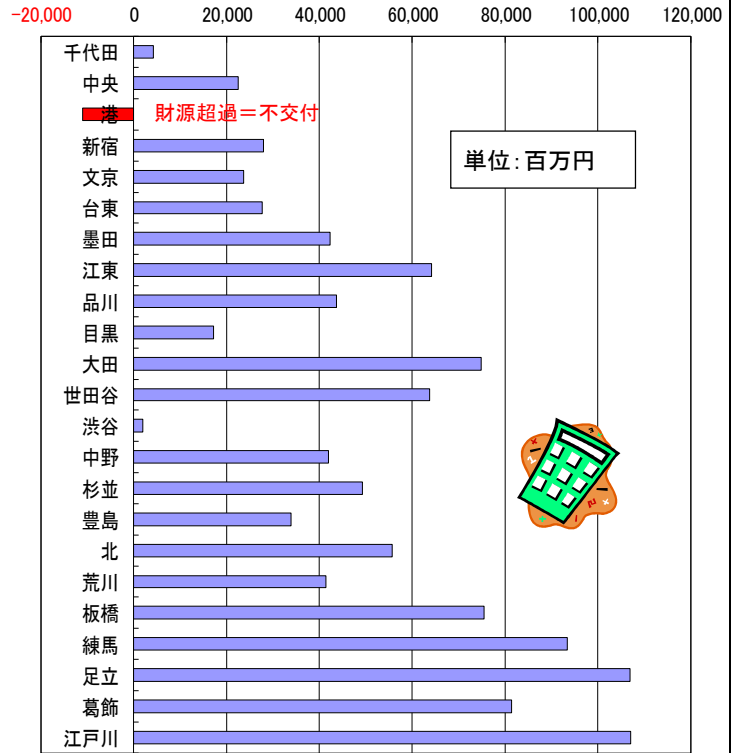
$$\boxed{\text{普通交付金 (= 財源不足額)}} = \boxed{\text{基準財政需要額}} - \boxed{\text{基準財政収入額}}$$

$$\boxed{42,816,782\text{千円}} = \boxed{65,666,326\text{千円}} - \boxed{22,849,544\text{千円}}$$

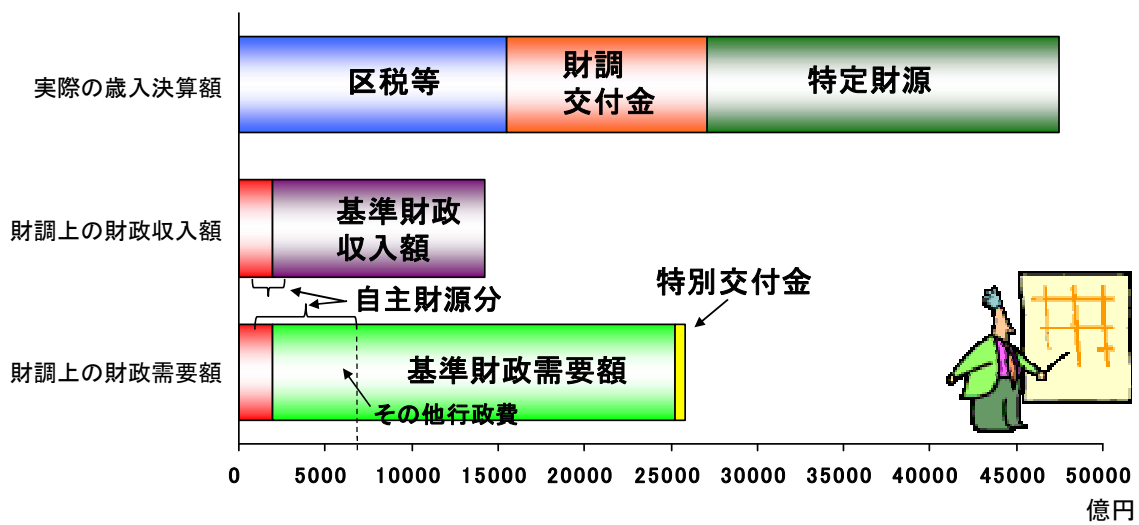
普通交付金区別算定額(令和5年度)

単位: 百万円

	基準財政 需要額	基準財政 収入額	普通交付金
千代田	32,519	27,928	4,591
中央	68,900	39,323	29,577
港	76,286	88,648	0
新宿	87,386	58,556	28,830
文京	62,007	39,477	22,530
台東	57,909	28,706	29,203
墨田	75,917	32,369	43,549
江東	133,328	66,098	67,230
品川	103,192	61,209	41,982
目黒	68,445	49,442	19,003
大田	170,315	92,178	78,137
世田谷	201,405	138,047	63,358
渋谷	61,175	59,201	1,975
中野	85,761	41,957	43,803
杉並	126,062	75,804	50,258
豊島	76,140	40,027	36,112
北	96,583	38,138	58,445
荒川	67,085	22,850	44,236
板橋	139,178	59,826	79,352
練馬	180,381	82,385	97,996
足立	176,679	66,343	110,336
葛飾	128,902	44,703	84,199
江戸川	182,866	70,299	112,567
計	2,458,421	1,323,513	1,147,270



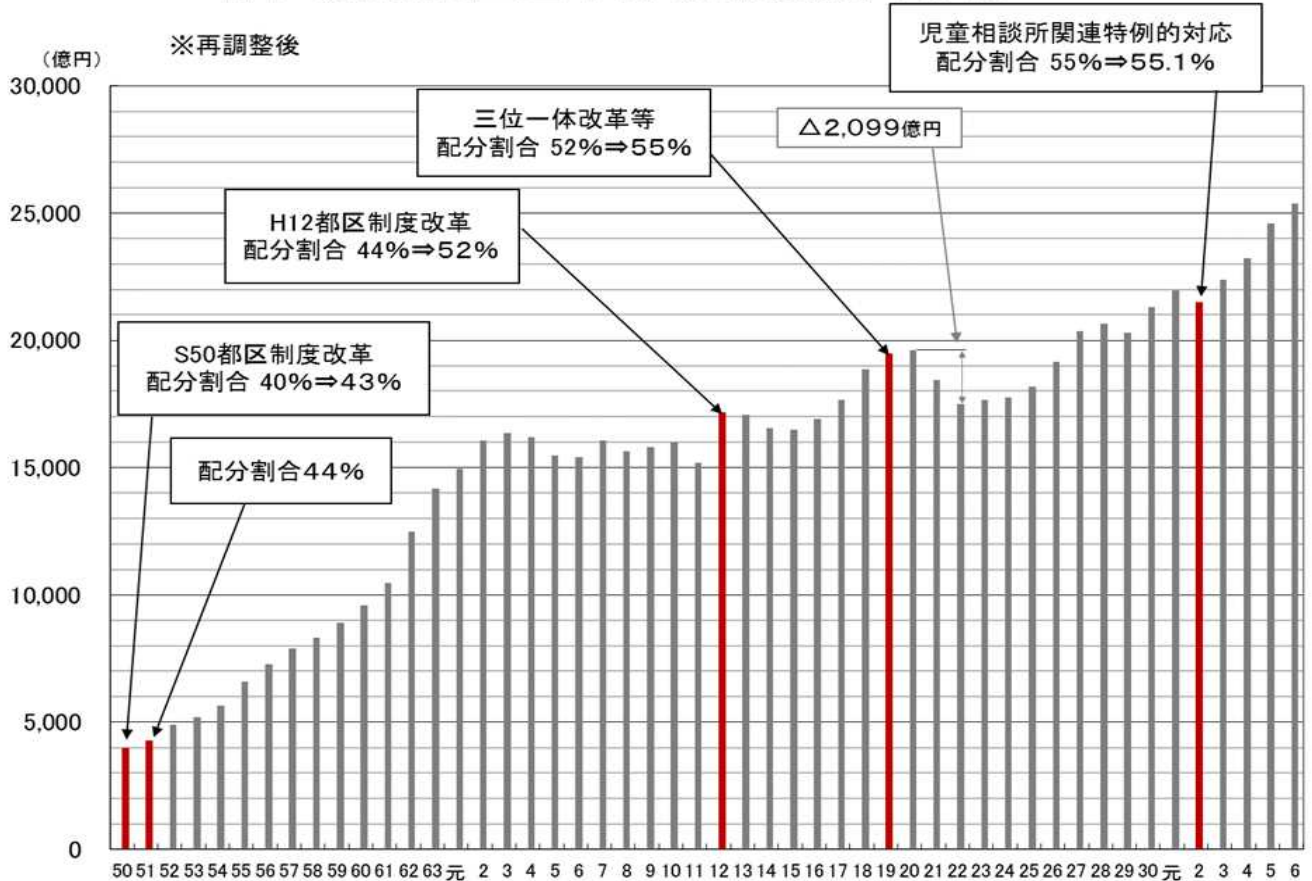
歳入決算額と財調算定額との関係(令和4年度決算)



都区財政調整関係協議の主な経緯

年次	都区間配分	需要算定（区間配分）
昭和50年 (都区制度改革)	移管等に伴う変更 (40%⇒43%、44%) ※配分のあり方は別途検討	一件算定⇒単位費用化
昭和54年～ (都財政再建)	都区双方の決算を基礎に配分検討 ※分析結果は合意に至らず、引続きの検討課題に	都補助金の財調振替え
平成4年～ (バブル崩壊の影響)	平成10年度財調⇒繰延べ措置の決着 ※小中学校改築経費の財源措置は都区制度改革時に協議	需要算定の繰延べ措置
平成10年 (自治法改正)	大都市事務決算分析 ※分析結果は合意に至らず (方式自体の限界)	
平成12年 (都区制度改革)	清掃事業の移管等に伴う変更 (44%⇒52%) ※配分割合の変更事由を確認（税財政制度の改正や役割分担変更等） ※役割分担を踏まえた財源配分のあり方は別途協議（主要5課題）	需要算定の改善合理化 普通交付金 95%⇒98%
平成15年～	主要5課題協議 ※都の大都市事務分析の結果は合意に至らず ※財源配分のあり方は、今後の都区のあり方の検討結果に従い整理	
平成19年	当面の配分率決着 (52%⇒55%) ・三位一体改革の影響 2% ・都補助金の区自主事業化 1%	特別交付金 2%⇒5%
	都区のあり方検討を開始 (事務配分、区域、税財政)	区側の自主的な調整結果反映の取組みを強化
令和2年～	児童相談所の設置に伴う協議 (55%⇒55.1%) ※特例的な対応として令和2年度から配分割合を55.1%とし、配分割合のあり方について、令和4年度に改めて協議	
令和4年～	令和4年度の協議は今後も継続することとし、配分割合の見直しについては、区立児童相談所の事務の財調上の位置付けに関する都区のプロジェクトチームでの検討結果を踏まえたうえで、協議を行う。	

都区財政調整基準財政需要額の推移



都区間配分割合変更の考え方

- ★ 配分割合は中期的に安定的なものとし、大規模な税財政制度の改正があった場合、都と特別区の事務配分または役割分担に大幅な変更があった場合、その他必要があると認められる場合に変更する。

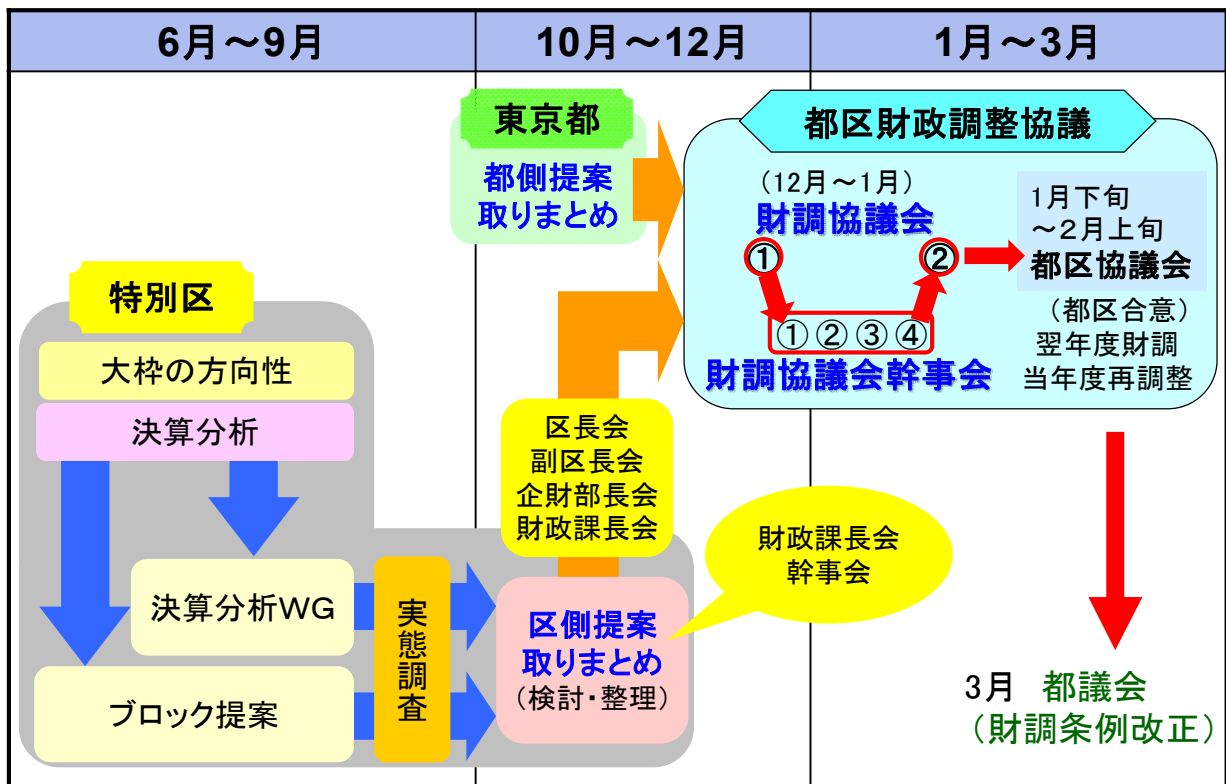
※ H 12.3.28 都区協議会「都区制度改革実施大綱」

事 例

- 平成12年度 44 ⇒ 52%
 - 清掃事業の移管ほか 8%
- 平成19年度 52 ⇒ 55%
 - 三位一体改革の影響 2%
 - 都補助事業の区自主事業化 1%
- 令和 2年度 55 ⇒ 55.1%
 - 児童相談所の運営に関する都区の連携・協力を一層円滑に進めていく観点から 0.1%

※現行配分割合の妥当性は未決着 ⇒ 都区のあり方検討の結果で整理

都区財政調整協議の流れ



令和6年度都区財政調整区側提案事項

- 特別区における児童相談所の設置に伴う配分割合の見直しについては、区立児童相談所の事務の財調上の位置付けに関する都区のプロジェクトチームでの検討結果を踏まえたうえで、協議を行うほか、大規模な税制改正や、都区の役割分担の変更等が行われる場合には、その影響額を見極めたうえで、特別区に必要な需要額が担保されるよう配分割合の見直しを行うこと。
- 清掃費の見直しなど、特別区の実態を踏まえ、主体的に調整を図った区側提案を基本に、当該年度のあるべき需要が適切に算定されるよう整理すること。
- 特別交付金、都市計画交付金について、課題の解決に向けて具体的な検討を進めること。

令和6年度都区財政調整協議結果のポイント

◇物価高騰による経済への影響など、財政環境の先行きを見通すことが困難な中での協議

基準財政収入額	1兆3,822億円	(前年度比	587億円増	4.4%)
基準財政需要額	2兆5,374億円	(前年度比	792億円増	3.2%)
交付金の総額	1兆1,552億円	(前年度比	205億円増	1.8%)

◇児相設置に伴う配分割合の見直しについては、児相事務の財調上の位置付けに関する都区のプロジェクトチームでの検討結果を踏まえたうえで、協議を行うこととなっている。この課題以外に、変更事由に該当する状況が無いため、配分割合の見直しは主張せず。

＜参考＞平成12年3月28日 都区協議会「都区制度改革実施大綱」

「配分割合は中期的に安定的なものとし、大規模な税財政制度の改正があった場合、都と特別区の事務配分または役割分担に大幅な変更があった場合、その他必要があると認められる場合に変更する。」

(例)平成12年度 44 ⇒ 52% (清掃事業の移管ほか 8%)

平成19年度 52 ⇒ 55%

(三位一体改革の影響 2%、都補助事業の区自主事業化 1%)

令和2年度 55 ⇒ 55.1% (特例的な対応として 0.1%)

◇既算定経費の全般的な検証により、物価高騰対策など区側の自主的な調整結果を多くの事項について反映

(新規13、算定充実11、見直し5、算定方法改善等12、その他1)

＜参考＞令和6年度都区財政調整協議に向けた大枠の方向性(令和5.6.16 区長会総会決定)

「自主・自律的な区間調整の一環として、引き続き現行算定の妥当性をあらゆる視点から検証するとともに、各区の自主性が担保される算定に改めていくことを基本とする。」

◇都区財政調整協議上の諸課題については、下記のとおり

○特別交付金

(特別交付金の割合の引き下げ)

- ・各区が安定的な財政運営を行うためにも、可能な限り、算定内容が客観的かつ明確に規定されている普通交付金による対応を図るため、特別交付金の割合を2%に引き下げることを求めた。
- ・しかしながら、都側は、「普通交付金の算定対象にはなっていない区ごとに異なる財政需要が、5%を大きく超える規模で毎年申請されている。こうした財政需要を着実に受け止めるためには、5%が必要である。」などと主張し、協議が整わなかった。

(算定の透明性・公平性の向上)

- ・昨年度の協議において、財調で補足すべき需要について、普遍性がないという理由で、標準区経費としての積み上げ対象外となっているにもかかわらず、特別交付金の算定除外となる事業があるという算定ルールで決まっていなかった独自の運用を都が行っていると

ということが確認されたことから、算定ルールを明確化するよう求めた。

- ・具体的には、「特別交付金の算定に関する運用について」の算定項目「B－エ 特別区の需要としては普遍性がないとの理由により、普通交付金に算定されていない財政需要」で算定されるべき事業を例示化することを提案した。
- ・しかしながら、都側は、現行の算定ルールは算定の透明性・公平性の観点から、そもそも大きな問題はないと考える。B－エで算定されるべき事業を例示化することについては、特別交付金は特定の事項について算定することをあらかじめ約束するものではなく、法令の規定に基づき都と区で合意した算定ルールに則って取り扱われるべきと主張し、協議が整わなかった。

○都市計画交付金 ※令和6年度予算200億円（都市計画税2,901億円）

- ・特別区の都市計画事業の実績に見合うよう、交付金総額の拡大、全都市計画事業の交付対象化、交付率の上限撤廃及び交付基準単価の改善などの制度の抜本的な見直しや都が行う都市計画事業の実施状況や都市計画税の充当事業の詳細の提示などを求めた。
- ・しかしながら、都側は、都市計画交付金は、特別区における都市計画事業の円滑な促進を図ることを目的とした奨励的補助金であり、都において創設した交付金であるため、都の予算によって対応していくものであるなどと主張し、具体的な議論ができなかった。
- ・区側は、本来基礎自治体の財源である都市計画税が特別区域において都税となったことの経緯や、過去の協議状況等を踏まえて、都市計画交付金の抜本的な見直しを求めているのであり、都側の一方的な主張により実質的な議論ができないことは到底容認できないこと、総務省への照会結果を踏まえてもなお、都の予算であることを理由に都側が議論に応じないのであれば、今後も国に対して制度改革を求めざるを得ないと主張した。

都区協議会における特別区長会会長発言概要

令和6年1月29日

今年度の都区財政調整協議は、物価高騰による経済への影響など、都区を取り巻く財政環境の先行きを見通すことが難しい状況下での協議となった。

都区財政調整協議上の大きな課題である、区立児童相談所の設置に伴う配分割合の見直しについては、現在、精力的に議論を行っている、区立児童相談所の事務の財調上の位置付けに関する都区のプロジェクトチームでの検討結果を踏まえたうえで、協議を行うこととなっている。

この課題以外に、都区の合意事項である配分割合の変更事由は生じないと判断をして、現行の配分割合である55.1%のもとでの対策を講ずるべく、協議に臨んだ。

協議の結果、物価高騰対策など、区側提案の多くが反映できることとなった。これは、都区双方の努力の成果だと考えている。

一方、協議の中で引き続き解決が図られない課題がある。

特別交付金の割合の引下げ、都市計画交付金の改善については、見解の相違があり、引き続きの議論を行うこととなった。

これらの課題については、これまでも議論が続いているが、制度の相互理解と協力関係が深まるよう、議論をしていきたいと考える。

他方、都と区が連携して取り組むべき課題も山積していることから、宿題は宿題として、未来志向の意見交換ができるよう東京都と区長会は、より緊密なコミュニケーションを取れるようお互いに心掛けて参りたいと考える。今なお続く、物価高騰の長期化への対応や安全・安心なまちづくり、また少子・高齢化対策など、取り組むべき喫緊の課題が山積している。

今後とも、都と特別区がこれまで以上に連携を深め、この難局を乗り越えていかなければならないと考えている。

都区が真摯に協議を重ねながら、諸課題の解決に当たっていくことを期待して、協議案を了承する。

特別交付金に関する特別区の主張

令和6年度都区財政調整協議

◆協議課題（令和6年度都区財政調整協議に向けた大枠の方向性（令和5年6月16日区長会総会決定））
 透明性・公平性を高めるとともに、可能な限り普通交付金による対応を図るため、引き続き特別交付金の割合を2%を基本に見直す方向で検討する。

- 平成19年度都区財政調整協議において、配分割合を55%とすると合わせて、特別交付金の割合を2%から5%に変更する案が都から突然示された。都が配分割合変更とセットであるとして譲らなかつたため、暫定的に受け入れた。
- 各区が安定的な財政運営を行うためにも、各区の需要は、可能な限り算定内容が客観的かつ明確に規定され、安定的に算定される普通交付金による算定を優先すべきであり、普通交付金の原資を確保するためにも割合の見直しが必要である。

特別交付金について

特別区財政調整交付金の5%を特別交付金とし、基準財政需要額に捕捉されなかつた特別の財政需要があること、普通交付金の額の算定期日後に生じた災害等のための特別の財政需要があり、又は財政収入の減少があること等特別の事情があると認められる特別区に対して、当該事情を考慮して交付される。
 区ごとの交付額は、各区からの申請により、平成20年度都区財政調整協議において都区で合意された「特別交付金の算定ルール」に基づき決定される。

課題の背景

- 平成19年度財政調整協議において、配分割合を55%とすると合わせて、特別交付金の割合を2%から5%に変更する案が都から示された。区側は、住民税ワットト化に伴う激変緩和措置分1%の増に止める主張をしたが、都が配分割合変更とセットであるとして譲らなかつたため、平成19年度の暫定措置として都案を了承した。
- その後、区側は、透明性・公平性を高めるとともに、可能な限り普通交付金による対応を図つていく方針を区長会において確認し、その方針に基づき都との協議を行ってきたが、協議は調わず、離決に至つていない。
- 平成23年度財政調整協議において、三位一体改革に伴う激変緩和措置の終了を踏まえて、特別交付金の割合を5%から2%に引下げ、その分を普通交付金化することを提案したが、都側は、各区のニーズも高く改正の必要はないと主張し、協議が調わなかつた。

特別交付金の割合の変遷

年度	割合	説明
昭和40年度	2%	地方自治法の改正・財調条例に明記
昭和57年度	4%	大規模・特例的事業分を2%上乗せ
昭和60年度	5%	大規模・特例的事業分を3%に拡大
平成12年度	2%	大規模・特例的事業分の3%を普通交付金へ移行 ・一般特交(2%)の運用については、現行どおり ・大規模な臨時・特例的事業については、事業の一部が普通化、恒常化しているため、基準財政需要額に統合して算定
平成19年度	5%	「その他特別な事情に要する経費」に対する特別交付金措置の拡充(措置率の改善、対象経費の追加) ・普通交付金では対応できない不交付区の三位一体改革減収影響に対する激変緩和措置

都の考え方	区の考え方
(特別交付金の割合の引き下げについて) ○ 平成19年の都区協議会において、条例の本案は5%に変更する改正条例案を提示して都区で合意し、改正したものである。 ○ 各区においては、その地理的、社会的、経済的諸条件による様々な行政課題に対応するために、独自性を発揮した多種多様な事業に取り組み、近年の特別交付金の申請状況を見ても、普通交付金の算定対象にはなっていない区区ごとに異なる財政需要が、現行割合の5%を大きく超える規模で毎年申請されている。こうした需要を着実に受け止めるためには、5%が必要である。	○ 現行割合の5%については、平成19年度財政調整協議において、配分割合を55%とすることに合わせて、特別交付金の割合を2%から5%に変更する案が都から突然示されたものだが、都側が配分割合の変更とセットであるとして譲らなかつたため、止むを得ず暫定的に受け入れたものである。 ○ 各区が安定的な財政運営を行うためにも、可能な限り、算定内容が客観的かつ明確に規定されている普通交付金による対応を図るべく、割合を2%に引き下げることを求める。
(算定の透明性・公平性の向上について) ○ 特別交付金の算定ルールについては、都区で議論を積み重ね合意したものであり、透明性・公平性の確保の観点からも、その内容について大きな問題はないと考えている。 ○ B-1で算定されるべき事業を例示化することについては、特別交付金は特定の事項について算定することをあらかじめ約束するものではなく、法令の規定に基づきと都と区で合意した算定ルールに則り取り扱われるべきと考える。	○ 令和5年度財政調整協議において、財調で捕捉すべき需要について、普通性が無いという理由で、標準区経費としての積み上げ対象外となっているにもかかわらず、特別交付金の算定除外となる事業があるという算定ルールで決まっていらないような独自の運用を都が行っているというところが確認されたことから、算定ルールを明確化するよう求めた。 ○ 具体的には、「特別交付金の算定に関する運用について」の算定項目B-1-E 特別区の需要としては普通性が無いとの理由により、普通交付金に算定されていない「財政需要」で算定されるべき事業を例示化することを提案した。

→ 不合理な税制改正による減収に加え、取引物価高騰等により、景気情勢が不透明である。各区が安定的な財政運営を行えるよう、透明性・公平性※が高い普通交付金の財源を確保する観点から、2%への割合の引き下げを提案したが、見解の相違から協議が整っていない。

※特別交付金の透明性・公平性について

特別交付金の区ごとの交付額は、都区で合意された「特別交付金の算定ルール」に基づき算定されるものの、事業名や事業ごとの交付率等は明らかとされていない。

【参考】特別交付金に関するアンケート調査結果（令和2年度実施：抜粋）

『不透明』の内容	『あり』とした区
年度毎に、算定されたりされなかつたりする	10区
年度毎に、交付率や算定区分が異なる	14区
明確な理由なく自主事業とされ、算定されなかつた(除外された)	19区
明確な理由なく標準算定とされ、算定されなかつた(除外された)	16区
明確な理由なく通常対応とされ、算定されなかつた(除外された)	16区
ランニング経費を理由に算定されなかつた(除外された)	17区
事務費(飲食費含む)を理由に算定されなかつた(除外された)	13区

特別交付金の算定に関する運用について

一部改正	平成 24 年 1 月 10 日
一部改正	平成 25 年 1 月 8 日
一部改正	平成 27 年 1 月 7 日
一部改正	平成 29 年 2 月 2 日
一部改正	令和 2 年 1 月 28 日

1 申請対象経費

(1) 実績交付

特別区財政調整交付金における特別交付金の算定対象となる経費は、基準財政需要額の算定方法によっては捕捉されなかった財政需要であり、かつ、当該年度に発生した特別の財政需要等であって、当該年度に支出した、又は支出が見込まれる事業費（事務費を除く。以下同じ。）のうち、国庫補助金等の特定財源を控除した一般財源とする。

ただし、災害等のための特別の財政需要を事由とする経費及び災害等のための財政収入の減少を事由とする減免については、前年度の 1 月 1 日から当該年度の 12 月 31 日までの間に支出した事業費のうち国庫補助金等の特定財源を控除した一般財源並びに特別区税を軽減し、又は免除した額とする。

(2) 分割交付

上記(1)にかかわらず、事業費が多額であるもの又は複数年度にわたる事業で後年度負担が多額となるものについては、対象事業の全体経費を把握した上で予め交付率を決定し、平準化した算定額を分割して交付する。

① 事業費が多額であるもの

ア 対象事業

原則として当該年度に支出した、又は支出が見込まれる事業費が多額であると認められる事業をいう。

イ 算定方法

分割交付の期間を該当区と協議し、算定額を平準化する。

② 複数年度にわたる事業で後年度負担が多額となるもの

ア 対象事業

原則として当該年度における各特別区の予算において翌年度以降の債務負担行為を計上しており、かつ、後年度負担が多額となると認められる事業をいう。

イ 対象経費

原則として各特別区が作成した実施計画により把握する。

ウ 申請年度及び算定方法

申請は、当該事業に着手した年度以降に申請できるものとし、申請年度から終了年度までの期間で総事業費（申請年度以前に事業に着手している場合は、申請年度以前の事業費を控除する。以下同じ。）を把握し、算定額を平準化する。また、確定額との精算は、分割交付の終了年度に行う。

なお、計画の変更が行われた場合は、変更後の総事業費を計画の変更年度から終了年度までの期間で平準化する。

2 算定項目

算定項目は、大区分（ABC）、小区分（アイウエ）に区分することとし、各特別区が次の区分に応じて申請した経費等について、当該区分に応じた交付率によって算定する。

区 分	説 明	交付率
A 普通交付金の額の算定期日後に生じた災害等のための特別の財政需要又は財政収入の減少		
ア 災害等の復旧に要する経費	「災害」とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火、その他の異常な天然現象又は大規模な火事若しくは爆発等により生ずる被害をいう。 「復旧に要する経費」とは、災害によって必要を生じた事業で、災害にかかった施設を原形に復旧する（原形に復旧することが不可能な場合において当該施設等の従前の効用を復旧するための経費を含む。）ことを目的とする経費をいう。 災害によって必要を生じた事業で、災害にかかった施設等を原形に復旧することが著しく困難又は不適當な場合において、これに代わるべき必要な施設等を整備することを目的とするものは、災害復旧に要する経費とみなす。	2/2
イ 災害等の応急対策に要する経費	「応急対策に要する経費」とは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するために要する経費をいう。	2/2
ウ 災害減免による財政収入の減少	「災害減免」とは、災害が当該特別区の区域内に広範囲に発生した場合において、特別区長が地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定に基づき、その都度災害減免条例を定めて特別区税を減免することをいう。	2/2
エ その他災害等に要する経費	上記アからウ以外の災害等に類する経費をいう。	2/2
B 基準財政需要額の算定方法によっては捕捉されなかった特別の財政需要		
ア 災害等の未然防止に要する経費	防空壕埋戻し工事、橋りょう耐震補強、防災拠点整備等、災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐために要する経費をいう。	2/2
イ 公害対策等緊急の環境改善に要する経費	大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下等、人の健康又は生活環境を改善するために要する経費及び生活環境の安定向上が阻害されている地域において生活環境を改善するために要する経費をいう。	2/2
ウ 地方交付税（市町村分）の算定対象であるが、都区財政調整においては普通交付金の算定対象となっていない財政需要	上記A及びB、ア並びにイに該当しない事業で、地方交付税に関する法令の規定による算定方式に準じて算定する。 ただし、算定方式に準じて算定することが困難である場合又は算定方式による算定額と実績額とに乖離があり、当該算定が他の算定に比して著しく均衡を失すると認められる場合には、申請内容を総合的に勘案して算定する。	原則 交付税 準 拠
エ 特別区の需要としては普遍性がないとの理由により、普通交付金に算定されていない財政需要	今後普遍性が見込まれる、あるいは普遍性が欠けてきた、又は不定期に発生する等、普通交付金の算定対象となっていない事業に要する経費について、算定する。	原則 1/2 以 上
C その他特別の事情		
ア 災害以外の緊急に対応すべき特別の事情	事件・事故など突発的事象、情勢変化、国の補正予算等により緊急に対応すべき特別の事情が生じた場合に、これに対応する経費について算定する。	原則 1/3 以 上

区 分	説 明	交付率
イ 普通交付金算定対象外施設に係る老朽化への緊急対応	<p>普通交付金算定対象外施設に係る老朽化への緊急対応に要する経費は次の方法により算出する。</p> <p>1 定 義</p> <p>(1) 「普通交付金算定対象外施設」とは、この運用上、別表のとおりとする。</p> <p>(2) 「老朽化への緊急対応」とは、施設の老朽化に伴い、大規模改修（原則として施設全面にわたる一種以上の工種による修繕、改良又は改修をいう。）又は改築を行うことをいい、施設の維持補修は含まないものとする。</p> <p>2 算出方法</p> <p>次のいずれか少ない額を、普通交付金算定対象外施設に係る老朽化への緊急対応に要する経費とみなす。</p> <p>(1) 財調単価による算定 特別区財政調整交付金普通交付金の投資的経費に係る建築単価（大規模改修の場合は、大規模改修単価に25を乗じて得た額、改築の場合は、改築単価）に整備面積を乗じて得た額</p> <p>(2) 実績額による算定 普通交付金算定対象外施設に係る老朽化への緊急対応に要する経費として支出した、又は支出が見込まれる事業費のうち、国庫補助金等の特定財源を控除した一般財源</p> <p>3 複合施設の取扱い 普通交付金算定対象外施設が普通交付金算定対象施設との複合施設である場合には、当該複合施設の床面積に応じてあん分するものとし、算定の対象となる経費は次の方法により算出する。</p> <p>(1) 複合施設の床面積によるあん分は、普通交付金算定対象外施設に係る床面積と普通交付金算定対象施設に係る床面積に区分する。</p> <p>(2) エントランス、ロビー及び廊下等の共用部分については、当該区分した床面積に応じてあん分し、普通交付金算定対象外施設の床面積に係る部分を加算する。</p> <p>(3) 老朽化への緊急対応に係る経費について、複合施設の延床面積に対する普通交付金算定対象外施設に係る床面積の比であん分した額を、普通交付金算定対象外施設に係る老朽化への緊急対応に要する経費とみなす。</p>	<p>改 築 1/4</p> <p>大 規 模 改 修 1/2</p> <p>※特別交付金の総額の5分の1を上限に算定</p>
ウ その他特別の事情	地理的、社会的、経済的、制度的な諸条件による各特別区個別の財政事情等を総合的に勘案して算定する。	—

3 特別交付金の申請

特別区が特別交付金の交付を受けようとするときは、東京都知事が定める期日までに、特別交付金の申請書、その他算定に用いる資料等を東京都知事に提出しなければならない。

4 交付時期及び対象項目

交付時期は、12月と3月の年2回とし、次の各号に応じた算定項目を対象とする。

(1) 12月交付分

- ① A項目（前年度の1月1日から当該年度の8月31日までの間に支出した災害等に要する経費）
- ② 分割交付額が確定している項目

- ③ C項目（各特別区の予算額又は計画額（当該年度の補正予算で計上する予定の経費に限る。）として計上されている経費（上記②に該当する経費を除く。））

(2) 3月交付分

- ① A項目（当該年度の9月1日から12月31日までの間に支出した災害等に要する経費）
- ② C項目（下記5に基づき内定した対象事業の確定額）
- ③ 12月交付分以外の算定項目

5 特別交付金の内定

東京都知事は、上記3により各特別区から12月交付分に係るC項目に係る申請書の提出があったときは、内容を審査し適当と認められる事業について、予定交付率及び概算算定額を内定する。

6 特別交付金の決定

東京都知事は、上記3により各特別区から申請書の提出があったときは、次の各号に応じて交付額を決定する。

(1) 12月交付分

12月交付分は、年度当初における特別交付金の総額の3分の1に相当する額以内の額とする。

- ① 算定額の総額が特別交付金の総額の3分の1に相当する額を超える場合

各特別区の算定額の総額が年度当初における特別交付金の総額の3分の1に相当する額を超える場合は、①A項目、②分割交付が確定している項目、③C項目の順序で算定する。

なお、算定額が年度当初における特別交付金の総額の3分の1に相当する額を超える項目が発生した時点で、当該項目は区別算定額（C項目にあつては各特別区に対し内定すべき概算算定額）の割合に応じて算定する。

- ② 算定額の総額が特別交付金の総額の3分の1に相当する額に満たない場合

各特別区の算定額の総額が年度当初における特別交付金の総額の3分1に相当する額に満たない場合は、当該不足額について前年度に各特別区に対して交付した特別交付金の額（前年度に分割交付が終了した場合は、当該金額は除外する。）の割合に応じて算定する。

(2) 3月交付分

3月交付分は、特別交付金の総額から12月交付分を控除した残額とする。

なお、12月交付分に、上記(1)、①に基づく区別算定額の割合に応じて算定した額又は上記(1)、②に基づく前年度の特別交付金の割合に応じて算定した額がある場合は、各特別区の算定額から当該金額を控除する。

7 特別区への通知

(1) 12月交付分の通知

東京都知事は、12月交付分の特別交付金の決定後、すみやかに各特別区に対して上記5に係る対象事業、予定交付率及び概算算定額の内定通知を行う。

(2) 3月交付分の通知

東京都知事は、3月交付分の特別交付金の決定後、すみやかに該当区に対して分割交付対象事業及び分割交付額を通知し、併せて各特別区に対して特別区ごとに区分した小区分までの算定額の通知を行う。

8 端数計算等

(1) 特別交付金の端数計算

特別交付金を算定する場合には、申請対象経費及び算定した額に500円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、500円以上1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を1,000円として計算するものとする。

(2) 特別交付金算定後の残額

特別交付金の総額について、各特別区に交付すべき特別交付金額を算定した後に、なお残額が生じた場合には、当該年度の4月1日現在における各特別区の人口の割合に応じて配分する。

附 則

この運用は、平成19年度から適用する。ただし、交付時期及び対象項目、特別交付金の内定、決定並びに12月交付分の通知に関する部分は、平成20年度から適用する。

附 則

この運用は、平成24年度から適用する。

附 則

この運用は、平成25年度から適用する。

附 則

この運用は、平成27年度から適用する。

附 則

この運用は、平成29年度から適用する。

附 則

この運用は、令和2年度から適用する。

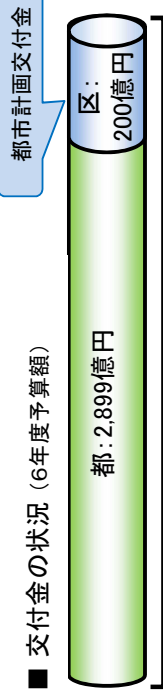
別 表（算定項目関係）

区民センター、地域センター、地域総合防災センター、災害対策要員住宅、男女共同センター、心身障害者福祉施設、宿泊所施設、老人福祉施設、老人福祉センター、高齢者在宅サービスセンター、特別養護老人ホーム、シルバーピア、更生施設、宿所提供施設、児童館、母子生活支援施設、保育所、学童保育施設、子ども家庭支援センター、児童相談所、一時保護所、保健所（衛生検査センター）、保健センター、リサイクルセンター、清掃事務所・事業所、車庫、商工振興センター、消費者センター、区営住宅、公衆便所（道路・公園）、校舎・屋体・プール（小・中学校）、中学校武道場、校外施設、幼稚園、図書館、社会教育会館、体育館、郷土資料館及び野球場・運動場・テニスコート・屋外プール・管理棟（各種運動施設）以外の施設

特別区都市計画交付金に関する特別区の主張

◆主張1 都市計画税が、本来基礎自治体が行う都市計画事業の財源であることを踏まえ、都区双方の都市計画事業の実績に見合った配分となるよう増額すること。

都区の都市計画費の割合は概ね7:3であるにもかかわらず、都市計画税に占める都市計画交付金の割合は約7%（令和6年度予算）に過ぎず、実態に見合っていない。また、近年、都市計画税が増加傾向にあるにもかかわらず、令和6年度の交付金予算額は前年度同額の200億円に据え置かれ、都市計画税に対する比率は毎年低下している。



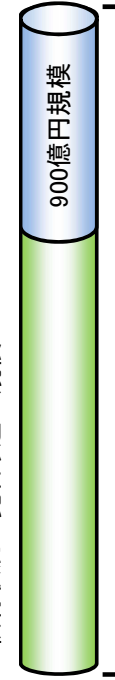
都市計画税 2,901億円

■ 都市計画費の都区の執行状況

（※H30～R4決算5か年平均、一般財源+地方債充当分）



■ 執行状況に見合う適正規模



都市計画税 2,901億円

◆主張2 交付対象事業や面積要件等、限定基準を設けることなく、全都市計画事業を交付対象とすること。

本来基礎自治体が行う都市計画事業の財源である都市計画税が原資であるにもかかわらず、充て当事業が制限されている。

都市計画税を充当できる事業（都市計画法第4条、土地区画整理法第2条）

都市計画交付金の交付対象

- ・道路
- ・公園、緑地
- ・火葬場
- ・土地区画整理事業
- ・市街地再開発事業
- ・防災街区整備事業

※29年度から、都市計画施設の改修・更新が交付対象事業とされている。

都市計画交付金の交付対象外

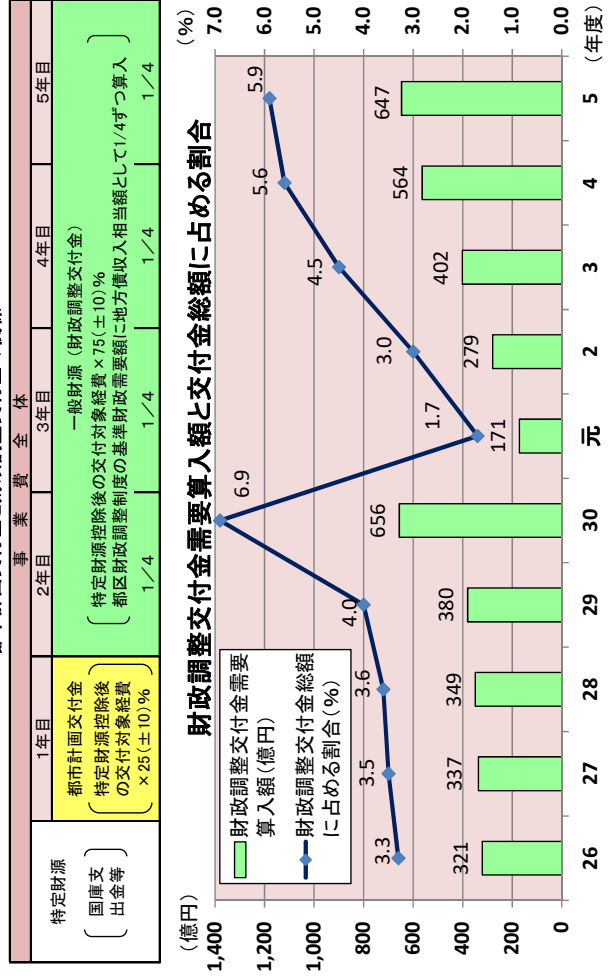
- ・1ヘクタール未満の公園のうち、都の定める優先整備区域の認定基準に該当しない都市計画公園

- ・駐車場、自動車ターミナルその他の交通施設等

◆主張3 交付率の上限の撤廃や実績と乖離して算定されている工事単価の引き上げ等、適切な改善を図ること。

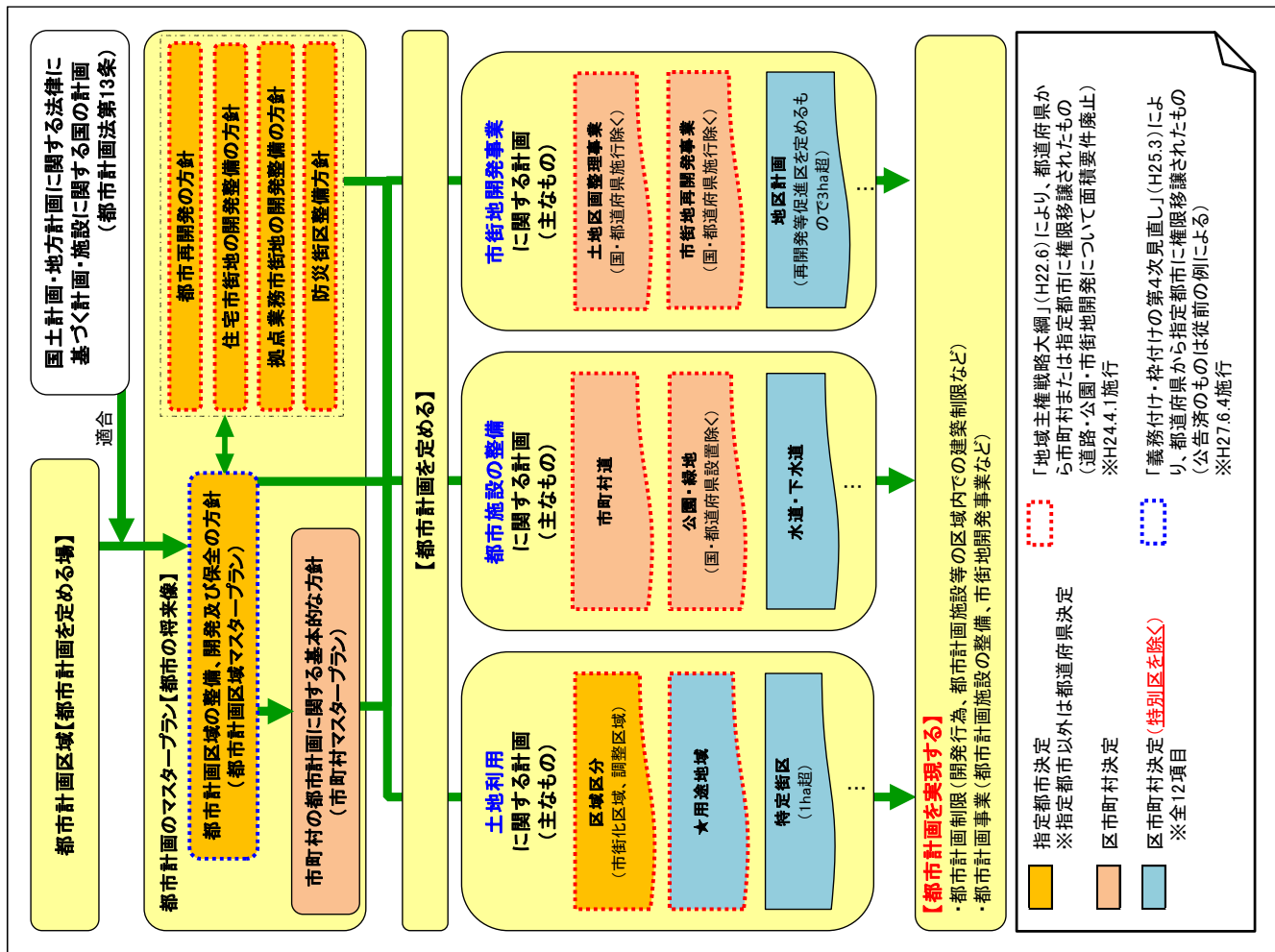
交付率に上限（±10%）があり、残りは一般財源である財政調整交付金で賄うこととされているため、特別区の共有財源を圧迫する要因となっている。

都市計画交付金と財政調整交付金の関係



都市計画決定の権限移譲について

◇都市計画制度の仕組みと権限移譲



★用途地域の都市計画決定権限について

1. 地方分権改革推進委員会第1次勧告（平成20年5月28日）

・広域自治体と基礎自治体の役割分担において、住民意向の的確な反映、住民の利便性の向上、地域の活性化等の観点から、住民に身近な行政は、できる限り、より住民に身近な市町村が担うことが望ましい。基礎自治体が地域における総合行政を担うことができるよう、まちづくり・土地利用規制等の地域の空間管理に関する事務について、市町村への権限移譲を進める。

・三大都市圏、特定区域が否かを問わず、市の区域については「市」決定とし、町村の区域については、「都道府県」決定とする。

2. 権限移譲についての都区の主張内容

・都市のあり方を方向付ける用途地域の決定権限を見直すことは、日本の心臓部・頭脳部の役割を担ってきた東京において、都市としての一体的な機能を発揮させる都市づくりの継続を極めて困難なものにする。

都
 ・広域の見地から都が決定すべき都市計画権限までも移譲するとなれば、歴史的にも連担する市街地において、都が今日まで取り組んできた、用途地域を活用した一体的な都市づくりが不可能となる。

（平成22年5月12日 用途地域等の都市計画決定権限の区市町村移譲に関する緊急要求）
 ・用途地域は、合理的土地利用を図る最も基本的な制度であり、土地利用の実情を踏まえ、都市構造や都市機能の骨格に即して定める地域に密着した制度

区
 ・都市としての一体性を確保することは、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針といった、自治体の区域を超えた広域計画により十分確保

（平成22年5月18日 用途地域等の都市計画決定権限の移譲に関する緊急要請）

地域主権戦略大綱において、三大都市圏等における用途地域等の都市計画については、特別区のみを除くこととされた。なお第1次勧告では町村は都道府県決定とされていたが、都市計画の権限配分について、市と町村に区別はないことから、町村に対しては権限が移譲された。

3. 現在の国の見解

・特別区は、ほかの自治体と異なり相互に市街地に連担していることから、特別区相互間の広域調整を確保するため、法律上の制度として都に用途地域等の決定権限を存置しているものであり、本規定の変更等は困難である。（第1次回答）

・前回回答のとおりであり、東京都との間でよく協議されたい。（第2次回答）

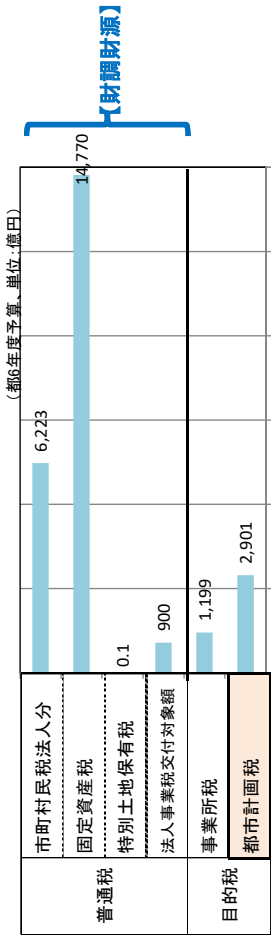
（平成26年地方分権改革に関する提案募集 提案事項についての国土交通省回答）

都市計画税について

1 都市計画税の性格

◆ 特別区に関する財政制度上の特例措置

地方税法に基づき、下記の税目(市町村税)については、特別区の区域においては都が課税



「都市計画税は、都市計画事業又は土地区画整理事業に充てるための目的税とされているが、特別区の存する区域における都市計画事業の大半を都が実施していること、固定資産税を都が課税していることから、現在は都が課税しており、今後においても、都が引き続き固定資産税を課税すること、都市計画税の充当可能事業の一部(清掃事業等)が特別区に移管されるが、依然として都市計画事業のかなりの部分を都が実施することから、引き続き都が課税することとしている。」
(平成10年地方自治法等の一部を改正する法律案(都区制度改革関係)想定答(自治省作成))

【参考】(地方税法第702条)

市町村は、都市計画法に基づいて行う都市計画事業又は土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用に充てるため、(中略)土地及び家屋に対し、その価格を課税標準として、当該土地又は家屋の所有者に都市計画税を課することができる。
(地方税法第735条)

都は、その特別区の存する区域において、目的税として、(中略)事業所税及び都市計画税を課することができる。

◆ 都市計画税の配分等についての国の見解

「特別区の存する区域においては、東京都だけでなく特別区も都市計画事業を実施しているところであり、その財源として東京都から特別区に対し都市計画交付金が交付される仕組みがあるということには承知しているけれども、この都市計画交付金の額をどの程度にするか、あるいは具体的な配分などについては、基本的に**東京都と特別区において適切な調整がなされるべき問題**である。」
(平成10年4月7日衆議院、総務委員会 自治省税務局長答弁)

◆ 都市計画税の使途

① 都市計画法に基づいて行う都市計画事業【都市計画法第4条・第59条】

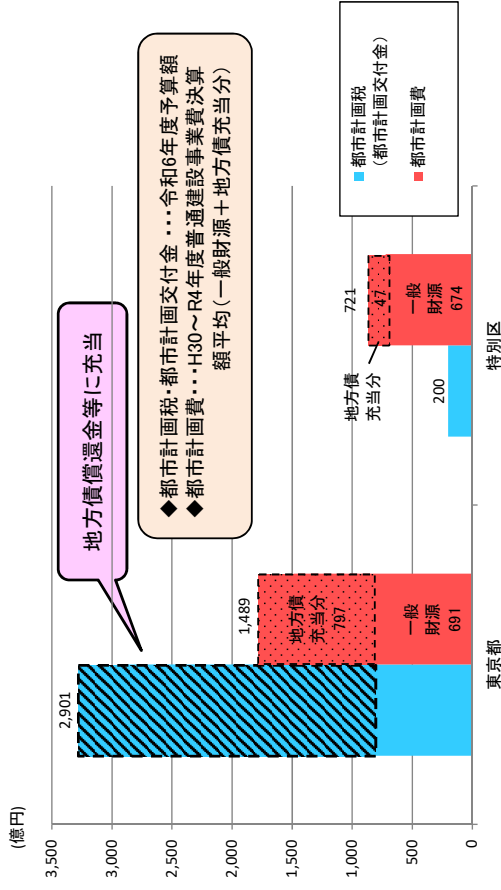
市町村が、都道府県知事(第一号法定受託事務の場合は国土交通大臣)の認可を受けて施行する、「都市計画施設の整備に関する事業」及び「市街地開発事業」。

【例】「都市計画施設の整備に関する事業」… 道路、駐車場、公園、緑地、墓苑、電気・ガス供給施設、下水道、河川、火葬場等
「市街地開発事業」… 土地区画整理事業、市街地再開発事業、防災街区整備事業等

② 土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業【土地区画整理法第2条】

都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るために行われる「土地の区画形質の変更」及び「公共施設の新設又は変更に関する事業」。

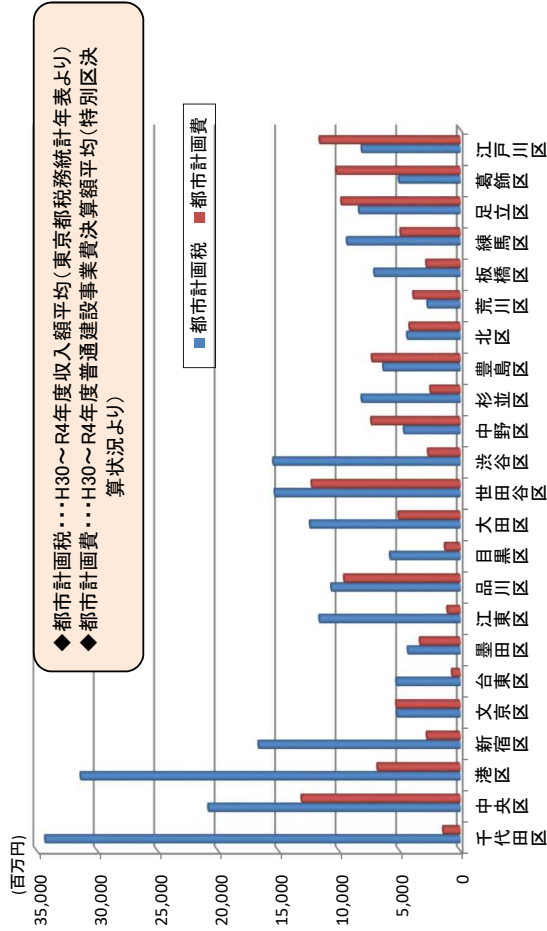
2 都市計画税・都市計画費の都区の比較



地方債償還金等に充当

◆ 都市計画税・都市計画交付金…令和6年度予算額
◆ 都市計画費…H30~R4年度普通建設事業費決算額平均(一般財源+地方債充当分)

3 都市計画税・都市計画費の区別比較



◆ 都市計画税…H30~R4年度収入額平均(東京都税務統計年表より)
◆ 都市計画費…H30~R4年度普通建設事業費決算額平均(特別区決算状況より)

◆ 区によって都市計画税と都市計画費には著しい差があり、配分の調整が必要

令和6年度 都区財政調整 (フレーム対比)

(単位: 百万円、%)

区 分		令和6年度 当初見込ア	令和5年度 当初見込イ	差引増△減 ウ=ア-イ	増減率 エ=ウ/イ	備考	
交付金の 総額	固定資産税	1,476,991	1,426,136	50,855	3.6		
	市町村民税法人分	622,257	598,533	23,724	4.0		
	特別土地保有税	10	10	0	0.0		
	法人事業税交付対象額	89,981	85,349	4,632	5.4		
	固定資産税減収補填特別交付金	128	126	2	1.6		
	計	2,189,367	2,110,153	79,214	3.8		
	条例で定める割合	55.1%	55.1%				
	当年度分	1,206,341	1,162,695	43,646	3.8		
	精算分	9,668	31,722	△ 22,054	—		
	計 A	1,216,009	1,194,416	21,593	1.8		
	内訳	普通交付金分 A × 95%	1,155,208	1,134,696	20,512	1.8	
特別交付金分 A × 5%		60,800	59,721	1,079	1.8		
基準財政収入額 B		1,382,196	1,323,513	58,683	4.4		
特別区 税	特別区民税	951,890	945,169	6,721	0.7		
	軽自動車税	環境性能割	224	301	△ 77	△ 25.6	
		種別割	3,672	3,592	80	2.2	
	特別区たばこ税	74,139	65,471	8,668	13.2		
	鉱産税	0	0	0			
	小計	1,029,925	1,014,532	15,393	1.5		
	利子割交付金	3,618	3,335	283	8.5		
	配当割交付金	21,388	17,207	4,181	24.3		
	株式等譲渡所得割交付金	22,105	16,654	5,451	32.7		
	地方消費税交付金	232,348	237,019	△ 4,671	△ 2.0		
	ゴルフ場利用税交付金	37	36	1	2.8		
	環境性能割交付金	3,686	3,425	261	7.6		
	地方特例交付金	45,764	5,662	40,102	708.3		
	計	1,358,871	1,297,872	60,999	4.7		
	地方揮発油譲与税	3,270	3,280	△ 10	△ 0.3		
	自動車重量譲与税	10,325	9,830	495	5.0		
	航空機燃料譲与税	828	882	△ 54	△ 6.1		
森林環境譲与税	1,169	1,061	108	10.2			
交通安全対策特別交付金	939	954	△ 15	△ 1.6			
合計	1,375,402	1,313,880	61,522	4.7			
特別区民税特例加減算額	△ 14,532	△ 12,163	△ 2,369	—			
地方消費税交付金特例加算額	21,326	21,796	△ 470	△ 2.2			
基準財政需要額 C		2,537,405	2,458,209	79,196	3.2		
経常的経費	1,912,374	1,958,564	△ 46,190	△ 2.4			
投資的経費	625,030	499,645	125,385	25.1			
差引 C-B	1,155,208	1,134,696	20,512	1.8			
交付額	普通交付金	1,155,208	1,134,696	20,512	1.8		
	特別交付金	60,800	59,721	1,079	1.8		
	計	1,216,009	1,194,416	21,593	1.8		

* 端数処理の結果、縦横計が合わない場合がある。

都区財政調整制度の算定方法等の規定状況（概要）

地方自治法	地方自治法施行令	都財調条例	都財調条例施行規則	
<p>第 282 条（特別区財政調整交付金）</p> <p>1 都は、都及び特別区並びに特別区相互間の財源の均衡化を図り、並びに特別区の行政の自主的かつ計画的な運営を確保するため、政令で定めるところにより、条例で、特別区財政調整交付金を交付するものとする。</p> <p>2 前項の特別区財政調整交付金とは、地方税法第 5 条第 2 項に掲げる税のうち同法第 734 条第 1 項及び第 2 項（第 2 号に係る部分に限る。）の規定により都が課するもの（※1）の収入額と（中略 ※2）と地方税法附則第 66 条第 3 項の規定により交付すべき固定資産税減収補填特別交付金の額（※3）との合算額に条例で定める割合を乗じて得た額で特別区がひとしくその行すべき事務を遂行することができるように都が交付する交付金をいう。</p> <p>（※1）固定資産税、市町村民税法人分、特別土地保有税 （※2）法人事業税交付対象額 （※3）固定資産税減収補填特別交付金は、令和 8 年度までに限る。</p>	<p>第 210 条の 10（交付金の総額）</p> <p>1 交付金の総額は調整税に条例で定める割合を乗じて得た額</p>	<p>第 1 条（目的）</p> <p>1 地方自治法第 282 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、特別区財政調整交付金について必要な事項を定める。</p>	<p>第 1 条（趣旨）</p> <p>1 都区財調条例の施行について必要な事項を定める。</p>	
	<p>第 210 条の 11（交付金の種類）</p> <p>1 普通交付金と特別交付金 2 普通交付金の総額は、交付金総額に一定の割合を乗じた額 3 特別交付金の総額は、交付金総額に 1 から前項の割合を引いた割合を乗じた額</p>	<p>第 3 条（交付金の総額）</p> <p>1 条例で定める割合 1,000 分の 551 2 前年度以前の調整税額の収入額と見込み額の 1,000 分の 551 との間に超過額又は不足額がある場合にはその分を加算又は減額</p>	<p>第 4 条（交付金の種類等）</p> <p>1 普通交付金と特別交付金（同左） 2 普通交付金の一定割合 100 分の 95 3 特別交付金の割合 100 分の 5</p>	
	<p>第 210 条の 12（交付金の交付）</p> <p>1 普通交付金は基準財政需要額が基準財政収入額を超える特別区に交付 ※需要、収入の算定は、地方交付税法第 11 条から第 13 条の規定におおむね準じる。 なお、収入の項目を規定し、基準税率等は、100 分の 85 としている。</p>	<p>第 5 条（交付金の交付）</p> <p>1 普通交付金の交付（同左） 第 9 条（基準財政需要額の算定方法） 測定単位の数値を単位費用に乗じた額を合算した額 第 10 条（測定単位及び単位費用） 測定単位及び単位費用を別表で定める。 第 11 条（測定単位の数値の補正） 補正の種類 種別、段階、密度、態容 第 12 条（基準財政収入額の算定方法） 1 収入の項目、基準税率等は同左 2 各収入項目の算定基礎を表に規定</p>	<p>第 4 条（測定単位の数値の算定基礎及び算定方法） 第 5 条（測定単位の数値の補正） 第 6～10 条（各補正係数の率、算定方法等） 第 11～24 条（各収入項目の算定方法）</p>	
		<p>4 特別交付金は、普通交付金の算定後の災害等の特別の財政需要や財政収入の減少、その他特別の事情があると認められる特別区に交付</p>	<p>第 5 条（交付金の交付）</p> <p>2 特別交付金の交付（同左）</p>	
		<p>2 各特別区に交付すべき普通交付金の額は、基準財政需要額が基準財政収入額を超える額（財源不足額）とする。ただし、財源不足額合算額が普通交付金の総額を超える場合は、割り落としにより算定した額とする。 3 普通交付金の総額が前項ただし書の規定により算定した額に満たない場合は、特別交付金の総額から充当する。</p>	<p>第 6 条（普通交付金の額の算定等）</p> <p>1 普通交付金の交付（同左） 2 特別交付金の交付（同左）</p>	
		<p>第 210 条の 13（特別交付金の額の変更）</p> <p>1 普通交付金の総額が財源不足額合算額を超える場合は、特別交付金に加算。</p>	<p>第 6 条（普通交付金の額の算定等）</p> <p>3 特別交付金の変更（同左）</p>	
		<p>第 210 条の 14（条例で定める割合の変更）</p> <p>1 普通交付金の総額が引き続き財源不足額合算額と著しく異なることとなる場合は、条例で定める割合の変更を行う。</p>	<p>規定なし</p>	
<p>第 282 条</p> <p>3 都は、政令で定めるところにより、特別区財政調整交付金に関する事項について総務大臣に報告しなければならない。</p>	<p>第 210 条の 15（報告）</p> <p>1 特別区ごとの交付金の額、基準財政需要額、基準財政収入額の算定方法等の報告</p>			
<p>第 282 条</p> <p>4 総務大臣は、必要があると認めるときは、特別区財政調整交付金に関する事項について必要な助言又は勧告をすることができる。</p>				
<p>第 282 条の 2（都区協議会）</p> <p>2 財調に関し条例を定める場合は、あらかじめ都区協議会の意見を聴かなければならない。</p>	<p>第 210 条の 16（都区協議会）</p> <p>協議内容、組織等を規定</p>			
		<p>-都条例において規定-</p> <p>第 2 条（用語の意義）第 7～8 条、第 13～16 条（普通交付金の額の算定期日等）第 17 条（端数計算）第 18 条（委任）附則（算定に関する規定あり）別表（単位費用表）</p>	<p>第 25 条（端数計算） 附則（施行期日等） 別表（補正係数等）</p>	

都区財政調整制度の運用上の課題（例）

◇ 都区間の財源配分の適正化

- 自治法の趣旨に則った役割分担に基づく財源配分の明確化
⇒都区のあり方検討の結果で整理
- 合意事項である変更事由に基づく配分見直しルール確立
 - ・配分割合は中期的に安定的なものとし、大規模な税財政制度の改正、都区の事務配分・役割分担の大幅な変更、その他必要な場合に変更
- 事務移譲の際のルール確立
 - ・当該事務の執行に充てられていた金額と等しい財源を移譲
 - ・財源移譲は、事務の性格に応じ、財調交付金の配分率の変更又は事務処理特例交付金の交付等で実施
- 都市計画交付金の拡充
 - ・都市計画税を原資として、都区双方の都市計画事業の実施状況に見合う配分となるようルール化

◇ 特別区間配分の適正化

- 算定の簡明化等の改善・合理化
 - ・標準区経費の適正化、基礎的・普遍的事業の的確な算定、標準的・包括的算定の拡大等
- 自主財源の確保
 - ・各区の自主財源率を概ね 20～30%の範囲内
- 特別交付金の割合の縮減と算定ルールの明確化

◇ 特別区の主体性の強化

- 特別区の主体的な調整結果を反映した区間配分協議の実現
- 調整税の政策税制に係る協議ルールの確立
 - ・固定資産税の軽減措置等の取り扱い等
- 調整税の取り扱いの改善
 - ・調整税の特別会計への直入等会計上の取扱いの改善
 - ・調整税の徴収事務についての都区連携体制の構築

◇ 制度上の問題点や諸改革の動向等を踏まえた制度見直し

- 現行制度上の問題点の是正
 - ・年度途中の調整税の減収について、一般の市町村が採りうる減収対策に見合う対応策の整備等
- 税源移譲、税制改正、地方交付税改正等を踏まえた制度・運用の見直し
- 地方分権改革等に対応した制度・運用の見直し

道府県分と市町村分の組替えによる財源超過額の試算（5年度）

□ 普通交付税算定結果（積算資料は東京都作成）

（単位：億円）

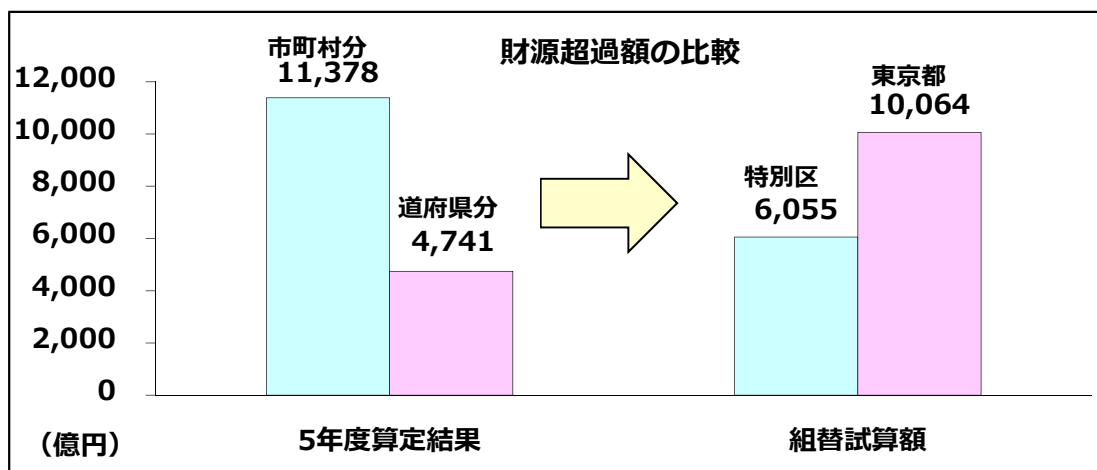
	基準財政需要額(A)	基準財政収入額(B)	財源超過額(B-A)
市町村分算定額	16,465	27,843	11,378
道府県分算定額	20,931	25,672	4,741
合計	37,396	53,515	16,119

□ 都区の実際の事務配分・財源配分に応じて組替えた場合

市町村分で算定されている需要額	消防費、下水道費等が行っている経費	1,523
	都が財源対策のため発行した起債償還費	497
	包括算定経費	68
	臨時財政対策債振替相当額	0
市町村分で算定されている収入額	市町村民税法人分、固定資産税の44.9% 事業所税等100%	6,447 965

組替え後

	基準財政需要額(C)	基準財政収入額(D)	財源超過額(D-C)
特別区	14,376	20,431	6,055
東京都	23,020	33,084	10,064
合計	37,396	53,515	16,119



【参考】

◆ 組替え前の財源超過額（都区対比）

（単位：億円）

	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
特別区	7,294	7,691	8,133	8,576	9,578	9,559	7,147	10,511	11,378
	—	(397)	(442)	(443)	(1,002)	(△20)	(△2,411)	(3,364)	(867)
東京都	2,114	3,744	3,814	3,111	3,714	2,258	△1,544	3,402	4,741
	—	(1,630)	(70)	(△703)	(603)	(△1,456)	(△3,802)	(4,946)	(1,339)
合計	9,408	11,435	11,947	11,687	13,292	11,817	5,603	13,913	16,119
	—	(2,027)	(512)	(△260)	(1,605)	(△1,476)	(△6,213)	(8,310)	(2,206)

※1 () 内数値は対前年増減額

※2 原則として表示単位未満四捨五入のため、合計等に一致しないことがある。

◆ 組替え後の財源超過額（都区対比）

（単位：億円）

	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
特別区	3,339	3,783	3,956	4,145	4,735	4,929	3,078	5,378	6,055
	—	(444)	(172)	(189)	(590)	(194)	(△1,851)	(2,301)	(677)
東京都	6,068	7,652	7,991	7,542	8,557	6,888	2,526	8,535	10,064
	—	(1,584)	(339)	(△449)	(1,015)	(△1,670)	(△4,362)	(6,009)	(1,529)
合計	9,407	11,435	11,947	11,687	13,292	11,817	5,603	13,913	16,119
	—	(2,028)	(511)	(△259)	(1,605)	(△1,476)	(△6,213)	(8,310)	(2,206)

※1 () 内数値は対前年増減額

※2 原則として表示単位未満四捨五入のため、合計等に一致しないことがある。

V 地方分権改革と特別区のこれから

地方分権改革と特別区の将来像に係る動きのポイント

◇地方分権改革

- 地方分権改革推進委員会（平成 19 年 4 月設置）
 - ・第 1 次勧告（平成 20 年 5 月）～第 4 次勧告（平成 21 年 11 月）
- 地域主権戦略大綱（平成 22 年 6 月 22 日）
 - ・義務付け・枠付けの見直し等（第 1 次見直しと合わせ 371 項目 649 条項）
 - ・基礎自治体への権限移譲（68 項目 251 条項）
 - *3 法（第 1 次一括法・国地方協議の場・自治法）23.5.2 公布
 - *第 2 次一括法 23.8.30 公布
- 義務付け・枠付けの更なる見直しについて（平成 23 年 11 月 29 日）
 - ・第 3 次見直し（通知・届出・報告、公示・公告等の 291 条項の見直し）
 - *旧第 3 次一括法⇒衆議院解散に伴い廃案
- 義務付け・枠付けの第 4 次見直しについて（平成 25 年 3 月 12 日）
 - ・基礎自治体への権限移譲と併せて、地方からの具体的な提案を受けた見直し
 - *第 3 次一括法（旧第 3 次一括法＋第 4 次見直し）25.6.14 公布
- 事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（平成 25 年 12 月 20 日）
 - ・国から地方公共団体への事務・権限の移譲等と併せて、第 30 次地制調答申において都道府県から指定都市へ移譲すべきとされた事項について見直し
 - *第 4 次一括法 26.6.4 公布
- 地方分権改革に関する提案募集の実施方針（平成 26 年 4 月 30 日）
 - ・委員会勧告方式に替えて、個々の地方公共団体等から改革に関する提案を募集し、実現に向けて検討
 - *第 5 次一括法 H27.6.26 公布 ～ 第 13 次一括法 R5.6.16 公布

◇事務配分関連の最近の動き

- 教職員人事権（給与負担、定数、任命権、学級編制基準）
 - ・個別の任命権移譲は事務処理特例制度で可能と回答
 - ※大阪府 3 市 2 町で平成 24 年度から実施（採用選考、人事交流等を協議会で共同処理）
 - ・事務処理特例制度の運用状況を踏まえつつ、中核市等に権限を移譲する方向で検討を行い、小規模市町村を含めた関係者の理解を得て、結論が得られたものから順次実施
- 児童相談所設置市の指定
 - ・事務執行体制、都道府県との連携体制等に支障が無ければ、政令指定都市以外に個別に希望する市を指定
 - ・「政令で定める特別区は、児童相談所を設置するものとする」という改正を含む児童福祉法等の一部を改正する法律が成立（28.5.27）、公布（28.6.3）
 - ※港区、世田谷区、中野区、豊島区、荒川区、板橋区、葛飾区、江戸川区
 - 金沢市、横須賀市、明石市、奈良市
- 都市計画決定権限
 - ・平成 24 年度から指定都市の権限を市町村に移譲 ※うち用途地域等は特別区のみ除外

◇特別区のあり方をめぐる提言

- 東京商工会議所「道州制と大都市制度のあり方」20.9.11
 - ・都区制度を廃止し、東京 23 区部を一体とする新たな「東京市」が必要

- 経済同友会** 「道州制移行における課題」 22.5.19
 - ・現在の東京 23 区を「東京特別州」として創設
- 第二次特別区制度調査会報告** 19.12.11
 - ・「都の区」の制度を廃止し、都は「府」に純化、区は「東京〇〇市」に移行
 - ・東京大都市地域の特殊性を踏まえた対応は、相互の財政調整も含め「基礎自治体連合」で対応
- 東京自治制度懇談会報告**「議論の整理」 19.11.20
 - ・自治法上に都が大都市経営の担い手となる旨明確化すべき
 - ・特別区の区域の再編が必要（大規模な基礎自治体を想定する可能性も）

◇今後の特別区のあり方に関する検討の方向（20.3.14 区長会総会）

- 調査会報告で示された方向を基本に、地方分権改革等の動向を踏まえつつさらに検討
 - ①現行制度のもとでなしうる抜本的な改革を実現すべく、都区のあり方検討の協議に臨む
 - ②当面、特別区制度懇談会を設置（第三次調査会発足の是非は今後の推移を見て判断）
 - ③今後の議論に備えるための基礎的な調査研究を進める（特別区制度研究会を設置）
 ※第 1 期から第 8 期（H20.8～R6.3）

◇第 30 次地方制度調査会答申 25.6.25

- ・児童相談所をはじめ特別区へのさらなる権限移譲を検討すべき
- ・今後の社会経済情勢の変化を踏まえた特別区の区域の見直しの検討が必要

◇特別区の制度的課題

- 基礎自治体としての役割発揮**（経済財政危機、福祉需要、老朽施設、危機管理等）
- 法の趣旨に則った都区間関係の確立**（役割分担の明確化、財源配分の明確化）
- 地方分権改革への対応**（特別区の権限拡充と体制整備、自治制度改革への備え）

国、地方公共団体間の役割分担に関する地方自治法の規定（抜粋）

第1条の2 地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。

2 国は、前項の規定の趣旨を達成するため、国においては

○国際社会における国家としての存立にかかわる事務、

○全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務又は

○全国的な規模で若しくは全国的な視点に立つて行わなければならない施策及び事業の実施

○その他

の国が本来果たすべき役割を重点的に担い、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本として、地方公共団体との間で適切に役割を分担するとともに、地方公共団体に関する制度の策定及び施策の実施に当たって、地方公共団体の自主性及び自立性が十分に発揮されるようにしなければならない。

第1条の3 地方公共団体は、普通地方公共団体及び特別地方公共団体とする。

2 普通地方公共団体は、都道府県及び市町村とする。

3 特別地方公共団体は、特別区、地方公共団体の組合及び財産区とする。

第2条 地方公共団体は、法人とする。

2 普通地方公共団体は、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものを処理する。

3 市町村は、基礎的な地方公共団体として、第5項において都道府県が処理するものとされているものを除き、一般的に、前項の事務を処理するものとする。

4 市町村は、前項の規定にかかわらず、次項に規定する事務のうち、その規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でないと認められるものについては、当該市町村の規模及び能力に応じて、これを処理することができる。

5 都道府県は、市町村を包括する広域の地方公共団体として、第2項の事務で、

○広域にわたるもの、

○市町村に関する連絡調整に関するもの及び

○その規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でないと認められるもの

を処理するものとする。

6 都道府県及び市町村は、その事務を処理するに当っては、相互に競合しないようにしなければならない。

7 特別地方公共団体は、この法律の定めるところにより、その事務を処理する。

これまでの地方分権改革の成果

◇第1次分権改革

いわゆる地方分権改革一括法 ※平成12年4月施行 475本の法律を一括して改正

- 1 機関委任事務制度の廃止と事務の再構成
 - (1) 知事や市町村長を国の下部機関として国の事務を執行させる仕組みである機関委任事務制度を廃止
 - (2) これに伴い主務大臣の包括的な指揮監督権等も廃止（通達行政の廃止）
- 2 国の関与の抜本の見直し、新しいルール創設
 - (1) 機関委任事務に伴う包括的指揮監督権を廃止
 - (2) 国の関与の新しいルールを創設（地方自治法）

関与は個別の法令の根拠を要すること、関与は必要最小限のものとする、関与の基本類型を定め原則としてこれによること等
 - (3) 個別法に基づく関与を整理縮小（138法律）
- 3 権限移譲
 - (1) 個別法の改正により、国の権限を都道府県に、都道府県の権限を市町村に移譲（35法律）
 - (2) 特例市制度を創設し、20万人以上の市に権限をまとめて移譲
- 4 条例による事務処理特例制度の創設

それぞれの地域の実情に応じ、都道府県の条例により、都道府県から市町村に権限を移譲することを可能とする制度。
- 5 その他
 - (1) 必置規制の見直し（38法律）
 - (2) 市町村合併特例法の改正

◇三位一体改革

- ①国庫補助負担金改革 4兆6,661億円（H16～H18）
 - ・地方が引き続き実施する必要があるもの⇒税源移譲に結びつく改革（3兆1,116億円）
 - ・手続きの簡素化・執行の弾力化⇒交付金化（7,943億円）
 - ・国・地方ともに事務事業そのものを廃止⇒スリム化（9,886億円）
- ②税源移譲 3兆94億円
国の所得税から地方の個人住民税へ税源移譲を実施（個人住民税は一律10%化）
- ③地方交付税改革 約△5兆1,000億円
地方交付税及び臨時財政対策債の総額の抑制、算定の簡素化・不交付団体の増加

◇第二次分権改革

- 1 地方に対する規制緩和（義務付け・枠付けの見直し）
 - ・4次にわたり勧告で見直すべきとされた1,316条項中975条項の見直しを実施（実施率74%）
⇒従来は国が法令で全国一律の基準を定めていたが、地方公共団体が地域の実情に応じて条例で基準を設定（施設・公物設置管理の基準、職員等の資格・定数等）

2 事務・権限の移譲等

①国から地方へ

・平成 25 年 9 月の「国から地方公共団体への事務・権限の移譲等に関する当面の方針について」で検討対象とされた 96 事項中 66 事項の移譲等を実施（第 4 次一括法）

②都道府県から基礎自治体へ

・第 2 次から第 4 次にわたる見直しにより、勧告事項と地方からの提案等を含めた検討対象 105 項目中 72 項目について移譲を実施（実施率 69%）また、第 30 次地制調答申を踏まえて検討対象とされた 64 事項中 41 事項の移譲を実施（第 4 次一括法）

3 国と地方の協議の場

- ・国と地方の協議の場に関する法律が成立（H23.4.28）
- ・地方に関わる重要政策課題について、地方と連携して施策を進めていくため、同法に基づき引き続き運営

◇提案募集方式への移行

地方分権改革推進委員会勧告に替わる新たな手法として、個々の地方公共団体等から地方分権改革に関する提案を広く募集し、それらの提案の実現に向けて検討を行う「提案募集方式」を導入

《参考》地方制度調査会の主な答申（平成以降）

第 22 次 1989 年(平成元年)12 月 6 日 小規模町村のあり方についての答申

〃 1990 年(平成 2 年)9 月 20 日 都区制度の改革に関する答申

第 23 次 1991 年(平成 3 年)12 月 6 日 地方交付税制度に関する基本的な考え方についての意見

〃 1993 年(平成 5 年)4 月 19 日 広域連合及び中核市に関する答申

第 24 次 1994 年(平成 6 年)11 月 22 日 地方分権の推進に関する答申

〃 1994 年(平成 6 年)11 月 22 日 市町村の自主的な合併の推進に関する答申

第 25 次 1997 年(平成 9 年)2 月 24 日 監査制度の改革に関する答申

〃 1998 年(平成 10 年)4 月 24 日 市町村の合併に関する答申

第 26 次 2000 年(平成 12 年)10 月 25 日 地方分権時代の住民自治制度のあり方及び地方税財源の充実確保に関する答申

第 27 次 2003 年(平成 15 年)4 月 30 日 今後の地方自治制度のあり方についての中間報告

〃 2003 年(平成 15 年)5 月 23 日 地方税財政のあり方についての意見 ―地方分権推進のための三位一体改革の進め方について―

〃 2003 年(平成 15 年)11 月 13 日 今後の地方自治制度のあり方に関する答申

第 28 次 2005 年(平成 17 年)12 月 9 日 地方の自主性・自律性の拡大及び地方議会のあり方に関する答申

〃 2006 年(平成 18 年)2 月 28 日 道州制のあり方に関する答申

第 29 次 2009 年(平成 21 年)6 月 16 日 今後の基礎自治体及び監査・議会制度のあり方に関する答申

第 30 次 2013 年(平成 25 年)6 月 25 日 大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申

第 31 次 2016 年(平成 28 年)3 月 16 日 人口減少社会に的確に対応する地方行政体制及びガバナンスのあり方に関する答申

第 32 次 2019 年(令和元年)10 月 30 日 市町村合併についての今後の対応方策に関する答申

〃 2020 年(令和 2 年)6 月 26 日 2040 年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応するために必要な地方

行政体制のあり方等に関する答申

第 33 次 2022 年(令和4年)12 月 28 日 多様な人材が参画し住民に開かれた地方議会の実現に向けた
対応方策に関する答申

// 2023 年(令和 5 年)12 月 21 日 ポストコロナの経済社会に対応する地方制度のあり方に関する答申

「個性を活かし自立した地方をつくる」＜概要＞

～地方分権改革の総括と展望～ 26.6.24 地方分権改革有識者会議

これまでの地方分権改革	個性と自立、新たなステージへ 地方分権改革の更なる展開
<p>地方分権改革の理念を構築</p> <ul style="list-style-type: none"> －国・地方の関係が上下・主従から対等・協力へ <p>国主導による集中的な取組</p> <ul style="list-style-type: none"> －時限の委員会による勧告方式 <p>地方全体に共通の基盤制度の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> －機関委任事務制度の廃止 －国の関与の基本ルールの確立 <p>法的な自主自立性の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> －自治の担い手としての基礎固め <p>地方分権推進に向けた世論喚起</p> <ul style="list-style-type: none"> －地方分権の意義を普及啓発 	<p>改革の理念を継承し発展へ</p> <ul style="list-style-type: none"> －個性を活かし自立した地方をつくる <p>地方の発意に根ざした息の長い取組へ</p> <ul style="list-style-type: none"> －地方からの「提案募集方式」の導入 －政府としての恒常的な推進体制の整備 <p>地方の多様性を重んじた取組へ</p> <ul style="list-style-type: none"> －連携と補完によるネットワークの活用 －「手挙げ方式」の導入 <p>真の住民自治の拡充・財政的な自主自立性の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> －自治の担い手の強化 <p>改革の成果を継続的・効果的に情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> －住民の理解と参加の促進

改革の「総括」～地方分権の基盤の確立～

第1次分権改革（H7～11）：国と地方の関係を上下・主従から対等・協力へ

例：機関委任事務制度の廃止、国の関与の基本ルール確立

第2次分権改革（H19～）：数多くの具体的な改革を実現（地方に対する権限移譲、規制緩和等）

権限移譲等（国→地方 66 事項（実施率 69%）、都道府県→市町村 113 事項（67%）、義務付け・枠付けの見直し 975 事項（74%））

今後の「展望」～新しいステージの改革の取組～

＜改革の使命・目指す姿＞

Mission ミッション ⇒個性を活かし自立した地方をつくる

Vision ビジョン

⇒・行政の質と効率を上げる ・まちの特色と独自性を活かす ・地域ぐるみで協働する

＜目指すべき方向＞

- 1 国と地方の役割分担の見直し（権限移譲等）
- 2 地方に対する規制緩和の推進
- 3 地方税財政の充実強化
- 4 重要な政策分野（土地利用等）に関する改革
- 5 改革の成果を実感できる情報発信の展開

＜改革の進め方＞

- 1 提案募集方式の導入 ⇒個々の地方公共団体から全国的な制度改正の提案を広く募る方式
- 2 手挙げ方式の導入 ⇒個々の団体の発意に応じ選択的に移譲できる方式
- 3 政府の推進体制の整備 ⇒地方の提案を恒常的に受け止め、スピード感を持って実現を図る体制
- 4 効果的な情報発信 ⇒SNS 活用、地方の優良事例発信、全国シンポジウムの新規開催など

＜今後地方に期待すること＞

- 1 改革成果の住民への還元 ⇒・地域課題の解決に向け独自の工夫を凝らし、地域を元気にする
・住民に分かりやすい情報発信に努力
- 2 住民自治の拡充 ⇒・政策形成過程への参画、協働の推進、地方議会の機能発揮
- 3 改革提案機能の充実 ⇒・専門性を有する人材の育成、政策法務の強化 ・地方六団体の機能強化

大都市制度のあり方をめぐる各団体の主張

特別区 24.3.16 第30次地方制度調査会第8回専門小委員会資料から

- 現行の都区制度は、東京大都市地域における身近な自治と行政の一体性を共に確保する観点から、複数の基礎的な地方公共団体（特別区）と広域の地方公共団体（東京都）の特別な役割分担により対応する大都市制度
- 都区制度は、長年にわたる特別区の自治権拡充の取組みを経て今日の姿に至ったものであり、平成12年に施行された現行制度は、都と特別区が合意を得て国に法改正を求め、実現したもの
- 都と特別区は、様々な課題に直面し、厳しい協議を重ねつつも、自主的に解決しながら制度を運用してきた
- 現行制度の下での最大の課題は、都が一体的に処理する「市町村事務」の具体的な整理により、改正自治法の原則に則った役割分担の明確化と役割分担に基づく安定的な財源配分を確立することであり、そのことを通じて、住民に対する都区の行政責任の明確化を図り、基礎自治体である特別区の行財政基盤の強化と都が広域的課題に専念できる体制を確保し、都区の真のパートナーシップ確立による住民福祉の向上と大都市東京の発展を期するもの
- 特別区制度調査会の報告「「都の区」の制度廃止と「基礎自治体連合」の構想」は、現行の制度が、都区間の役割分担及び財源配分について法定の原則のもとで双方の協議により解決しようとするものであるのに対し、協議による解決の限界を克服する方策として示されたもの
- 特別区にとって、東京大都市地域における自治制度の選択肢は、現在のところ、現行都区制度か、特別区制度調査会の提言による「基礎自治体連合構想」のいずれかであるが、特別区（基礎自治体）優先の原則の下での東京大都市地域の自治の確立に向けて、現行制度の運用改善を優先しつつ、自治制度改革関連の動向等を踏まえながらさらに検討を深めることとしている

東京都 24.3.16 第30次地方制度調査会第8回専門小委員会での総務局長説明から

- 都区制度は、巨大都市東京の特性を踏まえながら、大都市の一体的な経営と住民自治との両立を可能とする制度であり、実質的には、首都東京固有の制度として機能
- 今後とも、東京の活力を維持、向上させていくために、最適かつ必須の制度
- 基礎自治体と広域自治体の役割分担については、その都市の立地条件、規模、土地利用や昼夜間人口の状況に加え、社会状況の変化やそれに伴う行政ニーズの変化、法令や国の諸制度の枠組み変化など、多種多様な条件においてあるべき姿が変わってくると思っている。とくに東京のような大都市では、大都市としての一体的な都市経営ときめ細やかな住民サービスとの両立が求められるが、それをどのように効率的、効果的に実現していくかは、今後とも現場を熟知している都と区で真摯に議論をして着実に形にしていくことが重要
- これまでも都と区は、事務の配分や財政調整の考え方などについて十分な議論の上で合意し、改善を図るとともに、必要な法改正を国にお願いしてきた
- これらを継続的に取り組むことは、実務的にはかなり労力を伴うとともに、これでゴールという終着点のない作業ではあるが、この作業なしに適切な都区制度の運用はできないのではないかと考えている

大阪府市統本部 24.2.16 第30次地方制度調査会第7回専門小委員会資料から

- 都市の実態に合わせた大都市制度を自ら選択できるように
- 府市の二元行政から広域自治体と基礎自治体の役割分担の明確化へ
- 都市の集積と広がりにあわせて広域行政のエリアを設定し広域機能を一元化
- 住民コントロールが効き、迅速、きめ細かで総合的な住民サービスが可能となるよう基礎自治体機能を強化（区長公選等住民自治の強化、行政区に権限・財源を移譲、各区間の財政格差是正のための財政調整制度）
- 基礎機能を重視した形に都区制度を進化させるなど、大阪にふさわしい制度構築
- 都市の実情に合致するなら横浜都、横浜特別自治市もあり（ただし区長公選など基礎機能の充実が不可欠）

指定都市市長会 24.2.16 第30次地方制度調査会第7回専門小委員会資料から

- 二層制の自治構造は廃止し、広域自治体に包含されない「特別自治市」を設置
- 地方の行うべき事務の全てを一元的に担当
- 新たな役割分担に応じた税財政制度を構築（受益と負担の関係に対応した地方税制、特別自治市は市域内の全ての地方税を一元的に賦課徴収）
- 特別自治市移行に伴い、広域自治体において財源不足が生じる場合は一義的には地方交付税により措置
- 市域内の地域課題に対応するため、住民自治・住民参加の仕組みを構築（協議会・区民会議等多様な市民参加、区役所の権限強化等）
- 大都市の多様性を踏まえた制度設計が必要
- 「特別自治市」制度の創設で大きな効果・メリットが得られる
 - ・住民の利便性向上、行政全体のコスト削減、地域の実情に応じた行政の推進、財政の自立等のメリット
 - ・大都市圏が日本全体の経済成長を牽引するエンジンとなり、国民の生活を豊かにする
 - ・強化された大都市が、地域の核として全国に存在することで、日本全体の発展や大規模災害時のリスク分散につながる
- 広域的課題は、特別自治市と周辺基礎自治体の連携、広域自治体の補完、特別自治市と広域自治体の連携で対応

(参考) 24.3.29 横浜市大都市自治研究会第1次提言

- 人口減少・超高齢化の歪みが最も強く現れるのが三大都市圏であり、社会福祉費の増加、公共公益施設の更新需要、限界に近づきつつある従来型の行財政改革等を考えると、横浜市域の広域自治体と基礎自治体の垂直統合などによる行政体制の根幹からの見直しを行わざるを得ない状況
- 周辺地域を含めた都市圏の中核都市として、定住自立圏の仕組みに準じた近隣市町村との水平的・対等な連携協力関係を維持・強化する一方、県との間に法律による協議の場を設置
- 区選出の市会議員による区議会の設置、または区長公選などにより、行政区単位の住民自治を制度的に強化

- 政策展開の自由度が拡大することで経済効果、雇用効果、税収効果が見込まれる
- 重複事務や連絡調整事務の整理で、職員数の削減が可能
- 人口規模が大きく、税源の偏在が少ない神奈川県においては、特別自治市の創設が残存地域問題を生じさせるものとは考えられない

全国知事会 24.3.29 第30次地方制度調査会第9回専門小委員会資料から

- 特別自治市構想は慎重な検討が必要（道府県の分割、広域調整機能の低下、長のスパン限界、周辺自治体との財政力格差）
- 様々な都市の態様を踏まえた議論が必要

(参考) 24.3.26 神奈川県自治行財政権の法制的確立に関する研究会報告書

- “指定都市独立論”には、次のような重大な難点
 - ① そもそも大都市自治体には、市民生活圏の広がりから、近隣市町村との連携によって、都市・農山村の協同による地域発展の中核となる役割が期待され、その点は同じ“政令指定市”としての中核市・特例市と共通しているのであって、独立論は都道府県による広域機能の発揮をも妨げるということ
 - ② 多くの人口を抱える指定都市の場合、都道府県からの独立による一層化は、住民自治の点で問題があり、独立するなら公選制の区長・区議会が必要であるが、通常の“指定都市独立論”にはそのような配慮が十分でないこと
 - ③ 仮に公選制の区長・区議会を設置して二層制の「特別自治市」になったとしても、道州制の観点から、将来的にさらなる多層化か又は道州外独立かが問題になること

中核市市長会 24.3.29 第30次地方制度調査会第9回専門小委員会資料から

- 広域自治体が担う方が効果的・効率的なものを除き、地方が担うべき業務を全て基礎自治体が担う自律的地域経営が可能な仕組み
(指定都市・中核市等の区分の見直しと財源移譲、水平補完)
- 我が国の成長戦略において、成長の牽引役たる大都市の再生は重要である一方、地域経済の疲弊、大都市への過度な集中、全国的な少子高齢社会・人口減少社会の進行に対応し、真に自立可能な成長を図るためには、日本全体で個性と活気に満ちた自律した地域社会の形成が必要

特例市市長会 24.3.29 第30次地方制度調査会第9回専門小委員会資料から

- 大都市制度のあり方を論ずる前提として、基礎自治体のあり方を整理する必要
- 基礎自治体や都市制度の議論に当たっては、国や県等の広域自治体が関与する住民サービスとの関係を整理する必要
- 地域の実情に応じて権限の選択ができ、権限の事務量に見合う財源が確保される仕組みづくり
- 周辺自治体との連携

24.3.16 地方制度調査会専門小委員会ヒアリング

基礎自治体連合構想と都区制度の現状・課題（説明メモ）

総論

- 現行の都区制度は、東京大都市地域における身近な自治と行政の一体性を共に確保する観点から、複数の基礎的な地方公共団体（特別区）と広域の地方公共団体（東京都）の特別な役割分担により対応する大都市制度である。
- 都区制度は、長年わたる特別区の自治権拡充の取組みを経て今日の姿に至ったものであり、平成12年に施行された現行制度は、都と特別区が合意を得て国に法改正を求め、実現したものである。
- 都と特別区は、様々な課題に直面し、厳しい協議を重ねつつも、自主的に解決しながら制度を運用してきた。
- 現行制度の下での最大の課題は、都が一体的に処理する「市町村事務」の具体的な整理により、改正自治法の原則に則った役割分担の明確化と役割分担に基づく安定的な財源配分を確立することである。
そのことを通じて、住民に対する都区の行政責任の明確化を図り、基礎自治体である特別区の行財政基盤の強化と都が広域的課題に専念できる体制を確保し、都区の真のパートナーシップ確立による住民福祉の向上と大都市東京の発展を期するものである。
- 特別区制度調査会の報告「「都の区」の制度廃止と「基礎自治体連合」の構想」は、現行の制度が、都区間の役割分担及び財源配分について法定の原則のもとで双方の協議により解決しようとするものであるのに対し、協議による解決の限界を克服する方策として示されたものである。
- 特別区にとって、東京大都市地域における自治制度の選択肢は、現在のところ、現行都区制度か、特別区制度調査会の提言による「基礎自治体連合構想」のいずれかであるが、特別区（基礎自治体）優先の原則の下での東京大都市地域の自治の確立に向けて、現行制度の運用改善を優先しつつ、自治制度改革関連の動向等を踏まえながらさらに検討を深めることとしている。

「基礎自治体連合構想」の概要

- 「基礎自治体連合構想」は、特別区長会が特別区制度調査会に今後の特別区のあり方の調査研究を依頼した結果の報告として提言されたものである。

第二次特別区制度調査会報告

『都の区』の制度廃止と『基礎自治体連合』の構想（19.12.11）の要点

◇改革の基本的な考え方

- ①東京大都市地域において、基礎自治体優先の原則に立った分権改革をさらに進めることが必要
- ②特別区が名実共に住民に身近な政府として自らを確立していくためには、「大東京市の残像」を内包する「都の区」の制度から離脱することが必要
- ③「行政の一体性」の観念から脱却し、分権時代にふさわしい新たな基礎自治体間の関係を構築することが必要

◇「基礎自治体連合」の構想

- ①「都の区」の制度廃止後の東京大都市地域の基礎自治体は、「東京〇〇市」として実現
- ②基礎自治体横断的な関係は、新しい「対等・協力」の形であり、法的根拠を有する「基礎自治体連合」として設計
- ③「基礎自治体連合」は、事務配分、徴税、財政調整などの「対等・協力」関係の内容を基礎自治体間で協議し、住民投票により承認された憲章の下に、地域の実情に合わせた多様な自治の選択を可能とする新たな制度
- ④「基礎自治体連合」は、それぞれの地域の実情に合わせた多様な自治システムの選択を拓いていくという意味で、他の地域にも適用可能

◇東京大都市地域における「基礎自治体連合」のモデル

- ①すべての「東京〇〇市」で構成する
- ②議会を置き、議員は「東京〇〇市」長が兼ねる
- ③議会は条例制定権、予算議決権を有する
- ④連合の長は「基礎自治体連合」の議員の中から選任する
- ⑤必要に応じ外部の意見を聞くための第三者機関を置くことができる
- ⑥都から引き継ぐ事務のうち「対等・協力」関係で処理する必要がある事務

を処理する

⑦「東京〇〇市」間の水平的な財政調整事務を処理する

※共有税方式または分賦金方式が考えられる

※地方交付税制度の特例を設ける

⑧住民参加の仕組みをもつ

⑨連合の議会における会議及び会議録の公開や、公聴会・参考人制度を活用する

⑩「基礎自治体連合」の事務的経費は、「東京〇〇市」が負担する

◇関連する課題についての考え方

①区域の再編の議論については、まず平成12年改革による都区の役割分担、財源配分の原則を実現し、その上で各特別区が自主的に取組むことが順当な道筋

②都が市の機能を内包したまま「州」になることは考えにくく、「基礎自治体連合」は、道州制が導入される場合であっても対応できる制度

③「都の区」の制度が廃止されれば、都の首都としての役割は消失するため、東京〇〇市の連合又はいずれかの東京〇〇市が担うことも可能

④当面、特別区優先の原則を徹底し、都区の役割分担を整理することは、平成12年改革の趣旨の実現及び今後の改革の方向にも合致

⑤行政需要の違いと著しい財源の偏在を自らの手で調整するには、これまで培ってきた「互譲・協調」精神と、自主・自立への確固たる決意が必要

○構想は、東京大都市地域の特殊性を踏まえつつ、基礎自治体レベルで解決すべきものについては、財源の調整も含め、基礎自治体間の横断的な相互補完関係で対処する仕組みを提起したものであり、従来の都区関係のもとでの事務配分と財源配分の確執を解消し、本来の広域自治体と基礎自治体の連携関係を築くための方策を示した意義は大きい。

○また、東京大都市地域に限らず、基礎自治体同士が力を合わせ、合意の下にそれぞれの地域の実情に応じた自治のシステムを構築する選択肢を提起したことも、今後の自治制度のあり方を考えるうえで示唆に富むものである。

○特別区としては、平成12年改革の趣旨を踏まえつつ、現行制度の下での課題解決を優先して取り組むこととしており、将来のあり方については、引き続き検討していく課題としている。

自治権拡充の沿革

- 東京の「区」は、明治時代の自治制度発足時から自治の単位として存続してきた歴史がある。
- 戦後の都区制度改革は、東京大都市地域の一体性確保との調和を模索しながら、身近な自治を順次強化してきた歩みである。
- 平成12年改革は、都区間の役割分担、財源配分の原則を法定し、東京大都市地域に広域自治体と複数の基礎自治体の二層制を確立した。

(参考1) 東京大都市地域の変遷

- ◇「市」よりも先に「区」が誕生（明治11年）
※明治22 東京市(15区) 明治26 三多摩東京府編入
- ◇現在の特別区の区域で都市計画（大正11年）
※昭和7 「大東京市」(35区)
- ◇都制は、戦時体制下に東京府と東京市を同時に廃止して発足（昭和18年）
- ◇戦後新都制の下で23特別区に（昭和22年）

(参考2) 都区制度改革の歩み

- ◇特別区は、戦後「市」と同一権能で発足（昭和22年）
- ◇すぐに都の内部団体に転落（昭和27年）
- ◇自治権拡充運動を背景に順次特別区の権限を拡大
※昭和40年施行（福祉事務所の移管等）
「市」の事務の重圧で都の行政が麻痺《単一自治体での対応限界》
※昭和50年施行（区長公選復活、人事権移譲、保健所の移管等）
原則「市並み」 = 事実上の基礎自治体 ⇒ 制度上は都の内部団体
- ◇都区合意のもとに国に制度改革を求め、ようやく特別区が法的に基礎自治体に
※平成12年施行 ⇒都制のもとでの到達点 《二層制の実現》

- 政令指定都市制度では対応できない大都市地域に適用
- 大都市地域における身近な自治と行政の一体性を共に確保
 - ・複数の基礎自治体と広域自治体の特別な役割分担で対応
 - ・大都市制度としての特例（事務分担、税配分、財調制度）
- 役割分担、財源配分は、法定の原則の下に、都区協議で調整

都区関係の現状

◇都区のあり方検討

- 平成12年度改革における法改正の趣旨に則った財源配分は未完である。
- 財源配分問題の協議が難航し、事務配分をはじめ、特別区の区域のあり方、税財政制度など、都区のあり方を再度根本的かつ発展的に検討し、現行制度の下での都区関係の改革を目指すことになった。
- 平成23年度までに、都の事務の「仕分け」（都区いずれが担うべきかの検討の方向付けの整理）が終了した。
（今後の対応は未定。当面、都区のあり方検討とは別に、児童相談所のあり方等を検討することに。）
- 特別区の区域のあり方をめぐっては、都が、事務配分の検討とセットで検討すべきであり、再編を含む区域のあり方について議論が必要としたのに対し、特別区は、区域の再編の問題はそれぞれの区が主体的に判断すべきものであり、事務配分の議論の前提となるものではないとしており、現在は、特別区の区域の議論の前に、将来の都制度や東京の自治のあり方の議論が必要であるとして、都と区市町村による調査研究を行っている途上である。

◇都区財政調整協議

- 都区財政調整制度は、事務配分、課税権の特例及び23区間の財源偏在に応じた自治体間の財政調整の仕組みであり、地方交付税制度と並ぶ法律上の財源保障制度である。
- 都区間配分と23区間配分は、都区協議で定めることとされており、都区協議会の下に設定された「都区財政調整協議会」において毎年の協議を行い、都区協議会において合意する手順を踏んでいる。
- 都区間財源配分について
※配分割合＝特別区がひとしくその行うべき事務を遂行することができるように交付される特別区財政調整交付金の原資となる、調整3税（固定資産税、市町村民税法人分、特別土地保有税）の一定割合

①都区の役割分担に応じた配分割合の合意はかねてよりの懸案事項である。

平成10年自治法改正時に整理された考え方（都が特別区の区域において一体的に処理する「市町村事務」は、特別区（基礎自治体）優先の原則により限定され、法定の事務のほか、都区の協議で決められるべきものであり、その事務の処理に必要な限りにおいて都が特別区の区域の「市町村財源」を留保するという考え方）に基づいて、都が、府県事務以外の、一体的に処理する「市町村事務」の範囲を明示し、それをもとに都区の協議により財源配分の整理を行うべきとするのが特別区の主張である。

現在は、都区協議会の下に設置した「都区のあり方検討委員会」において、今後の都区のあり方について、事務配分、特別区の区域のあり方、税財政制度などを根本的かつ発展的に検討する途上であり、都区の「大都市事務」（特別区の区域において市町村財源を充当して処理する事務）の役割分担を踏まえた財源配分のあり方については、この検討を行う中で、その結論に従い整理を図ることとしている。

②配分割合の変更については、一定の変更事由がある場合に限定することで合意している。

平成12年改革時に、「配分割合は中期的に安定的なものとし、大規模な税財政制度の改正があった場合、都と特別区の間で事務配分または役割分担に大幅な変更があった場合、その他必要があると認められる場合に変更する」との合意を行い、変更事由に該当する状況の有無を確認しながら毎年の協議を行っている。

現在は、平成19年度以降、都区のあり方検討を先行するに際して当面の財源配分として合意した配分割合である55%で安定している。

○特別区間の財政調整について

①特別区間の財政調整については、昭和50年制度改革時に、地方交付税の算定方法に準じた客観的・自動的算定を旨とする単位費用方式を基本とした改正を行って以降、毎年の協議の中で、時々の課題の整理と合わせて、基準財政需要額の算定方法の改善合理化を進めてきている。

②都区間の財源配分を行った後の区側の財源の配分については、特別区間の自主的な調整を基本に整理すべきとするのが特別区の主張であり、23区間の意見調整を行いながら協議に臨んでいる。

○その他、調整税の年度途中の減収に伴う特別区の減収補てん策、都市計画税が都税とされている中での特別区の都市計画事業への財源措置（都市計画交付金）のあり方、特別交付金のあり方等が懸案となっている。

「とりまとめに向けた考え方について(その2)(案)」に対する意見等【説明メモ】

5. 都区制度

(1) 都から特別区への事務の移譲

- 都から特別区への事務の移譲について検討する際には、特別区の区域の再編と関連付ける議論もあるが、特別区の財政力や一部の特別区の間での共同処理の可能性等を踏まえると、人口規模のみを基準にする必要はないのではないか。
- 都から特別区に移譲すべき事務としては、例えば児童相談所の事務などが考えられるが、専門職の確保等の観点から小規模な区の間で連携するといった工夫を講じつつ、移譲することが考えられるのではないか。

- ・ 上記の二点については、正にご賢察の通りであり、特別区の行財政能力や特別区間の共同処理の実績と可能性等を踏まえれば十分対応できるものと考えている。
- ・ 特に、児童相談所の移譲については、現下の最大の課題であり、我々の切実な思いを受け止めていただいたものと感謝している。
- ・ 移譲に際して課題となる児童福祉司等の確保、育成については、特別区が保有する保健師・保育士・ケースワーカー等の幅広い人材の活用が可能であり、これまで、子ども家庭支援センターで培ってきたノウハウも生かしながら、総合的な人材確保と育成を進めていく所存である。
また、一つの相談事例の中には複合的な問題が潜んでいることを考えると、住民生活に密着している特別区こそが、子ども家庭支援センター・保健所・福祉事務所・保育園・学校等のもとより、児童委員・民生委員、また地域の警察署との連携によって、幅広い支援体制やネットワークを組むことができる。
特別区という一つの体制の下でよりスムーズな意思決定が可能となり、悲惨な事件や事故を防ぐことができると考えている。
- ・ 児童相談所を移譲していただき、相談、通告に始まり、調査、援助方針の確定、一時保護、家庭復帰等に至る一連の支援体制の構築に責任を持って対応し、区民の皆様に、特別区に権限が来てよかったとだけ思っていただけのように、持てる力を全て傾けていく覚悟である。

- 特別区の規模が多様であることから、一定の事務の移譲は法令で行うが、その他については規模・能力に応じて移譲することとし、その際には、条例による事務処理特例制度を活用することとしてはどうか。

- ・ 事務の移譲については、「人口規模のみを基準にする必要はない」としながら、「一定の事務の移譲は法令で行うが、その他については、規模・能力に応じて移譲する」としており、議論が一貫していない印象がある。
- ・ 事務の移譲は、基本的には規模による差を設けるべきではなく、全ての特別区に可能な限りの事務移譲を行うべきと考える。
- ・ 事務処理特例制度を活用して、個別の特別区に権限移譲を行うことを否定はしないが、前述のとおり、特別区の行財政能力や特別区間の共同処理の実績や可能性等を考えれば、全ての特別区で一定の事務の移譲に十分対応することが可能である。

(2) 特別区の区域

○ 今後の高齢化の進展や公共施設の更新需要の増加など、社会経済情勢の変化を踏まえると、特別区の区域の見直しが必要となるのではないかと考える。

- ・ 今後の高齢化の進展や公共施設の更新需要増加などの課題は、区域の再編によって解決できるものとは考えにくく、何故、特別区の区域の見直しに直結するのか理解できない。
- ・ 区域のあり方は、それぞれの自治体が、歴史的な経過と将来に向けての展望を踏まえながら、自らの生き方を自主的に選択する問題である。
- ・ 地域における様々な需要や資源を考慮し、検討する、しないも含め各自治体が主体的に判断すべきものとする。
- ・ 仮に、これが効率化の視点からの問題提起であるとする、一面的に過ぎるのではないかと考える。

(3) 都区協議会

○ 都区財政調整制度等に関する都区協議会における調整について、仮に協議が調わない事項が生じた場合、現行の自治紛争処理委員による調停に加え、都道府県と指定都市との間の協議会と同様に裁定の仕組みを設けることを検討してはどうか。

- ・ この問題は、基本的には都と特別区が協議を尽くして調整を図るべきものであり、それが都区協議会を法定している制度の趣旨であるとする。
- ・ 自治紛争処理委員による調停に加え、ご指摘のような裁定の仕組みが設定可能かどうか、慎重な検討が必要ではないかと考える。

(4) 区議会議員の選挙区及び住民自治

○ 特別区の区議会議員の選挙区についても、中核市・特例市と同様の課題があることを踏まえ、選挙区を設けることを制度化することについてどう考えるか。

○ 選挙区を設けることを制度化する場合には、いわゆるゲリマンダーを防ぐため、何らかの方策が必要となるのではないかと考える。

○ 地域自治区や支所・出張所等の仕組みを地域の実情に応じて活用し、住民自治の拡充を図るべきではないかと考える。

- ・ 選挙区の見直しについては、その効果と影響を慎重に見極めながら議論を深めていく必要があると考える。
- ・ 住民自治の拡充については、地域の実情に応じて多様な選択ができるようにすべきものとする。

4. 特別区の他地域への適用

- ・ 文中「(5) 道府県に置かれる特別区の性格」において、「事務分担や税源配分、財政調整のあり方によっては、都の特別区とは性格が異なるものとなる可能性があることに留意すべき」としているが、我々特別区が辿ってきた歴史を振り返ると、特別区はあくまでも基礎的自治体として設置すべきものとする。

6. 大都市圏域の調整

- ・ 今後、大都市圏域の協議会の設置について検討する際には、その構成団体として大都市の中心に位置する特別区を構成メンバーに加えていただくことをお願いしたい。

第 30 次地方制度調査会第 18 回専門小委員会（24.8.3）で示された
「都と特別区に関する検討の視点」に対する特別区の考え方

○ 都区制度はすでに定着しており、基本的には大きな制度変更は必要ないと思うか。あるいは、効率性や住民自治等の観点から見直すべき点はないか。

- ・ 現行制度は、都区制度の歴史的経緯や都区関係者の要望等を踏まえ、効率性や住民自治等の観点も含めて、東京大都市地域の特殊性に応じた大都市制度として改正が行われたものであり、都区制度を前提とする限り基本的には完成された制度である。
- ・ しかし、現行制度の解釈自体に都区間の差異がある現実を踏まえると、今後都区協議での自主的解決が不可能となる事態に至った場合には、①第三者による裁定等の現行制度の補完措置、又は②特別区制度調査会の提言等による抜本改正等の解決策を検討することも必要となる。

○ 多くの特別区の人口規模が中核市・特例市並みであることから、中核市・特例市が行っている事務を特別区に移譲することについて、どう考えるか。他方、人口が少ない特別区があることについてどう考えるか。

- ・ 本来、人口規模によって事務配分に差を設けるのではなく、基礎自治体が可能な限り役割を担えるように財政措置を含めて手立てを講じるべきである。
- ・ 特別区は、すでに全ての区が中核市の中心的業務である保健所設置市の事務を担っており、現行制度のもとでも、都区間及び特別区間の財政調整機能による裏付けも含め、人口規模に拘わらず、中核市並み以上の役割を負うことは可能である。
- ・ 特別区の場合には、相対的に人口が少ない特別区の方が財政力が高く、都区財政調整による 23 区間の財源均衡も図れるので、人口規模が事務移譲の支障になることは考えにくい。

○ 現在特別区で処理している事務の中に、都において処理すべき事務はあるか。特別区が一部事務組合で共同処理している事務（例：ごみ焼却施設の整備・管理運営、人事委員会等）についてどのように考えるか。

- ・ 医療保険制度や生活保護制度など、本来国が財政責任を負うべき事務について、都が広域自治体の立場でより一層の責任を果たすべきものはありうるが、その場合でも、事務処理は基礎自治体が役割を負うことが必要であり、現在特別区が実施している事務のうち、都の処理に全面的に委ねるべきものは想定できない。
- ・ 一方、現在特別区が共同処理で行っている事務は、都区制度に直接依るものでも、23 区一体ありきのものでもなく、事務処理方法のひとつとして特別区が協議により自主的に

選択したものである。広域的な処理がふさわしい事務であっても、特別区優先の原則により可能な限り特別区の連携によって対処するのが、現行制度の趣旨であり、また、特別区が共同処理に責任を持つことにより、都が実施する場合と比べ、各特別区が実施する関連業務との連携がしやすいほか、住民に身近な各特別区の行政機関や議会、住民等の声を反映させやすく、効率的、効果的な執行が可能となっている。

- ・共同処理について、効率性や民主制の面で問題があると指摘する意見もあるが、各特別区の住民代表が一部事務組合の執行機関や議会の構成員となっており、その権限を行使するについては、所属の各団体の議会や住民の意向を踏まえながら団体の代表として責任を持って対処することから、民主制が損なわれるものではなく、都が実施するよりも住民に身近な行政が確保できる。また、意見調整に要する非効率性の指摘についても、各団体の議会における審議と同様、議論を尽くしたうえでできる限り多くの意見を反映させるための経過であり、効率性にもとるものとは言えない。
- ・なお、例に上がっている人事委員会の共同設置については、特別区の人事行政に係わるものであり、都による処理の議論の余地はない。

○ 特別区の区域のあり方について、どう考えるか。

- ・区域のあり方は、それぞれの自治体が、歴史的な経過と将来に向けての展望を踏まえながら、自らの生き方を自主的に選択する問題であり、そのいかんによって、事務権能や財源の制約が課されるものであってはならない。
- ・特別区は、現在でも保健所設置市の事務を全ての区で担っているように、十分な行財政能力を有しており、都区財政調整の機能もあいまって、今後の権限移譲にあたっては規模の差による制約を受ける状況にはない。
- ・特別区の区域のあり方については、東京大都市地域を複数の基礎自治体で担うこととしている現行制度の趣旨はもとより、各特別区の行財政能力、広域的対応についての特別区間の連携協力の実績、税源偏在を均衡化させる都区財政調整制度の存在等を勘案すれば、区域の再編をしなければならない必然性はなく、各特別区が自主的に判断すべき問題である。

○ 都と特別区の税財源の配分について、どう考えるか。都区財政調整制度は有効に機能しているか。

(都と特別区の税財源の配分について)

- ・現行の税体系を前提とする限り、平成12年都区制度改革時に移譲できるすべての税源を特別区に移譲したものと理解しており、都区間の税配分自体は、都と特別区の事業実施状況に見合った都市計画税の配分のあり方と調整税減収時の特別区の財源補てん策の取り扱いを除いては、基本的にこれ以上の改革は見込めないものと考えている。

- ・都区間及び特別区間の財政調整の財源として都税とされている調整税（固定資産税、市町村民税法人分及び特別土地保有税）については、都が一体的に処理する「市町村事務」の財源を都に留保しつつ、特別区間の著しい財源の偏在を調整し、東京大都市地域の行政の均衡を図る観点から特別区財政調整交付金として配分されるものであり、その配分が適切に行われれば、都区制度の趣旨に適った運用が期待できるものと理解している。
- ・ただし、調整税が年度途中で減収となった場合に、一般の市町村がとりうる減収対策に見合う特別区への対応策の整備が必要である。現在は、東京都の区市町村振興基金を活用することで対応することとしているが、赤字債としての活用も含めて可能となるようにすべきである。
- ・現在特別区の区域において都税とされている都市計画税については、本来基礎自治体の都市計画事業の財源であり、特別区が実施する都市計画事業に充当されてしかるべきものである。現在都区間では、都の独自制度として都市計画交付金を設けて一部特別区の都市計画事業の財源としているが、今後の都区協議で都区双方の都市計画事業の実績に見合う配分ができないことが明らかになった場合には、何らかの制度的整理が必要になる。
- ・また、同じく都税とされている事業所税については、今後特別区への事務移譲が進み、現在の調整 3 税では不足する事態に至った際は、調整税に組み入れる措置を講じるべきである。

（都区財政調整制度の実際について）

- ・都区財政調整制度は、都区協議会の下に実務レベルの協議組織が置かれ、毎年の協議の中で課題を確認し、順次改善を積み重ねながら運用している。
- ・その意味では有効に機能しているが、都区の「市町村事務」の役割分担に応じた財源配分についての合意が未解決であるほか、特別区間の財政調整に関する区側の自主的な調整の反映や、調整税減収時の特別区の財源補てん措置、都市計画税が都税とされている下での都区の事業実績に見合う都市計画交付金の配分、特別交付金の割合の縮小など、制度運用の根幹にかかわる事項について、都区の主張が折り合わず、解決が見通せない状況にある。
- ・今後の協議での解決が不可能になった場合には、制度そのものの改善が必要になる可能性がある。
- ・なお、都から特別区への権限移譲が進み、特別区への財源配分が増えると、各特別区の特別区財政調整交付金への依存度が高まり、財政モラルが維持できなくなるおそれを指摘する意見があるが、東京大都市地域の行政の均衡を図るために、役割分担に応じた都区間の財源配分と各特別区の税源偏在を是正する財源調整を行う都区財政調整制度の趣旨を踏まえるならば、指摘はあたらない。

○ 都と特別区間の調整は有効に行われているか。法定されている都区協議会の運用状況についてどのように考えるか。

- ・都区間では、法定の都区協議会とその下部機構をはじめ、様々な協議組織や特別区の部課長会の場合等を通じて頻繁に調整が行われており、概ね有効に調整が行われている。
- ・ただし、都区間の役割分担及び財源配分の原則についての認識の差に係る事項については、折り合いがつかずこう着することがしばしば発生している。
- ・都区協議会については、現在都区財政調整と都区のあり方検討に関する下部機構を設けており、実務レベルの事前協議を行う体制となっているが、一層の活性化を求める意見もある。
- ・なお、都区間の協議について、都は一つであるから良いが、特別区は23団体あり、利害も一致しないため、合意の手続きが煩雑で手間がかかったり、合意がないと協議ができない等の問題を指摘する意見があるが、広域自治体と基礎自治体の協議である以上、1対複数の協議となるのは必然であり、まして一つの大都市地域の行政を複数の基礎自治体と広域自治体の特別な役割分担と相互の調整により処理する大都市制度としての都区制度の性格からすれば、各団体の利害を調整しつつ都区関係を整理すべきことは当然のことである。特別区は、長年の経緯の中で、各区の自主性・自立性を尊重しつつ、大都市制度としての都区制度の趣旨に沿った互譲と協調の姿勢で意見調整を行いながら、都との協議に臨んできており、区側の協議がまとまらないために都区協議に支障をきたしたことはないと理解している。

○ 地方自治法に位置づけられた都区制度と、都と特別区について個別法に定められた各種制度との関係をどう考えるか。

- ・個別法の定めは、平成10年の自治法改正時に全般的に見直しが行われ、基本的には改正後の地方自治法における都区制度の趣旨に則って整理されているものと理解している。
- ・特別区が基礎的な地方公共団体といっても、個別法の中に東京市の伝統を引き継いで一括になっている部分もあり、非常に中途半端な状況になっていると指摘する意見もあるが、例えば、指摘の例に上がっている地方交付税上の都区合算規定については、平成10年の自治法改正の際に、「全国の普遍的・標準的な行政水準を確保する交付税制度の中で、都区間の事務や財源区分等の特例に応じた個別算定は技術的に極めて困難であるので、交付税制度と都区財政調整制度が相まって都区双方の財源を保障する」という考え方で整理されたものであり、都区制度の特殊性を踏まえた整理が行われている。
- ・仮に現行の都区制度の趣旨に反する規定が存在するとすれば、見直しが行われるべきである。

「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」の要点

(25.6.25 第30次地方制度調査会)

①大都市制度の改革

- 指定都市制度：二重行政の解消（権限移譲、協議会設置等）、「都市内分権」による住民自治の強化（行政区の役割強化等）
- 特別区制度の他地域への適用：事務分担・税財源配分は東京の仕組みを基本、等
- 中核市、特例市制度：人口20万人以上であれば保健所設置により中核市となる形で両制度を統合
- 特別市：二重行政の完全解消等大きな意義があるが、住民代表機能のある区の必要性等さらに検討が必要
- 都区制度：児童相談所など更なる事務移譲、今後の社会経済情勢の変化を踏まえた区域の見直しが検討課題

②基礎自治体の行政サービス提供体制

- ・自主的な合併や市町村間の広域連携、都道府県による補完など多様な手法の中から各市町村が最も適したものを自ら選択

第30次地方制度調査会「答申」に対するコメント（抜粋）

(25.6.18 特別区長会会長 荒川区長 西川 太郎)

答申では、大都市制度の今後のあり方のひとつとして、特別区へのより一層の権限拡充の方向が示されています。これまでの基礎自治体としての特別区の取組と実績を適切に評価していただき、大いに勇気づけられるものであります。

なかでも、東京都から特別区へ移譲すべき事務の例として、児童相談所の事務が挙げられています。児童相談所の移譲については、現下の最大の課題であり、特別区の切実な思いを受け止めていただいたものと感謝しております。

現在、都区の間で児童相談所等のあり方について検討を進めていますが、東京都との連携のもとに、ぜひとも児童相談所の移譲を実現し、区民の皆さまに特別区に権限がきてよかったと思っていただけるよう全力で取り組んでまいります。

また、答申が述べているように、我が国は人口減少社会に入り、社会経済や地域社会の状況が大きく変容しようとしています。とりわけ、三大都市圏においては、急速に進行する高齢化への対応や人口急増期に集中的に整備した公共施設の老朽化への対応など、様々な行政課題に直面しています。さらに、切迫性が叫ばれている首都直下地震をはじめとする巨大災害にも備えなければなりません。

これら山積する諸課題は、答申が地方公共団体間の柔軟な連携の仕組みの構築を提言しているように、23区間の連携はもとより、東京都等の関係者と認識を共有し、連携しながら進めていかなければ解決できない問題であり、首都東京の基礎自治体としての特別区の役割と責任は一層大きくなっています。

特別区は、今回の答申の趣旨を踏まえ、これまでの長年にわたる自治権拡充の歩みのうえに、さらなる進展に向けて努力していく所存です。

第30次地方制度調査会

大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申（25.6.17 総会）

< 抜 粋 >

目 次

前 文

第1 大都市を含めた基礎自治体をめぐる現状と課題

- 1 現状認識
- 2 三大都市圏・地方圏の課題
- 3 制度改革等の必要性

第2 現行の大都市等に係る制度の見直し

- 1 指定都市制度
- 2 中核市・特例市制度
- 3 都区制度

第3 新たな大都市制度

- 1 特別区制度の他地域への適用
- 2 特別市（仮称）
- 3 三大都市圏域の調整

第4 基礎自治体の現状と今後の基礎自治体の行政サービス提供体制

- 1 「平成の合併」の経緯と現状
- 2 基礎自治体による事務の共同処理等の現状と課題
- 3 具体的な方策

資 料

前 文

平成24年1月に国立社会保障・人口問題研究所が公表した「日本の将来推計人口」（出生中位・死亡中位推計）によれば、我が国の人口は、平成38年に1億2000万人を下回り、平成60年には1億人を下回ると推計されている。

このような人口減少社会に入ることにより、社会経済や地域社会の状況は大きく変容しようとしている。将来、一層の人口減少が進む中においても、集落の数自体は人口ほどは減少せず、人々は国土に点在して住み続け、単独世帯が増大すること等が予想されている。人々の暮らしを支える対人サービスの重要性は益々高まっていく。基礎自治体によるサービス提供体制を持続可能なものとしていくことが求められている。人口が収縮していく中で、都市構造や土地利用のあり方の見直しについても、基礎自治体が適切に役割を果たしていくことが求められている。

人口減少下にあっても、経済を持続可能なものとし、人々が全国で安心して快適な暮らしを営んでいけるようにしていくためには、大都市等の果たすべき役割は、今後さらに増大するものと考えられる。大都市等は安心安全な生活空間を形成することにより、第三次産業を

中心に経済をけん引していくことが期待されている。

言うまでもなく、大都市はひとり大都市のみで存立できるものではない。他の基礎自治体と相互依存することで成り立っている。大都市等のあり方の見直しは、基礎自治体そのものや広域自治体のあり方にも大きく影響するものである。

第1 大都市を含めた基礎自治体をめぐる現状と課題

2 三大都市圏・地方圏の課題

(1) 三大都市圏の抱える課題

三大都市圏は、これまで地方圏に比べて高齢化の進行が緩やかであったが、団塊の世代を中心に今後急速に高齢化が進行していく。これまで地方圏が高齢化の進行に応じて徐々に対応してきた行政課題について、三大都市圏においては今後極めて短期間のうちに対策を講じることが必要である。また、高齢者医療、介護や生活保護などの行政需要が急増することへの対応や、独居老人や老老介護の問題など、家族やコミュニティの機能の低下への対応も必要になる。一方で、人口減少に歯止めを掛けるためには、出生率を回復することが必要である。三大都市圏には若い世代が比較的多いことを踏まえると、三大都市圏は少子化対策においても果たすべき役割が大きい。

三大都市圏においては、人々を支えるコミュニティの機能が低下し、人と人とのつながりが希薄化している。暮らしを支える対人サービスの重要性が高まる中で、住民の視点から公共サービスを考えていくためにも、住民自治を拡充していくことが重要である。

また、高度経済成長期に整備した社会資本が一斉に更新時期にきており、これまでと同様の社会資本を維持し続けるのかどうかなど、社会資本整備のあり方の見直しも問われている。東日本大震災を教訓として、人口・産業が集中している三大都市圏においては、大規模災害時における住民の避難のあり方、生活機能や経済機能の維持等への対策を講じていくことも必要である。

三大都市圏には、規模・能力が一定以上あるが面積が狭い都市が圏域内に数多く存在する。効率的・効果的な行政体制を構築し、今後の急速な高齢化や社会資本の老朽化に対応するためには、自主的な市町村合併や基礎自治体間の広域連携を進めることが必要である。

さらに、通勤、通学、経済活動等の範囲が、行政区域をはるかに超えている三大都市圏においては、圏域全体を対象とした行政サービスの提供やその調整などが必要である。

第2 現行の大都市等に係る制度の見直し

1 指定都市制度

(3) 「都市内分権」により住民自治を強化するための具体的な方策

指定都市、とりわけ人口が非常に多い指定都市において、住民に身近な行政サービスについて住民により近い単位で提供する「都市内分権」により住民自治を強化するため、区の役割を拡充することとすべきである。

区の役割を拡充する方法としては、まず、条例で、市の事務の一部を区が専ら所管する事務と定めることができることとすべきである。また、区長が市長から独立した人事や予算等の権限、例えば、区の職員の任命権、歳入歳出予算のうち専ら区に関わるものに係る市長への提案権、市長が管理する財産のうち専ら区に関わるものの管理権などを持つこととする

ことを検討すべきである。

このように、区長に独自の権限を持たせる場合には、現在は一般の職員のうちから命ずることとされている区の事務所の長（区長）について、副市長並みに、市長が議会の同意を得て選任する任期4年の特別職とし、任期中の解職や再任も可能とすることを選択できるようにすべきである。また、区長を公選とすべきかどうかについても引き続き検討する必要がある。さらに、区単位の行政運営を強化する方法として、区地域協議会や地域自治区等の仕組みをこれまで以上に活用すべきである。

以上のような新たな区の位置付けを踏まえ、区を単位とする住民自治の機能を強化すべきである。区単位の議会の活動を推進するため、市議会内に区選出市議会議員を構成員とし、一又は複数の区を単位とする常任委員会を置き、区長の権限に関する事務の調査や区に係る議案、請願等の審査を行うこととすべきである。

2 中核市・特例市制度

(2) 具体的な方策

①両制度の統合

人口20万以上であれば保健所を設置することにより中核市となるという形で、中核市・特例市の両制度を統合することにより、一層の事務の移譲を可能とすべきである。その際には、現在の特例市については、少なくとも引き続きこれまで処理してきた事務を処理し続けることとすることを前提とする必要がある。

②都道府県からの事務移譲

今後、都道府県から中核市・特例市に移譲すべき事務としては、例えば児童相談所の事務などが考えられるが、中核市・特例市が多様である現状を踏まえると、一定の事務の移譲は法令で行うが、その他については条例による事務処理特例制度を活用することとすべきである。

3 都区制度

(1) 都区制度の現状

特別区は、昭和39年の福祉事務所等の事務移譲や課税権の法定化、昭和49年の保健所等の事務移譲、区長公選制の復活や都からの配属職員制度の廃止、平成10年の一般廃棄物の収集等の事務移譲や都区財政調整制度の見直しなど、累次の都区制度改革により、平成10年の地方自治法改正後は、「基礎的な地方公共団体」として、都が一体的に処理することが必要な事務を除き、一般的に市町村が処理する事務を処理している。

都区制度は概ね円滑に運営されているが、平成10年以降も、特別区への更なる事務移譲について、都区間で議論が行われている状況である。

(2) 具体的な方策

①都から特別区への事務移譲

今後、都から特別区への更なる事務移譲について検討する際には、特別区の区域の再編と関連付ける議論もあるが、特別区の高い財政力や一部の特別区の間での共同処理の可能性

等を踏まえると、一般的に人口規模のみを捉えて基準にする必要はないものと考えられる。

都から特別区に移譲すべき事務としては、例えば児童相談所の事務などが考えられるが、専門職を適切に確保する等の観点から小規模な区の間では連携するといった工夫を講じつつ、移譲を検討すべきである。

また、特別区の規模が多様であることから、一定の事務の移譲は法令で行うが、その他についてはそれぞれの事務に必要な規模・能力を踏まえて移譲を進めることとし、その際には、都とそれぞれの特別区の協議により、条例による事務処理特例制度を活用する方向で検討すべきである。

②特別区の区域の見直し

一方、今後の高齢化の進展や公共施設の更新需要の増加など、社会経済情勢の変化を踏まえると、特別区の区域の見直しについても検討することが必要である。

③都区協議会

都区財政調整制度等に関する都区協議会における調整について、仮に協議が調わない事項が生じた場合に備え、現行の自治紛争処理委員による調停に加え、指定都市と都道府県の場合と同様に何らかの新しい裁定等の仕組みを設けることの必要性について引き続き検討する必要がある。

④住民自治の拡充

特別区の中には人口が相当多い区もあることから、地域自治区等の仕組みを地域の実情に応じて活用し、住民自治の拡充を図ることとすべきである。

また、特別区の区議会議員についても、中核市・特例市の市議会議員と同様の課題があるため、より地域に密着した区議会議員を選出する観点から、選挙区を設けるべきかどうか、引き続き検討する必要がある。その際には、選挙区の設定方法をどのように考えるかといった視点が必要である。

第3 新たな大都市制度

1 特別区制度の他地域への適用

(1) 大都市地域特別区設置法の制定

現行の特別区制度は、一般制度ではあるものの、制度創設時には東京都以外の地域に適用することは想定外であった。仮に東京都以外の地域に特別区制度を適用する場合には、人口の集中度合いや経済圏の実情など、社会経済情勢が現在の東京都の特別区に近い地域、例えば大阪市の存する区域に適用することが考えられる。

そのような中、平成24年8月に、議員立法により「大都市地域における特別区の設置に関する法律」（以下「大都市地域特別区設置法」という。）が制定され、大阪市など、東京都以外の人口200万以上の区域に特別区を設置する場合の手続が確定した。

そこで、大都市地域特別区設置法において総務大臣との協議事項とされている事務分担、税源配分及び財政調整を中心に、同法に基づき特別区を設置する際に留意すべき点を明らかにしておくことが必要である。

(2) 具体的な留意点

①総括的な留意点

大都市地域特別区設置法に基づく特別区の設置に当たっては、各地域の判断に委ねられる部分が多いが、いわゆる「二重行政」の排除や行政の効率化といった住民の期待に応じたものとするよう留意すべきである。

また、長年存在してきた指定都市を特別区に分割することにより、分割される事務の処理に係る費用や、特別区間や道府県と特別区の間での調整に係る費用が増大するといった懸念には的確に対応するよう留意すべきである。

さらに、道府県における特別区の設置によって、国や他の地方公共団体の財政に影響が生じないように特に留意すべきである。

②事務分担

事務分担については、指定都市で一体的に処理してきた事務のうち、行政の一体性及び統一性の確保の観点から基礎自治体の事務でありながら都が処理することとされているものについては、道府県の事務とすることを基本とし、専門職員の確保、保険財政の安定等の観点からさらに道府県において処理すべきものがあるかという点にも留意すべきである。

また、特別区において処理すべき事務については、仮に、道府県の特別区が中核市並みの事務を処理することとした場合、現在都の特別区が処理していない事務も処理することとなり、円滑に事務処理を行うことができるかどうかについて特に留意すべきである。

なお、特別区を設置しようとする指定都市の区で現に処理している事務を出発点として、これにどの程度の事務を加えれば特別区を設置したことが意義あるものと考えられるのかという観点にも留意すべきである。東京都の特別区においては、長期間にわたり段階的に所掌事務を増加してきたことにも留意すべきである。

③税源配分及び財政調整

税源配分及び財政調整については、道府県と特別区が分担する事務の規模に応じて、税財源が適切に配分されることが必要である。その際、税源の偏在がある中で特別区において適切に行政サービスを提供できるよう、税源の配分と道府県と特別区の間での財政調整の仕組みを適切に組み合わせるとともに、特別区間で偏在度の大きい税を道府県と特別区の間での財政調整の財源とすることが基本である。

税源の配分に当たっては、目的税とその用途との関係にも留意すべきである。また、現在指定都市が処理している任意事務についても、道府県と特別区との間の事務分担に応じた財源上の配慮が必要である。

指定都市を特別区に分割した場合、現行制度と同様に、地方交付税の算定については、特別区を一つの市とみなすことが必要である。さらに、道府県と特別区の間での事務の分担や税源の配分が一般の道府県と市町村と異なることから、現行の都区合算制度と同様の仕組みによることが基本となることに留意すべきである。

特別区において処理すべき事務が多いほど、また、特別区の規模が小さいほど、分割される事務の処理に要する費用が増加するとともに、特別区の間で行うべき財政調整の規模が大きくなることに留意すべきである。

特別区が処理すべき事務や特別区の規模によっては、現行の都区財政調整制度における調整3税以外の何らかの財源を調整財源として活用することが必要となる場合があること

に留意すべきである。

④財産処分及び職員の移管

特別区の設置に伴う財産処分及び職員の移管に当たっては、事務の分担に応じることを基本に検討すべきである。その際、市町村合併について、合併関係市町村の職員が合併市町村の職員としての身分を保有するよう措置するとともに、合併市町村が職員の身分取扱いに関して職員のすべてに通じて公正に処理しなければならないとされていることとの均衡にも留意すべきである。

なお、東京都と特別区の間では、都職員がその身分を有したまま特別区に配属される制度が昭和49年まで存在したが、これは当時の特別区が都の内部団体的性格を持っていたこととの表れであることに留意すべきである。

⑤道府県に置かれる特別区の性格

道府県に置かれる特別区は、道府県と特別区の事務分担や税源配分、財政調整等のあり方によっては、平成10年の地方自治法改正で「基礎的な地方公共団体」と位置付けられた都の特別区とは性格が異なってしまう可能性もあることに留意すべきである。

2 特別市（仮称）

（1）特別市（仮称）を検討する意義

特別市（仮称）は、全ての都道府県、市町村の事務を処理することから、その区域内においてはいわゆる「二重行政」が完全に解消され、今後の大都市地域における高齢化や社会資本の老朽化に備えた効率的・効果的な行政体制の整備に資する点で大きな意義を有する。

また、大規模な都市が日本全体の経済発展を支えるため、一元的な行政権限を獲得し、政策選択の自由度が高まるという点にも意義がある。

（2）特別市（仮称）についてさらに検討すべき課題

一方で、特別市（仮称）については、以下のようにさらに検討すべき課題が存在する。

一層制の大都市制度である特別市（仮称）について、法人格を有し、公選の長、議会を備えた区を設置して実質的に二層制とすることが必要とまでは言い切れないが、現行の指定都市の区と同様のものを設置することでは不十分であり、少なくとも、過去の特別市制度に公選の区長が存在していたように、何らかの住民代表機能を持つ区が必要である。

また、特別市（仮称）は全ての都道府県、市町村の事務を処理するため、例えば警察事務についても特別市（仮称）の区域とそれ以外の区域に分割することとなるが、その場合、組織犯罪等の広域犯罪への対応に懸念がある。

さらに、特別市（仮称）は全ての道府県税、市町村税を賦課徴収することとなるため、周辺自治体に対する都道府県の行政サービスの提供に影響するという懸念もある。

なお、現在の全ての指定都市を特別市（仮称）制度の対象とする場合、現在47の広域自治体が最大67に増加する可能性がある。大都市地域特別区設置法の対象区域と同様に人口200万以上とするなど、一定以上の人口の指定都市を対象を限定する必要がある。

（3）当面の対応

まずは、都道府県から指定都市への事務と税財源の移譲を可能な限り進め、実質的に特別

市（仮称）に近づけることを目指すこととし、特別市（仮称）という新たな大都市のカテゴリーを創設する場合の様々な課題については、引き続き検討を進めていく必要がある。

3 三大都市圏域の調整

三大都市圏においては、社会経済的に一体性のある圏域（例えば通勤・通学10%圏）の広がり、市町村のみならず都道府県の行政区域も超えているが、地方ブロックほどの広がりとはなっていない。

例えば交通体系の整備や防災対策といった圏域における共通した行政課題に関する連絡調整や、そのような行政課題に関する圏域全体の計画策定を行うための協議会等の枠組みを設けるべきかどうかについて引き続き検討する必要がある。

その際、どのような行政課題についての調整を行うべきか、九都県市首脳会議や関西広域連合といった既存の任意の枠組みが果たしている役割との関係をどうするかといった点についてさらに検討する必要がある。

仮に新たな枠組みを設ける場合には、圏域計画の実効性を担保するための尊重義務を構成団体に課すことや、国との調整を図るために、必要に応じて、国の関係行政機関に対して、職員の出席及び説明並びに必要な資料の提出を求めることができるようにすることなどについても検討する必要がある。

第4 基礎自治体の現状と今後の基礎自治体の行政サービス提供体制

2 基礎自治体による事務の共同処理等の現状と課題

(1) 市町村間の広域連携や都道府県による補完の必要性

人口減少・少子高齢社会における今後の基礎自治体の行政サービス提供体制については、基礎自治体の担うべき役割を踏まえ、自主的な市町村合併や共同処理方式による市町村間の広域連携、都道府県による補完などの多様な手法の中で、それぞれの市町村がこれらの中から最も適したものを自ら選択できるようにしていくことが必要である。

中でも、将来的に近隣市町村との共同処理を行うことが必要と考える市町村は多く存在し、市町村間の広域連携を一層進めていこうとするニーズは高い状況にある。市町村が基礎自治体としての役割を果たしていく上で、市町村間の広域連携は有効な選択肢であり、その積極的な活用を促すための方策を講じるべきである。

さらに、自ら処理することが困難な事務について、将来的に都道府県が処理することが必要と考える市町村があり、都道府県の補完にも一定のニーズがある。都市機能が集積した都市から相当離れていること等の理由から、市町村間の広域連携によることが困難な場合には、都道府県による補完も重要な選択肢であり、これに資する方策を講じるべきである。

(2) 現行の事務の共同処理制度の特徴

現行の地方自治法では、事務の共同処理の制度について、一部事務組合及び広域連合、協議会、機関等の共同設置並びに事務の委託の各方式が定められ、その効果が規定されている。全国の市町村においては、広域市町村圏施策が展開されて以降、現行の制度を活用して相当の成果が上げられている。

しかしながら、現に事務の共同処理を行っている市町村から、事務の共同処理の各方式について、それぞれの制度の特徴により、例えば、一部事務組合や協議会については迅速な意

思決定が困難ではないか、機関等の共同設置については中心的な役割を果たす市町村の負担が大きいのではないか、事務の委託については委託団体が受託団体から事務処理の状況等の情報を把握することが困難なのではないか等の指摘があることも事実である。

3 具体的な方策

(1) 新たな広域連携の制度の必要性

広域連携を一層進めていくため、現行の事務の共同処理の制度に加え、より弾力的な広域連携の制度を設けることとすべきである。

人口減少・少子高齢社会においては、中心市と近隣市町村が相互に役割分担を行い連携・協力することにより、圏域全体の活性化を図ることを目的とする定住自立圏のような仕組みが重要である。現行の定住自立圏形成協定の仕組みにおいては、実際に事務の共同処理を実施していくに当たって、その内容に応じて定住自立圏形成協定とは別に地方自治法上の事務の共同処理に係る規約を定めることが必要となる。

市町村間の広域連携を一層促していくためには、現行の地方自治法に定める事務の共同処理の方式のほか、地方公共団体間における柔軟な連携を可能とする仕組みを制度化すべきである。

地方公共団体間における柔軟な連携の仕組みを制度化する場合、合意形成の手續、合意の実効性を確保するための調整方法、その他民法上の契約等では不十分と考えられる点をどのように補うかという観点から、検討することが必要である。

広域連携の仕組みを活用しようとする市町村、とりわけ条件不利地域にある市町村において、近隣の市町村が連携を望まない場合や、対象事務について協議が調わない場合などに、どのように広域連携を進めていくかについても検討を進める必要がある。

(3) 三大都市圏の市町村

市町村合併があまり進捗しなかった三大都市圏の市町村においては、地方圏を上回る急速な高齢化が進行するとともに、人口急増期に集中的に整備した公共施設の老朽化が進み、一斉に更新時期を迎える。

三大都市圏には面積が小さな市町村が数多く存在しており、公共施設の円滑な利活用や一体性のある広域的なまちづくりに支障が生じている。

今後の市町村合併については、それぞれの市町村の自主的な選択を尊重することを前提とした上で、市町村の判断材料となるよう、市町村合併の成果や課題について、特に三大都市圏の市町村に対し、十分な情報提供が行われることが必要である。

地方公共団体間での柔軟な連携の仕組みについては、三大都市圏の市町村間の広域連携を促していくことにも資するものとする必要がある。その際、三大都市圏においても都市機能の「集約とネットワーク化」の考え方は有効である。しかしながら、三大都市圏においては、規模・能力は一定以上あるが昼夜間人口比率が1未満の都市が圏域内に数多く存在するため、基礎自治体が提供すべき行政サービス等について、核となる都市と近隣市町村との間の「集約とネットワーク化」を進める地方圏での方策をそのまま応用することは適切ではない。各都市が異なる行政サービスや公共施設の整備等に関して、水平的・相互補完的、双務的に適切な役割分担を行うことが有用であり、そのような水平的役割分担の取組を促

進めるための方策を講じるべきである。

(5) 都道府県による補完

小規模な市町村などで処理が困難な事務が生じた場合において、地方中枢拠点都市や定住自立圏の中心市から相当距離がある等の理由から、市町村間の広域連携では課題の解決が難しいときには、当該市町村を包括する都道府県が、事務の一部を市町村に代わって処理する役割を担うことも考えられる。

現行法においては、市町村の事務を都道府県に委託しようとする際、都道府県に当該事務を処理する体制がない場合等に、当該事務の委託はふさわしくないものとされてきた。市町村優先の原則や行政の簡素化・効率化という事務の共同処理制度の立法趣旨に留意しつつ、地方公共団体間の柔軟な連携の仕組みを制度化し活用することにより、都道府県が事務の一部を市町村に代わって処理することができるようにすべきである。

なお、小規模市町村における事務処理の確保を考えるに際しては、各市町村の地理的条件や社会的条件が多様であることに鑑み、行政の効率化等の観点のみにとらわれることなく、地域の実情を十分踏まえることが必要である。

第30次地方制度調査会答申を受けた取組状況について

1. 現行の大都市等に係る制度の見直し

① 指定都市制度の見直し【「二重行政」の解消】

(1) 都道府県が指定都市の区域で処理している事務を指定都市へ移譲し、同種の事務を処理する主体を一元化

○ 平成26年第4次一括法において措置

（県費負担教職員の定数の決定、病院の開設許可、都市計画マスタープランに関する都市計画の決定ほか）

(2) 事務移譲により指定都市に新たに生じる財政負担について適切に財政措置（県費負担教職員の給与負担等とまった財政負担には税源の配分も含め検討）

○ 指定都市と関係道府県間の協議の結果、個人住民税所得割2%の税源移譲に合意
⇒平成26年度税制改正の大綱に明記（平成25年12月24日閣議決定）

(3) 指定都市と都道府県が同種の任意事務等を調整する協議会の設置、協議が整わない場合の何らかの裁定等の仕組みが必要

○ 平成26年地方自治法改正

- ・ 指定都市都道府県調整会議の設置
- ・ 指定都市の市長又は都道府県知事は、総務大臣に必要な勧告を行うよう申し出ることができることとする

② 指定都市制度の見直し【「都市内分権」による住民自治の強化】

(1) 条例で、市の事務の一部を区が専ら所管する事務と定めることができるようにすべき

(2) 区長を市長が議会の同意を得て選任する特別職とし、任期中の解職や再任も可能とすることを選擇できるようにすべき

(3) 市議会内に一又は複数の区を単位とする常任委員会を置き、区に係る議案等の審査を行うこととすべき

○ 平成26年地方自治法改正

- ・ 区の事務所が分掌する事務を条例で定めることとする
- ・ 区に代えて総合区を設け、議会の同意を得て選任される総合区長を置くことができることとする

③ 中核市・特例市制度の統合

・ 人口20万以上であれば保健所を設置することにより中核市となるという形で、中核市・特例市の両制度を統合することにより、一層の事務の移譲を可能とすべき

○ 平成26年地方自治法改正

- ・ 特例市制度を廃止し、中核市の指定要件を「人口20万以上の市」に変更するとともに、現在の特例市に係る必要な経過措置等を設ける

2. 基礎自治体の現状と今後の基礎自治体の行政サービス提供体制

① 新たな広域連携の制度

(1) 市町村間の広域連携を一層促していくため、地方公共団体間における柔軟な連携を可能とする仕組みを制度化すべき

(2) 広域連携では課題の解決が難しいときには、柔軟な連携の仕組みを活用することにより、都道府県が事務の一部を市町村に代わって処理することができるようにすべき

○ 平成26年地方自治法改正

- ・ 地方公共団体は、他団体と連携して事務を処理するに当たっての基本的な方針及び役割分担を定める「連携協約」を締結できることとする
- ・ 地方公共団体は、その事務の一部を、当該団体の名において、他の地方公共団体の長等に管理・執行させること（事務の代替執行）ができることとする

② 地方圏における市町村間の広域連携

・ 地方中枢拠点都市を核に、都市機能の「集約とネットワーク化」を図っていくことが重要であり、圏域における役割に応じた適切な財政措置を講じる必要

○ 経済財政諮問会議（平成25年11月29日）において、新藤総務大臣より、地方中枢拠点都市の取り組み促進を提言

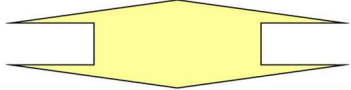
- ・ 平成26年度予算において、国費モデル事業として1.3億円を計上
- ・ 地方財政措置を検討

大阪「都」 VS 特別自治市

～大都市制度をめぐる議論～

- ◆ 大阪「都」に広域行政を一元化
- ◆ 広域と基礎の分担明確化
 - 基礎自治体 ⇒ 住民の生活基盤(安心)
 - 広域自治体 ⇒ 産業基盤(競争・成長)
- ◆ 大阪市よりも広いエリアで「都区」を構成
 - 東京の特別区以上の権限・財源
 - 首長、議会は公選制
- ◆ 基礎自治体を適正規模に再編 ⇒ 中核市並みの権能

特別区設置法
が施行



かつて特別市の
規定が存在

- 基礎自治体が広域行政を一元化 ⇒ 指定都市が府県から独立
- 行政区の権能を強化 ⇒ 住民自治の確保

参 考

「特別市」について

地方自治法の体系 (抜 粋)	第一編 総則 第二編 普通地方公共団体 第十二章 大都市等に関する特例 第三編 特別地方公共団体 第一章 削除 第二章 特別区
---------------------	--

(参考) 地方自治法制定当時の規定(昭和22年12月12日改正後の条文から抜粋)

第一章 特別市

第264条 特別市は、その公共事務並びに法律又は政令により特別市に属するもの及び従来法令により都道府県及び市に属するもの(政令で特別の定をするものを除く。)の外、その区域内におけるその他の行政事務で国の事務に属しないものを処理する。

第265条 特別市は、都道府県の区域外とする。

2 特別市は、人口50万人以上の市につき、法律でこれを指定する。その指定を廃止する場合も、また、同様とする。

第271条 行政区に区長及び区助役1人を置く。

2 区長は、その被選挙権を有する者について選挙人が投票によりこれを選挙する。

大阪における特別区の制度設計（いわゆる「大阪都構想」）の概要

特別区設置により目指すもの

「副首都・大阪」にふさわしい
新たな大都市制度の実現

広域機能の一元化・二重行政の解消による都市機能の強化

広域機能を大阪府へ一元化し、都市機能の整備を迅速・強力かつ効果的に推進
～ 司令塔機能を一本化、二重行政を制度的に解消 ～

住民に身近な公選区長・区議会による基礎自治機能の充実

大阪独自の「特別区」を設置し、豊かな住民生活を実現
～ 基礎自治体として、住民ニーズに沿った身近なサービスを展開 ～

1. 特別区設置の日

○ 令和7年(2025年)1月1日、現在の大阪市内に、4つの特別区(淀川区、北区、中央区、天王寺区)を設置

2. 各特別区の人口、面積、議員定数、議員報酬(月額)

名称	人口	面積	議員定数	議員報酬(月額)
淀川区	595,912人	67.24km ²	18人	
北区	749,303人	48.50km ²	23人	774,000円
中央区	709,516人	65.28km ²	23人	
天王寺区	636,454人	44.22km ²	19人	
計	2,691,185人	225.24km ²	83人	—

※ 各特別区の議員定数は、現行の大阪市の定数(行政区ごとの定数の積み上げ)

※ 各特別区の議員報酬(月額)は、減額後の現行報酬をベース

<参考>

人口	東京23区合計：9,272,740人
面積	東京23区合計：627.57km ²
議員定数	東京23区合計：902人 東京23区平均：39人
議員報酬(月額)	東京23区平均：608,070円

* 人口：総務省「平成27年国勢調査結果」

* 面積・議員定数：特別区協議会「特別区の統計(令和元年度版)」

* 議員報酬(月額)：各区のホームページ

3. 事務分担

○ 基礎自治体と広域自治体の役割分担を徹底し、住民に身近な事務は、“基礎自治体優先”の原則のもと、特別区が実施

- ① 中核市・一般市の事務
- ② 地域のまちづくりや住民生活に密着した都市基盤整備に関する事務
- ③ 都道府県・指定都市の事務のうち、住民に身近な事務

ただし、中核市・一般市の事務であっても、大阪全体の成長、都市の発展、安全・安心に関わる事務は、大阪府が実施。また、大阪全体の視点で統一的・広域的な対応が必要なまちづくり、都市基盤整備等に関する事務は、大阪府が実施

○ 東京都の特別区が法律又はこれに基づく政令により処理することとされている事務とは異なる事務分担任している事務は、事務処理特例条例等に対応することを基
本とし、法令改正(特例)が必要な事項(*)は、国と協議

* 法令改正(特例)が必要な事項の主なもの

対象法令	改正内容
地方自治法及び同法施行令	財政調整財源に地方交付税相当額等を追加
地方自治法施行令	都区協議会の人数及び構成員の変更

○ 専門性の確保が特に必要なものや、サービスの実施に当たり公平性・効率性を特に確保する必要がある事務は、一部事務組合等により、特別区が共同して実施

一部事務組合	介護保険事業、民間児童養護施設の所管事務等、情報システム管理、児童養護施設、福祉型障がい児入所施設、特別養護老人ホーム、青少年センター、斎場、霊園 など
機関等の共同設置	監査委員及び監査委員事務局、心身障がい者リハビリテーションセンターで行う事務

(注)本資料は、特別区設置協定書(令和2年8月28日、大阪府議会承認/令和2年9月3日、大阪府会承認)、大阪府・大阪市承認、大阪府・大阪市が作成したものである。

4. 事務分担の例(東京との比較)

区分	事務名	分担	
		大阪	東京
一般市	水道、下水道、消防、用途地域等の都市計画決定	府	都
中核市	屋外広告物の条例による設置制限	区	都
指定都市	県費負担教職員の任命等の決定	区	都
都道府県	旅券(パスポート)の交付	区	都
任意	公営住宅	区	都・区

※ 児童相談所は、各特別区が設置

5. 税源配分(市町村税)及び財政調整

(1) 税源配分(市町村税)

- 東京都区制度と同様に配分

〔大阪府：市町村民税法人分、固定資産税、特別土地保有税、都市計画税、事業所税
特別区：市町村民税個人分、市町村たばこ税、軽自動車税等〕

(2) 財政調整

- 現行法上の調整財源である普通税三税(市町村民税法人分、固定資産税、特別土地保有税)及び法人事業税交付対象額に加え、大阪府・大阪市が地方交付税の交付団体である実情を踏まえ、地方交付税相当額(市町村配分)等を調整財源に加算
- 調整財源の配分割合は、事務分担に応じて、特別区：78.7%、大阪府：21.3%とし、特別区設置から10年間は、住民サービスをより安定的に提供できるよう、特別区に対して追加的な財源(各年度20億円)を配分
- 特別区と大阪府の配分割合が適正であることについて、原則として大阪府が説明責任を負う。また、大阪府は、毎年度、財政調整制度の運用状況や、大阪府に配分された調整財源の充当状況等を(仮称)大阪府・特別区協議会に報告し、検証、必要に応じ協議
- 特別区財政調整交付金の算定は、普通交付金：94%、特別交付金：6%
- 目的税二税(都市計画税、事業所税)は、特別区と大阪府双方の事業に充当するものとし、事業規模に応じて、目的税交付金として特別区に交付(特別区：53%、大阪府：47%)
- 普通税三税及び目的税二税は、(仮称)財政調整特別会計で歳入するものとし、財政調整に係る経理は、全て当該特別会計で行うことにより、透明性を確保

6. (仮称)大阪府・特別区協議会(大阪版都区協議会)

- 現行の都区協議会の仕組みを発展・充実させ、特別区の考えがより反映される“特別区重視”の仕組みを構築し、将来的には、特別区相互間の事柄は、特別区が主体的に決定できる仕組みを目指す
- 協議会の委員は、特別区の区長(4人)と知事を基本とし、必要に応じ、議会の代表者、職員、学識経験者等を追加可
- 財政調整交付金条例制定時に、知事に意見具申を行うほか、財産・債務等の取扱いなど、幅広い協議事項を設定
- 特別区と大阪府及び特別区相互間の財政調整協議等の協議不調時に第三者機関を設置し、調整委員が協議会の委員から意見聴取を行い、合議により調停案を提示。協議会の委員に調停案への尊重義務を課す
- 第三者機関の調整委員(3人)は、事件の都度、地方行財政・法律関係の学識経験者、弁護士等から、会長が協議会の委員の同意を得て、任命

7. その他の事項

(1) 地域自治区の設置

- 現在の地域コミュニティの維持に配慮し、現行の24行政区単位で地方自治法に基づき地域自治区を設置
- 地域自治区の事務所(*1)において、現在の24区役所で提供している窓口サービス(*2)を継続して実施するとともに、住民の意見を区政に反映するため、地域自治区に地域協議会を設置

*1 現在の24区役所で、名称は●●区役所(●●は現在の区名)

*2 保育所の入所手続、児童手当の受付等、生活保護相談・申請等、身体障がい者手帳・療育手帳の申請、国民健康保険・介護保険・国民年金等の届出等、医療費助成等、精神障がい者保健福祉手帳の申請等、住民票等窓口サービス、税関係証明書の発行、税収納 など

(2) 公平委員会の設置

- 各特別区において人事給与制度を構築する観点から、各特別区に公平委員会を設置

(3) 組織体制

- 特別区設置当初、組織体制整備のため、210人の採用増が必要になることから、準備期間中に、大阪市及び大阪府において計画的な職員採用を実施

(注)本資料は、特別区設置協定書(令和2年8月28日、大阪府議会承認/令和2年9月3日、大阪府会承認)、大阪府・大阪市大都市制度(特別区設置)協議会資料をもとに特別区長会事務局が作成したものである。

道州制関連の動き

◇地域主権戦略大綱 22. 6. 22 閣議決定

- ・市町村や都道府県相互の自発的な連携や広域連合等の具体的な取組みを前提
- ・地域主権改革を推進する中で、連携等の形成に対する支援のあり方を検討
- ・いわゆる「道州制」についての検討も射程に

◇ 経済3団体（日本商工会議所、日本経済団体連合会、経済同友会）

⇒ 地域主権と道州制を推進する国民会議を開催 21. 12. 17

◇ 北海道

⇒ 19. 1. 26～ 道州制特別区域

◇ 九州地域戦略会議（九州地方知事会と経済4団体）

⇒ 第2次道州制検討委員会報告 21. 6. 2

「九州が目指す姿、将来ビジョン」 ⇒ 道州制で明日を拓く

◇ 八都県市首脳会議

⇒首都圏広域連合を設置する方向で合意 21. 11. 18

◇ 各地方知事会議等

・九州地方知事会議 22. 10. 18

⇒ 「九州広域行政機構」の設立を目指すことを決定

・関東地方知事会議 22. 10. 21

⇒ 広域行政について議論する協議会を設置することで合意

・北海道東北地方知事会議 22. 11. 9

⇒ 広域連合の設立に向け、事務レベルでの検討を開始することで合意

・関西広域連合 22. 12. 1

⇒ 2府5県で設立。（24. 4. 23 大阪市・堺市加入、24. 8. 14 京都市・神戸市加入）

・四国知事会議 24. 2. 4

⇒ 国の出先機関廃止後の受け皿として、広域連合の設立を目指すことで合意

・道州制推進知事・指定都市市長連合 24. 4. 20 設立

⇒ 9知事、15政令市長が参加

・全国知事会 25. 1. 23

⇒地方行財政体制特別委員会「道州制に関する基本的な考え方」をとりとめ

・全国市長会 25. 7. 9

⇒道州制に関する検討会議を設置

◇ 町村会

⇒ 道州制導入に反対 24. 11. 21 特別決議

◇ みんなの党

⇒ 道州制への移行のための改革基本法案を参議院へ提出 24. 3. 29

◇ 自民党・公明等

⇒ 制度導入までを盛り込んだ「道州制推進基本法案」で合意 25. 4. 11

道州制ビジョン：東京圏をどうするのか(レジュメ) <一部省略>

財団法人 東京市政調査会理事長 西尾 勝

はじめに

実を申しますと、私は、道州制の速やかな実現を求める積極論者ではありません。むしろ、浮ついた道州制ビジョン論議の横行する風潮に対して強い危惧の念を抱いている、慎重論者なのです。

道州制論議に対して私が慎重にならざるを得ないのは、以下の三つの理由からです。第一に、自民党の構想する道州制は、分権的な道州制にはならず、むしろ集権的な道州制になる可能性が高いと判断してきたからです。第二に、道州制推進論者は、与野党を問わず、また官民を問わず、いずれもおしなべて、道州制を実現する場合には、基礎自治体である市区町村を大幅に統合して、その総数を少なくとも1000以下に削減する必要があると主張しているからです。それが不可欠の要件だと言われるのであれば、私は道州制の実現に反対せざるを得ないということです。第三に、道州制を実現するためには、各省庁官僚機構の反対を抑え込み、与党を完全に統率し、国会の衆参両院を乗り切れるだけの、強い政治指導力を備えた内閣が誕生しなければなりません。歴代の自公政権にはそのような力はありませんでした。今回の総選挙で半世紀ぶりに与野党間の政権交代が occurred しましたが、新しい民主党政権にもそのような力はまだありません。将来は、道州制を実現することのできるような強い内閣がこの国にも誕生することになるのかもしれませんが、それは、これから10年以上も先のことではないかと思うのです。

さて、先の総選挙において、道州制の実現を政権公約に掲げた自民党は敗北し、今回はこれを一切政権公約に掲げなかった民主党が圧勝する結果になりました。そこで、鳩山政権の任期中には、安倍政権時代に設置された道州制ビジョン懇談会は廃止され、道州制ビジョン論議は当分の間は下火になるものと確信しています。しかし、道州制を求める火種が消え去るわけではありません。自民党は次の総選挙に向けて道州制の実現を旗印に掲げるでしょう。そして、民主党もまた岡田代表時代のマニフェストには「連邦制的道州制の検討」を掲げていたように、民主党内には道州制論者が少なくないのです。さらに言えば、鳩山政権は、「地域主権の推進」を旗印に掲げ、基礎自治体優先を唱えながら、その一方では国の各省庁の出先機関の原則廃止を唱えています。この国の各省庁の出先機関の原則廃止をどこまで本気で追求するつもりかわかりませんが、この出先機関の原則廃止を追求していけばいくほど、道州制論議を再燃させる結果になるでしょう。出先機関を廃止するには、それらが所管してきた事務権限の相当部分を都道府県に移譲することにせざるを得ないのですが、その「受け皿」として現在の47都道府具体制を前提にしているかぎり、移譲できる事務権限の範囲にはおのずから限界があります。そこで、国の出先機関を大幅に縮小しその事務権限を大幅に移譲しようとする、現在の都道府県を廃止し、これに代えて、より一層広域の道州といった新しい地方政府を創り出さなければならないのではないかという論議を再燃させることになるのです。また、道州制の推進論者からは、都道府県に中途半端な移譲をするよりも、まず道州制を実現して道州に事務権限を移譲せよとする反対論が寄せられます。

要するに、今回の政権交代によって道州制論議は一時的に下火になりますが、道州制論議の火種はくすぶり続け、いずれまた改めて、激しく火を噴く可能性が高いのです。困ったことに、この国の政治家もマスメディアも、省庁の統廃合、市町村合併、道州制といったような、「受け皿」、容れ物をいじくり回して変えようとする「器の改革」論議が大好きなのです。

そこで、これからも続く道州制論議をもう少し、地に足の付いた、現実的で実行可能な論議にしていくためには、東京圏の地方自治に詳しい人々のなかから、道州制の下では東京圏をどうするつもりなのかという問いを発していただきたいと、願っているのです。東京圏をどうするのかが決まらなければ、道州制の実現などあり得ないにもかかわらず、道州制ビジョン懇談会での論議を初め、

関経連を中心にした関西の道州制論議でも、九州経済連合会を中心にした九州の道州制論議でも、この難問中の難問である東京圏をどうするのかという問題を真剣に検討している形跡はありません。ここにお集まりの都庁OBの方々の中には、道州制の推進論者もおられれば、慎重論者も反対論者もおられることと思いますが、いずれのお立場からであれ、東京圏の地方自治に詳しい皆様方から、東京圏をどうするつもりなのかと、問いかけてほしいのです。

I 東京圏の道州の設計は、道州制構想の難問中の難問

- ① 関東から近畿に至る本州中央部分の道州の区画割は難問
- ② 関東と近畿については、道州の政府形態と所掌事務の設計も難問
- ③ 就中、東京圏の道州の設計は、難問中の難問

何故に、難問中の難問になるのか。最大の理由は以下の三点にある。

- 1 東京圏の道州の人口と財政力が突出して巨大になって、その他の道州との均衡を失することになりかねないからである
 - ① 関東圏（1都6県または1都7県）の区画とすれば、人口は4000万を越え、総人口の3分の1以上を占めてしまう
 - ② 東京圏（1都3県）の区画にしても、人口は3000万に達し、総人口の4分の1を占める。この区画とする場合には、関東圏内の周辺各県をどのように区画割するかが問題になる。
- 2 東京圏の道州においてもその他の道州と同様に、首長制の政府形態を採用し首長を直接公選にした場合、東京道州知事の政治的な権威は国の議院内閣制の内閣総理大臣のそれと肩を並べものになりかねない
 - ① この問題は首都圏への人口集中の著しい諸国（たとえば、韓国のソウル、バングラデシュのダッカなど）に共通する難問
 - ② 首都圏の自治体では、国政上の野党が実権を握ることが稀ではない
 - ③ 首都圏の警察を国の直轄とするか自治体警察とするかが問題になる。東京圏について言えば、道府県警察とは異なる警視庁をどのように扱うかが問われる
 - ④ 要するに、東京圏の道州については、政府形態と道州の所掌事務の範囲の両面において、他の道州とは異なる特例措置が必要になる可能性が高い
- 3 東京圏に道州制を施行しようとする場合、その区画割の如何にかかわらず、23特別区の区域について現行の変則的な都区制度をそのまま維持するのか否かが問われざるを得ない。言い換えれば、東京圏の道州の設計に際しては、道州管内の基礎自治体の再編成問題に直面せざるを得ない
 - ① 道州制に移行するために、事前に東京都と周辺各県との自主合併をするとき、対等合併の方式による場合には、現行の都区制度を維持することはできない。東京都への編入合併の方式によれば、現行の都区制度を維持することは可能であるが、編入合併の方式には周辺各県の反発が強いものと思われる
 - ② したがって、東京圏の道州の設置は、国会が制定する設置法に依らざるを得なくなる可能性が高い。そしてそのときに、東京圏の道州の政府形態および所掌事務の範囲がその他の標準型の道州のそれとは異なる特例型である場合には、その設置法は憲法第95条の地方自治特別法に該当するものと解釈され、関係各都県の住民による住民投票に付されざるを得ないことになる可能性が高い
 - ③ 23特別区の区域に施行されている現行の変則的な都区制度を再編成しようすると、有識者の意見もちぢに分かれる（現行制度を維持、23区を統合し東京市の再生、都心3区

または都心5区のみを統合し東京市に、都心の3区または5区を統合し国の直轄区域に改める等々) いずれにしろ、23特別区関係者の了承を得ることは至難

II 西尾私案

- 1 東京圏の道州の区画は、東京圏の社会経済的な実態に合わせて、1都3県の区域とする
- 2 東京圏の道州は1都3県の広域連合機構とする。言い換えれば、東京圏の道州においては、これまでの1都3県を存置し、道州の広域連合機構は、東京圏計画の策定を初め、国の出先機関から移譲される事務権限のうちの広域的な事務権限のみを所管する
- 3 東京圏の道州の広域連合機構の首長は東京都知事が兼任する
- 4 警察機能を分解し、警備警察と刑事警察の一部(政治犯罪、企業犯罪、麻薬・銃砲等の取締、暴力団の取締等)とは国家警察の直轄とし、道州または都県の警察には市民生活を一般犯罪から防衛する刑事警察と交通警察と保安警察とを残す
- 5 都心5区の区域を統合し東京市を設置するとともに、その他の18特別区は市に改め、東京都を東京府に戻す。東京市は政令指定都市とし、管内に行政区を設置する。

要するに、道州制にメリットがあるとするれば、それは東京一極集中に対する地方圏の対抗力を強化することにあるので、東京圏の道州を強力なものにしてはならないと考えている。近畿圏は大阪市・京都市・神戸市(・奈良市)の3極(または4極)の中心構造を形成しているので、東京圏とは若干事情の異なる側面もあるが、にもかかわらず、近畿圏の道州についても東京圏の道州に準じた特例型を構想する必要に迫られるのではないかと予測している。関経連が関西圏について広域連合の形成を目指し、差し当たりは関西広域行政機構を立ち上げていることは、きわめて着実な試みであると評価している。

おわりに：道州制ビジョンへの含意

- ①全国一律の道州制構想をやめ、標準型と特例型の混在を許容する
- ②北海道と沖縄道については、東京圏と関西圏とは別の意味での特例型とする
- ③道州制は都道府県制に代わるものとする大前提をおかず、その必要があると認められる道州では、道州の下に都府県を存置する余地も残す
- ④この種の構想については、「屋上屋を架するもの」とか「必要以上に複雑な体系」とする批判が寄せられるのが常であるが、政府体系を大きく変革する際には、少なくとも一定期間の経過措置として、柔軟な対応が不可欠。明治の地方制度の設計に際して、市町村、郡、府県という三層構造を採用し、後に郡を廃止し市町村と府県の二層構造に改めた知恵に学ぶべきである。

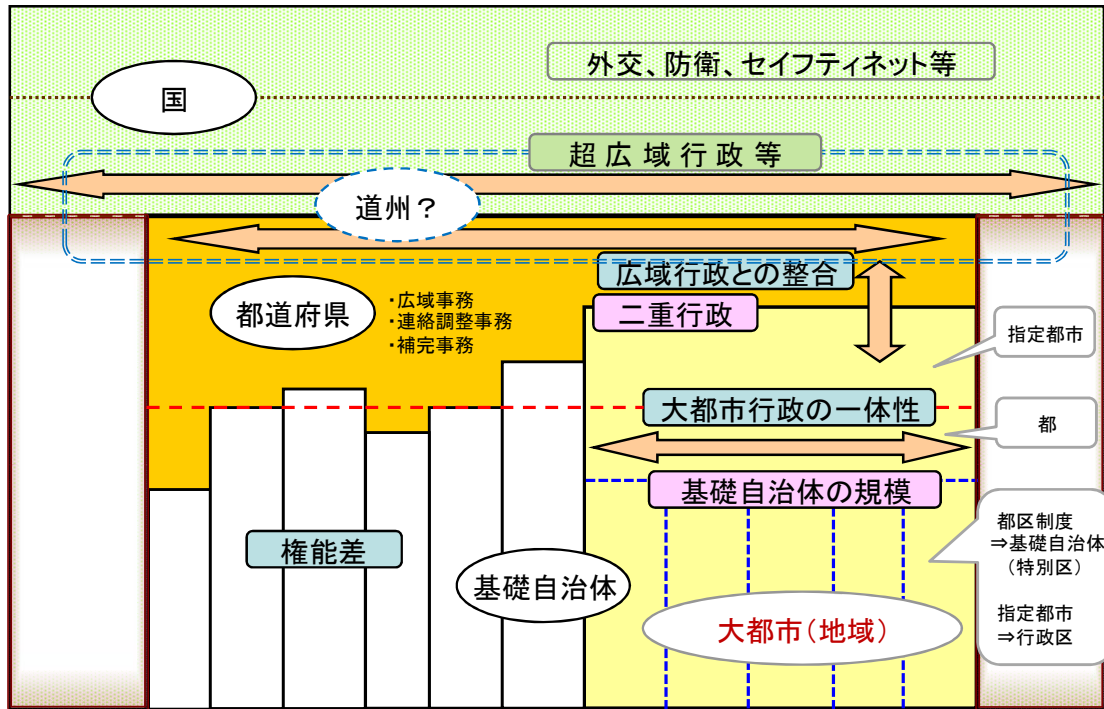
21. 11. 11 (社) 東京都交友会創立 60 周年記念大会にて

道州制と東京の扱いの議論

- 道州の範囲を1都3県とする場合
 - 一極集中助長の懸念(人口規模、財政力)
 - 特別区(東京大都市地域)の扱いをどうするか
 - 区と道州の間に都に代わる中間的団体を設ける
 - 特別区(又はその一部)の区域を「東京市」にする
 - 特別区が連合して対応する
 - 特別区(又はその一部)の区域を国の直轄地域とする
 - 道州内の基礎自治体の体力差をどうするか
(特別区、指定都市、中核市、特例市、一般市、町、村)
- 都(又は特別区)の区域を都市州とする場合
 - 都市州と特別区の役割分担をどうするか
 - 東京圏の広域調整の仕組みをどうするか

MEMO

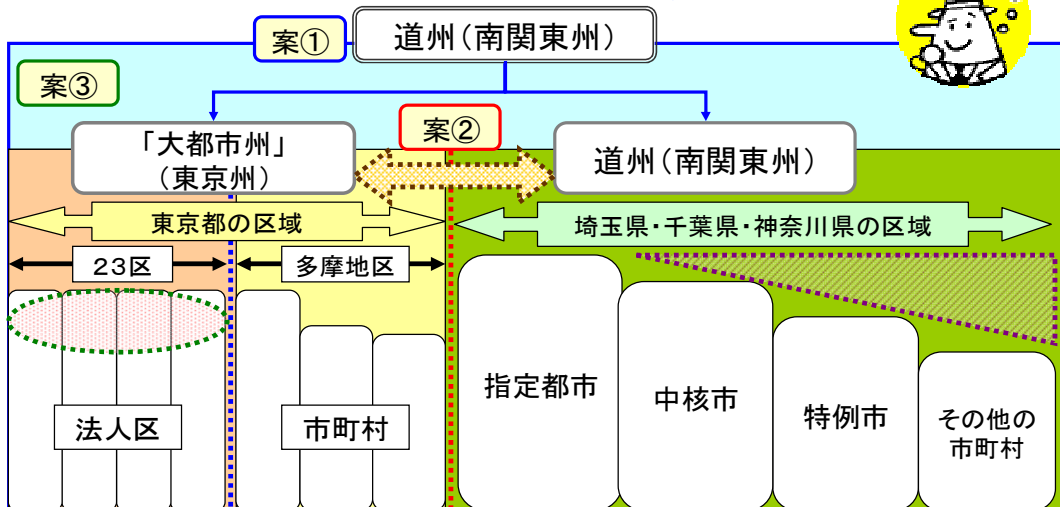
大都市地域における自治制度の論点



基礎自治体と広域行政

東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県

東京圏の道州議論を例に



「都の区」の制度廃止と 「基礎自治体連合」の構想

概要版

これまでの経緯

平成 15 年 10 月 16 日、財団法人特別区協議会に特別区の自治に関する調査研究を行うため特別区制度調査会が設置され、同時に特別区長会から、特別区の今後のあり方についての調査・審議を依頼された。第一次調査会では、平成 17 年 10 月までに 2 回の報告を行った。

1 中間のとりまとめ報告(H17.1)「都区制度の改革 -新たに問われる「平成 12 年改革」-

「平成 12 年改革」は、都区制度の枠内での一つの到達点と評価した。しかし、都区間での協議が進まず、都と特別区の役割分担や住民への責任が明確になっていないことから、未完の状態であると指摘した。

都区制度を検証する基本的視点は、特別区の存する区域全体を一つの市域とみなし、基礎自治体の事務のうち一体的な処理が必要とされる事務を広域自治体に振り分けるといふ都区制度を形づくっている観念である「一体性」と、「首都性」及び「都と特別区の役割分担の原則」の三点とした。

2 第一次報告(H17.10)「東京における新たな自治制度を目指して -都区制度の転換-

いわゆる地方分権一括法の目的は、「基礎自治体優先の原則」に立ち、人々が真に豊かさ・潤いを実感できる分権型社会を創造することである。東京大都市地域においても新しい基礎自治体の再構築を急ぎ、自己決定・自己責任による地域自治への体制を整えなければ、来るべき時代への新しい展望を開くことはできないとした。そこで、東京都の意識改革を求めると共に都区制度の転換を提案し、この地域の「一体性」の視点を中心に課題と論点の整理を行い、「行政の一体性」の確保を今後も維持する必要性の有無により、新たな基礎自治体のイメージとして 2 つのシナリオを提示した。

3 第二次報告に当たって

第二次報告では、基礎自治体横断的な関係を「行政の一体性」からではなく、基礎自治体間の新たな「対等・協力」の関係から再検討し、第一次報告のシナリオを発展的に解消させた形で提示した。

改革の基本的な考え方

1 集権体制としての「都の区」の制度廃止

(1) 払拭されない「大東京市の残像」

地方自治法の制定に先立ち、戦後改革の一環として、昭和 21 年、特別区を基礎的な地方公共団体とする「東京都制(昭和 18 年法律第 89 号)」の改正が行われた。現行都区制度は、この改正「東京都制」を地方自治法に引き継いだものであったにもかかわらず、昭和 27 年の地方自治法改正により、特別区は再び都の内部団体とされ、23 区の存する区域は、あたかもそこに一つの東京市が成り立っているかのように、都による一体的統制の下に置かれることになった。

「平成 12 年改革」は、戦後半世紀に及び 23 区の存する区域における基礎的な地方公共団体は都であるとしてきた法の位置付けを改め、それぞれの特別区がこの地域における基礎的な地方公共団体であるとしたものであった。

しかし、都区制度の枠内で行われた「平成 12 年改革」は、依然として、東京大都市地域を一の市ととらえ、広域自治体である都がこの地域の主体であるかのように振る舞う制度的可能性を内包しており、それは「都の区」を特別区とする都区制度に内在する「大東京市の残像」であるといえる。

(2) 東京大都市地域の基礎自治体

21 世紀に入り、わが国は本格的な人口減少時代に突入した。少子化の進行はこれまでの経済や地域の存立基盤に関わる深刻な問題であり、高齢化の進展は保健・医療・介護サービスの充実強化など待たなしの対応を迫っている。人々の日常の暮らしに目を向ければ、地域社会と基礎自治体が対応を迫られている問題が多発している。

このような状況で、安全・安心の施策網を構築し、多様な住民ニーズに的確に応えていくことは住民に最も身近な「最初の政府」である基礎自治体の不可欠な役割であり、今後、その責任は増大する。

東京大都市地域にも人口減少・高齢社会が到来する時代に、真に住民が豊かさと潤いを実感できる社会を構築し維持するためには、地域の実情に合わせたきめ細かな対応が求められている。それゆえ、基礎自治体優先の原則に立って基礎自治体の役割と行財政体制を強化する分権改革をさらに進める必要がある。

(3) 「都の区」の制度廃止

東京大都市地域に充実した住民自治を実現していくためには、戦時体制として作られ帝都体制の骨格を引きずってきた都区制度は、もはや時代遅れというほかはない。特別区が名実共に住民に最も身近な政府として自らを確立していくためには、「大東京市の残像」を内包する「都の区」の制度から離脱することが必要である。そのためには、東京大都市地域における広域自治体と基礎自治体の役割をさらに明確に区分し、都が法的に留保している市の事務のすべてを特別区(後述の「東京市」)が担い、都区間で行っている財政調整の制度を廃止する必要がある。

2 「行政の一体性」からの脱却

一体性という考え方は、昭和18年に東京府と東京市を廃止し都制を導入して「帝都を一の体制にする」としたときから始まっている。それは、まさに戦時集権体制の一環であった。

「平成12年改革」においても、23区の存する区域では、「行政の一体性」の確保の観点から、都が市の事務の一部を区に代わって一体的に処理するという考え方に継承されている。このように、「一体性」こそが、これまでの集権体制の都区制度を支えてきた基本観念であるといえる。

したがって、東京大都市地域における「行政の一体性」の必要を前提とする限り、都という一の行政主体が区に代わって一体的に事務を処理する体制を乗り越えていくことはできない。この際、基礎自治体を第一義の行政主体とする充実した住民自治のシステムを確立していくため、「行政の一体性」の観念から脱却し、分権時代にふさわしい新たな基礎自治体間の関係を構築することが必要である。

3 基礎自治体間の新たなシステム

これまでの都区制度改革の検討では、特別区を普通地方公共団体に転換すれば、地方交付税の個別適用に直結し、現行の都区財政調整制度によって確保されてきた区間の水平的な財政調整機能が失われ、各区の財政需要を賄うだけの財源の手当てができなくなるという不安がぬぐえなかった。

このようなこだわりや固定観念を克服し、すべての特別区が基礎自治体として個々の役割を果たしつつ、これまでになかったような「対等・協力」の関係を構想・構築できるならば、23の特別区は、思い切って「都の区」の制度廃止に向けた第一歩を踏み出すことができると考える。

構築されるべき新たな基礎自治体間の関係は、人口、面積、位置、財源など様々な特性を持つ基礎自治体が、自らの意思決定における主体性と行財政運営における自律性を維持しつつ、「対等・協力」の相互補完により、住民のニーズと効率性の要請に的確に応え得るものでなければならない。

「基礎自治体連合」の構想

1 「都の区」の制度廃止後の基礎自治体の姿

「都の区」の制度廃止後の東京大都市地域の基礎自治体は、「東京 市」として実現する。「東京 市」は東京都から分離・独立した存在として、地域における行政を自主的かつ総合的に担うものとする。

特別区が「都の区」とされてきたことから脱却していくためにも、政令指定都市の行政区や基礎自治体の内部団体である地域自治区などと区別するためにも「区」という名称から決別すべきである。

2 「東京 市」の「対等・協力」関係 - 「基礎自治体連合」 -

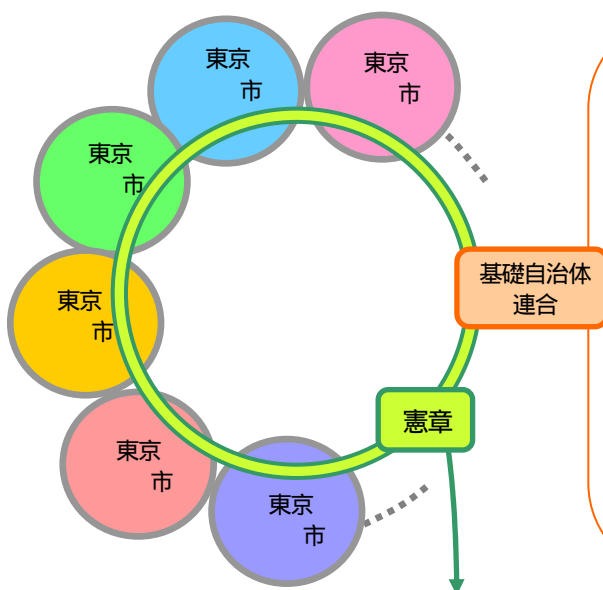
東京大都市地域には、行政需要や財源の極端な偏在が現存している。これらを踏まえ、実現可能な新たな基礎自治体間の関係を構想する必要がある。この基礎自治体横断的な関係は「東京 市」が、これまでの歴史的沿革を乗り越える行財政の仕組みでなければならない。

この基礎自治体横断的な関係は、基礎自治体の新しい「対等・協力」の形であり、法的根拠を有する「基礎自治体連合」として設計する。「基礎自治体連合」は、住民投票により承認された憲章の下に、地域の実情に合わせた多様な自治の選択を可能とする新たな制度である。

「基礎自治体連合」は、事務配分、徴税、財政調整などの具体的な「対等・協力」関係の内容を定める憲章を、基礎自治体(特別区 = 「東京 市」)間で協議し、各議会の議決を経て、住民投票による承認を得て成立する。

3 「基礎自治体連合」による具体的な自治モデル

(1) 東京大都市地域における「基礎自治体連合」の姿(イメージ)



東京大都市地域における「基礎自治体連合」のモデル

- ・すべての「東京 市」で構成する
- ・議会を置き、議員は「東京 市」長が兼ねる
- ・議会は条例制定権、予算議決権を有する
- ・連合の長は「基礎自治体連合」の議員の中から選任する
- ・必要に応じ外部の意見を聞くための第三者機関を置くことができる
- ・都から引き継ぐ事務のうち「対等・協力」関係で処理する必要がある事務を処理する
- ・「東京 市」間の水平的な財政調整事務を処理する
共有税方式または分賦金方式が考えられる
- ・住民参加の仕組みをもつ
- ・連合の議会における会議及び会議録の公開や、公聴会・参考人制度を活用する
- ・「基礎自治体連合」の事務的経費は、「東京 市」が負担する

- ・憲章は基礎自治体間で協議し、各議会の議決を経て、住民投票による承認を得て成立する
- ・「基礎自治体連合」は、「対等・協力」の具体的な内容(事務配分、徴税、財政調整など)を憲章に定める

(2) 財政制度における「対等・協力」関係

東京大都市地域における「基礎自治体連合」では、特別区間に現に存する地域特性を踏まえ、「東京 市」間の財源の均衡化をはかるために、「対等・協力」の関係のもとでの自主的な財政調整を行う税財政制度を設ける。

東京大都市地域には独自の財政調整制度が適用されてきた経緯を踏まえ、「基礎自治体連合」

では「共有税方式」または「分賦金方式」による財源の確保が考えられる。

なお、各「東京 市」の地方交付税算定については一括して「基礎自治体連合」へ適用するなど、地方交付税制度の特例を設ける必要がある。

4 東京大都市地域以外への適用可能性

「基礎自治体連合」は、東京大都市地域における新たな自治のモデルとして構想したものであるが、それぞれの地域の実情に合わせた多様な自治システムの選択を拓いていくという意味では、他の地域にも適用可能なものであり、これにより、日本の地方自治制度をより豊かなものにしていくことができると考える。

第二次報告のわりに

1 区域の再編について

現在協議中の「都区のあり方検討委員会」では、都から、効率的な行政のためには「器」の問題は避けて通れず、事務の移管と区域再編はセットで検討すべきだという考え方が示されている。しかし、まず先に「平成 12 年改革」による都区の役割分担、財源配分の原則を実現し、その上で各特別区が自主的に区域問題に取り組むことが順当な道筋である。

2 道州制について

仮に道州制の導入ということになれば、東京都が、現行のように市の機能を内包したまま、「州」になることは考えにくい。したがって、「都の区」の制度を廃止し、都に留保されている事務と税を移管し、新たに「基礎自治体連合」を構築しようとする本構想は、道州制が導入される場合であっても対応できる制度であると考えられる。

3 首都について

都制は帝国の首都として創設された歴史を持っているが、現在、首都を定めた法令はない。「都の区」の制度が廃止されれば、都が「大東京市の残像」を引きずって行ってきた首都としての役割は消失する。その場合、首都の役割は「東京 市」の連合またはいずれかの「東京 市」が担うこともできる。

4 「平成 12 年改革」について

「平成 12 年改革」は平成 10 年の法改正から 9 年を費やしながらも未完のままである。当面、都区は、「平成 12 年改革」の趣旨に沿って誠実な協議を進め、役割分担の明確化と税財政の安定化を実現すべきである。とりわけ、基礎自治体としての特別区優先の原則を徹底し、都が実施する事業を例外なく見直し、都区の役割分担のあり方を整理することは、「平成 12 年改革」の趣旨を実現することにとどまらず、今後の東京大都市地域の行政のあり方や地方分権改革の方向にも合致するものである。

5 「都の区」の制度廃止と特別区間の協調について

この第二次報告は、特別区にとって悲願であった「平成 12 年改革」をさらに超えて、「都の区」の制度廃止を提案するものである。それだけに、これまで「都の区」であることによって形成されてきた都への依存心を払拭していく必要がある。なによりも、都に頼らず、都に留保されてきた事務を自分たちで処理し、行政需要の違いと著しい財源の偏在を自らの手で調整していくには、これまで 23 区間で培ってきた「互譲・協調」の精神と、「自分たちの事柄は自分たちの力で解決していく」という自主・自立への確固たる決意が強く求められる。

東京自治制度懇談会報告「議論の整理」 (19.11.20)

～地方自治制度改革の課題と方向について～

東京における 大都市制度のあり方

「大都市経営」の定義

大都市の安全性、機能性及び快適性を維持向上させるという大都市全体の利益のために、その地域の行政課題を総合的・一体的に解決することによって、集積のメリットを効果的に発揮し、集積のデメリットを効率的に解消していくこと

○自治法上に**都が大都市経営の担い手**となる旨明確化すべき

○道州が導入された場合、少なくとも1都3県を包含する必要があるが、特別区の区域の大都市経営は、道州が担う案のほか、**特別区又はその周辺区域を含めて一つの基礎的自治体**となって担うのも選択肢の一つ

○大都市経営に関する事務及び府県の立場で行う必要がある事務を除き、都が行っている事務は可能な限り特別区へ移管
(ただし、効率性、利便性、責任の所在等も加味)

○特別区の区域の再編が必要
(指定都市や完全自治体への移行は否定、**大都市の一部を構成する人口規模の非常に大きな基礎的自治体**を想定する可能性に言及)

○税財政制度は大都市制度全体の方向性が明らかになった段階で検討

第二次特別区制度調査会報告 (19.12.11)

～「都の区」の制度廃止と「基礎自治体連合」の構想～

改革の基本的な考え方

- 東京大都市地域において、**基礎自治体優先の原則**に立った分権改革をさらに進めることが必要
- 特別区が名実ともに住民に身近な政府として自らを確立していくためには、「大東京市の残像」を内包する「**都の区**」の制度から離脱することが必要
- 「**行政の一体性**」の観念から脱却し、分権時代にふさわしい**新たな基礎自治体間の関係を構築**することが必要

「基礎自治体連合」の構想

※他の地域にも適用できる一般制度として

- 「**都の区**」の制度廃止後の東京大都市地域の基礎自治体は、「**東京〇〇市**」として実現（「特別区」からの決別）
- 基礎自治体横断的な関係は、新しい「**対等・協力**」の形であり、**法的根拠を有する「基礎自治体連合**」として設計
- 「**基礎自治体連合**」は、**基礎自治体間で協議し、住民投票により承認された憲章の下、地域の実情に合わせた多様な自治の選択**を可能とする制度
- 「**東京〇〇市**」間の財源の均衡化を図るため、「**対等・協力**」の関係のもとでの**自主的な財政調整**を行う税財政制度を設置

東京や大都市制度に関する記述等

28 次地方制度調査会 18.2.28 「道州制のあり方に関する答申」

- ・ 東京圏においては、人や企業の活動圏や経済圏が都県の区域をはるかに越えて拡大しており、道州制の導入により広域的な行政課題に的確に対応する観点からは、東京都及び周辺の県の区域を合わせて一の道州とすることが基本となる。
- ・ 一方、東京圏に係る道州については、その中心部が有する大都市等としての特性に応じた事務配分や税財政制度等の特例を設けるだけでなく、これに加えて区域に関しても特例的な取扱いをするという考え方もあり、例えば、東京都の区域（又は現在特別区の存する区域等）のみをもって一の道州（又はそれに相当する何らかの自治体）とすることも考えられる。この場合には、広域的な行政需要に対応するため、周辺の道州との広域連合など広域調整の仕組みを設けることが必要となる。
- ・ 大都市圏域においては、人口や社会経済機能が集積し、特有の行政需要も存することから、道州制の導入に際しては、道州との関係において大都市圏域にふさわしい仕組み、事務配分の特例及びこれらに見合った税財政制度等を設けることが適当である。
- ・ 大都市としての特性が顕著で首都機能が存する東京（現在特別区の存する区域あるいはその一部）については、さらに、その特性に応じた特例を検討することも考えられる。

自民党道州制推進本部 20.7.29 「道州制に関する第3次中間報告」

- ・ 東京（現在特別区の存する区域あるいは都心3区（千代田区、中央区、港区））については外交や迎賓、皇室関係の事務等の首都としての機能が存在し、人口や社会経済機能の集積が他の大都市と比較しても著しいこと等から特別な配慮が必要とも考えられる。
- ・ 自治体を置かず、国直轄の区域とするという考え方は、地方自治の根幹に関わる問題であり適当ではないと考えるが、他の大都市地域を相当上回る規模の人口の高度な集積に着目し、道州との調整、事務配分、税財政、道州の区域等に関する特例を設けることが適当と考える。

東京商工会議所 20.9.11（21.1.13 補足）「道州制と大都市制度のあり方」

～東京23区部を一体とする新たな「東京市」～（概要）

◇都区制度を廃止し、東京23区部を一体とする新たな「東京市」

魅力ある世界都市・東京を実現し、東京23区部において自己決定と自己責任を果たすにふさわしい自主自立の基礎自治体を実現するためには、都区制度を廃止し、東京23区部を一体とする新たな「東京市」が必要。

◇道州制を導入し、東京は一都三県の州が基本

地方分権を推進し、生活圏や経済圏の広域化に伴う種々の課題を解決するためには、現在の都道府県制は廃止して、道州制を導入することが望ましい。

東京の区割りについては、道路、鉄道、航空、港湾といった交通問題や、水質、大気汚染といった環境問題、防災や治安の問題などの広域課題を自己責任の下で解決する必要があり、原則として東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県の一都三県を一つの州とすべき。

なお、財政均衡を重視した東京直轄案及び東京分割案などが出ているが、いずれも生活圏及び経済圏の一体性を軽視しており、論外である。

◇大都市の機能を発揮できる新たな大都市制度

3大都市圏を支える「東京23区部（東京市）」、横浜市、名古屋市、大阪市については、その集積を効果的・効率的・戦略的に活かして魅力ある都市圏を形成することが、国内の経済をけん引し、我が国の国際的競争力の向上につながる。そのための、新たな大都市制度の導入が必要。

東京市については、日本の首都を支える機能を有していることから、別途の配慮が必要。道州制の下でも、大都市の集積を活かす大都市制度は必要。

※東京市については、これまで特別区であったこと、また規模が非常に大きいという特性を考慮し、新たな大都市制度としての市と区の役割を築くための検討が必要。

日本経済団体連合会 20.11.18 「道州制の導入に向けた第2次提言」

日本を代表する大都市の東京は、皇居、国会、中央省庁、最高裁判所などが存在し、首都としての機能を有し、また人口や経済機能が集中している。わが国ではかつて、首都機能の移転に向けて 1992 年に「国会等の移転に関する法律」が制定されたが、今後、激化するグローバル競争のなかで、東京はむしろ、わが国を代表する経済都市としてさらに国際化を図り、現在の集積を活用して発展を遂げるとともに、地方にも富を配分していく役割を果たすことが期待される。

そこで、「国会等の移転に関する法律」を廃止する一方で、東京がわが国の首都であること、すなわち立法機関である国会、行政を担う首相官邸および中央省庁、司法をつかさどる最高裁判所などの限られた首都機能を東京に置くことを明示した「首都に関する法律」(仮称)を制定すべきである。首都に求められる機能とそれを支える行財政制度、首都における地方自治のあり方については、海外の事例を踏まえつつ、憲法 95 条の範囲内で検討を深めるべきである。

なお首都については、ワシントン D. C. のように東京都全部もしくはその一部を国直轄とすべきという考えも主張されているが、住民自治と団体自治を限定することになるため認められにくいと考えられる。

日本商工会議所 21.4.16 「地域活性化に資する地方分権改革と道州制の推進について」

- ・ 東京都を含む首都圏の取り扱いについては、国による直轄案など様々な議論があるが、道路、鉄道、空港、物流、観光などの広域的課題に対応するという観点から、東京商工会議所政治・行政改革推進委員会報告にもあるとおり、周辺県を含んだ地域で検討されることも必要であろう。

その際の東京23区の取り扱いについては難しい問題であるので、諸外国の大都市（特にニューヨーク、パリ、ロンドンなど）の地方自治制度を参考に最適なあり方を検討していくことが望ましいと考える。

- ・ 世界各地の都市間における競争が激化している中、東京をはじめ大都市は、膨大かつ複雑な行財政需要に応えていく使命があることに加え、アジアや世界の交流拠点として魅力ある都市づくりが求められている。こうした課題に対応するため、他の基礎自治体とは異なり、これまで以上の権限を持つ新たな大都市制度の検討が必要ではないか。

経済同友会 22.5.19 「道州制移行における課題—財政面から見た東京問題と長期債務負担問題—」 (概要から抜粋)

2 道州制下における東京のあり方

<現状>

- ・ 税収、経済、人口の集中する東京（総人口の1割にあたる約1300万人）が居住し、GTPは約1/5を占める。その結果、都道府県税収は、総額の約1/5にあたる3.4兆円が、国税収入は約4割の21.5兆円が東京都の税収。
- ・ 国税収入21.5兆円の95%以上が23区の税収。
- ・ 23区は、東京を一体的に形成してきた歴史的な経緯がある。

<基本的な考え方>

- ・ 東京一極集中を是正しようとするあまり、東京の持つ高い国際競争力を抑制し、かえって日本経済全体の成長を阻害するものであってはならない。
- ・ 今後の少子・高齢化社会、人口減少社会の到来を踏まえ、今後も東京の経済力や財政力が現在と同様であるとは限らない。

<提言>

東京特別州（現東京23区）を創設し、新たな財政調整の原資に

- ① 現在の23区を「東京特別州」として創設。特別州内の基礎自治体は、現在の23区を前提とせず、行政事務の役割に応じて適切な規模に再編。
- ② 東京特別州の歳入の一部は、道州制の水平調整財源とする。

(参考) 当面する特別区の重大課題 (例示)

○新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大

世界中で経済活動が急激に縮小。リーマンショックを超える経済危機の懸念。

- ・法人の業績悪化 ⇒ 市町村民税法人分等の税込減 ⇒ 財政調整交付金を圧迫
- ・感染症対策経費の増加：PCR 検査や軽症者の滞在施設確保、休業協力・補償金
- ・失業者の増加による生活保護申請の増など社会福祉経費の増
- ・複合災害への備え：感染症対策を踏まえた風水害・地震への備え

○経済危機・財政危機・人口減少と急速な少子・高齢化

- ・人口減少社会に転換

2015 ⇒ 2045 : 12,709 万人 ⇒ 10,642 万人 (2,067 万人減)

* 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(平成 30 年 3 月推計)

- ・国、地方の財政構造はさらに悪化

⇒ 長期債務：国 1,055 兆円、地方 188 兆円 (税込は国+地方で 106.5 兆円)

* 令和 4 年度当初予算・地方財政計画の数値

- ・セーフティネットの危機 (年金、医療、介護等)
- ・経済再生、税と社会保障の改革、地方の再生 (震災復興を含む) が急務

○福祉需要の増大

- ・特別会計も含めた歳出の 7 割は福祉・医療
- ・急速な高齢化と生産年齢人口の減少

2015 ⇒ 2045 特別区の人口 総数は 927 万人 ⇒ 970 万人 (43 万人増)

65 歳以上 204 万人 ⇒ 280 万人 (76 万人増)、総人口の 22% ⇒ 28%

生産年齢 623 万人 ⇒ 591 万人 (32 万人減)、総人口の 67% ⇒ 61%

* 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(平成 30 年 3 月推計)

- ・生活保護の増大その他医療・福祉需要の増大

○老朽施設の増大

- ・2037 年までに区立小中学校 (1,200 校強) の 8 割は築後 50 年を超過
- ・公共施設の改築経費は、今後 20 年間で 3.2 兆円規模

* 公共施設等の更新、統廃合、長寿命化等長期的な視点での見直し、管理が必要

○分権改革、都区関係の見直し等への対応

・オリンピック・パラリンピック開催後のレガシーを見据えた取組みへの対応・全国連携プロジェクトの推進

- ・特別区の将来像の検討 (特別区協議会) * 特別区制度懇談会、特別区制度研究会
- ・都区のあり方検討委員会・幹事会 * 都の事業仕分け終了後保留状態
- ・児童相談所の移管に係る検討 (2020 年 3 区、2021 年 1 区、2022 年 2 区が開設)
- ・地方分権改革、税財政制度改革等の動きへの対応
- ・都区財政調整協議における主体性発揮 (自主・自立的な区間調整の展開等)

特別区長会会長就任にあたって

このたび、特別区長会の会長を務めさせていただくことになりました、新宿区長の吉住健一です。浅学菲才の身ではありますが、会長としての使命を果たすべく、力を尽くしてまいります。中国の古典『菜根譚』に「己を捨てては、その疑いに處ることなかれ。」という言葉があります。役職を担わせていただくこととなった以上、職責に見合った仕事が自分に出来るのかなどと疑わず、職責を果たせるよう邁進してまいります。

我が国は、少子化による急激な人口減少と高齢化という大きな課題に直面しており、特別区においても、半数以上の区で高齢化率が21%を超え、超高齢社会へと突入しています。また、エネルギー・食料品等の価格高騰や、世界的な金融引き締め等による海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクなど、日本経済は大変厳しい状況にあります。

このような状況下、区民の安全・安心を確保するため、特別区は、国及び都と連携し、23区が一体となって様々な課題に取り組んでいく必要があります。

子育て世代や若者、子どもたちへの支援では、令和2年度から設置が始まった特別区の児童相談所は、現在7区（世田谷区、江戸川区、荒川区、港区、中野区、板橋区、豊島区）が開設し、順次増えていきます。今後、さらなる子どもの安全と健やかな成長、子どもを産み育てやすいまちづくりを実現するために、東京都との連携を強化しながら、児童相談体制や子育て支援体制の拡充を図ってまいります。

また、近年激甚化する気象災害や、高い確率で発生が想定されている巨大地震への備えが重要です。今年は甚大な被害をもたらした関東大震災から100年の節目を迎えます。改めて、過去の大災害から学び、切迫性が指摘される首都直下地震及び南海トラフ地震への対策を講じなくてはなりません。特に、帰宅困難者対策や大規模水害時は自治体の枠を超えて広域的な対策が必要です。避難者を受け入れた民間施設の負担を軽減する民法改正に向けたアクションも起こしてまいります。

このような、行政各分野で増大する諸課題に加え、莫大な区民税の流出を招いているふるさと納税をはじめとした税財政制度や都区制度のさらなる改善に向けた課題も抱えています。

難題山積の中、重責に身の引き締まる思いではありますが、23人の区長の力を結集して諸課題を解決していけるよう、全力を傾けていく所存です。

皆様のご支援、ご鞭撻を心よりお願い申し上げます。

令和5年5月15日

特別区長会会長
新宿区長 吉住 健一

地方法人課税見直しに関する提起

(25.11.26 全国の市町村長、市長会、町村会あて 特別区長会会長 西川 太一郎)

総務省の検討会が、税源の偏在是正を行うとして、地方法人特別税の継続に加え、地方法人住民税を国税化し、地方交付税として再配分する制度の創設を提案しました。

私ども特別区は、この提案には二つの大きな問題があることから、反対意見を表明しております。

一つは、地方税制の基本原則や、地方分権の考え方に反するという点です。

法人住民税は、地域の構成員である法人が市区町村から受ける社会資本整備などの行政サービスに対する応益負担であり、市区町村の基幹税です。これが国税化され地方交付税の原資とされることは、財政自主権をないがしろにされるだけでなく、地方財源を充実し自己決定するという自治の理念、地方分権の流れにも逆行するものであります。

地方法人関係税は、地域の活発な法人活動を支える財源として活用すべきであり、それがより旺盛な法人活動を呼び起こし、我が国の発展に寄与するものと考えます。決して東京や一部の自治体の問題ではありません。

東京23区には、900万人が住まい、60万もの事業所が集中していることから昼間人口は1200万人になります。ここで49兆8千億円の付加価値を生産しており、それは国全体の20%を占めます。地方交付税原資の約4割は東京で収入された税金です。

特別区は、そこに住まう人に加え、企業活動、そこで働く人へのインフラ整備など大都市特有の需要を抱えています。地方交付税交付金を含めた住民一人当たりの収入でみれば東京は全国で26番目に過ぎません。

東京をはじめ大都市特有の需要に充てるための財源を奪うことは、当該地域の活力を失わせるだけでなく、日本経済全体を停滞させることにつながりかねません。一時的には財政が厳しい自治体が潤うように見えても、決して根本的な解決になりえない、地方「共倒れ」の提案だと考えております。

自治体間の税収格差の是正は国から地方への税源移譲、地方交付税の法定率引上げが基本です。

私たち地方自治体同士が、税源を奪い合うような議論を行うべきではありません。

地方税の国税化を容認してしまうことは、地方税制や、分権のあり方を歪め、地方自治の将来に禍根を残すこととなります。

平成19年に地方法人特別税を国が導入しようとしていた当時、「地方税の基本原則、地方分権の流れに逆行する」として明確な反対姿勢を、地方六団体は決議しました。

地方分権改革の主役である市町村長の皆さまにおかれましては、今回の地方法人課税の国税化に反対することについて、是非ともご理解、ご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

不合理な税制改正による特別区への影響

(単位：億円)

① 法人住民税の一部国税化による特別区の減収

財調財源ベース・55.1%		令和6年度
法人住民税法人税割の交付税原資化 ※1		△ 2,352
法人事業税交付金の創設 ※2		496
	合計	△ 1,856

<参考> 都税ベース・100%		令和6年度
法人住民税法人税割の交付税原資化 ※1		△ 4,268
法人事業税交付金の創設 ※2		900

② 消費税の清算基準の見直しによる特別区の減収

		令和6年度
清算基準の見直し(29年度改正) ※1		△ 79
清算基準の抜本的な見直し(30年度改正) ※1		△ 331
	合計	△ 410

③ ふるさと納税の影響による特別区の減収

		令和6年度
特別区民税の減収 ※3		△ 829

④ 影響額の合計

		令和6年度
法人住民税の一部国税化による減収		△ 1,856
消費税の清算基準の見直しによる減収		△ 410
ふるさと納税の影響による減収		△ 829
	合計	△ 3,095

※1 「令和6年度地方税及び地方譲与税収入見込額(未定稿)」(総務省)を基にした特別区長会事務局の試算。

※2 財調フレームの調整税等収入見込み数値(令和5年12月25日時点)を使用。

※3 ふるさと納税に関しては、「ふるさと納税に関する現況調査結果」(総務省)により示された数値(令和5年6月1日時点)を使用。

税源偏在是正措置に対する特別区緊急共同声明

国は、「日本全体が人口減少局面にあり、東京一極集中の傾向が加速している」として、『地方創生』を実現するという大義名分のもと、都市と地方の税源の偏在の是正を進めています。

これまでも、地方税である法人住民税法人税割を一部国税化し、消費税率10%段階において、さらに拡大する法改正をしています。これにより、特別区は、今年度分だけでも**約628億円**、消費税率10%段階においては**1,000億円**を超える規模の減収が予想されています。

また今般の平成30年度税制改正において、地方消費税清算基準の不合理な見直しが強行され、特別区の減収額は**約380億円**、10%段階においては**約485億円**となります。

さらに、ふるさと納税については、返礼品を目的とした寄附の増加により、各区の平成30年度予算案における「ふるさと納税による特別区民税の減収額見込み」が、ワンストップ特例導入等の制度拡充後、4年間で約34倍の**約312億円**にまで達する見込みです。

これらを合わせた**特別区全体の影響額**は現時点で**1,300億円超**、消費税率10%段階においては**2,000億円**に迫る規模であり、これは、特別区における人口50万人程度の財政規模に相当する衝撃的な額です。

加えて、昨年12月に発表された、平成30年度与党税制改正大綱には「特に偏在性の高い地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置について検討し、平成31年度税制改正において結論を得る」とあり、さらに都市部から税源を吸い上げる動きが見受けられます。

特別区は、首都直下型地震への備え、超高齢化への対応、子育て支援策や社会インフラ老朽化対策など、大都市特有の膨大な行政需要を抱えています。また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた開催都市としての万全な体制づくりなど、取り組むべき喫緊の課題が山積しており、決して財源に余裕がある訳ではありません。

このような状況の中で、来年度の予算編成にも大きな支障を来しています。

今必要なことは、自治体間で財源を奪い合うことではなく、全国各地域がともに発展・成長しながら共存共栄を図る取組です。特別区は、平成26年度以降、「特別区全国連携プロジェクト」を通じて、全国の自治体と連携を深め、東京を含む全国各地域の活性化、まちの元気を生み出す取組を積極的に展開しています。

地域間の税収格差の是正は、本来、地方交付税で調整されるべきであり、特別区を狙い撃ちし、地方自治体間に不要な対立を生むような制度は認められません。

特別区長会は、区民サービスを死守するため、23区共同でこれらの税源偏在是正措置に対して断固反対することを、ここに緊急声明として発表します。

平成30年2月16日

特別区長会会長 西川 太 一 郎

総務大臣

野田 聖子 様

不合理な税制改正等に関する要望について

「地方創生の推進」と「税源偏在是正」の名のもと、地方法人課税の一部国税化や地方消費税の清算基準の見直し、ふるさと納税等の不合理な税制改正等により、特別区の貴重な税源は一方向的に奪われています。

こうした不合理な税制改正等による特別区全体の影響額は現時点で1,300億円超、消費税率10%段階においては2,000億円に迫る規模であり、特別区における人口50万人程度の財政規模に相当する衝撃的な額です。

平成30年度与党税制改正大綱では「特に偏在性の高い地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置について検討し、平成31年度税制改正において結論を得る」とされ、さらに都市部から税源を吸い上げる動きが表面化しています。

地方税を国税化して再配分する手法は、応益負担や負担分任という地方税の本旨を無視したものです。本来、地方財源の不足や地域間の税収等の格差については、国の責任において地方交付税財源の法定率を引き上げ、調整すべきです。

特別区は、持続的な都市の発展のために取り組むべき喫緊の課題や将来的な課題が山積しています。また、地方交付税交付金の不交付団体であることから、経済危機や大規模災害により地方税等が大幅に減収する場合にも交付金等に頼らずに自らの財源で積立てた基金の活用等により対応する必要があります。

地方税に地方交付税等を合わせた人口一人当たりの収入額では、東京は全国平均と同水準であり、人口一人当たり税収額のみをもって地域間格差を比較するのは適当ではありません。

備えとしての基金の増加や税収の多寡という側面にのみ焦点を当てて、あたかも財源に余裕があるとする議論は容認できません。

今必要なことは、全国各地域が自らの責任で真に必要な住民サービスを提供するとともに、自治体間の積極的な交流や協働事業によって共存共栄する良好な関係構築を図ることであり、税源の奪い合いにより自治体間に不要な対立を生むような制度は認められません。

不合理な税制改正等によって、これ以上、特別区の貴重な税源を奪うのではなく、国の責任において地方自治体の税財源の拡充を図るよう、要望します。

特に特別区財政への影響が多大である以下の3点について、強く要望します。

記

1 ふるさと納税

ふるさと納税については、返礼品を目的とした寄附の増加及びワンストップ特例制度導入等の制度拡充等により、特別区民税の減収は、4年間で約34倍の約312億円にまで達する見込みです。

過剰な返礼品による見返りを受けた住民のみが実質的に税負担減の恩恵を受け、その他の住民は減収による行政サービスの低下を受け入れざるを得ないといった不公平が生じるなど、制度の歪みが生じています。

全国自治体における平成29年度のふるさと納税の住民税控除額は、約1,767億円であり、地方交付税の交付団体では、ふるさと納税により住民税が減収した場合は、地方交付税により約1,000億円が補填されるため、結果的に地方交付税の財源を圧迫する要因となっています。

- ふるさと納税を活用する事業の趣旨や内容等に賛同を得られるような寄附を促すとともに、返礼品に対し厳しい制限を設け、本来の趣旨を徹底すること。
- 住民税控除額のうち、特例分の上限を所得割の「2割」から以前の「1割」に戻すとともに、控除額に上限を設けること。
- ふるさと納税受領額を地方交付税の基準財政収入額に算入すること。
- ふるさと納税による減収額については、地方交付税の不交付団体に対し、地方特例交付金等で補填することにより、交付団体と不交付団体の格差を調整すること。
- ワンストップ特例制度によって自治体が負担している所得税控除分を、国が地方特例交付金等で補填すること。
- 全国各地域と共存共栄の関係を構築するために、各地域との交流や協働事業など、自治体間の交流促進に対する財源措置を講じること。

2 地方法人課税

地方税である法人住民税法人税割を一部国税化し、消費税率10%段階において、さらに拡大する法改正が行われました。これにより、特別区は今年度分だけでも約628億円、消費税率10%段階においては1,000億円を超える規模の減収が予想されています。特別区は、これまでの不合理な税制改正によって既に多大な影響を受けており、更なる措置を講じることは、断じて看過できません。

- 法人住民税法人税割について国税化したものを復元すること。
- 法人住民税、法人事業税のいずれであっても影響は甚大であることから、更なる措置を講じないこと。

3 地方消費税清算基準

平成30年度税制改正において、地方消費税清算基準の不合理な見直しが強行され、特別区の減収額は約380億円、10%段階においては約485億円となる見込みです。

このため特別区では、法人住民税国税化による減収と合わせると地方消費税増税分が相殺されてしまい、本来対応すべき待機児童対策をはじめとする社会保障施策の充実を図るための財源が担保されないこととなります。

- 地方消費税の清算基準は、あくまで「税収を最終消費地に帰属させる」という清算基準の本来の趣旨に沿った基準を用いて、統計カバー率を引き上げること。

平成30年7月17日

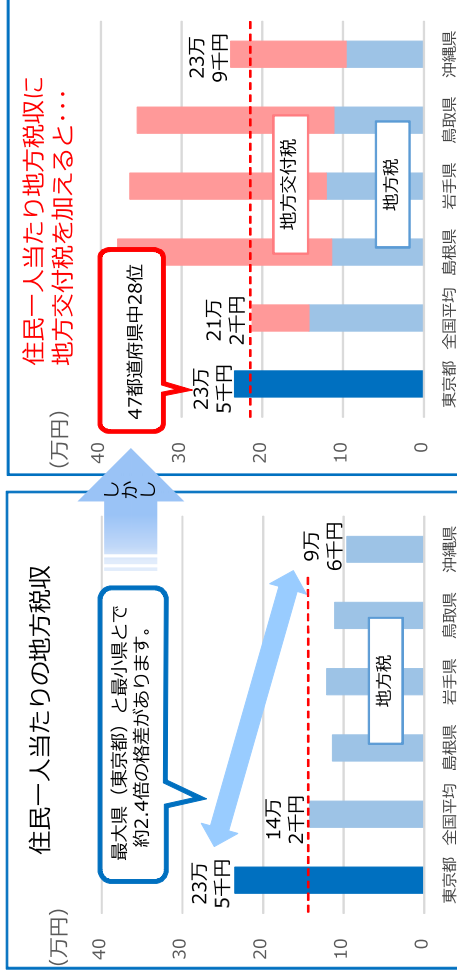
特別区長会会長

西川 太一郎

地域間格差は誤解されています

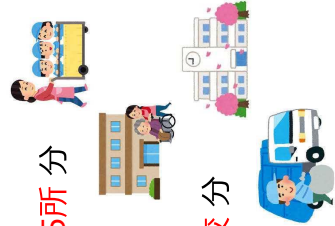
税収の地域間格差は、地方交付税によって調整されます。

地方税に地方交付税を合わせた人口一人当たりの収入額では、東京は全国平均と同水準であり、人口一人当たり税収額のみをもって地域間格差を比較するのは適当ではありません。



特別区は貴重な税源を一方的に奪われています

減収見込みの**2,000億円**を区のサービスに換算すると...

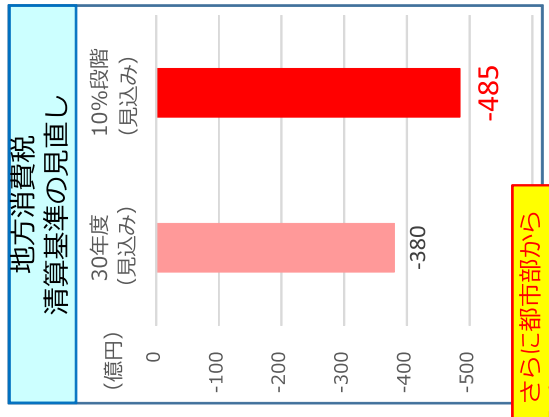
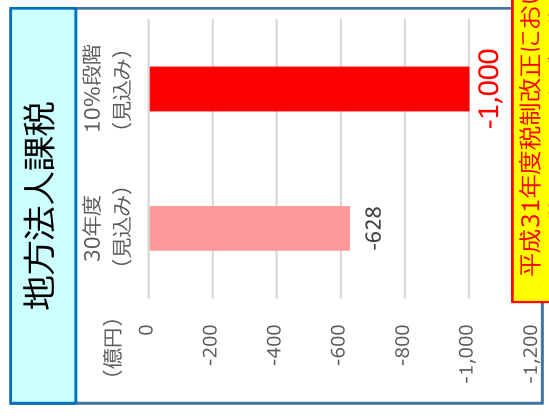
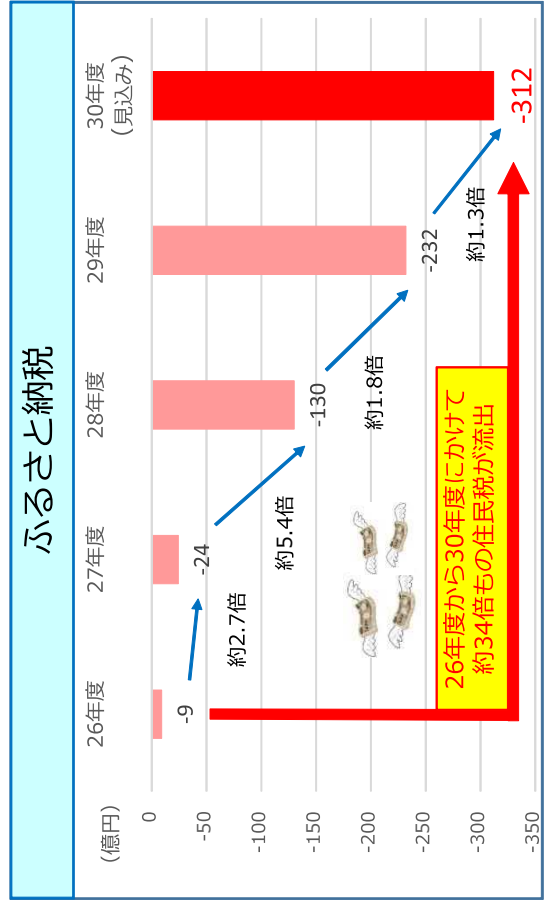


- ・ **保育所**を新たに建てる場合の費用では **945所**分
- ・ **特別養護老人ホーム**を新たに建てる場合の費用では **146所**分
- ・ **小学校**を建て替える場合の費用では **111校**分
- ・ **23区のごみ処理**の費用では **2年3か月分**

本来であれば、区民の皆さんが受けられる様々な行政サービスを必要に税金が**流出**しています。

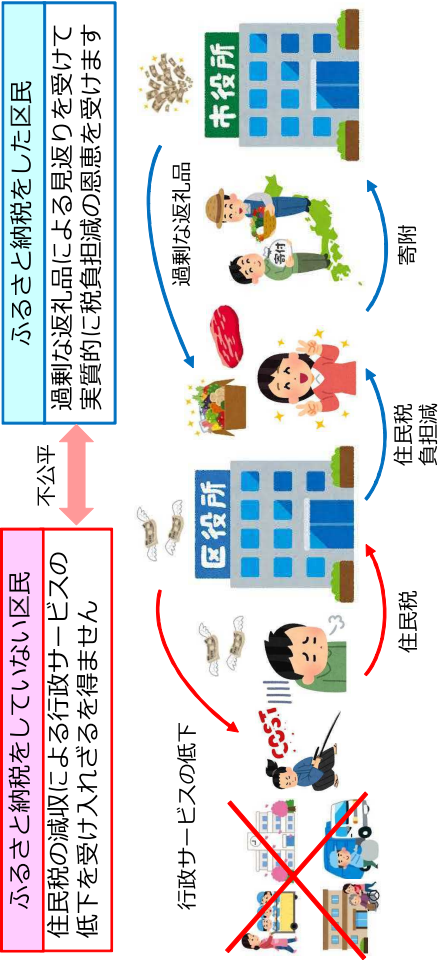
※ 平成30年度都区財政調整における算定経費を基に相当分を算出しています。保育所、特別養護老人ホームを新たに建てる費用に用地費は含んでいません。

不合理な税制改正等による特別区全体の影響額は、消費税率10%段階において**2,000億円**に迫る規模 (人口50万人程度の財政規模) です

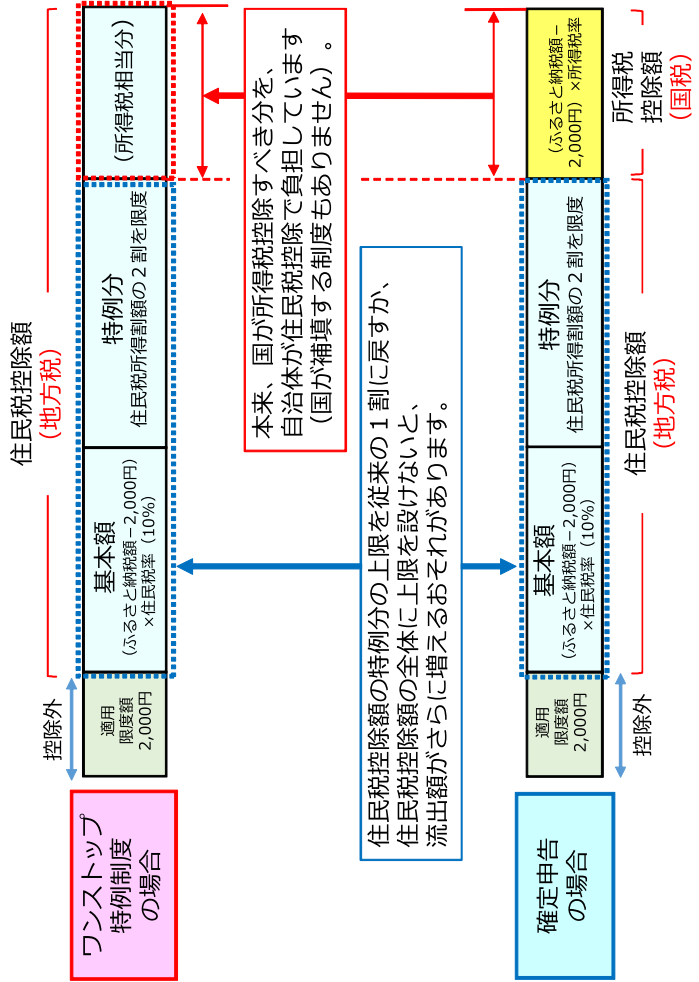


平成31年度税制改正において、さらに都市部から税源を吸い上げる動きが見受けられます

住民に不公平が生じています

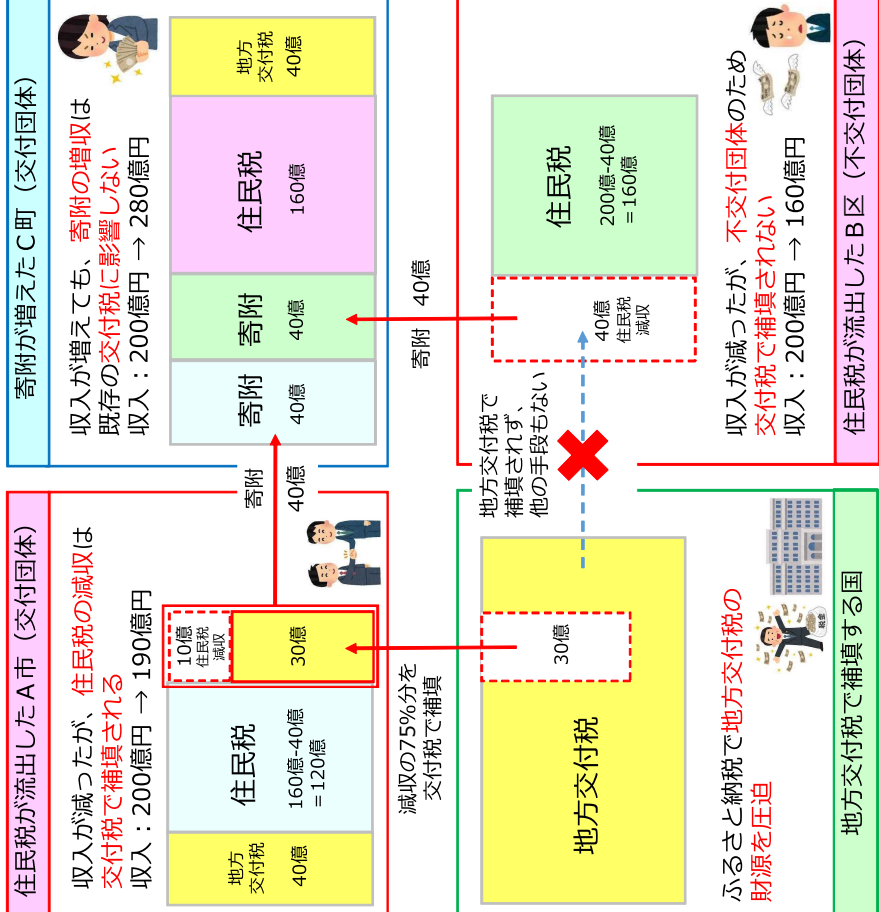
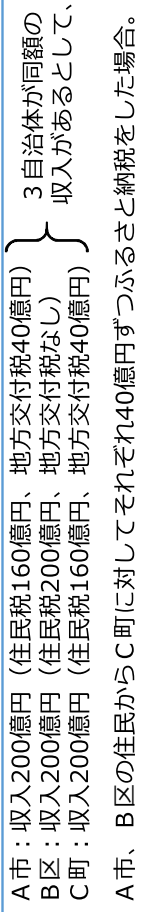


ワンストップ特例制度は国の負担を自治体に転嫁しています



ふるさと納税は地方交付税の財源を圧迫しています

地方交付税の交付団体では、ふるさと納税により住民税が減収した場合は、地方交付税により補填されるため、結果的に地方交付税の財源を圧迫する要因となっています。



「ふるさと納税制度」に対する特別区緊急共同声明

記

今般、令和2年度のふるさと納税による特別区民税の減収額が約424億円に達することが判明した。これは、ここ6年間で約46倍に膨らんでおり、減収額は特別区民税の23区平均額である約437億円と同規模になっており、看過できない状況である。

ふるさと納税制度は、平成20年度税制改正により、ふるさとや地方団体の様々な取組を応援する気持ちは形にする仕組みとして、創設された。

しかし、これまでの「住民税控除額の特例分の1割から2割に拡充」、「ワンストップ特例制度の創設」、また、自治体間の過剰な返礼品競争が過熱し、返礼品を目的とした寄附が増加したことなどにより、特別区民税における減収額は、激増している。

この結果、返礼品による見返りを受けた住民のみが実質的に税負担減の恩恵を受け、その他の住民は減収による行政サービスの低下を受け入れざるを得ないといった不公平が生じていること、一部の限られた自治体に寄附が集中する一方で、多くの自治体で返礼品の経費負担や減収に苦しんでいること、また、地方交付税の交付団体では、ふるさと納税により住民税が減収した場合は、地方交付税により補填（令和2年度は約1,788億円）されるため、結果的に地方交付税の財源を圧迫する要因にもなっていることなど、制度の歪みが顕在化している。

首都東京は、一貫して、我が国の政治・経済・文化の中核として、日本を牽引してきた。その中心となってきたのが特別区である。こうした東京の役割を考慮せず、東京の地方財源を奪う不合理な税制改正が行われており、ふるさと納税のほか、法人住民税の一部国税化、地方消費税の清算基準の見直しにより、特別区は2,500億円規模の減収となる大きな影響を受けている。

さらに、現状では、全国で最も新型コロナウイルスの感染者を抱えている特別区は、その対応のため、感染拡大防止対策や中小企業・医療機関への支援策、生活保護費など、膨大な財政需要が必要にも関わらず、先般、国から示された「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の交付限度額は、感染者数や人口規模等の実態に見合った額になっていないため、特別区の負担は増え続けている。

景気の落ち込みにより大幅な減収も見込まれている中、ふるさと納税による減収は、これまで以上に、特別区の財政運営に深刻な影響を及ぼしている。今こそ、ふるさと納税制度を巡る様々な問題に対処するよう、抜本的な見直しを求める。

1 住民税控除額のうち、特例分の上限を所得割の「2割」から以前の「1割」に戻すとともに、控除額に上限を設けること。

2 ふるさと納税受領額を地方交付税の基準財政収入額に算入すること。

3 ふるさと納税については、地方交付税の不交付団体に対し、地方特例交付金等で補填することにより、交付団体と不交付団体の格差を調整すること。

4 ワンストップ特例制度によって自治体が負担している所得税控除分を、国が地方特例交付金等で補填すること。

5 全国各地域と共存共栄の関係を構築するために、各地域との交流や協働事業など、自治体間の交流促進に対する財源措置を講ずること。

令和2年8月6日

特別区長会会長

山崎 孝明

◆ 特別区におけるふるさと納税の寄附金控除の状況について（推計値など）

添付資料

（単位：千円）

区名	平成26年度（※1）			平成30年度（※1）			令和元年度（※1）			令和2年度（※1）		
	寄附金控除額（※2）	H26特別区民税決算額	区民税に占める割合	寄附金控除額（※2）	H30特別区民税決算額	区民税に占める割合	寄附金控除額（※2）	R1特別区民税当初予算額	区民税に占める割合	寄附金控除額	R2特別区民税当初予算額	区民税に占める割合
千代田	22,640	12,708,033	0.18%	794,145	16,065,765	4.94%	1,031,766	16,211,423	6.36%	1,040,817	17,450,492	5.96%
中央	23,579	20,537,873	0.11%	1,317,249	26,504,676	4.97%	1,845,826	27,550,674	6.70%	1,638,512	29,935,344	5.47%
港	187,140	66,614,310	0.28%	3,155,448	72,589,292	4.35%	4,258,118	74,676,767	5.70%	3,323,737	76,551,890	4.34%
新宿	65,737	37,083,504	0.18%	1,555,762	43,347,504	3.59%	2,130,381	43,149,021	4.94%	1,958,887	44,485,369	4.40%
文京	35,398	28,845,129	0.12%	1,349,147	32,533,787	4.15%	1,827,510	32,610,370	5.60%	1,635,269	34,107,859	4.79%
台東	10,654	16,135,028	0.07%	536,279	18,859,125	2.84%	769,338	19,080,622	4.03%	818,799	19,453,529	4.21%
墨田	8,801	19,416,949	0.05%	607,834	22,428,961	2.71%	837,771	22,051,000	3.80%	901,794	23,342,000	3.86%
江東	31,747	42,301,867	0.08%	1,865,378	48,253,732	3.87%	2,431,890	48,788,326	4.98%	2,575,354	50,283,417	5.12%
品川	33,202	40,167,715	0.08%	1,650,894	45,188,174	3.65%	2,306,287	44,634,500	5.17%	2,443,487	48,032,000	5.09%
目黒	33,185	40,442,685	0.08%	1,611,677	43,126,682	3.74%	2,155,714	43,220,000	4.99%	2,172,377	43,771,000	4.96%
大田	50,521	64,829,449	0.08%	1,889,576	70,031,156	2.70%	2,572,942	70,378,486	3.66%	2,571,597	72,177,807	3.56%
世田谷	112,102	108,274,908	0.10%	4,081,756	117,953,934	3.46%	5,340,510	119,733,000	4.46%	4,931,196	121,197,000	4.07%
渋谷	76,465	41,566,489	0.18%	1,744,577	49,232,345	3.54%	2,335,354	47,449,709	4.92%	2,653,387	49,953,321	5.31%
中野	27,683	30,036,451	0.09%	888,467	32,261,553	2.75%	1,183,597	32,554,841	3.64%	1,170,533	33,122,409	3.53%
杉並	36,575	57,571,515	0.06%	1,870,614	63,217,156	2.96%	2,461,397	62,958,278	3.91%	2,484,738	64,159,947	3.87%
豊島	23,396	26,176,984	0.09%	936,565	29,355,472	3.19%	1,282,350	30,009,521	4.27%	1,277,742	30,937,875	4.13%
北	16,125	24,065,990	0.07%	694,570	27,155,154	2.56%	950,922	27,714,000	3.43%	969,863	28,299,000	3.43%
荒川	8,585	14,237,451	0.06%	434,427	15,981,674	2.72%	525,071	15,497,423	3.39%	633,840	16,353,940	3.88%
板橋	23,270	39,265,529	0.06%	946,343	42,910,142	2.21%	1,282,703	42,849,312	2.99%	1,330,871	43,391,452	3.07%
練馬	40,744	58,857,950	0.07%	1,612,989	63,604,624	2.54%	2,151,530	63,518,968	3.39%	2,295,999	64,580,233	3.56%
足立	17,617	39,614,448	0.04%	866,572	43,751,083	1.98%	1,162,758	44,227,220	2.63%	1,227,005	45,488,954	2.70%
葛飾	10,243	28,212,684	0.04%	591,820	30,837,513	1.92%	807,099	30,960,000	2.61%	827,388	31,829,000	2.60%
江戸川	27,532	45,089,341	0.06%	1,111,643	49,748,173	2.23%	1,454,050	49,806,933	2.92%	1,508,854	50,537,463	2.99%
合計	922,940	902,052,282	0.10%	32,113,731	1,004,937,677	3.20%	43,104,885	1,009,630,394	4.27%	42,392,045	1,039,441,301	4.08%
			23区平均	43,692,942		前年度比	1.34倍		前年度比	0.98倍		26年度比
						26年度比	46.7倍		26年度比	45.9倍		

寄附金控除額は地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金（ふるさと納税）に該当するもの（都道府県、市町村、特別区に対する寄附金）。

寄附金控除額に道府県民税分は含まない。

平成28年度分より、控除上限額の拡大（住民税控除額の特例分の上限が所得割の1割から2割に拡大）及び手続きの簡素化（ワンストップ特例制度の創設）による影響額が表出した。

（※1）平成26年度数値は「市町村税課税状況等の調 第42表（東京都総務局）」（7月1日現在）による。

平成30～令和2年度数値は「市町村税課税状況等の調（各年6月1日現在）」を基にした「ふるさと納税に関する現況調査結果（総務省）」（平成28年度より公表）による。

（※2）区民がふるさと納税のほかに日本赤十字社等に寄附を行った場合、一括して住民税から控除されるため、ふるさと納税のみの寄附金控除額が調査結果からは把握できない。そのため、平成30～令和2年度分については総務省が現況調査結果をもとに算出した推計値を、平成26年度分については区長会事務局で総務省に照会した結果から推測される算出方法により算出した推計値としている。

「ふるさと納税制度」に関する要望について

先般、令和3年度のふるさと納税による特別区民税の減収額が、23区合計で約531億円に達することが判明しました。これは、ここ7年間で約58倍に膨らんでおり、看過できない状況となっています。

ふるさと納税制度は、平成20年度税制改正により、ふるさとや地方団体の様々な取組を応援する気持ちを形にする仕組みとして、創設されました。

しかし、これまでの「個人住民税所得割の控除上限が所得割の1割から2割に拡大」、「ワンストップ特例制度の創設」、また、自治体間の過剰な返礼品競争が過熱し、返礼品を目的とした寄附が増加したことなどにより、特別区民税における減収額は、激増しました。

その後、返礼品を寄附額の3割以下にするなどの見直しが行われたものの、依然として減収額は増加しており、平成28年度からの累計額は、ついに2,000億円を超えました。

この結果、全住民が減収による行政サービス低下の影響を受けざるを得ない一方、制度を利用する住民のみが返礼品などの恩恵を受けるといった不公平が生じること、一部の限られた自治体に寄附が集中する一方で、多くの自治体で返礼品の経費負担や減収に苦しんでいること、また、地方交付税の交付団体では、ふるさと納税により住民税が減収した場合は、地方交付税により補填（令和3年度は約2,379億円）されるため、結果的に地方交付税の財源を圧迫する要因にもなっていることなど、制度の歪みが顕在化しています。

首都東京は、一貫して、我が国の政治・経済・文化の中核として、日本を牽引してきました。その中心となってきたのが特別区です。こうした東京の役割を考慮せず、東京の地方財源を奪うふるさと納税制度による減収は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策や中小企業・医療機関への支援策、生活保護費など、負担は増え続けている特別区の財政運営に深刻な影響を及ぼしています。

特別区は、引き続きその役割を担っていくため、膨大な公共施設の改築需要や都市機能を担う社会インフラの維持・更新等への対応を行う必要がありますが、このまま減収額の増加が続くと、財政運営が立ち行かなくなる恐れがあります。今こそ、制度を巡る様々な問題に対処するよう、抜本的な見直しを強く求めます。

1 住民税控除額のうち、特例分の上限を所得割の「2割」から以前の「1割」に戻すとともに、控除額に上限を設けること。

2 ふるさと納税受領額を地方交付税の基準財政収入額に算入すること。

3 ふるさと納税による減収額については、地方交付税の不交付団体に対し、地方特例交付金等で補填することにより、交付団体と不交付団体の格差を調整すること。

4 ワンストップ特例制度によって自治体が負担している所得税控除分を、国が地方特例交付金等で補填すること。

5 全国各地域と共存共栄の関係を構築するために、各地域との交流や協働事業など、自治体間の交流促進に対する財源措置を講じること。

令和3年11月25日

特別区長会会長

山崎 孝明

総務大臣
松本 剛明 様

「ふるさと納税制度」に関する要望について

令和5年度のふるさと納税による特別区民税の減収額が、23区合計で約830億円に達することが判明しました。ここ9年間で約90倍に膨らんでおり、看過できない状況となっております。

この間、返礼品を寄附額の3割以下にするなどの見直しが行われたものの、依然として減収額は増加しており、平成28年度からの累計額は、ついに3,600億円を超えました。

住民税は、地方自治体が行政サービスを提供するために必要な経費を賄うものであり、その地域の住民が負担し合うものです。現在のふるさと納税制度は、受益と負担という税制本来の趣旨を逸脱し、地方自治の根幹を破壊するものです。

首都東京は、一貫して、我が国の政治・経済・文化の中核として、日本を牽引してきました。人口3,000万人の東京圏は、世界に冠たる巨大で豊かな大都市であり、いわば日本のエンジンです。その中心となってきたのが特別区です。東京の活力が低下することは日本全体の低迷につながります。東京と地方は相互に支え合う関係であるべきです。本制度は、こうした東京の役割を考慮せず、地方の財源不足を補うために税収の移転を図るものです。

特別区は、国に対し、ふるさと納税制度の廃止を含めた抜本的な見直しを求めるものです。当面の緊急対応として、下記事項について見直しを強く求めます。

記

- 1 住民税控除額のうち、特例分の上限を所得割の「2割」から以前の「1割」に戻すとともに、控除額に上限を設けること。
- 2 ふるさと納税による減収額については、地方交付税の不交付団体に対し、地方特例交付金等で補填することにより、交付団体と不交付団体の格差を調整すること。
- 3 ワンストップ特例制度によって自治体が負担している所得税控除分を、国が地方特例交付金等で補填すること。
- 4 募集に要する費用の上限のうち返礼品経費の上限を寄附金の額の合計額の「100分の30」から更なる縮小を図ることで返礼品の規制強化を図ること。

令和5年7月31日

特別区長协会会长

吉住 健一

自由民主党政務調査会長
萩生田 光一 様

不合理な偏在是正措置について

「地方創生の推進」と「税源偏在是正」の名のもと、地方法人課税の一部国税化や地方消費税の清算基準の見直し、ふるさと納税等の不合理な税制改正により、特別区の貴重な税源は一方向的に奪われ続けており、特別区全体の影響額は令和5年度で約3,200億円、平成27年度からの累計で約1兆6,000億円に上ります。

こうした中、経済財政運営と改革の基本方針2023では「東京一極集中が続く中、行政サービスの地域間格差が過度に生じないように、地方自治体間の税収の偏在状況や財政力格差の調整状況等を踏まえつつ、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に向けて取り組む」とされている中、一部の地方などからは更なる偏在是正を行うべきというような意見が出ています。

これまでの不合理な税制改正によって既に多大な影響を受ける中で、更なる措置を講じることは、断じて看過できません。本来、地方財源の不足や地域間の税収等の格差については、国の責任において地方交付税財源の法定率を引き上げ、調整すべきです。

首都東京は、一貫して、我が国の政治・経済・文化の中核として、日本を牽引してきました。人口3,000万人の東京圏は、世界に冠たる巨大で豊かな大都市であり、いわば日本のエンジンです。その中心となってきたのが特別区です。地方交付税の原資となる国税についても、東京は他の地域よりもはるかに多く負担してきました。

東京の活力が低下することは日本全体の低迷につながります。こうした東京の役割を考慮せず、税収の多寡といった側面に焦点を当てて、行政サービスの地域間格差があるとする議論は容認できません。

これ以上、特別区の貴重な税源を奪うのではなく、国の責任において地方自治体の税財源の拡充を図るよう、ご理解・ご協力を賜りたく、強くお願い申し上げます。

令和5年11月13日

特別区長会会長

吉住 健一

総務大臣

鈴木 淳司 様

「ふるさと納税」制度の抜本的な見直しに関する共同要請

「ふるさと納税」は、地域の活性化や被災した地方自治体の復興支援に寄与する面もあるものの、自らが居住する地方自治体の行政サービスに使われるべき住民税を、寄附金を通じて他の地方自治体に移転させるものであり、受益と負担という地方税の原則を歪めるものである。

また、より多くの寄附を集めるために返礼品競争が続いており、寄附本来の趣旨を促す制度となっていない。人気のある地場産品の有無など競争力の違いから、地方自治体間で寄附受入額の格差が拡大しているほか、寄附先の地方自治体において仲介サレ委託料など様々な経費が生じており、地方自治体が活用できる額は寄附受入額の5割程度にとどまっている。

さらに、所得に応じて控除額の上限も高くなる仕組みとなっており、自己負担額2千円で高所得者ほど多額の返礼品を受け取れることになるため、公平性の観点からも問題がある。

加えて、「ワンストップ特例」制度は、国税である所得税から控除すべき税額について、居住地の地方自治体の住民税から控除する仕組みとなっており、本来、国が負担すべき税収減が転嫁されている問題がある。

これまで国は、返礼品について返礼割合3割以下の地場産品に限定し、また、今年10月には経費基準等の運用の見直しを行ったが、様々な問題点は解消されていない。

寄附は本来、経済的な見返りを求めないものである。返礼品目的のいわば官製通販となっている現行の「ふるさと納税」は、ふるさとやお世話になった地方自治体を応援するという制度創設時の理念から大きくかけ離れており、都市部だけでなく、地方全体にとって、有益な制度とはなっていない。

このため、東京都、特別区長会、東京都市長会及び東京都町村会は連名で、受益と負担という地方税の原則や寄附本来の趣旨等を踏まえたものとなるよう、「ふるさと納税」制度の抜本的な見直しを求める。

また、マイナンバーやマイナポータルを活用した簡素化までの間の特例措置として導入された「ワンストップ特例」については廃止するとともに、廃止までの間の税収減分については全ての地方自治体に対する財源措置を求める。

令和5年12月4日

東京都知事	小池 百合子
特別区長会会長	吉住 健一
東京都市長会会長	渡部 尚
東京都町村会会長	杉浦 裕之

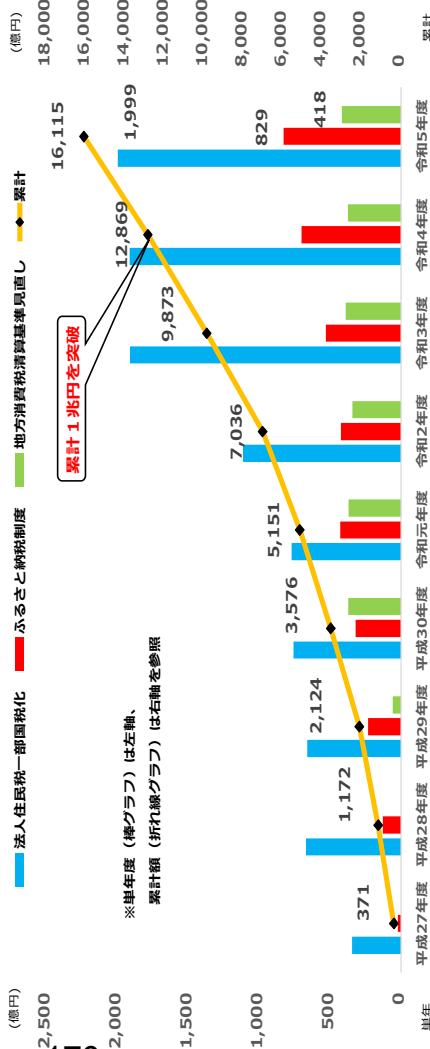
不合理な税制改正等に対する特別区の主張（令和5年度版）【概要】

法人住民税の一部国税化や地方消費税の清算基準の見直し、ふるさと納税制度等の不合理な税制改正によって、特別区は貴重な税源を奪われ続けています。さらに、ウクライナ情勢等に伴う長引く物価高騰は地方経済にも大きな影響を与えており、先行きが依然として不透明な状況です。特別区には、首都圏特有の財政需要があり、将来的に膨大な額の財源が必要で、地方財源の不足や地域間の税収格差の是正は、地方の財源を吸い上げることなく、国の責任において地方交付税の法定率を引き上げ、調整するべきものであり、自治体間に不要な対立を生むような措置は是正されなければなりません。

1. 不合理な税制改正による影響は深刻

- ✓ 不合理な税制改正による特別区への影響額は、令和5年度で約3,200億円、平成27年度からの累計で約1兆6,000億円に上ります。
- ✓ 本来であれば、区民の皆様のために使われるべく納めていただいた税金が、「東京は財源に余裕がある」等の一方的な見方によって、国に奪われています。
- ✓ これは、**応益負担や負担分任**という地方税の本旨を無視したものです。

◆ 不合理な税制改正による影響額（H27～R5各年度及び累計額）



◆ 令和5年度減収額3,200億円を換算すると

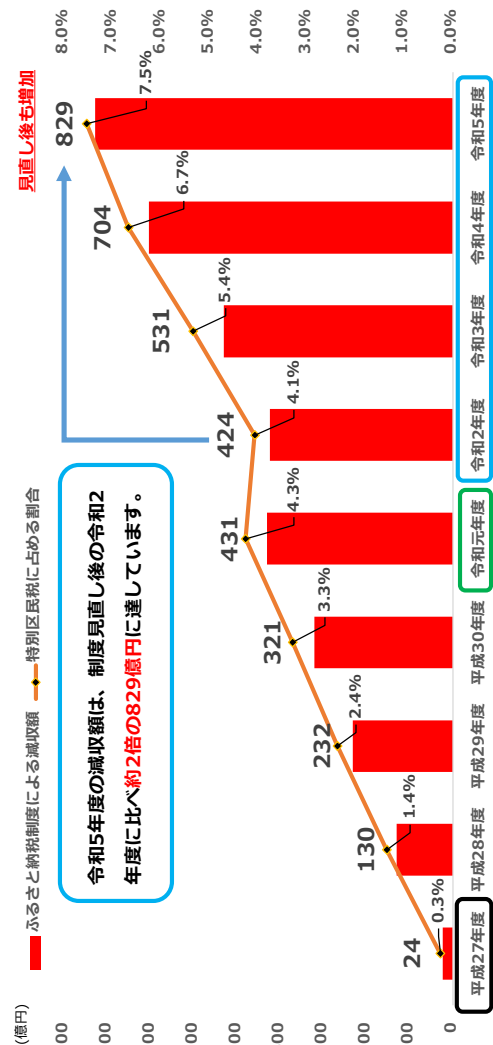
- 【1年間の決算額】 区役所 **約3万5千円**
- 【区民一人あたり】 **約3万円**
- 【清掃関連経費】 **約3年分**

人口約70万人の区の規模に相当し、これだけ大きな規模の額が奪われている

2. ふるさと納税制度は廃止を含め抜本的見直しが必要

- ✓ 特別区における住民税の減収額は年々増加しており、特別区全体で令和5年度は約830億円、平成27年度からの累計額は3,600億円超に及んでいます。
- ✓ 現在のふるさと納税制度は、地方自治体の行政サービスに要する経費を地域の住民が負担し合う住民税のあり方を逸脱し、**地方自治の根幹を破壊するもの**です。
- ✓ また、本制度は、**政治・経済・文化の中枢として日本を牽引してきた東京の役割を考慮せず、地方の財源不足を補うために税収の移転を図るもの**です。今こそ、**制度を巡る様々な問題に対処すべく廃止を含めた抜本的な見直しを行うべき**です。

◆ ふるさと納税による減収額および特別区民税に占める割合



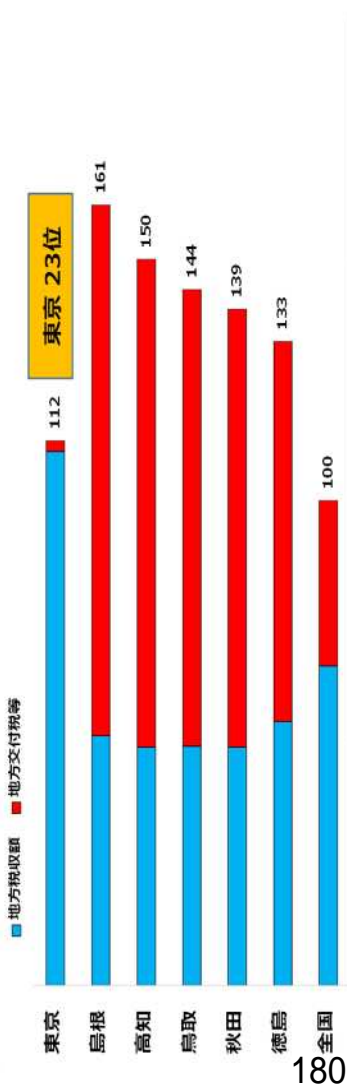
- 個人住民税所得割額の控除上限拡大に加え、ワンストップ特別制度の創設等により手堅に寄附が可能となった
- 自治体間に返礼品による返礼品競争が過熱
- 返礼品を寄附額の3割以下にする等の見直しにより、過剰競争が収まるかと思えたが...
- 特別区の減収額はその後も増加し、平成27年度からの累計額は3,600億円を超えた

※ 総務省「ふるさと納税に関する状況調査結果」を基に作成。

3. 東京の地方財源が突出しているわけではない

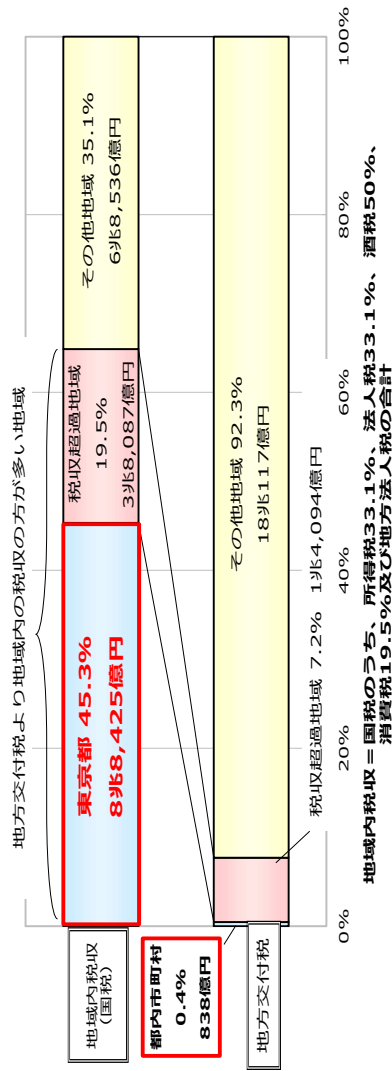
- ✓ 人口一人当たりの地方税収の格差を是正するため、地方税の見直しが必要との見方があります。
- ✓ しかし、地方税等に地方交付税を合わせた人口一人当たりの地方財源を他の道府県と比較すると、東京はほぼ全国平均であり、**東京の地方財源が突出して多いわけではない**です。
- ✓ 今後も膨大な財政需要への対応が不可欠な中、**東京一極集中を理由とした、偏在是正措置については、決して容認することはできません。**

◆ 人口一人当たりの地方財源（全国を100とした場合）



※ 総務省「令和5年度 地方税に関する参考資料」を基に作成。

地方交付税財源の収入と配分



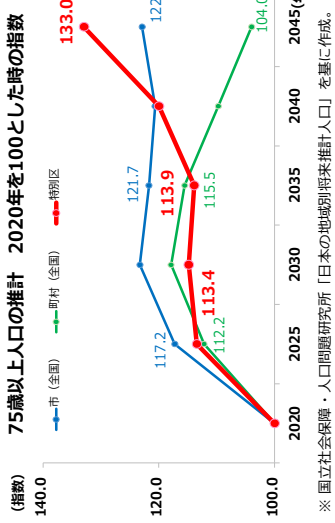
※ 国税庁「令和3年度 統計年報（国税徴収 都道府県別の徴収状況）」
総務省「令和3年度 地方行政統計年報（都道府県歳入決算・市町村歳入決算）」を基に作成。

地方交付税の原資の**4割以上（約8.8兆円）**は、東京都の住民（個人、法人）が負担した税であり、すでに地域間の税収格差の解消に大きく貢献しています。

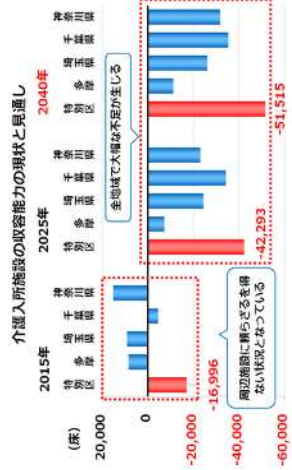
4. 今後も多くの財源が必要

- ✓ 特別区は高齢者の急増や膨大な公共施設の改築需要への対応をはじめ、**今後多くの財源を必要**としています。

- ◆ 75歳以上人口は、特別区は**2040年頃から大きく伸びる**ため、後期高齢者対応の需要の急増が見込まれる

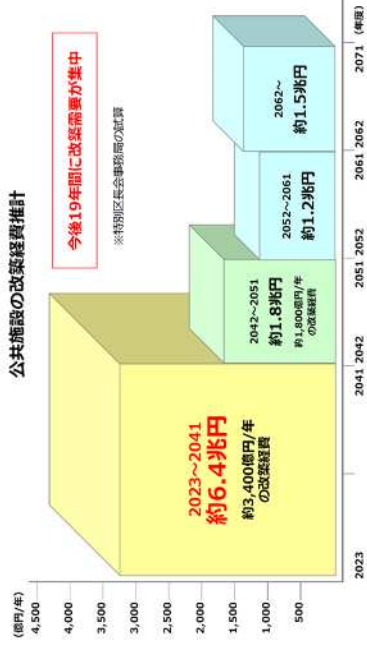


※ 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」を基に作成。



※ 日本創生会議「一部三県における介護施設の収容能力の現状と見通し」、令和3年度都道府県財政調整における算定経費を基に作成。

◆ 2041年度までに必要な公共施設の改築需要は約6.4兆円にも及ぶ



特に**小中学校では、築45年超えの建物の面積が5割を超える**等、全国と比べても老朽化が著しく進んでいます。

5. 地方税財源の拡充こそ地方分権のあるべき姿

- ✓ 今必要なことは、全国各地域が自らの責任で真に必要な住民サービスを提供するとともに、自治体間の積極的な交流や協働によって共存共栄する良好な姿を作ることであり、自治体の奪い合いにより自治体間に不要な対立を生むような制度は是正すべきです。
- ✓ **国の責任により地方税財源総体を拡充し、自治体が責任をもって役割を果たすことこそが地方分権の本来の姿**であり、今後とも特別区長会は、地方税財源の充実・確保及び自治体間に不要な対立を生む不合理な税制を是正するよう、国に求めていきます。

特別区全国連携プロジェクト

—趣意書—

我が国は、人口減少社会を迎えるなかで、地域の崩壊や経済の衰退などが懸念されており、今まさに地域の活性化が求められています。国もこれを課題として位置づけ、「地方創生」に力を向けようとしています。

一方で、全国各地域の疲弊は地方税の偏在にも一因があるとして、国は、本来国が保障すべき地方財源を、地方税の一部を国税化し再配分することで財政調整を行い、さらに拡大しようとしています。自治体間が対立し財源を奪い合う構図は、本来の地方自治の姿ではなく、結果的に共倒れになりうる、大変危険なことだと憂慮しています。

翻って東京・特別区は、人材の交流はもちろん、経済、生活全般にわたり、全国各地域に支えられ成り立っています。全国各地域あつての東京であり、互いの良いところを活かし、学び、そして足りないところを補完しあつて、東京、全国各地域が抱える課題を共に克服していかなければなりません。東京を含む全国各地域が、生き活きとしたまちづくりを進め、ともに発展・成長し、共存共栄を図っていくことこそが今必要で、それが日本の元気につながるかと確信しています。

このような趣旨から特別区長会では、全国各地域との信頼関係・絆をさらに強化し双方が発展していくために、連携を深め、東京を含めた全国各地域の経済の活性化、そしてまちの元気につながるような取り組みとして、「特別区全国連携プロジェクト」を展開してまいります。

それぞれの地域が、自らの特長を活かし、活力あるまちづくりを展開していけるようホームページを立ち上げるなど、特別区は微力ながら努力してまいります。

平成26年9月16日 特別区長会

【特別区全国連携プロジェクトの主な取り組み】

◆新たな自治体間連携の創出

各区の友好・交流自治体数を拡大し、連携事業を活発化

・特別区と連携・交流している自治体数

878自治体（平成28年度）→926自治体（平成29年度）→984自治体（平成30年度）

→1,004自治体（令和元年度）→1,035自治体（令和2年度）→1,096自治体（令和3年度）

→1,105自治体（令和4年度）→1,117自治体（令和5年度）

※各年8月1日現在

◆市長会・町村会との広域的な連携の推進

市長会、町村会と連携協定に関する協定を締結

・北海道町村会（H28.4.26） ・京都市市長会・京都市町村会（H28.4.26）

・青森県市長会・青森県町村会（H28.6.25） ・千葉県町村会（H29.1.19）

・広島県町村会（H29.1.27） ・奈良県町村会（H30.2.21）

・群馬県市長会・群馬県町村会（H30.4.16） ・埼玉県町村会（H30.5.1）

・千葉県市長会（R元.10.26） ・山梨県町村会（R元.10.26）

◆東京23区が一体となった連携事業の実施

➤ 自治体間連携シンポジウム等の開催

プロジェクトの取組みを深化させ、幅広い分野からの参画を得るためシンポジウムを開催
・H28.4 ・H29.1 ・H29.9 ・H29.12 ・H30.7 ・H31.1 ・R元.7 ・R2.1
・R3.2 ・R3.8 ・R4.2 ・R4.8 ・R5.1 ・R5.8 ・R6.1
※R2年度以降はオンライン開催

➤ 各地域の魅力を発信するイベントの開催

各地域の多様な魅力を伝え、各地域に対する関心を高めるためイベントを企画
・全国ねぎサミット2016 in TOKYO (H28.11)

○魅力発信イベント

・H28.12 ・H29.9 ・H29.12 ・H30.9 ・H30.10 ・H30.10 ・R元.10
・R元.10 ・R5.12

➤ 各地域との連携を推進する事業への支援

プロジェクトの趣旨を実現するため、公的な団体等が実施する事業への支援を実施

・東北六魂祭への支援 (H27.5・H28.6)
・東京新虎まつりへの協力 (H28.11)
・東北絆まつりへの支援 (H29.6、H30.6、R元.6、R4.5、R5.6、R6.6 (予定))
※R2は延期、R3は規模縮小開催のため、先方から支援辞退

➤ 被災自治体に対する支援

被災地の復興に向け、職員派遣・物資支援・復興支援金の提供等を実施

・東日本大震災・延べ7,201名 (R5.10.1現在) 派遣など
・熊本地震・延べ432名 (R5.4.1現在) 派遣など
・平成30年7月豪雨への支援
・平成30年北海道胆振東部地震への支援
・令和元年房総半島台風への支援
・令和元年東日本台風への支援
・令和2年7月豪雨への支援
・令和3年2月福島県沖を震源とする地震への支援
・令和3年7月1日からの大雨被災地への支援
・令和3年8月11日からの大雨への支援
・令和4年福島県沖を震源とする地震への支援
・令和4年8月3日からの大雨及び台風8号への支援
・令和4年台風14号への支援
・令和4年台風15号への支援
・令和5年梅雨前線による大雨及び台風2号への支援
・令和5年6月28日からの大雨・7月7日からの大雨への支援
・令和5年台風13号
・令和6年能登半島地震

➤ 企業等との包括連携協定の締結

企業の持つ様々な資源を活用し、特別区全国連携プロジェクトの一層の推進を図ることを目的に、民間企業との連携を強化

・第一生命保険株式会社 (H30.8)
・損害保険ジャパン日本興亜株式会社 (現：損害保険ジャパン株式会社) (R元.5)
・三井住友海上火災保険株式会社 (R元.9)
・明治安田生命保険相互会社 (R4.3)

◆プロジェクト推進のための取組み

➤ 「特別区全国連携プロジェクトホームページ」を開設運営

全国連携プロジェクトを広くPRし、自治体間の交流を広げるために、ホームページ (X (旧ツイッター) を含む) を開設・運用

➤ 連絡調整会議の開催

企画・調整や情報連絡等を行うため、東京23区の各区担当課長による会議体を設置・開催

- **東京区政会館での情報発信**
 東京区政会館 1 階エントランスでの交流自体体のパネル展示等
 - ・京都市町村 (H29.8) ・千葉県町村 (H29.11) ・北海道町村 (H30.8)
 - ・青森県市町村 (H31.1) ・群馬県市町村 (R 元.5) ・奈良県町村 (R2.1)
 - ・広島県全 9 町 (R2.11) ・埼玉県町村 (R3.5) ・東北絆まつり (R3.11)
 - ・山梨県町村 (R4.5) ・千葉県 37 市 (R4.11)
 - ・被災地支援を通じた全国連携～復興に向けてともに歩む～ (R5.7)
 - ・全国連携で広がる支援の輪～文化・歴史の絆が繋ぐ熊本の災害復興～ (R6.1)

- **全国連携プロジェクトの今後の方向性・展開の策定**
 プロジェクトの展開に関する 23 区の共通認識の形成、連携先自治体等のプロジェクトに対する理解促進をはかり、プロジェクトの計画的、効果的な推進に資することを目的として、プロジェクトを推進する具体的な事業実施計画等を盛り込んだ方針を策定

- 「まち・ひと・しごと創生総合戦略 (2017 改訂版)」「同 (2018)」「同 (2018 改訂版)」「同 (2019)」への特別区の取り組みの記載

- 第 2 期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」「同 (2020 改訂版)」への特別区の取り組みの記載

- 「まち・ひと・しごと創生基本方針 2020」「同 2021」への特別区の取り組みの記載

- **広域的連携の推進**
 国の地方創生推進交付金を活用し、地域の企業間・住民間等の多様な「つながり」を構築し、関係人口の創出・拡大を推進する。3 か年事業 (令和 2 年度～4 年度)。
 - ・北海道十勝地域×東京台東区・墨田区連携～大地のタカラ×江戸のチカラ 関係人口創出プロジェクト～
 事業主体：台東区・墨田区、北海道十勝地域 (16 町・2 村)
 - ・京都やましる地域×東京しぶや連携～和文化×多文化 関係人口創出プロジェクト～
 事業主体：渋谷区、京都やましる地域 (5 市・6 町・1 村)

まち・ひと・しごと創生法の概要

目的 (第1条)

少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、まち・ひと・しごと創生(※)に関する施策を総合的かつ計画的に実施する。

※まち・ひと・しごと創生：以下を一体的に推進すること。

まち…国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営める地域社会の形成

ひと…地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保

しごと…地域における魅力ある多様な就業の機会の創出

基本理念 (第2条)

①国民が個性豊かで魅力ある地域社会で潤いのある豊かな生活を営めるよう、それぞれの地域の実情に応じた環境を整備

②日常生活・社会生活の基盤となるサービスについて、需要・供給を長期的に見通しつつ、住民負担の程度を考慮して、事業者・住民の理解・協力を得ながら、現在・将来における提供を確保

③結婚・出産(は個人の決定に基づくものであることを基本としつつ、結婚・出産・育児について希望を持てる社会が形成されるよう環境を整備

④仕事と生活の調和を図れるよう環境を整備

⑤地域の特性を生かした創業の促進・事業活動の活性化により、魅力ある就業の機会を創出

⑥地域の実情に応じ、地方公共団体相互の連携協力による効果的かつ効果的な行政運営の確保を図る

⑦国・地方公共団体・事業者が相互に連携を図りながら協力するよう努める

まち・ひと・しごと
創生本部
(第11条～第20条)

本部長：
内閣総理大臣
副本部長(予定)：
内閣官房長官
地方創生担当大臣
本部員：
上記以外の全閣僚

案の作成
実施の推進

まち・ひと・しごと創生
総合戦略(閣議決定)
(第8条)

内容：まち・ひと・しごと
創生に関する目標や施策
に関する基本的方向等
※人口の現状・将来見通
しを踏まえるとともに、
客観的指標を設定

勘案

都道府県まち・ひと・しごと創生
総合戦略(努力義務)(第9条)

内容：まち・ひと・しごと創生に関する
目標や施策に関する基本的方向等

勘案

市町村まち・ひと・しごと創生
総合戦略(努力義務)(第10条)

内容：まち・ひと・しごと創生に関する
目標や施策に関する基本的方向等

勘案

施行期日：公布日(平成26年11月28日)。ただし、創生本部・総合戦略に関する規定は、平成26年12月2日。

地方創生をめぐる現状認識

- ◎ 人口減少の現状 ⇒ 2017年の総人口は、前年に比べ、22万7千人減少し7年連続の減少。合計特殊出生率は前年を下回る1.43となり、年間出生数は94.6万人となった。
- ◎ 東京一極集中の傾向 ⇒ 東京圏へ約12万人の転入超過、東京一極集中の傾向が継続。
- ◎ 地域経済の現状 ⇒ 雇用・所得環境の改善が続く一方、東京圏とその他の地域との間には一人当たり県民所得等に差が生じている。また、地方において大多数を占める中小企業は、大企業と比べて人手不足感が高まっている。

人口減少と地域経済縮小の克服 / まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立

第1期「総合戦略」の総仕上げに向けて

基本的認識

- ◎ 中間年におけるKPIの総点検を踏まえ、「ひと」と「しごと」に焦点を当てた、「わくわく地方生活実現政策パッケージ」を策定。
- ◎ 「まち」に焦点を当てた、地方の魅力を高めるまちづくりの推進に向けて検討。

「わくわく地方生活実現政策パッケージ」の着実な実行

- ◎ UIJターンによる起業・就業者創出
- ◎ 女性・高齢者等の活躍による新規就業者の掘り起こし
- ◎ 地方における外国人材の受入れ等

地方の魅力を高めるまちづくりの推進

- ◎ 中枢中核都市の機能強化
- ◎ 人口減少に対応した「まち」への再生

次のステージに向けて

- ◎ 国は第1期の総仕上げに取り組むとともに、Society5.0の実現やSDGs達成に向けた取組をはじめとする現在と将来の社会的変化を見据え、地方創生の新たな展開としての飛躍に向け、次期の総合戦略策定の準備を開始する。
- ◎ 地方公共団体においても、現行の「地方版総合戦略」の進捗状況を検証するとともに、各地域の実情を踏まえ、現行の「地方版総合戦略」の総仕上げと次期「地方版総合戦略」における政策課題の洗い出し等を進めることが必要である。

政策の企画・実行に当たっての基本方針

1. 従来の政策の検証
2. 創生に向けた政策5原則
自立性、将来性、地域性、直接性、結果重視の政策原則に基づく
3. 国と地方の取組体制とPDCA整備
確かな根拠に基づく政策立案（EBPM^{*}）の考え方の下、データに基づく総合戦略、多様な関係者や専門家の知見の取り入れ、政策間、地域間連携の推進
※Evidence-Based Policy Makingの略

今後の政策の方向

政策の基本目標

成果（アウトカム）を重視した目標設定

- 【基本目標①】
地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする
- 【基本目標②】
地方への新しいひとの流れをつくる
- 【基本目標③】
若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- 【基本目標④】
時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

地方創生の深化に向けた施策の推進（政策パッケージ）

1. 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする

- (ア) 生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組
- (イ) 観光業を強化する地域における連携体制の構築
- (ウ) 農林水産業の成長産業化
- (エ) 地方への人材還流、地方での人材育成、地方の雇用対策

「女性・高齢者等の活躍による新規就業者の掘り起こし」
「地方における外国人材の受入れ」の記載追加

2. 地方への新しいひとの流れをつくる

- (ア) 政府関係機関の地方移転
- (イ) 企業の地方拠点強化等
- (ウ) 地方における若者の修学・就業の促進
- (エ) 子供の農山漁村体験の充実
- (オ) 地方移住の推進

「子供の農山漁村体験の充実」の記載拡充

「地域おこし協力隊」の拡充」の記載拡充
「UIJターンによる起業・就業者創出」の記載追加

3. 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

- (ア) 少子化対策における「地域アプローチ」の推進
- (イ) 若い世代の経済的安定
- (ウ) 出産・子育て支援
- (エ) 地域の実情に即した「働き方改革」の推進（ワーク・ライフ・バランスの実現等）

4. 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

- (ア) まちづくり・地域連携 ← 「中枢中核都市の機能強化」の記載追加
- (イ) 「小さな拠点」の形成（集落生活圏の維持）
- (ウ) 東京圏をはじめとした大都市圏の医療・介護問題・少子化問題への対応
- (エ) 住民が地域防災の担い手となる環境の確保
- (オ) ふるさとづくりの推進
- (カ) 健康寿命をのばし生涯現役で過ごせるまちづくりの推進
- (キ) 温室効果ガスの排出削減と気候変動への適応を進める地域づくり
- (ク) 地方公共団体における持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取組の推進

地方創生版・三本の矢

地方が「自助の精神」を持って取り組むことが重要であり、国としては、引き続き、意欲と熱意のある地域の取組を、情報、人材、財政の三つの側面から支援

情報支援

- ◎ 地域経済分析システム（RESAS^{*}）の普及促進
※Regional Economy (and) Society Analyzing Systemの略

人材支援

- ◎ 地方創生カレッジ
- ◎ 地方創生コンシェルジュ
- ◎ 地方創生人材支援制度

財政支援

- ◎ 地方創生推進交付金・拠点整備交付金
- ◎ 地方財政対策（まち・ひと・しごと創生事業費）
- ◎ 税制（企業版ふるさと納税等）

参考

都道府県・市区町村人口順 R2. 10. 1国勢調査確定値

《全国1747団体》
特別区23、市792、町村932

団体名	人口	順位
全国	126,146,099	
東京都	14,047,594	
特別区部	9,733,276	
神奈川県	9,237,337	
大阪府	8,837,685	
愛知県	7,542,415	
埼玉県	7,344,765	
千葉県	6,284,480	
兵庫県	5,465,002	
北海道	5,224,614	
福岡県	5,135,214	
横浜市	3,777,491	1
静岡県	3,633,202	
茨城県	2,867,009	
広島県	2,799,702	
大阪市	2,752,412	2
京都府	2,578,087	
名古屋市	2,332,176	3
宮城県	2,301,996	
新潟県	2,201,272	
長野県	2,048,011	
岐阜県	1,978,742	
札幌市	1,973,395	4
群馬県	1,939,110	
栃木県	1,933,146	
岡山県	1,888,432	
福島県	1,833,152	
三重県	1,770,254	
熊本県	1,738,301	
福岡市	1,612,392	5
鹿児島県	1,588,256	
川崎市	1,538,262	6
神戸市	1,525,152	7
沖縄県	1,467,480	
京都市	1,463,723	8
滋賀県	1,413,610	
山口県	1,342,059	
愛媛県	1,334,841	
奈良県	1,324,473	
さいたま市	1,324,025	9
長崎県	1,312,317	
青森県	1,237,984	
岩手県	1,210,534	
広島市	1,200,754	10
石川県	1,132,526	
大分県	1,123,852	
仙台市	1,096,704	11
宮崎県	1,069,576	
山形県	1,068,027	
富山県	1,034,814	
千葉市	974,951	12
秋田県	959,502	
香川県	950,244	
世田谷区	943,664	13
北九州市	939,029	14
和歌山県	922,584	
堺市	826,161	15
佐賀県	811,442	
山梨県	809,974	
浜松市	790,718	16
新潟市	789,275	17
福井県	766,863	
練馬区	752,608	18

団体名	人口	順位
大田区	748,081	19
熊本市	738,865	20
相模原市	725,493	21
岡山市	724,691	22
徳島県	719,559	
江戸川区	697,932	23
足立区	695,043	24
静岡市	693,389	25
高知県	691,527	
島根県	671,126	
船橋市	642,907	26
川口市	594,274	27
鹿児島市	593,128	28
杉並区	591,108	29
板橋区	584,483	30
八王子市	579,355	31
鳥取県	553,407	
姫路市	530,495	32
江東区	524,310	33
宇都宮市	518,757	34
松山市	511,192	35
松戸市	498,232	36
市川市	496,676	37
東大阪市	493,940	38
西宮市	485,587	39
大分市	475,614	40
倉敷市	474,592	41
金沢市	463,254	42
福山市	460,930	43
尼崎市	459,593	44
葛飾区	453,093	45
藤沢市	436,905	46
町田市	431,079	47
柏市	426,468	48
品川区	422,488	49
豊田市	422,330	50
高松市	417,496	51
富山市	413,938	52
長崎市	409,118	53
岐阜市	402,557	54
豊中市	401,558	55
宮崎市	401,339	56
枚方市	397,289	57
横須賀市	388,078	58
吹田市	385,567	59
岡崎市	384,654	60
一宮市	380,073	61
長野市	372,760	63
高崎市	372,973	62
豊橋市	371,920	64
和歌山市	356,729	65
北区	355,213	66
奈良市	354,630	67
川越市	354,571	68
高槻市	352,698	69
新宿区	349,385	70
大津市	345,070	71
中野区	344,880	72
所沢市	342,464	73
越谷市	341,621	74
いわき市	332,931	75
前橋市	332,149	76
旭川市	329,306	77

団体名	人口	順位
郡山市	327,692	78
高知市	326,545	79
那覇市	317,625	80
春日井市	308,681	81
秋田市	307,672	82
四日市市	305,424	83
明石市	303,601	84
久留米市	303,316	85
豊島区	301,599	86
盛岡市	289,731	87
目黒区	288,088	88
茨木市	287,730	89
福島市	282,693	90
青森市	275,192	91
津市	274,537	92
墨田区	272,085	93
水戸市	270,685	94
市原市	269,524	95
長岡市	266,936	96
八尾市	264,642	97
府中市	262,790	98
福井市	262,328	99
加古川市	260,878	100
港区	260,486	101
平塚市	258,422	102
下関市	255,051	103
徳島市	252,391	104
函館市	251,084	105
草加市	248,304	106
山形市	247,590	107
富士市	245,392	108
渋谷区	243,883	109
佐世保市	243,223	110
調布市	242,614	111
茅ヶ崎市	242,389	112
つくば市	241,656	113
松本市	241,145	114
文京区	240,069	115
大和市	239,169	116
佐賀市	233,301	117
春日部市	229,792	118
寝屋川市	229,733	119
上尾市	226,940	120
宝塚市	226,432	121
厚木市	223,705	122
八戸市	223,415	123
太田市	223,014	124
荒川区	217,475	125
呉市	214,592	126
伊勢崎市	211,850	127
台東区	211,444	128
西東京市	207,388	129
松江市	203,616	130

※以上20万人以上の団体

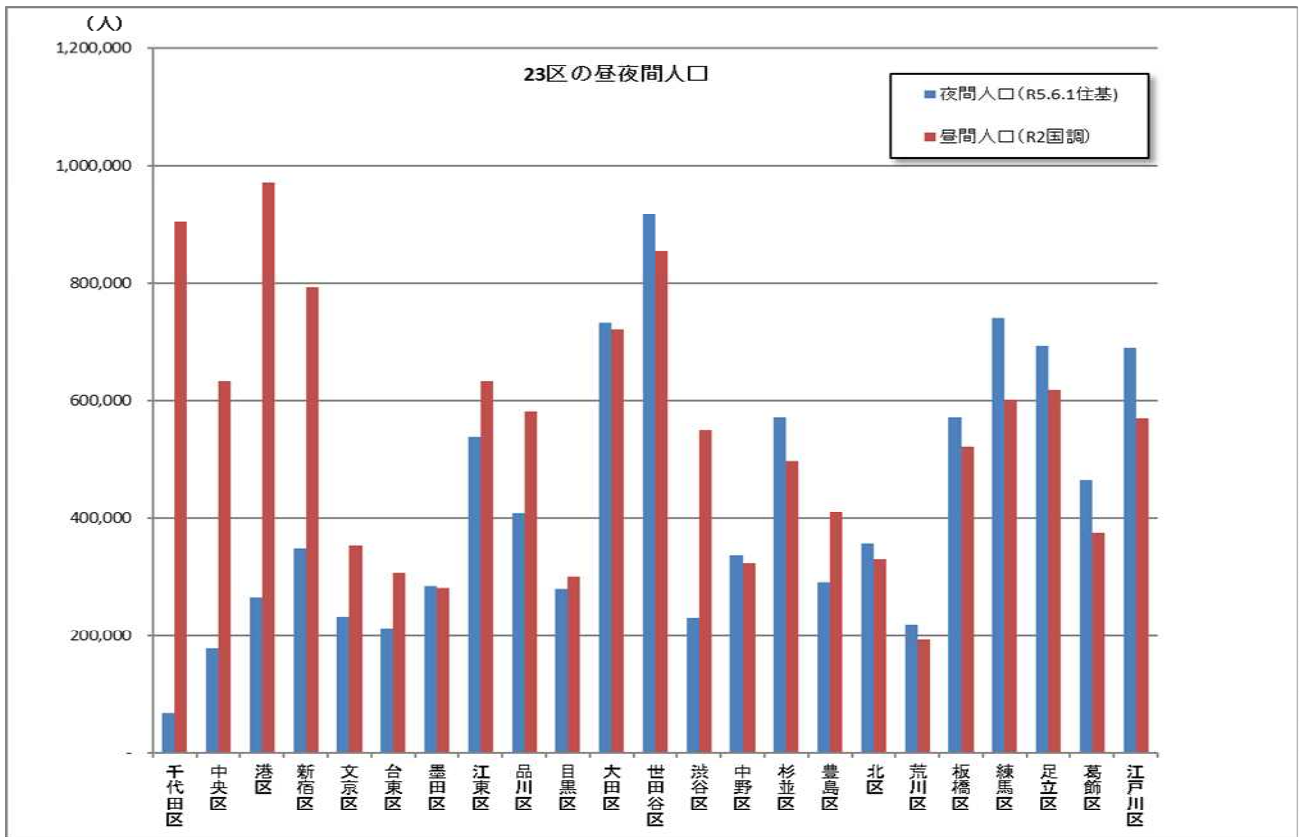
(以下、特別区のみ標記)

中央区	169,179	158
千代田区	66,680	415

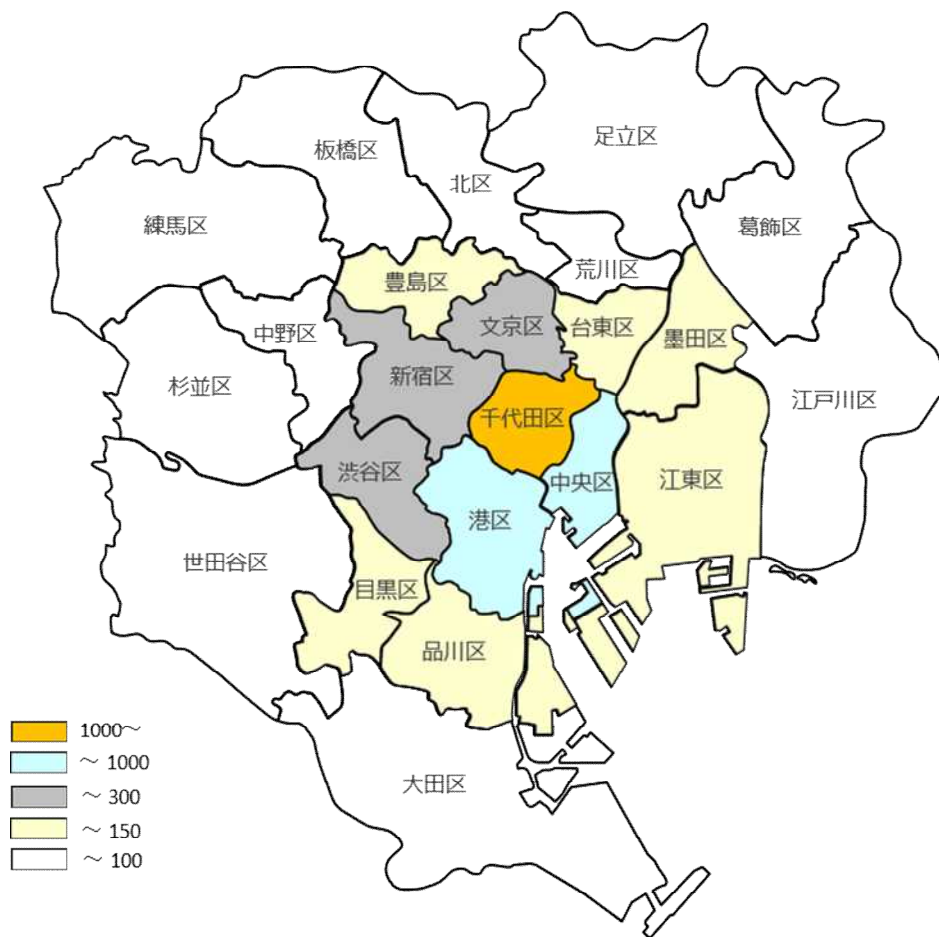
指定都市20
中核市62(標記60)
施行時特例市23(標記18)
(R4.1.1現在)

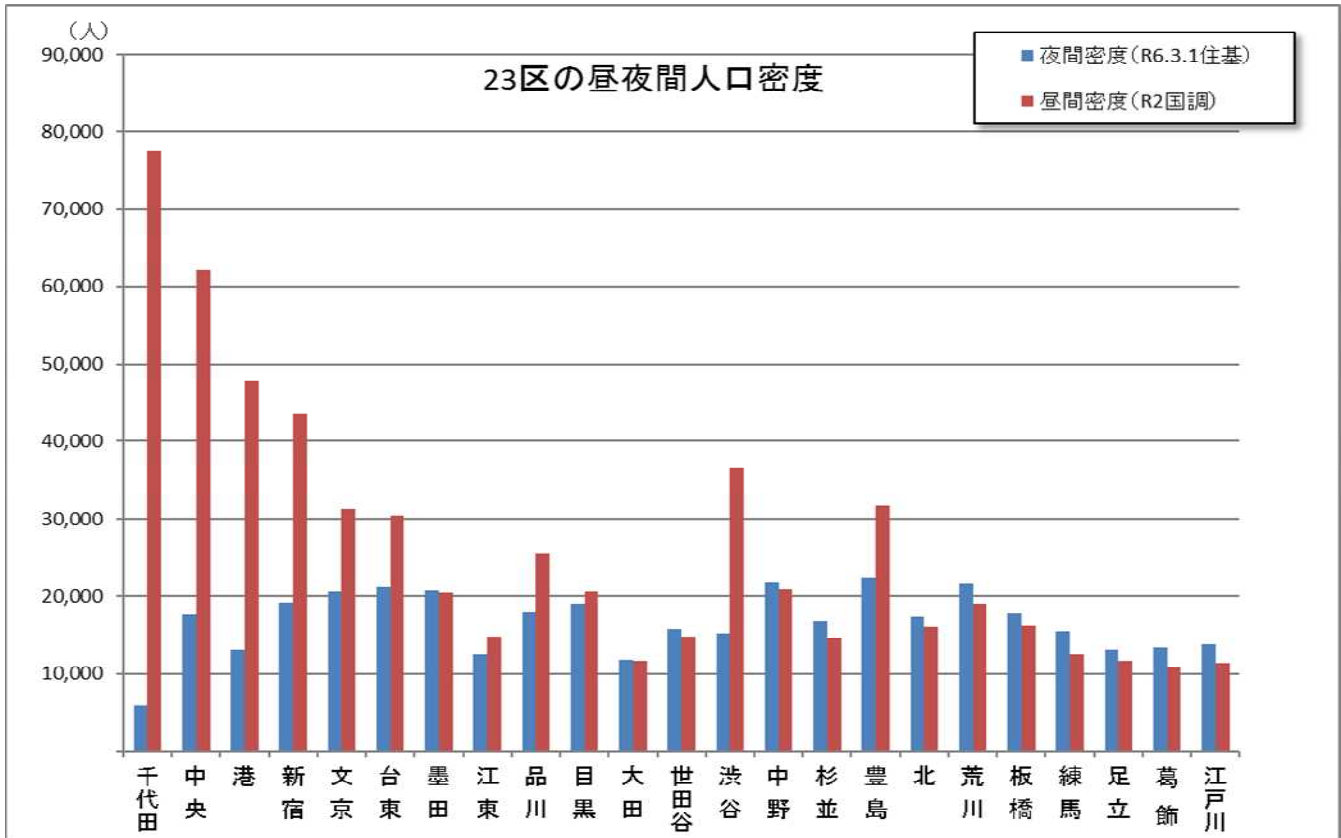
(参考)特別区の基礎データ

区名	人口 R6.3.1現在 住基登録数 人	昼間人口 R2国調 人	面積 R5.10.1現在 km ²	財政規模(R4年度普通会計決算)		
				歳出総額 千円	特別区税 千円	財調交付金 千円
千代田	68,851	903,780	11.66	66,236,416	22,504,047	7,405,003
中央	179,599	633,390	10.21	134,823,054	35,639,508	24,080,725
港	266,632	972,673	20.36	172,047,888	96,964,351	2,663,729
新宿	349,074	793,528	18.22	172,138,976	53,938,970	29,668,727
文京	232,192	353,648	11.29	132,020,929	38,575,490	27,702,751
台東	213,009	307,176	10.11	116,401,427	25,509,635	30,269,117
墨田	284,932	281,971	13.77	135,845,720	27,946,562	44,019,538
江東	538,918	633,813	42.99	232,505,093	59,092,445	65,815,679
品川	408,477	582,156	22.85	188,940,434	56,653,664	45,093,826
目黒	279,459	301,801	14.67	123,596,554	49,323,164	18,310,488
大田	733,240	722,027	61.86	301,311,510	79,559,020	77,137,109
世田谷	917,771	854,838	58.05	375,041,261	133,415,932	66,610,106
渋谷	230,683	551,344	15.11	121,400,300	61,228,657	4,178,683
中野	337,515	325,767	15.59	162,275,994	38,153,538	44,701,125
杉並	572,677	498,067	34.06	221,710,442	69,572,837	51,370,044
豊島	291,375	412,070	13.01	144,701,202	35,838,537	35,263,678
北	357,766	332,018	20.61	175,889,006	32,654,677	58,374,507
荒川	219,465	193,640	10.16	108,865,699	19,423,988	42,899,942
板橋	572,677	523,358	32.22	251,504,596	49,955,947	77,777,740
練馬	741,257	601,359	48.08	309,119,117	71,511,170	99,253,496
足立	693,238	619,375	53.25	326,844,422	53,545,141	111,610,532
葛飾	466,657	376,832	34.80	239,189,268	36,655,020	85,212,510
江戸川	689,576	571,717	49.90	317,060,115	58,639,858	110,951,438
計	9,645,040	12,346,348	622.83	4,529,469,423	1,206,302,158	1,160,370,493

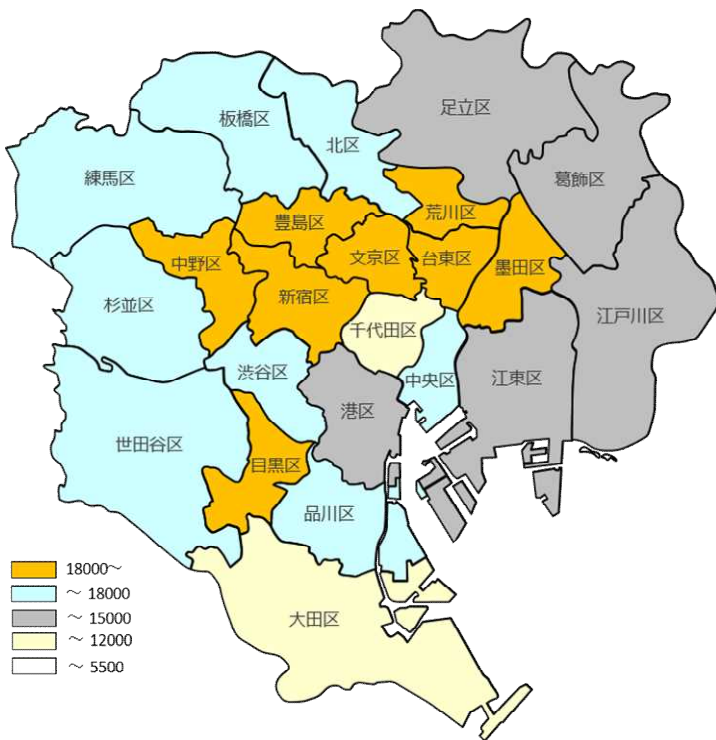


23区の昼夜間人口比率





夜間人口密度 (人/㎢)



昼間人口密度 (人/㎢)

